

令和 3 年 3 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 3 年 3 月 3 日 開会

令和 3 年 3 月 1 6 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和3年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（3月3日）

議事日程	3
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
職務のため出席した者の職氏名	7
代表監査委員挨拶	8
全国町村議会議長会表彰伝達	8
開会の宣告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
諸般の報告	9
行政報告	10
一般質問	18
山本幸一郎君	18
馬場 績君	36
議案第3号から議案第47号の一括上程、説明	59
延会の宣告	123

第 2 号（3月15日）

議事日程	125
出席議員	128
欠席議員	128
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	128
職務のため出席した者の職氏名	129
開議の宣告	130
議事日程の報告	130
議案第3号の質疑、討論、採決	130
議案第4号の質疑、討論、採決	140
議案第5号の質疑、討論、採決	143

議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 4 5
議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 4 6
議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 4 6
議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 4 9
日程の追加	1 5 3
議案第 1 0 号訂正の件	1 5 3
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 5 4
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 5 9
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 5 9
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 6 2
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 6 6
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	1 6 6
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	1 6 7
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	1 7 3
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	1 7 3
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	1 7 8
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	1 8 0
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	1 8 1
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	1 8 4
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	1 8 4
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	1 8 6
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	2 0 3
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	2 0 3
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	2 0 4
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	2 0 4
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	2 0 5
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	2 0 5
延会の宣告	2 0 6

第 3 号 (3 月 1 6 日)

議事日程	2 0 7
出席議員	2 0 8

欠席議員	208
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	208
職務のため出席した者の職氏名	209
開議の宣告	210
議事日程の報告	210
議案第37号の質疑、討論、採決	210
議案第38号の質疑、討論、採決	265
議案第39号の質疑、討論、採決	266
議案第40号の質疑、討論、採決	266
議案第41号の質疑、討論、採決	267
議案第42号の質疑、討論、採決	270
議案第43号の質疑、討論、採決	271
議案第44号の質疑、討論、採決	272
議案第45号の質疑、討論、採決	272
議案第46号の質疑、討論、採決	273
議案第47号の質疑、討論、採決	273
国道114号整備促進特別委員会報告	274
請願第1号の討論、採決	275
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	276
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	277
発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	277
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	278
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	279
町長挨拶	279
閉会の宣告	281

浪江町告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 3 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 3 年 2 月 5 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和 3 年 3 月 3 日（水） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1 番	大 浦 泰 夫 君	2 番	石 井 悠 子 君
3 番	高 野 武 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	半 谷 正 夫 君	6 番	紺 野 則 夫 君
7 番	佐々木 勇 治 君	8 番	平 本 佳 司 君
9 番	山 崎 博 文 君	10 番	渡 邊 泰 彦 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	山 本 幸一郎 君
13 番	泉 田 重 章 君	14 番	紺 野 榮 重 君
15 番	佐 藤 文 子 君	16 番	馬 場 績 君

不応招議員（なし）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 3 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 3 年 3 月 3 日（水曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 一般質問 | |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 浪江町復興計画【第三次】の策定について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 浪江町環境基本条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 | 東日本大震災等による被災者に対する令和 3 年度の町税の減免に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 | 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 10 号 | 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 11 号 | 浪江町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 12 号 | 浪江町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 13 号 | 浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 14 号 | 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 15 号 | 浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する |

日程第 1 9	議案第 1 6 号	る基準を定める条例の一部改正について 浪江町指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 1 7 号	浪江町出産祝い金支給条例の一部改正につ いて
日程第 2 1	議案第 1 8 号	浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する 条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 1 9 号	浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理 に関する条例の一部改正について
日程第 2 3	議案第 2 0 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変 更について
日程第 2 4	議案第 2 1 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 2 5	議案第 2 2 号	工事請負契約の締結について（本庁舎改修 工事（第 2 期））
日程第 2 6	議案第 2 3 号	工事請負契約の締結について（町道一里檀 大町線道路改築工事（3 工区））
日程第 2 7	議案第 2 4 号	工事請負契約の変更について（浪江町南産 業団地造成工事）
日程第 2 8	議案第 2 5 号	工事請負契約の変更について（春卯野ため 池環境保全整備工事）
日程第 2 9	議案第 2 6 号	工事請負契約の変更について（聖沢ため池 環境保全整備工事）
日程第 3 0	議案第 2 7 号	工事請負契約の変更について（台風 1 9 号 道路災害復旧工事（1））
日程第 3 1	議案第 2 8 号	工事請負契約の変更について（台風 1 9 号 河川災害復旧工事（2））
日程第 3 2	議案第 2 9 号	工事請負契約の変更について（橋梁補修工 事（酒田橋））
日程第 3 3	議案第 3 0 号	令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 3 4	議案第 3 1 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会 計補正予算（第 5 号）
日程第 3 5	議案第 3 2 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施 設事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 3 6	議案第 3 3 号	令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計

		補正予算（第4号）
日程第37	議案第34号	令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
日程第38	議案第35号	令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第39	議案第36号	令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第40	議案第37号	令和3年度浪江町一般会計予算
日程第41	議案第38号	令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第42	議案第39号	令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第43	議案第40号	令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第44	議案第41号	令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第45	議案第42号	令和3年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第46	議案第43号	令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第47	議案第44号	令和3年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第48	議案第45号	令和3年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第49	議案第46号	令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
日程第50	議案第47号	令和3年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町	佐藤長良樹君
副町	小林長弘典君	教	育笠井長淳一君
代表監査委員	山本邦一君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
吉 田 厚 志 君
書 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 査 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和３年浪江町議会３月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうをささげたいと思います。

ご起立ください。

〔黙とう〕

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いをいたします。

◎代表監査委員挨拶

○議長（佐々木恵寿君） ここで、本年１月１日より就任された山本邦一代表監査委員からご挨拶をお願いいたします。

○代表監査委員（山本邦一君） おはようございます。

ただいまご紹介いただきました山本邦一です。

１月１日から監査委員ということで、現在、職務を執っているところでございます。

出身は室原でございます。

職務を執行するに当たっては、中立公正な立場で事務事業の適合性とか効率性とか経済性とかいう視点で、それを主眼として監査するようになりますが、可能な限りは町民目線で取り組みたいと思っております。

今後４年間、どうぞよろしくお願いいたします。

◎全国町村議会議長会表彰伝達

○議長（佐々木恵寿君） 次に、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。

事務局長。

○事務局長（吉田厚志君） 泉田重章議員におかれましては、議員在職期間が15年以上となり、全国町村議会議長会の表彰を受けられましたので、議長から表彰状の伝達を行います。

議長、泉田議員、前へお進みください。

[拍手]

◎開会の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、令和3年浪江町議会3月定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、12番、山本幸一郎君、13番、泉田重章君、14番、紺野榮重君を指名します。

◎会期の決定

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。今期定例会の会期は、配付のとおり、本日から16日までの14日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの14日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。3日、15日及び16日を本会議とし、4日から14日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第４、行政報告を行います。

行政報告は、町長からお願いします。

町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） おはようございます。

ここに、令和３年浪江町議会３月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、東日本大震災からまもなく10年が経過しようとしております。

１月末現在の町内の居住人口は、989世帯、1,579人となっており、前年同期から202世帯、352人が増えており、徐々にではありますが、町内で暮らしを再開する町民が増え続けております。

先般公表されました住民意向調査においては、「既に浪江町に戻っている」と答えた方と「戻りたいと考えている」と答えた方の割合が18.9パーセントと、前年の調査に比べ１％増加する結果となりました。また、「判断がつかない」と答えた方が25.3％となっており、その要因として、「医療・介護の復旧時期のめど」や「商業やサービス業などの施設の復旧時期のめど」など生活環境に関するニーズが挙げられております。

令和３年度当初予算につきましては、震災から11年目に新たなフェーズに入る年と位置づけ、より多くの町民の皆様が帰ろうと思える生活環境の整備に向けた編成を行いましたので、その一端を述べさせていただきますと思います。

来たる令和３年度は、東日本大震災及び原発事故から11年目、浪江町復興計画第三次及び政府が定める第２期復興・創生期間の初年度となり、まちづくりは新たな段階に入ります。

一般会計当初予算は、総額244億6,900万円で、前年度と比較して28.2％の減と規模は縮小したものの、復興計画第三次に掲げられた各施策を推進するとともに、持続可能なまちづくりに向けた取組に重きを置いた予算編成となりました。

歳入におきましては、自主的・安定的な財政運営に必要な自主財源として、町税、使用料・手数料の確保に努めました。一方、地方

交付税等の大幅な増加が見込めず、一般財源総額は前年度比2.1%の減となるなど、引き続き厳しい財政状況となっています。

こういった中ではありますが、福島再生加速化交付金などの復興財源を最大限に活用しつつ、過疎債等の有利な町債の発行や、浪江町復旧・復興基金等の取崩しにより、財源確保を図りました。

歳出におきましては、浪江駅周辺の中心市街地の整備やふれあいセンターなみえ跡地への介護関連施設、アスレチック施設、公民館・図書館機能を持つ復興まちづくり支援施設の整備費用を計上いたしました。

また、生業の再生に向けて、木材製品生産拠点、乾燥調製貯蔵施設、育苗施設、復興牧場等の整備を進め、一部施設では令和3年度内の供用開始を目指しています。

さらに、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組として、水素エネルギーの普及・拡大に向けた実証事業費や棚塩RE100産業団地の整備費など計上したほか、帰還や移住・定住を推進する取組として、移住を検討されている方に対する支援、新規就農者への各種支援、町内での子育て世帯等への育児支援等に係る費用を計上いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策としては、ワクチン接種の関連経費や町内事業者を支援するための光熱費等の補助金を計上しております。

帰還困難区域においては、室原地区への防災拠点施設整備、つま活性化センターや陶芸の杜おおぼりの復旧、災害公営住宅整備など、特定復興再生拠点の避難指示解除に向けた整備を進めてまいります。

こうした様々な施策の推進に向けて、4月より一部事務組織を見直し、建設課、現在のまちづくり整備課内に中心市街地整備室、産業振興課内に新エネルギー推進係をそれぞれ新設し、推進体制を強化することといたしました。

当町の復興は、これまで蒔いてきた復興の種が芽を出し、着実に成長を続けています。

3月20日には、道の駅なみえのグランドオープンを迎えます。

町民の皆様が「住んでいたい」と思えるまち、また、町外の方が「住んでみたい」と思えるまちを目指し、持続可能なまちづくりの実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、議会及び町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、12月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告

をいたします。

初めに、福島県沖地震の対応についてご報告いたします。

2月13日午後11時8分に発生した福島県沖を震源とするマグニチュード7.3、最大震度6強の大地震は、福島、宮城を中心に大きな被害をもたらしました。

当町においては震度6弱を観測し、発災直後、一部地域において停電や断水が発生し、速やかに災害対策本部を設置して避難所を開設するなど、町民の安全確保に努めました。

町内の被害状況ですが、人的被害はなかったものの、住家においては屋根瓦や外壁が崩落する被害が9件、公共施設においては窓ガラスなどの破損や地盤沈下等の被害などが10件発生しました。

今後、さらなる余震が懸念されますので、引き続き迅速な対応が図れるよう、万全な体制維持と町民の防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてご報告いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の高齢者向けの接種が4月以降に開始される予定となっており、現在準備を進めております。

町内に居住されている方については、集団接種を予定しており、先行接種の対象となる高齢者への接種券については、3月中に発送を予定しております。

また、町外に避難されている方については、避難先自治体で接種が受けられるよう、福島県が調整を進めております。

次に、国民健康保険等の一部負担金等の免除の継続についてご報告いたします。

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険につきましては、原発事故の特例措置による一部負担金等の免除措置が、旧避難指示区域等の上位所得世帯を除き、令和3年7月31日まで期間を延長することとなり、2月下旬に対象者へ一部負担金等免除証明書を送付いたしました。

次に、浪江町の復興加速に向けた協議会についてご報告いたします。

2月21日に、江島原子力災害現地対策本部長、横山復興副大臣の出席のもと、東京と浪江をつなぐオンラインにより当協議会を開催いたしました。

会議では、ワーキンググループなどによるこれまでの成果の確認を行い、町からは、議長とともに、新型コロナウイルス感染症対策や帰還困難区域の再生、中心市街地整備をはじめ、町の課題について

て要望を行いました。

引き続き、本協議会の枠組みを活かし、課題解決に取り組んでまいります。

次に、帰還困難区域を抱える町村の協議会の要望活動についてご報告いたします。

前会長の任期満了に伴い、令和2年12月25日付で私が同協議会の会長の職を引き継ぎました。

本年2月26日には、帰還困難区域を抱える富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村の首長及び議会議長と連名で、原子力災害現地対策本部長、復興大臣、環境大臣宛てに帰還困難区域の復旧・再生に向けた特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除に向けた具体的な方針の明示や特定復興再生拠点区域の拡大、拠点区域外の除染・家屋解体を求める要望書を提出いたしました。

今後も引き続き関係町村と連携を密にしながら、国と協議を進めてまいります。

次に、ふるさと産品事業についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急経済対策の一環として、町の産品事業者及び町民の生活支援を目的として、浪江町の産品を町民の皆様にお贈りするふるさと産品事業の準備を進めてまいりました。

このたび、40事業者、70品目をまとめた産品カタログが完成し、2月以降、町民の皆様にお届けをしております。

町民の皆様には、カタログから1万ポイント分の好きな産品を申し込んでいただくことができます。申込期限は4月末となっておりますので、この機会に浪江町ゆかりの品々・サービスに触れていただければ幸いです。

次に、企業や団体等の連携協定の締結についてご報告いたします。

1月25日に、住友商事株式会社と、水素の利活用およびまちづくりに関する連携協定を締結いたしました。

同社の有する専門的、技術的な知見により、マルチ水素ステーションの整備に向けた検討を進めるとともに、居住・定住施策に関しても共に推進してまいります。

また、2月2日に、双葉町・南相馬市及び日産自動車株式会社をはじめとするパートナー企業8社と、福島県浜通り地域における新しいモビリティを活用したまちづくり連携協定を締結いたしました。

各社が保有する先進技術やノウハウを結集し、誰もが利用しやすい交通サービスの構築に向けた検討を進めるとともに、夢と希望のある持続可能な未来のまちづくりを推進してまいります。

さらに、東日本大震災及び原子力発電所以降、今日まで10年にわたり当町の復興のために多大なご支援を賜りました岡山県赤磐市と、震災から10年という一つの節目を迎えるに当たり、地域活性化包括連携協定を締結することといたしました。

3月8日に赤磐市を訪問し、協定に署名してまいります。

これまでの支援への感謝と今後のさらなる協力・連携を推進し、相互の地域発展を目指してまいります。

次に、アメリカ・カリフォルニア州ランカスター市との連携についてご報告いたします。

昨年10月に外交ルートを通じて、同市から世界最大級の水素製造施設のある福島水素エネルギー研究フィールドを立地する本町と、水素社会の実現に向けて連携を図りたいと申し出をいただきました。

同市は、米国で初めて再生可能エネルギーで域内需要を超える発電を実現するなど、再生可能エネルギー分野の先進地であります。

次年度の連携協定締結に向けて準備を進めてまいります。

次に、花卉生産振興についてご報告をいたします。

新たな振興作物として生産拡大と担い手育成を進めてきた花卉栽培におきまして、電気設備事業者の株式会社恒栄電設が新たに農業法人として参入し、今年度より営農の準備を進め、2月に幾世橋地区において初めての定植作業を行いました。

また、特定復興再生拠点の室原地区において、花卉栽培の営農準備を進めてきた農業者につきましても、3月中旬に同地区内で定植作業を行う予定となっております。

主たる品目はいずれもトルコギキョウであり、花の産地化に向け、引き続き担い手育成・支援に努めてまいります。

次に、農業法人の誘致についてご報告をいたします。

福島さくら農協と相双官民合同チームとの連携により、群馬県のネギ生産法人、有限会社青高ファームと株式会社群馬電機工業を誘致することとなり、川添上ノ原地区の農地を活用して生産を拡大するため、地元農業者との農地の調整を進めてまいりました。

2月中旬から圃場の土壌改良を開始しており、今月には定植が始まる予定となっております。

初年度は約6ヘクタールの作付が予定されておりますが、将来的には50ヘクタール以上の大規模経営を計画しています。

今後も、農業法人の誘致を含めた担い手の確保を進め、農業再生を進めてまいります。

次に、水産加工団地への企業誘致についてご報告いたします。

水産加工団地2社目となる株式会社サンエイ食品の加工施設につ

きまして、10月から建設工事が進められていましたが、2月に工事が竣工いたしました。

加工施設では、海苔のほか、請戸漁港などで水揚げされたタコやツブ貝の加工品を製造する予定となっております。

次に、棚塩排水機場の復旧状況についてご報告いたします。

東日本大震災の津波により被災した棚塩排水機場について、東北農政局により災害復旧工事が行われ、今月全面復旧いたします。

復旧に当たっては、以前設置されていた場所から400メートルほど上流に再建され、舁倉樋門と一体で稼働させることとなります。

今後は、国から町に譲渡される予定となっており、譲受後は適切な管理に努めてまいります。

次に、町内での事業活動状況の支援についてご報告いたします。

3月1日現在の町内での事業者活動状況については、再開・新規合わせて186事業所となっており、平成29年3月時点の49事業所から137事業所が増えたところであります。

町としては、さらなる生活利便性向上のため関係機関と連携し、再開事業者が安心して事業が継続できるよう、また、新規事業者が参入しやすいよう、環境整備に努めてまいります。

次に、道の駅なみえの整備状況についてご報告いたします。

整備を進めてまいりました地場産品販売施設につきましては、3月20日にグランドオープンを迎える運びとなっており、地域振興施設内の無印良品道の駅なみえ店も同日にオープンする運びとなっております。

また、道の駅北側の請戸川堤防につきましても、福島県により親水エリアの整備が進められており、町民はもとより町を訪れる方々からも親しまれる、一体的な憩いの場として整備を進めております。

次に、プレミアム付商品券についてご報告いたします。

今年度の販売実績は、購入者数4,382人、登録店舗数96店舗、販売金額2億4,541万円、プレミアム率を含む額としては3億6,811万5,000円であり、昨年度を大幅に上回る利用をいただきました。

町内再開事業者、町民両方から大変好評をいただき、町内での需要喚起・地域経済活性化が図られました。

次に、町内イベント事業についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、集客イベントが軒並み中止となる中、1月1日の元旦に、震災後初めてとなる請戸海岸をゴールとした「あるけあるけ初日詣大会」を開催いたしました。

大会には、早朝にもかかわらず、およそ150人の方々が約5キロの道のりを歩いて請戸海岸に向かい、会場直接の参加者と合わせて

300人の方々にご参加をいただき、町の復興を願い、初日に思いを込めました。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取組についてご報告いたします。

産業団地整備につきましては、棚塩産業団地において本設展望台整備に着手いたしました。

イノベーション・コースト構想関連産業が集積されている棚塩産業団地における視察対応や、さらなる企業誘致活動に生かしてまいります。

企業誘致につきましては、藤橋産業団地に4社目となる富士コンピュータ株式会社との立地協定を締結いたしました。現在、春の操業に向けて建屋改修工事を行っております。

また、コロナ禍の影響で大幅に活動が制限されている中、2月25日に福島県主催に開催されました企業立地オンラインセミナーに出展し、新たな企業誘致活動を展開いたしました。

今後もあらゆる機会をとらえ、積極的かつ戦略的な誘致活動を行い、現在立地に向けご相談をいただいている企業に対しましても、しっかりと伴走支援を行いながら、一つでも多くの企業がこの浪江の地で立地実現できるよう、引き続き努力してまいります。

次に、水素利活用の取組状況についてご報告いたします。

3月1日、福島県と合同による水素燃料自動車の合同納車式を県庁で行いました。

今回導入した水素燃料自動車は、県内で登録自動車として初めて、福島水素エネルギー研究フィールドで作られた水素を充填した車両となります。

今後は、公用車として使用するほか、様々なイベント等において幅広く積極的に活用し、水素社会実現とゼロカーボンシティを進める当町の取組を積極的にPRしてまいります。

また、郡山観光交通などと連携し、水素をテーマとした郡山と浪江をつなぐ水素ツーリズムの実証にも着手し、3月に町内でのモニターツアーを実施することとしており、交流人口の拡大にも取り組んでまいります。

次に、木材製造生産拠点の整備状況についてご報告いたします。

町整備の建屋につきましては、建築工事、生産機械設置等がおおむね完了し、年度末の事業完了を迎える運びとなっております。

また、管理運営者となる株式会社ウッドコアが整備する建屋につきましても既に着手しており、令和3年上半期には竣工する予定となっております。

あわせて、外構工事も順次工事を進めており、令和3年の中頃にも施設全体の整備が完了する予定となっております。

引き続き、工程管理・安全管理を徹底しながら事業を進めてまいります。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況についてご報告いたします。

12月31日現在、県営及び市町村営合わせ1,413世帯、2,458人の方が、町外の復興公営住宅への入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

なみえ創成小・中学校において、新年度入学及び転入される予定の児童・生徒への説明会を、2月2日に開催いたしました。

新年度からは、なみえ創成小学校24名、なみえ創成中学校9名の児童・生徒が通学する予定となっております。

次に、生涯学習についてご報告いたします。

1月9日、地域スポーツセンターにおいて、令和3年成人式を実施いたしました。

実施に当たっては、出席者の1週間前からの体温測定の結果等を記入した体調管理シートの提出や、座席の間隔を空けて座るなど、新型コロナウイルス感染症予防に対策を講じたところであります。

当日は晴天にも恵まれ、新成人54名が参加し、ご来賓や保護者の方々が新成人の新たな門出を祝うとともに、ふるさとでの友人・恩師との再会を喜び合い、周囲の感謝の姿や、成人になった自覚、決意を新たにする姿が見られました。

次に、子育て関連についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を特に受けやすいひとり親家庭等への生活を支援するため実施しておりますひとり親家庭等特別給付金につきましては、2月28日現在で106名の方への支給が完了しております。

また、浪江にじいろこども園においては、新年度入園される予定の家庭への説明会を、2月17日に開催いたしました。

新年度からは、11名増となる27名が通園する予定となっております。

以上、12月定例会以降、現在までの取組についてご報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、復興計画の策定案件が1件、条例の制定及び改正案件が16件、字の区域変更案件が1件、町道の認定及び廃止案件が1件、契約の締結及び変更案件が8件、令和2年度補正予算案件が7件、令和3年度予算案件が11件

であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。一問一答方式については、質問答弁合わせて60分以内となります。質問は自席で行います。なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇ 山 本 幸一郎 君

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君の質問を許可します。

12番、山本幸一郎君。

[12番 山本幸一郎君登壇]

○12番（山本幸一郎君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので一般質問を一問一答方式でやらせていただきます。よろしくお願いします。

震災から10年がたとうとしております。

それに伴い、町内の施設の状況は、変わらないところ、変わっているところ、いろいろ見られますが、初めに、学校敷地等についての質問をさせていただきます。

学校は、学校解体後の敷地利用及び管理はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

解体となる小・中学校敷地の利用見込みにつきまして、幾世橋小学校と浪江中学校の敷地には、防災コミュニティセンターの整備を予定してございます。

また、苅野小学校敷地には、防災コミュニティセンター及び水稻育苗施設の整備を予定してございます。

加えて、一時的な利用といたしまして、浪江中学校敷地において水素柱上パイプラインの実証事業を行っております。

利用見込みのない敷地につきましては、その他の普通財産を含めまして、周辺の土地利用状況等を踏まえ、事業用地としての利用を

図りつつ、売却も視野に検討してまいります。

また、敷地の管理につきましては、利用用途が決まるまでの間、除草等の最低限の維持管理を行ってまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、今の答弁で、管理は決まるまで、除草等含めて実施すると言いますが、これはいつまで、今年度中ですか、解体は多分終わらないかと思うんですが、終わってからいつまでに、そのような売却もしくは管理の状況等を含めて、工程はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

現在、売却の工程等は決まっているものはございません。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、学校の解体は、いつまでが全て終わるのか。そして、その売却もしくは利用をする時期はいつからスタートされるのか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） 学校の解体スケジュールでございます。

学校の解体につきましては、先月、一部の小学校から開始されたということで、具体的な最終的な期限というところが、まだ定まっているところではございません。

そういったところもございまして、その状況を見ながら、その解体の状況を見ながら、順次、そのスケジュール等については皆様のほうにご報告をさせていただくと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 雲をつかむような答弁で、毎回毎回、この解体後の予定の時期がずれ込んでいるかと思うんですが、なぜこのようになっているのかが理解できません。

敷地の利用の目的があるならば、何月からその事業を開始するような報告はあったのにもかかわらず、次々と遅れている状況だと思われませんが、この原因はどんな、原因は環境省の解体が悪いのか、町の準備が悪いのか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） 解体のスケジュールの遅れに関しての件でございますけれども、町立学校の校舎の検討委員会が終わりました、その後、教育委員会事務局のほうで学校の見学

会を、昨年度実施いたしました。

その見学会を実施した後に、中の、いわゆる学校として後世に残していくべき必要な物品等の整理、それから廃棄するようなものの整理を行ったところでございます。

そういったところに少し時間がかかってしまったというところもございまして、その解体のほうになかなか着手できないといったところがありました。

それが終了したというところが荏野小学校、幾世橋小学校、それから大堀小学校、それから浪江中学校ということで、この4校につきましてはそれが終わったということで、速やかにこの2月から解体のほうに入らせていただくというようなスケジュールとなりました。

少し延びてしまったことにつきましては、私どものほうで事務的な、事務的というか、作業の若干の遅れがあったということで、延び延びとなってしまったことについては、大変申し訳ないと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今、教育次長の答弁で言いますと、8月にも同じような質問された議員がいて、なるべく間に合うようにという答弁ではありましたが、全然進んでいないと。

解体の終了は3月末をめどにと言っていたかと思われます。それが、着手が2月、この辺はどのように考えているのか。

また、次の敷地利用の準備も、来年度から始まるというようなお話でしたが、それはどのような形でいつ始まるかをお伺いします。

また、使われない敷地の管理も、それに併せて管理はするかとは思われますが、地域の方々とのお話し合いでは、その残地は公園にしたりとか、いろんな多分要望があったかと思われますが、今の答弁にはそのような答弁はないのですが、どのように地域の方々とのお話し合いの結果なのか、町単独な話なのか、併せてお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。
(午前 9時44分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 9時47分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 先ほどの３点で、まず第１点目でございますが、解体が遅くなった理由につきましては、先ほど担当課長からもありましたとおり、いわゆる残すものの整理、さらには備品の整理について一定の時間を要したということがありまして、今年度に解体の作業がずれ込んだということがございます。

また、その利用、売却等の準備につきましては、さきの検討委員会の中で２校の売却の発表をしまして、公募がなかったという事実がございました。

方法としては、そういう方法を取りながら、売却のほうの検討はさせていただきたいと。

ただ、解体後になりますが、その辺も含めて準備はこれから進めていきたいと考えてございます。

もう１点につきまして、解体の時期といいますか、完了時期でございますが、一方で、先ほど申し上げたとおり、防災コミセン等が予定されております幾世橋、例えば荏野、あとは浪中の敷地、体育館のほうの部分になりますが、そちらのほうについては、今年度当初予算でその建築等は上げてございますので、早い時期に解体が完了した後に、町としても防災コミセンの発注をしたいと考えてございます。

最後の、地元の住民の声についてでございますが、検討委員会の中では、その利用についてまでは特段なかったかとは思いますが、例えば、一部では公園とかなんていう話もございましたが、今、具体的にその跡地利用に関して検討している状況ではございませんので、先ほど申し上げたとおり売却も含めて、今後並行して検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今、ちょっと一つの例で言いますと、大堀の敷地利用についての時だけ、私も参加させていただきました。

その時は、副町長がいらっしゃって、解体を早く進めて跡地利用に使いたいと。要望は何ですかと副町長が聞かれて、多くの区長は、皆様方の学び舎の跡なので、皆様の意見を十二分に聞いてというお話の中で、もしくは記念碑を取っておいて、公園とか皆様が今まで通っていた学び舎にいつでも来られるような施設をとという要望があったら、なるべくそのようにしたいと。

よその地区ではどのようなお話されたかは分かりませんが、副長が直接そのように言っていたのにもかかわらず、今の答弁とはちょっと相反しているように聞こえますが、やはり、誰が決めたんだ

か分からないんですけれども、そういうような会議を開いているのにもかかわらず、ちょっと今みたいな答弁では、やった意味がないし、多分これも議事録に残っているかどうかは分かりませんが、多くの区長さんが、あそこはその後、町の施設ができないのであれば、そのようにできると認識していると思われるんです。

その辺はどのように考えていますか。いつ、そして変更になって、皆様に周知されたのか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） その当時のことを全て覚えているということではございませんけれども、記念碑等に関しては、一定の場所、例えばこういう場所にまとめてほしいとか、そういうお話はありましたので、どれを残すかとか、そういうのも含めて一応検討はしたところでございまして、各学校で残すべきものはどの辺にこう集中して残すようにするかというのは、検討はさせていただいたと思います。

具体的には、今担当課長のほうから申し上げますが、そういうお話の上で、残す石碑といいますか、その記念碑等については、いろいろとお話をいただいたところでございます。

その場所等については、また担当課長のほうから。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） 学校として後世に残すべき、例えば歌碑だったり樹木の件でございすけれども、例えば大堀小学校ですと、柿の木だったり、それから土井晩翠さんの歌碑的なところがあったりとか、そういったものが検討委員会の中では残すべきではないかという話の中で挙げられているところでございました。

特に、そういった敷地内、外のほうにあるものについては、基本的には、ある程度1か所に集約しながら設置していきたいと考えているところではございますけれども、何分、その解体、それから事後利用の関係等も含めて、どこが適切な場所なのかというのも検討しなくてはいけないというような考えであります。

そういったことを踏まえながら、今後、そういった場所が決まれば、速やかに移設をしていきたいと考えているところでございます。

なお、各校、それぞれそういった必要であるものについてはご意見を伺っておりまして、例えば幾世橋小学校だとビャクダンの木であったりとか、それぞれの学校においてそういったものが挙げられておりますので、そういったものを適切に扱いながら、移設して保管してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 残すものについては理解されています。

その他の敷地に、解体後の敷地で売却するのは、建物の時は聞きましたけれども、解体後の敷地を売るというのは今回初めて私は聞いたと思われます。

それで、どこの有識者さんとしやべったんだか分からないですけども、もともと部落の中心のかつ、どのような小学校の場所、全然分からない有識者さんいっぱい集まって決めているのか、俺分からないんですけども、地区で分かっている方が、万が一、区長が代表だから、区長1人に万が一聞いたからというような感じでは、うまくないかと思うんですね。

くどういようですけども、大堀は、万が一、町の公共施設が建たない場合には、公園と言っていたんですよ。に近いもの。

それが、急に売買、もしかしたら使わなければどこかに売買しますよと、こういう議論は、町民皆さんのところで協議するのが普通かと思うんですが、その辺をどういうふうに理解しているのか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問でございますが、私の記憶の中には、残念ながら公園にすると聞いた覚えは消えております。

ただ、多分申し上げたのは、各学校というのは、それぞれの歴史がある、そういった中で、記念すべきもの、あるいは残すべきものは、例えば外にあるものは、一か所に集約をするということは当然必要だという中で、学校の敷地のみならず、これから利用が当面見込めない町有一般財産については、売却も視野に入れて、これからやらざるを得ないと。ただ、必要な場合はそれをまた使う、そういうスタンスが必要だろうということで、今回述べてあると理解しております。

ただ、そういった中ではありながら、一応、今まで学校利用の再開について、いろいろ協議をしてきました。

なかなか実を結ばなかったことも多々あるわけですが、どうしても地域としてそういう要望があって、財政との協議も必要ですけども、そういったことも視野に入れた跡地利用になるんだろうと、現在そういうような心境でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 答弁には納得いきませんが、多くの町民ともう少し密に協議して、誰々さんが決めたんだからではなくて、みんなが納得していけるような土地利用をしていただきたいなと思いま

す。

それで、（２）番に移ります。

グラウンド、公園の今の状況はどのようなになっているのか、使われるのか、全然もう使えないのか、これからどういうふうにご利用していきたいのか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） 現在のグラウンド、公園の状況について、ご質問にお答えいたします。

現在、高瀬球場、それから大堀総合グラウンド、加倉運動公園、そして幾世橋グラウンドにつきましては、東日本大震災等避難指示区域とされての影響で損壊、それから荒廃が進んだことにより、現在のところ、震災以降利用を休止している状況でございます。

敷地の管理につきましては、雑草等の繁茂状況を確認しながら、各施設２から３回の除草を行っているところでございます。

現在でございますけれども、屋外のスポーツについては、開校したなみえ創成小・中学校の校庭をスポーツ開放として利用していただいているところでございまして、今後、ふれあいセンターなみえ運動公園について、広くスポーツに利用できるよう、令和３年度に改修工事を着手する予定であります。

また、休止中の中で高瀬球場につきましては、令和３年度に被害調査を行う予定でございまして、その後、復旧、再整備を進めていく考えでございます。

その他の利用休止しております教育委員会所管のグラウンド、公園につきましては、速やかにスポーツ推進委員会、それから利用頻度の多かった体育関係者の方のご意見を聞かせていただきながら、今後、利活用についての方針、方向性を定めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、私のほうからは公園の状況についてお答えをさせていただきます。

中央公園につきましては、敷地内の草刈りを年２回、樹木の剪定を年１回実施しております。

そのほかに、職員が適宜草刈り等を行って、維持管理に努めているところでございます。

丈六公園につきましては、公園北側の造成第１期工事を行っておりまして、予定どおり本年度未完了の予定でございます。

また、残りの２期工事については、令和３年度末に完了し、令和

4年の春に供用開始を予定しております。

また、公園ではありませんが、新町ふれあい広場につきましては、必要に応じまして草刈り等を行いまして、維持管理に努めているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 先ほど、教育次長は、速やかに会議開いて、使えるか使えないか、多くの団体と協議しますと。いつやられるのか。いつまで結果を出すのか。

それで万が一、使われない施設は、もしかしたら、どこどこ球場は使いませんよとなった場合には、そこはどのようにするのかも含めて協議するかと思うんですが、今、現時点ではどうお考えですか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） お答えいたします。

速やかにというような話をさせていただきましたけれども、もう早速来月からでも始めさせていただきたいと思います。

というのは、スポーツ推進委員会というのが、通常年五、六回ぐらいの開催をしておりますので、そういった方々のところに、体育関係者の方にお声がけをして、すぐにでも始めていきたいと思います。

ただ、結果については、そういった方々の意見もございますので、どの程度で取りまとめられるかについては、ちょっと今のところ申し上げることはできませんが、取りかかりとしては速やかに開始していきたいと考えているところでございます。

それから、仮に使わないといった場合についての対応でございますけれども、まずはグラウンド、公園、教育委員会施設の体育施設でございますので、まずは教育財産として、いわゆる何か教育部局の中で何か使うものが、用途として使えるものがないかどうかを諮って、それがなくなつた場合については、当然、普通財産という扱いで町のほうに財産移行しまして、町全体として、何に使えるかの協議を図っていただくというような形になると考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私が小さい頃からは、浪江には野球場等々が多く浪江にはあって、高校野球の予選等々があって、よく見に行つたものです。

高瀬球場を、今回、どのような壊れ具合かは分かりませんが、多分立派に改修するのかなと思うんですが、多くのグラウンドも、一応調査して、使えるか使えないかではなく、もう使えるようにして、

町外から多くの人を集める施設だとも私は思うんです。

なので、多くの人とやはり協議をして、これから町に人を呼び込む施策の一環に、そういう運動施設もなるのかなと、私は思います。

そういう考えも鑑みて、いろんな方法で有効に施設を利用していただきたいと思うんですが、そういうような考えはもうないのでしょ
うか。そこをお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） 利用休止中の、これから復旧して有効に活用するというご意見についてでございますけれども、当然、もともとあった施設での利用については、当然、一度戻すべきだとは考えております。

現在の居住人口だったりとか、今後の町の推移とかを考えながら、やはり使われる体育関係者、特に議員おただしの、浪江町では野球が盛んで、大堀、高瀬と、そういった施設が揃っていたりということもございまして、そういった利用、多くの利用を図れる方々の意見をお聞かせいただきながら、そういったことについて検討を図っていきたいと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） そこで、グラウンド、最後に質問します。

今、加倉の運動公園は、整備されているというより、もう残土置場になっています。

その辺は、今の答弁とは、若干ちょっと矛盾していて、町の施設だから工事用の残土置場になっていて、もともとそういう計画あるところに、ちょっと答弁と矛盾すると思うんですが、やはり、今すぐやらなくちゃだめなときは、いろんな施設でこのために使うのは分かるんですが、もう震災10年です。

もう、その辺のけじめは、解除後すぐにやると言っていたのにもかかわらず、今までこう延び延びなのが現状だと思います。

改めて、そういうところの決断は、時期を決めて、もしかしたら来年度いっぱいにはもう決めますよとか言わないと、何年も続くかと思われませんが、期限を決めてやっていけますか。お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） 議員おただしのとおり、加倉運動公園については残土が置いてあるような状況で、学校施設等についても、一部貸出しをしているような形でございました。

おっしゃるとおり10年が経過した中で、当初の頃は、まだその施設の利用の復旧とか方向性については、定まっていなかったところもご

ざいまして、復興をするような事業だったりとか、公共性の高い事業についていろいろ貸出しをして、特例的に貸出しを行ってきたところもございます。

しかしながら、今お話にも出たように、その方向性について見定めるような会議を開く予定もございますので、そういった状況を見て、時期を決めて、そういったところを受け付けるか受け付けないかについては判断するというような考えにしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） じゃ、2番の、農地の状況と管理について伺います。

（1）の今年度の作付状況、または来年度の作付予定、耕作率、田んぼ、畑で言ってもらえると助かりますが、データなければ全体で結構なんで、お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

令和2年度の解除区域の作付面積は134ヘクタールでございました。

おただしの令和3年度は、今年度に行った農地のマッチングについて得た営農予定面積となりますが、285ヘクタールとなります。令和4年度は580ヘクタールでございます。

解除区域の農地面積はおよそ1,840ヘクタールなので、令和3年度の耕作率は15%、令和4年度の耕作率は31%となります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） この作付状況を見て、町もしくは課長の考えでは、順調に進んでいるのか、いや、まだまだ少ないよと、何か努力すればもう少し増えるのではないかと思うのか、その辺のこれからの予定はどう思われますか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 営農再開の進捗状況でございますが、今年度134ヘクタールということは、来年度約倍ですね。

その後また倍ということで、進捗はそれなりに順調であると思われかもしれませんが、令和4年度以降についての議論まで至っていない状況もございますので、全体の1,840ヘクタールに比べて、令和5年度以降、そちらが重要になってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） そこで、町にちょっと提案があるんですが、令和4年度までは580ヘクタール、今のところ予定がありますよと。

多分、米以外にもいろんな作物が今植えられているのかとは思いますが、町で作付されている方に手厚い助成といいますか、もしくは税金ただにしますよとか、田んぼだったら水代ただにしますよとか、何かそのような施策は考えて、たくさんの方に農業をして作付されるような、違う考えの施策はあるか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 町独自の手厚い施策はあるかという質問でございます。

現在、町の単独事業も一定程度ございます。ただ、現状といたしましては、既存の制度、例えば12市町村の農機具を導入する補助事業であるとか、営農再開支援事業、または皆さんと共同で施設を整備するような福島再生加速化交付金、そういった手厚い制度がございますので、まず、そういったものを最大限活用して進めてまいりたいと考えております。

また、その対象とならないものも、どうしてもございますので、町としても独自施策として、来年度新たな施策も、少しではありますけれども導入する予定でございます。

ただ、そういった、全てただになるような支援までは、現在のところ、なかなかないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、次に（2）番、帰還困難区域の農地を除き、本年度までは保全管理、管理耕作、手厚い助成があったと思っています。

来年以降は、このような、同じような施策があるかどうか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

保全管理や管理耕作による補助は、営農再開支援事業によるものです。

現時点で、当該事業は令和7年度まで継続すると伺っており、令和3年度については、今年度の補助メニューと今のところ変更はないと認識しております。

しかしながら、保全管理や管理耕作という補助メニュー自体がいつまで継続するのかは未定でございます。

町の農業再生は道半ばでありますので、関係機関に対し課題を訴えながら、状況に即した運用になるよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） （2）は分かりました。

では、3番に移ります。

来年度の助成は、この質問とはずれますが、来年はあるような方向性の答弁だったものですから、もしかしたら再来年ということで、助成がなくなつたとすれば、地主が田畑の管理をするのが当たり前だと思います。

しかし、遠方に居住していて、管理ができなくなれば、除染前の荒れた状況に戻ると懸念されます。

耕作放棄地等々をつくらないためにも、町はどのような対応、対策を考えているか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

解除区域の保全管理は、特任事業として展開しており、近い将来営農が見込まれる農地として、この事業が進んでおります。

また、管理耕作は、他者の農地での営農となります。

保全管理がすぐになくなるとなると、担い手が決まっていない農地については、かなり厳しい、管理がされない可能性も出てくると思いますが、農地はおっしゃるとおり所有者の管理となりますけれども、町としては、これまでの営農再開支援事業だけでなく、現在も実施している農地所有者と担い手のマッチングの取組を推進し、担い手の集積を進めてまいりたいと考えております。

その成果を農地中間管理事業の活用につなげ、多くの地域で営農がなされるよう、力を入れてまいります。

また、来年から、県の農業担い手課が改正福島復興再生特別措置法に基づき、営農再開の加速に向けた農地集積につなげるため、農地中間管理機構と連携し、町へ人員を派遣する予定となっており、農地中間管理事業を推進していく体制整備を現在進めてございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 農地の中間管理機構は大変すばらしいものだと思いますが、便のいい田んぼ、畑じゃないと、なかなか借りる方がいなくて、結果的には便の悪いところは借りていただけないのが全国的な状況だと理解しています。

いい機構だとは思いますが、次の質問とだぶるのですが、その

4のほうでも併せていきますが、農地の基盤整備等々が進まないと、中間管理機構ができたとしても、なかなかマッチする貸手、借主、借手がマッチングしないと理解します。

それで、農地の基盤整備を進めたほうがいいと思われませんが、町の取組はどのようなになっているか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、農地中間管理機構は、耕作条件が相当不利な農地は、場合によっては受けることができないことがあるとも聞いております。

おただしの条件不利なところをどうするかということですが、町としては、現在7地区の県営圃場整備を進めているところでございます。

仮同意取得を終えた地域は4地区となっており、県調査計画に移行した地域は藤橋地区、加倉地区、浪江南の3地区、請戸地区については今年度県に申請まで完了し、令和3年度から県調査計画に移行する見込みです。

現在、仮同意取得中の田尻地区については、仮同意率が80%の状況となっております。

引き続き、地区の推進委員会と確認を取りながら協力を進めてまいります。

また、幾世橋地区、高瀬地区においては、アンケート調査の結果から圃場整備を進めることでの協議をしており、仮同意に向けて地区の推進委員会の協力のもと、準備を進めているところです。

こういった取組を通して基盤整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） そこで、農地の基盤整備、やはり多くの農家さんに話を聞くと、「私はもう戻らないから」とか、「もう農地は手放したいから、なかなか混ざりたくない」と、「別に基盤整備、圃場整備に反対するんではないんですが」という声がよく聞きます。

そこで、この質問にもあるように、町はそういうような方々のお話を聞いて、万が一やる気のある農家さんに紹介するとか、もしくはそれを集積して、何かの事業で、それで誰かに町が一々買って貸出しするような、そのような前向きな取組はされる予定ありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

先ほどお答えさせていただいた地区は、圃場整備が具体的に進ん

でいる地区です。

今ご質問いただいた地区は、そこまで至らない、圃場整備まで至らない地域だと考えております。

基本的に、圃場整備は地域からの要望であったりとか、そういったもので進めるところではあるんですけども、私たちも圃場整備の地域以外についても、中間管理事業の活用の可能性を、来年度以降、地域の話合いを通して進めていきたいと考えています。

その中で、部分的な用排水路の基盤改良であったり、そういったもので地域の底上げができれば、そういったことも考えてまいりたいと思いますし、そういった取組をしていきたいと思います。

ご提案の、条件不利な地域であったり、なかなか管理がされないような農地を町が借り上げて、実際営農される方に貸すとか、そういったご提案だと思いますけれども、今のところは、まず農地の集積を、既存の制度を使いながら農地の集積を進めていきたいと考えております。

ご提案いただいた件につきましては、新たな視点として受け止めていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今の答弁はそのとおりかとも私はと思いますが、最低、基盤整備は20ヘクタールないと補助メニューに該当されないのが、今の状況だと思います。しかし、原発事故以降、離農された方、もしくは町から離れた方がいて、なかなか1か所で20町歩以上の事業を起こすのは同意を含めて難しいのかなと思われます。

そこで、また町単独事業ではありませんが、何かのメニューで、たとえば5ヘクタール以上まとまったら実施できますよとか、10ヘクタールだったらできますよとか、そういうような国との交渉をしてもらえるのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えします。

国が用意している制度につきましては、そういった補助整備まで至らない地域の基盤整備に対するメニューもあると聞いております。そちらの制度の活用に向けて、研究も含め、国と相談しながらそういった活用に向けて取組を進めていければと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 5番に移りたいと思います。

本年度から水田を作付したいという農家さんがいました。水路の

管理はどこまで私はやればいいのかと聞かれました。管理は誰がどこまでやるのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

地域の水路管理につきましては、農家の方を含め行政区など、地元での管理をお願いしているところであります。その際には多面的支払交付金事業等を活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今の答弁は、多くの方が戻られている地区は今の多面的交付金等々でうまくできるのかとは思いますが、あまり帰っていない地区は、手伝ってくれる地元の部落の方もないので困っているという相談で、ここで質問しています。

地区、地区でギャップはかなり多いかと思われませんが、そのようななかなか多面的な活動をできない地区は、町では手厚い助成といいますか管理をしてもらえるのかどうか、再度お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

地元で管理をお願いしているとお答えしたところですが、地域によって確かに帰ってきた方が多い地区、それから通いであってもかなり人が集まる地区、それからなかなか集まることができない地区ということで、様々だと思っています。

その中で、地元で多面的支払交付金事業などを活用してやっていたとしても、なかなか水路にかなり土砂が大きくたまっているなどという、地域で対応が難しいような規模の土砂撤去などは、地元と相談しながら町で対応することなどもしております。

そして、そもそも地域に担い手がいないため、そういった交付金事業等も取り組みたくても取り組めない、地域ができないという心配の声も寄せられております。その件につきましては、地域全体の水利等の管理ができないため、営農したくてもできないという状況に至らないよう、営農に向けた話をまずはさせていただいて、こういった支援があるか、課題解決がこういったものがあるかという話を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） よろしくお願ひして、次に移ります。

3番、災害、地震対策についての（1）で、2月13日の夜中に大きな地震が発生しました。職員の招集、町では計画どおり対応でき

たのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

2月13日の深夜に発生しました地震の対応といたしましては、地震発生直後、町長はじめ職員が非常参集し、避難所の開設や被災情報の収集等の初期対応に当たっております。

避難所としては、地域スポーツセンターといこいの村なみえの2か所を開設し、自主的に非難された方の受入れを行いました。

あと、道路への倒木や水道の漏水等が数か所確認され、復旧等の対応を行っております。

この間の対応については、災害対応マニュアルとして策定しております地域防災計画に基づくものでありまして、町では計画どおり対応できたものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私も大きな地震が発生した後、町道を巡回させていただきました。10年前の震災とは違い、それほどの破損はなかったのかなと理解はしています。

そこで、逆の面からいいますと、多くのところに、この日は偶然土曜日だったと思われませんが、多くの職員は町内に住んでいる方のほうが以前質問したときは少ないというので、多分町外のほうの避難先にいたかと思われそうです。それで、そのようなときに浪江町に集合しろといっても危ないような状況も懸念されるのかなと思うんですが、ここに集まれというのは、ちなみに何人が初めの職員であって、何人は待機とか。そういうのがないと二次災害が起きると思われそうですが、そのへんはどうなっているかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

町の防災マニュアルであります地域防災計画によりまして、警戒態勢も一応段階分けしてございます。初期対応となります事前配備態勢から警戒本部、さらに今回のような震度6弱以上になりますと、災害対策本部を立ち上げます。そういった際に参集する職員については、段階ごとに決まっているというか、最初から設定してございまして、今回のような地震の場合は、基本的には全職員が非常参集するというような形になってございますが、それ以外の震度5とか震度4の際は、それぞれ参集する職員と、あと自宅待機といいますか参集しないで一応何かあった場合に待機する職員と、そういった場合分けをして対応している状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今回は地震が発生して津波が発生しなかった
ので、大変よかったと私自身思っています。

それで、今の答弁でもありましたとおりに、やはり二次災害が津
波等々だと、例えば30分後に発生するとかいろいろあるかと思われ
ます。そういう二次災害にならないような設定をお願いして、次
に行きたいと思います。

（2）は、先ほどの行政報告でありましたので、ちょっと飛ばさ
せていただいて、3番に行きます。

福島第一原子力発電所について、東京電力から地震発生後、状況
報告の連絡はあったのか。また連絡があったのであれば、地震発生
からどのくらいの時間で連絡が来たかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

東京電力からの第一報につきましては、地震発生から27分後の23
時35分に、原子力防災特別措置法及び原子力発電所に係る通報連絡
要綱等に基づき、ファクシミリで原子力警戒態勢発令の通報があり、
モニタリングポストの値に変化がないことを確認してございます。

その後、23時38分には電話にて、敷地境界のダストモニターの値
に異常がない旨の連絡を受けております。

また、1時25分には東電社員1名が情報連絡のため庁舎内に待機
しておりました。

その後、随時状況報告を受けており、14日の14時にモニタリング
の異常や外部への影響がないことを確認し、原子力警戒態勢を解除
したとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今、東京電力から報告がありましたと。37分
後と言ったかと思われませんが、あ、27分後と答弁されましたが、こ
の時間のロスは普通なのか、ちょっと遅いのかどうかをお伺いしま
す。津波発生は多分、テレビを見ていたときすぐ津波は発生しませ
んでしたというニュースの字幕が出ました。遅いか早いか、このへ
んはどのような解釈でよろしいかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

第一報のファクシミリによりまして、やはり東京電力では発電所
の状況の確認をした後の、そういった確認の結果について併せて報

告を受けておりますので、その分の所要時間としては30分程度はかかったのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 次の4番に移ります。

町有地の賃借等に係る収入についてお伺いします。

産業団地内に多くの企業が開業もしくは予定されています。賃借料及び敷地や土地に関わる課税はどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、貸付料と固定資産税と2つになると思われますけれども、貸付料について申し上げます。

年間平米当たり118円程度の貸付料を設定しております。藤橋産業団地におきましては、浪江日本ブレーキから取得した居抜き物件の建物の貸付けも行っております。こちらは固定資産税相当の貸付料を設定しております。

これらは国庫を活用して購入、整備したため、町が収益を上げることが好ましくないことから、産業団地の維持管理費相当分として、経済産業省と協議の上、必要最小限の貸付料を設定しているところであります。

また、事業者ごとの貸付料につきまして、個別に申し上げる時間はございませんので差し控えますが、藤橋産業団地において既に操業済みの3社、そして請戸の水産加工団地において操業済みの1社、合計4社からの収入がございまして、令和2年度決算見込額は653万6,420円となります。また、令和3年度当初において、令和3年度の操業が見込まれる4社を加えて7社になりますと、1,239万円を見込んでおります。

次、固定資産税について申し上げます。

固定資産税の課税は行っておりますが、県の認定を受けた福島復興再生特別措置法の該当事業者となっている場合、5年間の課税免除となりますけれども、その課税免除となった同額が復興特別交付税で措置されます。産業団地内のみの誘致企業だけで申しますと、通常課税額と特措法による課税免除に係る復興特交補填額を合計すると、令和3年度では6,000万円程度を見込んでおります。

引き続き、適正な徴収を行い、産業団地への企業誘致を進め、操業につなげていただき、町としても収入を確保していきます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） （2）に移りたいと思います。

予定されている復興牧場が万が一開業した際は、施設、土地に関わる賃借料の収入は。

また、（３）の町有地の全ての町による年間の収入は幾らかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

復興牧場の施設につきましては、国の補助金を活用し整備するため、収益を上げることができないことから、建物については無償による貸付けを予定しています。また、町有地である底地については、有償での貸付けを予定しています。貸付料につきましては、開発面積の約24ヘクタールに対し、行政財産目的外使用の考え方を準用し、土地の評価額に対し３％を賃借料として500万円程度を予定しております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 令和元年度決算における道路占用料を除く町有地に係る使用料及び財産貸付け収入は、約619万円となっております。

主な用途は、産業団地の敷地としての利用が約321万円、工事現場事務所、資材置場、駐車場としての利用が約163万円、電気、電話設備等の電柱等の設置が124万円となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で12番、山本幸一郎君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、10時55分まで休憩します。

（午前10時39分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時55分）

◇ 馬 場 績 君

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君の質問を許可します。

16番、馬場績君。

〔16番 馬場 績君登壇〕

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

コロナ禍の渦中にあり、また2月13日深夜には震度6強の地震に見舞われるという災難の中で、東日本大震災と原発避難10年を迎えます。10年後の今も、帰る見通しさえ示されていない帰還困難区域

の住民の一人として、国の責任を問いつつ、町の復興と町民の暮らしの現状と課題、今後の方向を示しながら、最後の一般質問を行います。

質問の第1は、コロナ感染症対策の基本問題についてであります。

医療従事者などのワクチン接種が始まりました。ワクチン接種への大きな期待があることは事実でありましょう。予防効果が期待されるワクチンではあるけれども、一方で副作用や重いアレルギー反応も報告されているとおりであります。報道されているものとして、アメリカ疾病対策センターCDCは、ファイザーというバイオテックが開発したワクチンをアメリカで接種した人のうち、6人に激しいアレルギー反応であるアナフィラキシーの症状が確認されたと報告されています。

また、昨日のニュースでは、日本でも死者が出るという、そういう問題も起きております。

アナフィラキシーとは、蕁麻疹、腹痛や嘔吐、血圧の低下や息苦しさなど、複数の臓器に同時、あるいは急激に現れる過敏反応のことです。そこで、お尋ねいたします。

国は、ワクチンの安全性、有効性、副反応などのリスクに関する情報を公開すべきであります。その上で個人の意思と判断で行われるべきと考えます。町として、ワクチン接種のリスク情報の周知や現場の対応など、どのように検討されているのかお答えください。

県の発表によれば、3月1日、二本松市の耕記念病院で7名の新型コロナウイルスのクラスター、集団感染者が発生したことが分かりました。県内のクラスターは38件目です。3月1日までの県内感染者は1,962名、まだまだ安心できる状況ではありません。

浪江町の新型コロナウイルス感染者は、これまで7名と発表されています。しかし、除染作業員など浪江町内の現場に関係する感染者を含めれば、少なくともその倍相当になるのは間違いないでしょう。

今後は変異株の感染拡大が心配されるところであります。2月25日には、県内で5人目のコロナ変異株の感染者が確認されました。渡航歴がないのに確認されたということは、新型コロナ感染が新たな段階に入りつつあるという認識を持って、事の対策に当たる必要があるということです。

今、求められていることは、政府は科学的根拠に基づく感染抑制の戦略を持つべきであるということです。感染者が減少傾向にある今こそ、保健所による感染追跡に力を入れる、あるいは新型コロナウイルスの特徴でもある無症状感染者を把握し、変異株にせよ、市中感染の実態をつかむためには、PCRの検査しかありませ

ん。

そこで、ワクチン頼みではなく、無症状感染者把握のために、浪江町でも学校や老人関係施設、除染関連を含めた検査拡充が必要と考えます。環境省や県とも協議し、それを具体化すべきであります。町の対応についてお答えください。

これまでの状況は、政府のワクチン接種計画はワクチンの確保数量さえ定まらないため、実施主体である市町村は情報が少ない上に、頻繁に変わる国の説明に振り回されているというのが実態ではないでしょうか。予定は未定というのが現状だと思います。以下、ワクチン接種の安全、安心に関わることについて質問をいたします。

通告しておきました③の質問はこの①と併合して質問することになります。

高齢者の町民はもちろん、除染作業員の浪江での接種希望を考えれば、ワクチンの必要量とスタッフを含めた医療体制の確保、大変重要だと思います。浪江町内はもちろん、避難先の高齢者の輸送、送迎はどうされるのか。町内外に散在していることを考えれば、町民に対し早めの周知と準備が求められると思います。どう対処されるのかお答えください。

避難先接種希望者に対する早めの周知と、関係自治体との協調、連携の問題であります。国、県の方針と町の対応についてお答えください。

初めてのことであり、町民や他町村との関係で、想定外の混乱が起り得るものと考えます。昨日は、冷凍庫が故障し1,000回分が使えなくなったというニュースもありました。町は対策チームを作るなど、各方面の検討をされるよう求めていると思います。

急速な感染拡大と事業者支援についてであります。

時間短縮や一時休業など、コロナ下で大変な苦労をされて営業を続けているのが中小業者であります。倒産や廃業を余儀なくされた方もおられます。持続化給付金や家賃支援金制度は、国民世論と運動で実現させたものでありますが、2月25日で申請が打切りになります。今、2度目の給付を求めて新たな運動が起きていることもご存じのとおりであります。

一方、県内市町村でも様々な支援策が取り組まれています。例えば、いわき市の店舗家賃支援の第2次店舗等維持支援金制度、月額5万円を上限にして3か月分、飲食業や宿泊業はもちろん、運輸、卸、不動産、理容、美容や学習塾、自動車整備業など幅広く対象とされています。

また、二本松市では、令和2年12月から今年2月までの売上げが

20%減少した場合、10万円の給付であります。店舗家賃支援は20万円を限度に第2弾の経営持続化支援金を交付するなど、地方創生臨時交付金を財源にしてこの支援を行っていると聞きました。

しかし、避難先で再開した浪江町の事業者は、今、申し上げた自治体に住民登録していないために、地域経済に貢献してはいても支援対象にはならないという問題が起きています。ほかにもあると思います。その溝をどう埋めるのか。

避難先再開事業者への支援をするためには、町独自の店舗家賃支援制度や経営維持支援、補助制度をつくるのが一番だと思います。その上で、その制度は町内再開業者への支援ができる、そういう制度にするよう、町は対応すべきではないでしょうか。お答えください。

大震災と原発事故から10年、一人一人の命と暮らしを守る復興へ、持続可能なまちづくりと復興の課題についてであります。

基本、浪江町は農業農村を主体にして、その周りに商工業がある、漁業がある、それが浪江町の姿であると思います。率直に言って、現在の姿は創造的復興という看板の下で、開発志向型、すなわち呼び込み型、実態の本質は惨事便乗型ではないかと私は判断せざるを得ません。

もちろん、地域経済発展のためには開発や成長は必要でしょう。それを頭から否定するものではありません。しかし、実態はどうかということです。

町長も記者会見で述べていたとおり、原発事故という異質の災害の下で、10年経過しても1割の町民しか戻れない現実があり、町民の生活、生業再建が圧倒的に遅れていることは、否定できない現実であります。

NHKが被災3県のアンケート調査を毎年行っています。ここに一昨年の調査結果があります。暮らし向きの項目では、「苦しい」18.7%、「どちらかといえば苦しい」45.8%で、合わせると64.5%です。後でも触れますが、浪江町の生活保護受給者は2015年の2件から昨年12月では82件と急増しています。NHKのアンケート調査からも分かるとおり、この傾向は今後も増加するでしょう。賠償も打ち切られ、家族が分割され、以前の生活と生業再建が限りなく遠い存在になっているからであります。

復興の土台は町民主人公であるべきです。町民が自分の町に帰れるように、国も県も、何よりも町が町民に寄り添うことだと思います。町民の命、暮らし、心の復興、人間らしく生きるという憲法の基本的人権の立場から、現状はあまりにも乖離しているのではない

でしょうか。

2月27日の福島民友新聞「首長に聞く」では、吉田町長は水素を利活用したまちづくりで帰還と移住を促進させる、今日の行政報告にもありました、と語っています。斬新なまちづくりもあるかもしれませんが、浪江の気候、風土に合った農業の復興をまず優先すべきではないでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

農業復興のための地域振興、復興計画づくり、道の駅と連携した生きがい農業とその支援策をどう考えているのか、具体的な取組についてお答えをいただきたい。

飯舘村の農業再生ビジョンをご存じでしょうか。まず、農業者アンケート調査を実施、そして、一つ、農地を守る、保全管理、二つ、生きがい農業、三つ、なりわい農業、生計の手段、四つ、新たな農業、先進的農業の4段階のプロセスを示し、農業者の知恵と力を引き出す営農再開を進めています。もちろん、一直線でないことは理解できます。その上で、飯舘村では新規作物、技術の導入と同時に、震災前に盛んだった畜産農家への支援、さらになりわいの復興に向けた農機具や施設の導入等の支援を進めております。地域の活力を引き出す復興と再生への限らない挑戦が続けられていることが、ここからは読み取ることができます。

そうした他町村の取組を教訓に、まず、家族と地域、ふるさとを守る浪江町の農業ビジョンを作成すべきではないでしょうか。町はどのように考えているかお答えください。

また、国連が呼びかけている家族農業にも逆行する大規模復興牧場などではなく、持続可能な家族農業支援こそが時代の趨勢であることを認識の上、お答えをください。

3つ目は、移住・定住施策の見直しについてであります。

避難地域12市町村に移住・定住する人には、5年間居住する意思があれば最大200万円、起業いわゆる事業を起こす起業支援金には最大400万円を支給するという移住・定住支援事業であります。移住・定住支援も一つの施策であると思います。しかし、新たな復興期に入るという復興再生の政策支援というならば、県内はもちろん避難中の住民も支援の対象にするというのが当然ではないでしょうか。今の質問と2番目の質問とも深い関わりを持つものであり、被災地の人間復興という点からもこの制度の見直しを求めていくべきと考えます。お答えください。

被災町村に対する国の財政支援と復興財源の継続についてであります。

復興財源継続の問題は2つあると思います。

1つは、2011年3月11日に出された原子力緊急事態宣言は現在も継続していることです。廃炉の見通しが立たないということです。

2つは、現在の避難者が5万5,000人以上いるということです。これは先ほど資料を配布しております。時間があれば後で再質問で説明したいと思います。

少しだけ補足しておきますと、2月13日の福島沖地震で福島第一原発格納容器内の水位が最大で70センチも低下しました。10年前の格納容器のひび割れが広がったのではないかなど、原発の危険は現在も継続しているという問題であります。先ほど東京電力からは27分後に連絡があったという話がありましたけれども、こうした重大事案については町には連絡しているのでしょうか。

また、3月1日福島民報、避難区域12市町村では、「復興は進んでいない」と答えた人が54.1%です。浪江町は平均より高いことは容易に推測されます。中でも浪江町は帰還困難区域の面積の96%が手つかずという実態があります。

大震災と原発事故による複合災害は、時間軸で解決できるものではないことは明らかであります。財政支援継続を求める要因であります。

次に、人口減少による地方交付税の特例交付措置や民生費など、2021年から2025年までの第2期復興創生期間に必要なとする財源等、国の財政支援と復興財源の継続について、どのようになっているのかお答えをいただきたいと思います。

次は、貧困と孤独、孤立、個別に寄り添う復興、支援についてであります。

昨年9月頃から、帰還した高齢者の話を多く聞く機会がありました。そして、時々訪問もしています。一言でいうと生活困窮者です。町の複数の部署で温かい支援に取り組んでいることも、私は承知しています。感謝したいと思います。これまでも孤独死やあるいは事件と思われる問題があったこともご存じのとおりであります。

問題は、一部特定の帰還者だけでなく、12月議会でも質問しましたが、避難が長期化する中で、避難者が分散、個別化し生活困窮の陥っている実態があるということでもあります。鬱病の増加が私は非常に心配です。そうした現状を把握するためには、何よりも実態を把握するということでもあります。どのように対応されますか、お答えください。

帰還者、帰還高齢者や避難高齢者など、生活福祉を必要とする町民への食事支援など、今ほど申し上げた状況を考えれば、この取組

が必要であると考えます。町の対応についてお答えください。

去る2月10日開催の全員協議会における住民課の報告、令和2年12月末によれば、3月11日、3.11住基人口を基礎にした避難状況は、浪江町を除く県内40市町村に1万2,934人、福島県を除く全国43都道府県に6,051人が暮らしています。大震災と原発事故から10年目という節目の年の現実がここにあります。

その上で、避難先自治体を訪問する。そして、町民懇談会を実施する。この間の苦労や現在の悩みや今後への希望をお聞きする。そして、町の新施策に生かしていく。そういう取組が必要だと思われます。どうされるのか、お答えください。

生活保護申請と扶養照会についてであります。

生活保護は憲法25条、生活保護法第1条に明記されている、健康で文化的な最低生活を保障する基本的な権利であることは明かです。コロナ禍の下で格差と貧困が拡大し、受給者が増加していることも確かです。生活保護の制度を話しても心苦しいと断る人も、正直少なくありません。生活保護申請時に求められる扶養照会の問題であります。

1月26日の参議院予算委員会で、共産党の小池晃議員が親族に問い合わせる扶養照会をやめるよう要求しました。田村厚生労働大臣は、これは義務ではないと答弁しました。資料配布のとおりであります。この資料をご覧いただければお分かりのとおり、第3親等まで扶養照会をする国は日本だけであることも明らかになりました。扶養照会は、憲法に保障された生きる権利に関わる問題であります。生活保護受給に対する外圧はやめるべきと考えます。町の対応についてお答えください。

命と暮らしを守る政策の継続についてであります。

現在も医療・介護減免の施策が継続されています。そして、今後も継続する、あるいは2つの町診療所の安定継続が、何よりも町民にとっては重要であります。

今年度の国保の保険給付予算は26億6,300万円、同じく介護保険給付費は22億6,300万円、合計49億200万円になります。さらに後期高齢者もあります。国保直営診療所の歳出予算については、予備費込みで今年度予算3億2,600万円になっています。

これらの予算措置は、全額ではないにしても、これまで国保税や介護保険料、保険給付等で補填されてきました。また、直営診療所運営費などについても、今ほど申し上げたように莫大な金額がかかります。町にも保険加入者にも、これらを今後負担する、その負担能力がないことは明らかであります。

したがって、医療、介護、診療体制継続が、町民の命、暮らしを守るためには何よりも重要であります。国の減免継続と、県の地域医療復興事業補助の安定継続を担保すべきであります。国、県の方針と町の対応についてお答えください。

SDGsと原発ゼロ発信についてであります。

去る2月10日の全員協議会で、今年度中に浪江青年会議所と浪江町が共同宣言に署名予定であるとの説明がありました。SDGsは2015年の国連総会で、2030年までに貧困をなくそう、全ての人に健康と福祉を、安全で住みやすい都市を、ジェンダー平等から気候変動への取組など、持続可能で多様性のある社会づくりのために、17の目標を達成しようと採択されたものであります。

貧困と格差、保健、福祉分野の切捨て、地球規模で環境破壊が進む中で、ウイルスの領域を侵し、新型コロナウイルスによるパンデミックが人類に警鐘を鳴らしています。国内と世界の各地で計画どおり目標達成ができるような大きな市民運動にしなければならないと考えております。

17の目標に照らし、私たちが直面する課題は原発公害からの脱却ではないでしょうか。内堀県知事は今議会で、共産党神奈川県議の代表質問に、初めて「原発事故は人災である」と答弁しました。その上で、事故の原因者である国及び東電は、甚大な被害を及ぼしていることに対し責任ある対応を求めると答弁しました。

町民も原告に参加する原発訴訟、仙台高裁判決に続き、東京高裁でも国、東電の責任を認める判決が出されました。賠償責任と原発ゼロをどう発信していくのかお答えください。

帰還困難区域の再生、復興についてであります。

復興拠点外の除染、解体の問題についてでありますけれども、これまで何度も議論をしてきましたが、今なお国、東電の責任ある対応は見当たりません。

区域外の除染、解体について、費用対効果とかの発言が仄聞されますけれども、そんなことは絶対に受け入れるわけにはいきません。私たちはここに家があり、ふるさとがあり、人生がありました。憲法13条幸福追求権、憲法25条生存権、憲法29条財産権、そして、「全ての国民は政治的、経済的または社会的関係において差別されない」と、国民平等を保障した憲法14条で明らかであります。

令和2年7月に、推進復興会議決定では、財源において、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うとあります。町は、区域外の除染、解体について事業計画案を示し、国に要望してきたのかどうか、何をどう求めてきたのか明確にお答えください。

現在、調査が進められている道路外縁事業についてであります。

地域住民は復興拠点で分断され、10年待たされた挙げ句、道路外縁事業で再度分断され、行政に対する不信はもちろん、取り残されたという孤立、除外されたという不安と怒りが、住民同士の感情的な問題にさえなっているということがお分かりでしょうか。町長、こうした二重、三重の政策的疎外に対する怒りがあることを、どう受け止めているのでしょうか。

したがって、見直しをどのように検討し、環境省に何を求めているのか。住民が心穏やかになれる答弁を町長に求めたいと思います。

最後に、帰還を阻害する拠点事業の矛盾についてであります。

農地は復興拠点区域内で立派に整備されます。また、進入路は道路外縁事業の対象でありながら、肝腎の住宅は該当しません。農業再開を希望しながら帰還できない。こうした矛盾があることをご存じでしょうか。これをどう解決してゆくおつもりですか。

私は、一日も早く帰還困難区域全域の拠点整備事業を該当させるということが重要だと考えております。

明快な答弁を求めて質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） まず、私からは大震災と原発事故から10年、一人一人の命と暮らしを守るという件に関し、医療・介護減免の施策継続と2つの町診療所の安定継続を、国、県に求めるか問うに、お答えをいたします。

まず、医療・介護減免継続のご質問にお答えをいたします。

双葉地方の多くの住民は避難生活が長期化し、身体に様々な影響を及ぼしており、医療機関等の利用が増加傾向にあるため、医療費等の一部負担金免除に対する財政支援継続については、令和2年6月29日に、双葉地方町村会と双葉地方の市長会の連名によって副大臣に要望しております。

また、町としても、副大臣との懇談の際には必ず同様の要望をしてまいっております。

今後とも国に対し、県民、市町村に対する財政支援の継続を強く要望してまいります。

次に、町診療所の安定継続についてお答えいたします。

医療体制の安定した継続が町民の暮らしを守る、そのためには絶対必要不可欠であります。最優先事項として考えておりますので、今後も福島県地域医療復興事業補助金等の財政支援及び医師派遣等の人的支援について、国、県に要望を重ね、両診療所の安定継続を図ってまいります。

次に、帰還困難区域の復興再生についてでございます。そのことにつきましてお答えをいたします。

平成29年に策定をいたしました帰還困難区域復興再生計画において、帰還困難区域全域を避難指示解除することを目標に掲げ、最初の5年間の第1ステージとして特定復興再生拠点区域を整備し、次の5年間の第2ステージとして拠点区域の周辺に範囲を拡大、最後の第3ステージとして全域の復興を目指すとして定めております。

また、町の趣旨を国に示すために、この計画を拠点計画と一緒に国に提出をしております。今年2月26日にも本町を含む原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会で要請を行いました。

要望内容は、まず拠点区域外の避難指示解除について、時間軸を示した具体的な方針を早期に示すこと。そして、次に特定復興再生拠点区域の拡大、そして、拠点区域外の除染家屋解体であります。

原子力災害に対する現地対策本部長や復興大臣をはじめ各関係大臣宛てに、震災10年目の節目として住民の皆様の思いを伝えるとともに、強く要望を行ったところであります。

以上であります。他のことについては、それぞれ担当課長より答弁をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、大きな1番のコロナ感染対策と支援、ワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

まず、（1）の感染対策の基本について。

①の国の安全性、有効性の情報公開のご質問にお答えいたします。

国は先行接種した結果から、ワクチンの安全性、有効性、副反応などのリスクに関して公表することとしておりますので、国からの情報提供があり次第、随時ホームページ等で町民の方にお知らせいたします。

続きまして、②の検査拡充のご質問にお答えいたします。

県内でも、陽性者の濃厚接触者等が3回以上の検査で陽性と判定された事例が複数あり、検査精度が100%であるとは言えない状況にあります。これまで行ってきたマスク着用、手洗いの徹底、3密を避ける等の行動を続けることが感染防止対策としてより有効であると考えます。

続きまして、（2）のワクチン接種と今後の対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の医療体制の確保、高齢者などの輸送、それから③の優先接種対象外のワクチン接種の計画の質問にお答えいたします。

まず、医療体制の確保につきましては、アナフィラキシーショッ

クなどの副反応が出た場合、ワクチン接種を止めることなく実施するため、医師 2 名の体制で臨みたいと考えております。

具体的には、浪江診療所の常勤医師 1 名と当診療所に支援に来ている非常勤医師 1 名、あるいは津島診療所からの医師 1 名の派遣による 2 名体制を想定しております。看護師等の医療従事者についても、浪江、津島診療所の看護師を配置する考えでおります。

ワクチンの必要量については、最大で約 1,800 人分を考えておりますが、国からの供給時期等は未定となっております。

町内でのワクチン接種は、国からのワクチン供給体制、町内の医療体制等を考慮し、町内に居住している方のみを対象といたしますので避難先からの送迎はございませんが、町内でワクチン接種を希望される方で移動手段がない方については、町内のデマンドタクシーを利用して接種会場に来ていただけるよう、広報等で周知してまいります。

また、町から接種券が届かない方については、本人がワクチン接種を希望し、町内での居住が確認できれば、住所地外接種届出を申請していただき、ワクチン接種を行う予定となっております。

なお、ワクチン接種については、町ホームページと広報により随時お知らせしております。

続きまして、②の避難先接種のご質問にお答えいたします。

2 月 17 日に国主催の自治体向け説明会がオンラインで行われました。その説明会では、原発事故避難者については、避難元自治体が発行する住所地外接種届出済証を接種時に持参することにより、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができるとされたので、接種券と住所地外接種届出済証を同封し、町外に居住する町民の方に送付いたします。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 避難先で事業再開された方への支援、町独自の支援、援助について問うというご質問にお答えいたします。

まず最初に、町内において再開した方におきまして、コロナ対策として光熱水費補助の金額の増額、食材調達補助の率のアップ、新たな事業スタイル支援補助金というものを創設しましたが、町外で再開された方についても 3 つ、今年度創設いたしました。

まず、1 点目です。福島県が今年度創設しました福島県緊急経済対策資金融資保証制度を事業者が利用した場合、条件によっては保証料が発生する場合があります。その際、その保証料を町が上限 100 万円まで補助し、融資を受けやすくするのが浪江町中小企業振

興資金制度信用保証料補助金でございます。

次に、地場産品利用促進事業補助金であります。町の伝統的工芸品である大堀相馬焼の購入費を助成し、再開事業者の支援とする制度です。さらには、現在受付を行っています浪江町の産品やサービスを浪江町民へ提供する浪江町ふるさと産品事業におきましては、町外で再開された事業者様の製品も対象としておりますので、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、売上げが減少している町内外の事業者様を支援することを目的としているものであります。

さらにもう一つです。今年で2年目となる町内飲食店食料品調達資金事業補助におきましても、震災前に浪江で営業していた事業者を支援先として取り扱うことを認めておりますので、町外で再開された食料品を扱う事業者様の支援となる制度と2年前から想定しております。今回、これが額を20%から50%に増やしました。それもそのことも考えてのことです。

こういった政策を引き続き迅速に行えるよう、関係機関と連携を取り、事業者に寄り添った対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 2の（1）①農業の復興のために道の駅と連携した生きがい農業の支援策について問うについてお答えいたします。

町としては出荷を前提とした生業としての営農を支援しております。その中で、道の駅は有望な出荷先と捉えており、出荷に至った農家の方々は一定の営農計画をつくるなどの要件を満たせば、多くの補助事業の対象になると認識しております。

今年度より道の駅の直売所とは連携しており、農家の方を対象とした講座、東京農大生による米の販売など、各種支援を実施してまいりました。

引き続き道の駅との連携に向けた農家の支援に取り組んでまいります。

続きまして、②家族とふるさとを守る農業ビジョンの作成を問うについてお答えします。

お質しのようなそれに特化したビジョンは策定していないところですが、復興計画第3次、また第3次農業再生プログラムでは、農業再生に必要なことを記載させていただきました。農地を所有する方の営農の意向が低いと、担い手の確保を大きな柱と位置づけております。

そのような中で、家族で農業を再開する方や新規就農の意思のあ

る方に対して、町として営農再開支援事業などの事業により、浪江町の気候、風土の強みを生かした視点も取り入れつつ、自立できる農業の実現に向け支援を行ってまいります。

その上で、後継者がいないことも各農家の営農を阻害する要因であるとの認識から、一部地域で立ち上がった管理耕作組合を担い手の組織として法人化する支援なども必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ③の避難者を対象外にした移住・定住施策の見直しを問うにお答えいたします。

国は、令和２年６月の福島復興再生特別措置法の改正の際に、住民の帰還のみならず移住を促進することを同法に位置づけまして、これに基づき、現在国会において令和３年度当初予算が審議されているものと認識してございます。

議員ご指摘の移住支援金につきましては、国において現在審議中でございますので制度の詳細は示されておきませんが、移住者に限られた施策であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） （２）①帰還高齢者と避難高齢者など生活福祉を必要とする町民への食事支援に取り組むか問う、ご質問にお答えします。

食の支援については、社会福祉協議会において当面の食料品等は無償で提供する仕組みとしてフードバンク事業を実施しております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ２の（１）④国の財政・復興財源の継続を問うにお答えいたします。

現在、復旧復興事業の主要な財源でございます震災復興特別交付税、福島再生加速化交付金につきましては、令和３年度から令和７年度までの第２期復興創生期間においても継続されることとなっております。

また、普通交付税の人口の特例につきましても、今般、令和３年度も引き続き特例措置が講じられることが示されたところでございます。

復旧復興に係る国の財政支援につきましては、町の復興、持続可能なまちづくりに向けて欠かせないものと考えておりますので、引き続き支援制度の動向を注視するとともに、必要な財源が措置されるよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、（２）の貧困と孤立の質問の中の②避難先自治体訪問についてお答え申し上げます。

避難先自治体の訪問につきましては、全国約400の市町村へ広域避難していることや、コロナ禍の状況等にあるため、現在、予定はしてございません。しかしながら、今後も原発避難者特例法による適切な支援が継続されるよう要請していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 町政懇談会につきましては、来年度の開催を予定してございまして、関連予算を令和３年度当初予算案で今議会に上程させていただく予定でございます。

時期につきましては、新型コロナウイルス感染症等の状況を勘案しつつ検討していくこととなりますが、現在検討している時期は令和３年10月から11月にかけての期間でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ③厚生労働大臣は生活保護申請の際に、扶養照会を義務ではないと国会で答弁した、町は今後どう対応するのかを問う、ご質問にお答えします。

生活保護は住民票のある市町村ではなく、現在の居住地を管轄する福祉事務所が保護の実施機関となります。そのため、町内居住者への保護の決定、実施は県の相双保健福祉事務所となるため、今後も国及び県の指示に基づき、窓口での相談業務等については適切に行ってまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 続いて、（４）のSDGsと原発ゼロ発信についてお答え申し上げます。

今般、東京高等裁判所から示された控訴審判決は、東電の賠償責任だけを認めた一審判決を変更し、国と東電同等の責任を認めております。今回の判決では、生活基盤の喪失や変容、帰還による意思決定などを精神的損害と認められ、裁判によって被害の実態が明らかにされつつあると考えております。

各地の地裁、高裁において司法の判断は分かれておりますが、今後最高裁判所において被災地全体の救済に資する判決が下され、被害の実態に対する賠償責任が果たされることを望むところであります。

また、SDGsにつきましては、17項目の中にエネルギーをみん

なに、そしてクリーンにとの目標が掲げられており、町としても再生可能エネルギー等の推進を進めております。

議員ご承知のとおり、県内の原発は全基廃炉が決定しております。県外の原発については、それぞれの地域の方々の意見が最も尊重されるべきであると考えており、当町が経験した原子力災害特有の悲惨さ、過酷さを踏まえ、原発の是非について判断していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 3の（2）道路外縁除染についてお答えいたします。

現在着手している道路外縁除染は、平成29年12月に認定を受けました計画に基づくものでございます。一方で対象外となっている方々がおられることは、十分に認識しているところでございます。

この観点からも、先ほど町長から答弁ございましたが、拠点区域外の避難指示解除について時間軸を示した具体的な方針を早期に明示すること、特定復興再生拠点区域の拡大、拠点区域外の除染、家屋解体について、強く要望を行っているところでございます。

次に、（3）帰還を阻害する拠点事業の矛盾について、①農地は復興拠点区域内、進入路は道路外縁の対象でありながら、住宅は該当しない。農業再開を希望しながらも帰還できない。どう解決するのかについてお答えいたします。

農地は拠点区域内、住宅は拠点区域外の農業者の方がおられることは承知してございます。その課題のため、農業者の意向を伺いながら、必要に応じて、町内外から通作を円滑に進めるため、一時滞在施設等の設置を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 復興牧場についてでありますけれども、大規模な農業法人、小規模な担い手、それぞれどちらも大切であり、整備を予定している復興牧場も、家族農業を下支えする耕畜連携において大きな役割を果たしていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 再質問です。

町長がお答えした部分について、まず伺います。

帰還困難区域の再生の問題ですが、復興推進会議やあるいは帰還困難区域協議会、あるいは町独自の要望などなど、早く方針を示せ

というふうに要望されていることは分かります。しかし、それはこれまで繰り返してきたことなんです。それでは駄目だと。町が帰還困難区域の実態を踏まえて、町としてはこうしたい、そういうことを示さない限り扉は開かないということを再三申し上げてきました。

はっきり言って、これは地域住民の要望と町の対応、一生懸命やっているのは分かるけれども、扉を開けるための具体策がないんですよ。なぜ私はそういうふうに言うかというと、これは平成28年8月31日、帰還困難区域の取扱いに関する考え方、原子力災害対策本部復興推進会議、大きな項目が3つあります。その中の2番目の8に何と書いてあるかというと、復興拠点等の整備に加え、当初復興拠点を設定しなかった地区、以下区域外ということ、の中長期的な復興に向け、市町村が、帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想を策定した場合には、国はこれを踏まえ、復興のための具体的な施策につなげると。

しかも、その流れで、上記3というのは、3番目の項目があるわけですが、市町村は復興拠点等を整備する計画をつくって、検討協議して、国はそれを認定するということです。この3の計画を見直すことができる、こう書いてあるんですよ。

だから、言っては悪いけれども、遠くからやってくれ、やってくれと。これも言葉が悪い、犬の遠ぼえみたいなものだ。我々の要望からすると、あるいは国の方針からすると。こんなことを繰り返していたら、国としては金を使いたくないんだから、何年たたってやらないですよ。

じゃ、どうするかなんだ。町では何かやるときに予算を組むでしょう。予算を組む前に項目ごとの積算をするでしょう。同じことなんだ。10年たって誰も帰れない。町長はいいとは思っていないか。町長の立場からすれば全力を挙げてやってきたというふうに言うかもしれないけれども、国のこれまでの施策方針や、あるいは我々が具体的に要望してきたことからすれば、あまりにも時間がかかり過ぎる。距離が遠過ぎる。具体的な、ここに書いてあるような計画を見直すための青写真を町でつくって、国に要望するかどうか、そのことについてお答えください。

それから、道路外縁事業との関係で、これは何人かこういう人がいるんですよ。復興拠点内だと農地はきれいになったと。門口まできれいになったと。しかし、帰りたいんだけど、住宅が除染されないから、今、国でやっているこの事業に該当しないから、帰れない。農業を再開しない。

町としては、宿泊施設を造ってそこから通ってもらいたいと。そのためにはつしま活性化センターのところに災害住宅を造るということかもしれません。それは人ごとだよ。町でやることは人ごとでいいんですか。当事者だと思ってやってください。具体的にそういう問題があるんだから、ここはこうしてくれと、そういうふうに一步、二歩進めないと駄目ですよ。課長、どうするんですか、お答えください。人ごとじゃない。10年も待ったんだから、我々は。将来的に時間がかかっても避難解除をすると国は言ってきた。しかし、10年というのは長期的ではないですか。再度お答えください。

それから、町長が答えた介護・医療減免と施策の継続について、診療所も含めて安定継続について。これ、私は県のほうを調べましたよ。金額は言わないけれども、最初どんと大きな金額が来た。それを双葉郡の医療施策支援のために、毎年取り崩してきているんだね。浪江町診療所の人件費等も、先ほど言った地域医療復興事業補助の中で賄われている。課長、県の残高が幾らだか分かりますか。このままでは、なくなったらば支援できないということでしょう。

先ほど当初予算の数字を引いてこれだけ金がかかるんだからというふうに申し上げましたけれども、安定継続のためには国と渡り合って、県と渡り合って、やっぱり医療・介護減免のための、あるいは医療診療体制継続のための予算を確保する、この取組が大事ですよ。このことについても町長はやってきたというふうに言われたけれども、実態を把握して、県に対して国に対して、このままでは診療所を閉鎖するしかないということを言わないと駄目ですよ。

それから、質問はあるんですけども、コロナのことで一言だけ申し上げます。3密の対策を強化することだと。それはみんなやっているんだ。私はいろんなことを調べて、話も聞いて、その上で、やっぱりPCR検査の網を広くかけるということが新型コロナウイルスの科学的な方策なんだと。これは私の拙い勉強の中で得た結論ですよ。しかし、それは私個人のものではない。今、政府の諮問者会議だって、そのほかマスコミに出てくるいろんな方だって、PCR検査を広くやらなければ変異株が蔓延してしまう、そういう危機的な状況にあるということを言っているわけですよ。

私は、浪江町で学校、保育所、あるいは道の駅、何よりも除染作業員、こういう人たちに対して定期的にPCR検査をやる。3密は言われなくたってやっているんだから。新たな一步を踏み出す。どうするのか、課長、責任ある答弁をしてください。

それから、貧困と孤独、孤立、個別の問題に対する町の取組で、町の支援でいろいろやっているということは分かりますけれども、

私は正直、10年たってあんなに元気だった人が、人と話するのも嫌だ、飯も食えない、医者にも行きたくない、健康が侵されるだけではなくて命が縮められているんですよ。したがって、いろんなデータを先ほど申し上げましたけれども、何が必要かと。やっぱり必要な対策を取る。3つの提案をしたいと思います。

個別に訪問をして実態を把握する。鬱病の症状を持つ人に……

○議長（佐々木恵寿君） 時間となりました。

○16番（馬場 績君） 専門家の診断を求める。コミュニティづくりを進める。そのための自治会や市民団体との協力、連携が必要だとそのことを……

○議長（佐々木恵寿君） 質問者、終わってください。

○16番（馬場 績君） はい。

提案します。回答ください。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より帰還困難の件についてお答えをいたします。

今までも同じような要望しかしてこなかったのかという、いら立ちの声かと思います。さりながら、我々として、しっかりしたとした方策といいますか、地方自治法に基づいた要望という形では、昨年の末から今まで約4回にわたって国に要望を重ねております。とりわけ今回行いました3月26日帰還困難区域を抱える協議会において、改めて今の状況を打破したいという思いで、とりわけ節目の10年を迎えたということで、この拠点区域外の方針を遅くとも、令和3年の6月まで回答を求めるという方針を決めて、明示をして、要望いたしました。

その背景を申し上げますと、一部区域でございますけれども、双葉町等においては、令和4年の春に避難指示解除を目標としておりますので、そういった中では令和3年度の夏頃には住民懇談会をしていくという差し迫った状況がございました。その代わり、必ず出てくるのが、区域外の方針はどうなるのかということで、我々の経験からしても区域外の話が出て本論に入れないという状況を何とか打破したいという思いで、今回そういった要望をしたところでございます。

議員が質問の中で、当事者としてしっかり取り組みというお声でございますが、私もこの帰還困難区域外の取扱いにつきましては、町土の約8割が帰還困難ということを肝に銘じて、私の責任において一歩でも前に進めたい。そんな思いでおります。ご理解いただきたいと思います。

それから、もう一点、診療所の関係でございますが、もちろんこの診療所の持っている役割というんですか、非常に大きいものがある。やはり今の浪江町の現状があるのは、この診療所に支えられているものが非常に大きいと考えております。そういった中で、避難者にとって生活支援の一丁目一番地だというふうな思いで取り扱っていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思います。

他のことについては、担当課から答弁をいたさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 農地が拠点内で住宅が拠点外という方について、対応について再質問がございました。

ただいま町長から答弁ございました拠点外の国の方針を、令和3年6月までに示すようにというふうに国に要望をしたところでございます。基本的な根本的な解決はここが肝要ではないかというふうに考えているところでございます。

こうした根本的な解決に加えまして、先ほど申し上げました通作のための一時滞在施設等についても、併せて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） PCR検査拡充の件についてお答えいたします。

まず、先ほども申しましたように、このPCR検査の精度は100%ではございません。これによりまして、本当の陽性者、真の陽性者が陰性と判定されることもあると考えられます。その場合、その陽性者がいろんなところに感染を拡大させる可能性もありますので、あえて検査の拡充を求める考えはございません。

これまで行ってきた保健所の追跡調査、疫学的調査が有効であると考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 貧困と孤独、孤立、個別の問題についてにお答えいたします。

議員おただしのとおり、ご提案いただいた件につきましては、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 先ほど私が提案した3つの提案、これはやっぱり緊急の課題だと。皆さんもう実態は分かっていると思うんですけども、話していてこちらがづらい。あれがこうずっと続くと、自

分で自分の命を絶ってしまうという危険性があるというふうに私は考えています。

これからも避難は続くんです。したがって、大変だとは思いますが、繰り返さないけれども、さっき言った3つの課題についてぜひ検討するから実施すると、実施する方向で検討するというふうにお答えをいただきたいと思います。

それから、医療、診療、安定継続の問題について言えば、町長が言うとおりの一丁目一番地なんです。そう、一丁目一番地だから、それを裏づける、それを実現する、そういう取組が今求められている。小林副町長は県から来ているから、県に電話すれば分かると思うんだけど、さっき言った地域医療復興事業において被災12市町村の医療、福祉と言ってもいいです、その財政支援が行われている。あと幾らもないんですよ。

この問題は、一丁目一番地だなんて言ったって、安定継続にはならない。私は県の地域医療復興事業補助だけではなくて、被災12市町村の医療診療体制を安定継続させるというためには、別なやっぱり制度もつくっていかないと難しいんじゃないかということで、一丁目一番地の問題だから具体的にどう取り組むか、再度答弁を求めます。

それから、帰還困難区域の問題で、今年の6月までに回答を示せと、この意気込みは私は評価したいと思う。けれども、そこで、どういう回答が返ってくるか分からないということ。

企画財政課長、これ平成28年8月31日に出した原災本部復興推進会議、帰還困難区域の取扱いに関する考え方、これは生きているんですか、死んでいるんですか。その上で、生きているとするならば、今年の6月を待たないで、この立場で、あるいはだから協議会としてやったっていいんだけど、災害の問題なんだから町としてはこういうふうに事業拡大を考えていると、青写真をつくらないと駄目だと思いますよ。

まず、生きているのかどうか。生きているとすれば、これに基づいた仕事をどうするか。人ごとでないんだ。浪江町の将来がかかっているわけだ。仕事は具体的にしないと駄目です。お答えください。

それから、先ほど再質問できなかった部分についてですけれども。

あ、それから、PCR検査の問題ね。課長、認識を変えてもらいたい。PCR検査は100%ではない。陽性者は陰性という結果も出る、あるいはその逆もあるだろう。仮にそういう問題があったにせよ、PCR検査はだから駄目だなという人、専門家の中で言ってい

る人はいない。言うとなれば厚生労働省の官僚だ。PCR検査に縛りをかけているわけだから。できるだけやらない、やらせない。そういう縛りをかけているわけだから。新型コロナはそんな行政の勝手な判断を受け入れるほど易しくないですよ。

科学的な方法で打開する、言っている意味分かりますか。PCR検査しかないんですよ。少なくとも課内で検討して、今後積極的なPCR検査を検討していきたい、そういう答弁をできないですか。改めて今後の取組についてお答えください。

それから、生活保護の問題。生活保護については、今、国から通知も来ているのでそれに従ってということなんだけれども、ちょっと配布資料を見てください。1月29日しんぶん赤旗、A4版です。扶養照会する際に、日本では、生活保護の扶養義務がある範囲ということで、1親等、2親等、3親等までやっているんです。少なくともこの資料から分かりますとおり、3親等までやっている国は日本だけです。

だから、扶養照会をやらないで、窓口で、いや、私はそれはできませんと、窓口で相談しに来た人がそういうふうにした場合、扶養照会しなくてもいいような対応はできないですか。ほかの町村では、本人がそういう申出があればそういう対応をするという答弁がなされております。浪江町での本人に寄り添った生活支援という点からも、扶養義務に対する対応の仕方、見直すべきだというふうに思います。お答えください。

それから、農業の問題。12番、山本議員も生きた問題で質問されています。私は、一つは飯舘方式で、やっぱり村に帰って、自分の農地と自分の家族を守る、そういうささやかなところから出発する。そして、レベルの高い人は第4段階で先進農業に取り組んでもいいと思う。そういう農業がやっていけるような町の取組。そして、道の駅に出した人には補助を出しているというけれども、町に戻った人で、道の駅に出して、これまで、去年なら去年、半年間でもいい、何人がいてどれだけ売上げがあったのか、教えてください。

その上で、町として地域農業の復興のため町はこういうふうに関わり添っていきますよと。そういう農業ビジョンをつくるべきだ。

それとの対比で、復興牧場の問題ですよ。必要だと。小さな農業も必要だけれども、復興牧場のような大きな農業も必要だと。

結論から言うと、世界の趨勢は家族農業になっているんですよ。国連農業10年というところで、国連がそういう方針を出しているの。まして、あんな広大なところに1,000頭、2,000頭の乳牛を飼う、肥育をする。何が起きるか分からない。その上で、私は現在、北棚に

住んでいる人から改めて相談がありました。町長はどう考えているんだと。私は率直に答えました。12月の行政報告で、関係者からおおむねの賛成、理解を得たという行政報告があったというふうに言っているよと。

○議長（佐々木恵寿君） 質問者、時間となりました。

○16番（馬場 績君） 町長、どうなんですか。そうじゃない、35件が反対、今でも変わっていない、おおむね賛成……

○議長（佐々木恵寿君） 止めてください。

答弁、介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 3つの課題についてのご質問にお答えします。

こちらにつきましては、実施に向けて検討していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 小林副町長。

○副町長（小林弘典君） 診療所等の運営に関する財源の問題に対しての再々質問にお答えいたします。

議員お調べのとおり、現在、県の基金については残高が少ない状況になっているのは承知しております。そのへんの現状、あと避難地域の引き続きの支援等を要望していった結果、国、県において当初予算において予算要求しているというふうに承知しておるところでございます。なので、この基金を財源とした財政支援については、次年度も行われるというふうに認識しているところです。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 平成28年8月31日の帰還困難区域の取扱いに関する考え方につきましては、特定復興再生拠点計画を町が策定して国が認定することなどを定めたものでございまして、現行の拠点計画はこれに基づき手続をしたものでございます。

先ほど来から繰り返し答弁になりますが、国のほうに方針をお示しいただくように要望しておりますので、拠点外の方針が出ましたらば、それを踏まえつつ、第2ステージについて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 先ほども申しましたけれども、偽陰性の可能性が高い検査について拡充する考えはございません。ちなみに、県内の事例でいいますと、検査を6回受けてようやく陽性と判定された陽性者の接触者の方もおりました。また、専門家の全員がPCR検査拡充を求めているということに関して、私は確認が取

れておりません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 生活保護の扶養照会の件について、お答えいたします。

扶養照会については、実施機関である県で行っているのが現状でございます。町の相談段階における対応については、場合により扶養親族調査も不要となるケースもあることなど、相談者に誤解を与え保護の申請をためらうことがないように、必要な説明を十分に行う旨、国、県より改めて通知が来ております。そのため、相談者の個別の事情を勘案し、実施機関である福祉事務所とも連携を密に取り、適切に行ってまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、道の駅に対して何人の営農者、そしてどれだけの売上げがあったかということですが、今、手元にデータの持ち合わせがございませんので、お答えはできないところです。

続きまして、飯館方式についてのご指摘と、飯館方式の考え方を町でできないのかというご指摘ですが、改めて確認させていただくと、町の復興計画であったり農業再生プログラムに広い意味では記載が読み取れるという状態ではありますけれども、飯館のように分かりやすい形で何段階という形では書いていないところです。

今後、地域によっていろいろ特性はございます。地域それぞれ担い手の状況、農地の状況、それぞれでございますので、先ほども前の議員にお答えしたところではございますけれども、地域の話合いを通して、まず、今つくってある営農再開ビジョンの次に続く、人・農地プランの策定に至る段階でそういったことも話を進めてまいりたいと思います。

それから、北棚に復興牧場というところですが、あの時点で署名をいただいたところではありますけれども、その後説明会を開催させていただいたり、地域を歩いて事業の趣旨を説明させていただいております。理解は進んだものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で16番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

(午後 0 時 1 9 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 1 時 3 0 分)

◎議案第 3 号から議案第 4 7 号の一括上程、説明

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

日程第 6、議案第 3 号 浪江町復興計画【第三次】の策定についてから日程第 50、議案第 47 号 令和 3 年度浪江町水道事業会計予算までを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 6、議案第 3 号から日程第 50、議案第 47 号までを一括議題とします。

日程第 6、議案第 3 号 浪江町復興計画【第三次】の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） それでは、議案第 3 号 浪江町復興計画【第三次】策定について、ご説明いたします。

本案は、令和 3 年度から向こう 10 年間の東日本大震災からの復興を図るための基本構想及び当該基本構想に係る基本計画として、浪江町復興計画【第三次】を定めることについて、浪江町議会の議決すべき事件を定める条例第 1 条第 2 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 浪江町復興計画【第三次】の策定について、ご説明を申し上げます。

計画本編の目次をお開きください。

まず、第 1 編、序論では、計画の目的や期間、策定の背景について記載してございます。第 2 編、基本構想では、復興の理念と基本方針について記載してございます。第 3 編、基本計画では、基本方針ごとの施策と取組について記載してございます。

次のページをお開きください。

資料編では、用語の解説や策定経過について記載してございます。

2 ページをお開きください。

第 1 章、「計画の策定にあたって」でございます。これまでの復

興計画の策定経過と、本計画が町の復興を実現するための長期的、総合的計画であることを説明しております。

次の3ページをご覧ください。

②計画の構成と期間でございます。計画は、基本構想と基本計画から成り、基本構想は復興の理念と基本方針で構成されます。基本計画は施策となります。計画の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間でございます。基本計画は5年で見直しをいたします。

次に、20ページをお開きください。

第1章、復興の理念でございます。復興の理念は、「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」でございます。副題は「なかよく みんな えがお の花咲くまち なみえ」でございます。定住人口確保による持続可能なまちづくりをテーマに、このような理念としてございます。

右の21ページをご覧ください。

②理念の柱でございます。「みんなの想いを一つに、復興を実現するまち」として、大変な災害ではあっても、先人から受け継いできたふるさと浪江を必ず復興させることを掲げてございます。

「ひとの縁を大切に、関わる人が増え、調和するまち」として、帰還されている町民、すぐには帰還できない町民、町で仕事をする方、町に訪れる方等、町に関わる全ての方を大切に、町に関わる人が増え、調和するまちづくりを掲げてございます。

「先進的な取組で、夢と希望の未来を創るまち」として、町が直面する課題解決に向け、先進的な取組に積極的に挑戦していくことを掲げております。

22ページをお開きください。

第2章、復興の基本方針でございます。

「Ⅰ、夢と希望のある産業と仕事づくり」として、農業や事業再開、企業誘致などに積極的に取り組み、にぎわいのある産業と仕事づくりを行います。

「Ⅱ、未来を担う人づくり」として、子育てや教育、生涯学習、震災の記憶の伝承などに取り組み、豊かな人づくりを行います。

「Ⅲ、帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり」として、帰還困難区域の再生に取り組むほか、道路等のインフラ整備、中心市街地再生、ゼロカーボンシティの実現に取り組む、住みよい環境づくりを行います。

「Ⅳ、健康と福祉のまちづくり」として、健康、医療、介護の充実、放射線による健康上の不安解消などに取り組めます。

「Ⅴ、絆の維持と持続可能なまちづくり」として、町民の生活再

建支援や絆の維持を継続し、また、移住・定住の促進、効率的な行政運営などに取り組み、持続可能なまちづくりを行います。

28ページをお開きください。

施策体系でございます。5つの基本方針に16の施策がぶら下がります。16の施策は30の取組に分かれます。

30ページをお開きください。

以降のページでは、取組ごとに現状と課題、目指す姿と取組、施策の展開について記載してございます。

計画本編のご説明は以上でございます。

次に、資料のご説明をいたします。

資料1をご用意ください。

復興計画（第三次）概要版でございます。概要版は、基本計画本編の要点を抜粋し、まとめたものでございます。

資料2をご用意ください。

資料2は、復興計画（第三次）施策編でございます。施策編は、計画本編の各施策について取組項目を定めたものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第4号 浪江町環境基本条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第4号 浪江町環境基本条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、本町における環境の保全及び創造に関する施策の基本事項等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、条例の制定を行うものであります。

詳細については住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案第4号、資料によりましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

まず、前文となります。前文として、地球環境の悪化や原発事故を踏まえ、経済活動、生活様式を見直しつつ、環境の保全及び創造のために行動し、健全な環境を次世代に継承する義務及び継続的発展が可能な地球にやさしい町、浪江を実現するため、本条例を制定することを宣言しております。

2 ページをご覧ください。

第1章、総則となります。第1条は目的、第2条では用語の定義でございます。

3 ページをご覧くださいと思います。

第3条では、基本理念を掲げております。まず、1つ目として、良好で快適な環境を将来の世代に引き継ぐこと、2つ目としまして、人と自然との共生の確保、3つ目としまして、町、事業者及び町民の役割の分担、4つ目として、地球環境の保全を積極的に推進することの4つ、掲げてございます。

4 ページをご覧くださいと思います。

第4条は、町の責務を定めております。環境の保全を推進するに当たっての、町の責務について定めております。さらには、町民、事業者が環境への理解を深め、意識を高めるために必要な措置を町が講じることを責務として定めております。

5 ページをご覧くださいと思います。

第5条では、町民の責務を定めております。資源、エネルギーの節約や廃棄物の排出の抑制などによる環境の負荷の低減に努めること、町の施策や事業者の環境保全活動に協力することを定めております。

第6条は、事業者の責務を定めております。事業者の責任において、環境保全対策を推進し、資源、エネルギーなどの有効利用や廃棄物の発生抑制により、環境の負荷の低減に努め、町の環境保全に関する施策に協力することを責務として定めております。

6 ページをご覧くださいと思います。

第2章、環境の保全等に関する基本指針等でございます。

第7条では、環境の保全に関する施策の策定及び実施を適正なものにするため、基本理念に基づく基本指針を規定し、町の施策にあっては指針に沿って総合的かつ計画的に行うこととしています。人の健康の保護や生活環境の保全、自然環境の保全、潤い、環境への負荷の少ない循環型社会の構築、地球環境の保全でございます。

7 ページをご覧くださいと思います。

第8条でございます。環境の保全及び創造に関する施策を総合的、計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならないことを、また第9条では、施策の実施状況等に関する年次報告について定めております。

8 ページをご覧ください。

第3章、環境の保全等に関する基本的施策でございます。

第10条では、町の施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計

画との整合性に配慮することを定めております。

次に、第11条ですが、誘導的措置についてでございます。町民や事業者等の民間活動において、環境の保全のための適切な措置を取ることが広く行われることを促進するため、町が必要な措置を講ずるよう努めることを定めております。

9ページをご覧くださいと思います。

第12条では、資源の循環的利用の促進についてでございます。町は、町民や事業者等による民間活動における環境への負荷の低減のために必要とされる措置を講ずること、また町自らも率先して環境への負荷の低減を図る措置を講ずるよう努めることを定めております。

第13条は、放射性物質の環境への影響に係る措置について、原子力発電所の事故により放射性物質に関する汚染に関しては、環境にも大きな影響を及ぼすものであることから、国などと協力しつつ、環境の状況を的確に把握し、情報提供するなどの必要な措置を講ずることを定めております。

10ページをご覧ください。

第14条では、調査等の実施についてでございます。環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町は必要な調査、監視、測定等を実施し、環境の状況を的確に把握するよう努めることを定めております。

第15条では、環境教育及び環境学習の推進並びに広報活動の充実について定めております。

11ページをご覧くださいと思います。

第16条では、日常生活などの中で、環境に配慮した自主的な取組を推進するために必要な情報の収集や、町民等への提供に努めることを定めております。

第17条は、地球温暖化の防止などの地球環境の保全の推進について定めております。

12ページをご覧くださいと思います。

第18条は、国や他の地方公共団体と協力して施策を推進することに努めるよう定めております。

第19条につきましては、国や他の自治体等と協力して地球環境保全に関する国際協力を推進することについて定めております。

13ページをご覧くださいと思います。

第4章、浪江町環境審議会についてでございます。

第20条は、町の合議制機関として浪江町環境審議会を置くことを定めております。また、浪江町環境審議会の組織及び運営に関して

の必要な事項につきましては、規則で定めるとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行する
としたものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第5号 浪江町防災交流施設の
の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第5号 浪江町防災交流施設の設置及び管
理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、浪江町防災交流施設の整備に伴い、施設の設置及び管理
等について必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものであり
ます。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、ご説明いたします。

議案書をご覧くださいと思います。

現在、町内4か所に整備を計画しております防災コミュニティセ
ンターについて、大堀地区に整備中の施設が完成するに当たり、設
置及び管理に関する規定を整備するものでございます。

第1条は、設置に関する規定で、住民の防災意識の高揚、防災活
動の推進、住民のコミュニティ創造を図る施設として設置するもの
でございます。

第2条は、施設の名称及び位置に関する規定で、施設の名称を大
堀防災コミュニティセンターと定めるものでございます。

第3条は、集会室の使用に関する規定で、集会室を使用しようと
する者はあらかじめ町長の許可を受けなければならないとするもの
でございます。

第4条は、使用の制限に関する規定で、第1号、公益を害するお
それがあるときから、第4号の防災交流施設の目的に反するときま
でを使用を許可しないとするものでございます。

第5条は、使用許可の取消し及び停止に関する規定で、この条例
の規定や使用許可の条件に違反があると認めるときは、使用許可を
取り消すとするものでございます。

第6条は、使用権の譲渡等の禁止に関する規定でございます。

裏のページに行きまして、第7条は、使用料に関する規定で、別
表第1のとおり、集会室1室1時間当たり300円とするものでござ

います。

第8条は使用料の免除に関する規定、第9条は使用料の不返還に関する規定でございます。

第10条は、委任に関する規定で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

附則として、この条例は附則で定める日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの職の追加、報酬の額等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、ご説明いたします。

議案資料をご覧くださいと思います。

改正の内容といたしまして、非常勤特別職に環境審議会委員並びに産業医を加える改正でございます。

環境審議会委員につきましては、環境基本法に基づく審議会で、ただいまの議案第4号、浪江町環境基本条例第20条の規定により本町に設置する委員で、職名及び報酬額を定めるものでございます。

産業医につきましては、労働安全衛生法に基づく医師で、当町では診療所の医師を選任しておりますが、今まで健康管理医という名称を使用していたため、名称を産業医、さらには報酬額を年額36万円に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、人事院規則に防疫等作業手当の特例の類型が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、ご説明いたします。

議案資料をご覧くださいと思います。

改正の内容といたしまして、防疫作業として感染の予防、感染者の患者に対する医療などの作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当の改正でございます。

2 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

条例第3条に、第4号として、「新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業に従事したとき」を追加し、金額については別表に記載の1日1,000円とするものでございます。

同じく、第5号に、「患者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事したとき」を追加し、金額については1日1,500円とするものでございます。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第8号 東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第8号 東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税の減免に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等が納付すべき令和3年度の国民健康保険税及び介護保険料について減免するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案第8号、資料によりましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

2 ポツの改正内容でございます。

まず、題名になりますが、本改正によりまして、東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税の減免に関する条例、これが、東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税などに「等」がつきましての減免に関する条例ということで変更になります。

第1条、趣旨でございます。令和2年12月定例会におきまして、本条例を議決いただいておりますが、これに加えまして、今回、国民健康保険税並びに介護保険料につきまして、浪江町国民健康保険税条例及び浪江町介護保険条例の規定にかかわらず、今回改正の条例の定めるところにより減免するものとしたものでございます。

第4条、国民健康保険税の減免です。浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が被災者である場合は、解除区域で被保険者の基準所得の合算額が600万円を超える世帯を除き、全額を減免するものとしたものでございます。

第5条、介護保険料の減免でございます。浪江町が行う介護保険の第1号被保険者、65歳以上になりますが、この方が被災者である場合につきましては、解除区域で合計所得金額633万円を超える者を除きまして、全額を減免するものとしたものでございます。

3の施行期日でございますが、この条例は令和3年4月1日からの施行となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第9号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第9号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、町産業の復興、再生を目指すため、福島復興再生特別措置法第34条第1項の規定による、帰還・移住等環境整備交付金で整備する施設等について、無償または時価よりも低い価格で貸付けができるよう、所要の改正を行うものであります。

詳細については企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご説明申し上げます。

議案第9号資料によりご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、第4条へ規定を追加するものでござ

います。帰還・移住等環境整備交付金で整備した施設等を貸し付ける場合で、交付対象事業を所管する大臣等が定める交付要綱等において、収益を生じない範囲で貸付けを行うことが要件とされているとき、無償または時価よりも低い価格での貸付けができる旨の規定を加えるものでございます。

裏面の新旧対照表をご覧ください。

第4条は、普通財産は次の各号の1に該当するときは、これを無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるとされているものでございまして、こちらに第3号を追加するものでございます。

表にお戻りいただきまして、施行期日でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第10号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第10号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 議案第10号資料によりご説明申し上げます。

制定の趣旨でございしますが、福島復興再生特別措置法の改正に伴いまして、基金の名称及び交付金名を変更し、また条例の執行期日を延長するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございしますが、（1）条例題名の変更につきましては、浪江町帰還環境整備交付金基金条例を、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金条例に改めるものです。

（2）交付金名及び基金名の変更第1条につきましては、帰還環境整備交付金を帰還・移住等環境整備交付金に改めますとともに、浪江町帰還環境整備交付金基金を、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金に改めるものです。

（3）執行期日の延長、附則第2項につきましては、条例の執行期限を平成33年3月31日から令和8年3月31日まで5年間延長するものでございます。

この条例は、令和３年４月１日から施行するものとするものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第11号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第11号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、資料によりご説明いたします。

主な改正内容についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に関する条例の改正により、現行の浪江町国民健康保険条例附則第３項中の、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２に規定する、「新型コロナウイルス感染症」を削り、新たに新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス族のコロナウイルス（令和２年１月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症を言う。以下、同じ）に改めるものでございます。

施行期日は公布の日から施行し、改正後の浪江町国民健康保険条例附則第３項から第８項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から浪江町国民健康保険給付規則の附則第４項で定める日までの間に属する場合に適用するものといたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第12号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第12号 浪江町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率を定めるため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 資料によりご説明します。

介護保険料については、介護給付費の見込額の23%と法令で決まっております。

新旧対照表をご覧ください。

保険料の基準額については、第2条第1項第5号で年額10万800円を8万6,400円、月額にしますと8,400円を7,200円に改めます。令和2年度と比較して14.2%の減となります。

第2条第1項第1号については、基準額8万6,400円の0.5倍で4万3,200円になります。第2号については基準額の0.75倍で、6万4,800円になります。第3号については基準額の0.75倍で、6万4,800円になります。第4号については基準額の0.9倍で、7万7,760円になります。第5号については基準額の1倍で、8万6,400円になります。第6号については基準額の1.2倍で、10万3,680円になります。第7号については基準額の1.3倍で、11万2,320円になります。第8号については基準額の1.5倍で、12万9,600円になります。第9号については基準額の1.7倍で、14万6,880円になります。

資料の2ページをお開きください。

第2項から第4項までについては、前項第1号から第3号までの減額賦課について規定してございます。

第2項については、前項第1号の減額賦課で、基準額8万6,400円の0.5倍を適用せず基準額の0.3倍を適用し、適用後の保険料については2万5,920円になります。第3項については前項第2号の減額賦課で、基準額8万6,400円の0.75倍を適用せず基準額の0.5倍を適用し、適用後の介護保険料については4万3,200円になります。第4項については、前項第3号の減額賦課で、基準額8万6,400円の0.75倍を適用せず基準額0.7倍を適用します。介護保険料については6万480円になります。

前のページにお戻りください。

施行期日については令和3年4月1日より施行します。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第13号 浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第13号 浪江町指定居宅介護支援等の事業

の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案第13号を資料によりご説明申し上げます。

介護保険事業の人員、設備、運営基準は、国が基準を定め、市町村が条例で定めることとなっております。

2、主な改正内容についてご説明いたします。

（1）居宅介護支援事業所における管理者要件の緩和。やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とします。

続きまして、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、令和9年3月31日まで要件を緩和する猶予をいたします。この関係条文につきましては、第5条に規定をしてございます。

附則第2項、附則第3項につきましては経過措置が規定されておりますので、後でご確認ください。

（2）質の高いケア・マネジメントの推進。前6か月間に策定したケアプランの各サービスの割合。各サービスの同一事業所によって提供されたものの割合について、説明を求めることとするものでございます。こちらについては第6条に規定してございますので、後ほどご確認ください。

（3）生活援助の訪問回数の多い利用者等の対応について規定してございます。点検・検証の仕組みを10月から導入することとなっております。こちらにつきましては第15条に規定してございますので、後ほどご確認ください。

（4）感染症対策の強化。感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求めることとしております。これについては3年間の経過措置期間を設けてございます。こちらについては第23条の2に規定してございます。経過措置については附則第4項に規定してございますので、後ほどご確認ください。

（5）業務継続に向けた取組の強化。感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することとなっております。これについても3年の経過措置期間を設けることとなっております。こちらは第21条の2に規定して

ございます。

経過措置については附則第3項で規定してございますので、後ほどご確認ください。

(6) ハラスメントの対策強化。こちらについては男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものでございます。こちらは第21条に規定してございますので、後ほどご確認ください。

(7) 会議や他職種連携におけるICTの活用についてでございます。利用者等が参加せず医療・介護の関係者のみで実施するものについては、国の基準を参考にしてテレビ電話等を活用して実施を認めることとします。利用者の同意を得た上でテレビ電話等を活用して実施を認めることとなります。こちらにつきましては第15条、第23条の2、第29条の2に規定してございます。後ほどご確認ください。

(8) 利用者への説明、同意等に係る見直し。書面で行うものについては原則として電子的な対応を認めることとしております。こちらについては第33条に規定してございますので、後ほどご確認ください。

(9) 記録の保存等に係る見直し。こちらにつきましても電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化しております。第33条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

(10) 運営規定等の掲示に係る見直し。運営規定等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くことを可能とします。こちらについては第24条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

(11) 高齢者虐待防止の推進。利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生または再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけます。これについても3年間の経過措置期間を設けることとしております。こちらについては第3条、第20条、第29条の2に規定してございます。経過措置については附則第2項に規定してございますので、後ほどご確認ください。

(12) 情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進。計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上に努めるものとしております。こちらについては第3条に規定してございますので、後ほどご確認ください。

こちらの(4)感染症対策の強化から(12)の情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進につきましては、この後の議案第14号か

ら第16号でも同一の規定がございます。

3番、施行期日、令和3年4月1日から施行します。ただし、附則第2項と附則に次の1項を加える改正規定は公布の日から施行し、第15条第20号の次に1号を加える改正規定は令和3年10月1日から施行します。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第14号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第14号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案第14号資料によりご説明申し上げます。

主な改正内容についてご説明します。

（1）夜間対応型訪問介護。オペレーターについては併設施設等の職員の兼務を可能とします。随時訪問サービスを行う訪問介護員等の兼務を可能とすることとしております。また、事業を一部委託すること、複数の事業所間で集約することを可能としております。こちらについては第47条、第56条に規定してございますので、後ほどご確認ください。

（2）訪問系サービス共通、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く。サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービスの提供を行うよう努めることとしております。こちらについては第57条に規定してございます。

（3）認知症対応型通所介護。管理者の配置基準の緩和をしてございます。人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は他の職務に従事することを可能としています。こちらについては第66条に規定しております。後ほどご確認ください。

（4）災害への地域と連携した対応の強化。こちらにつきまして

は、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加を得られるよう連携に努めなければならないこととしております。こちらは第59条の15に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

(5) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ。医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけ、3年間の経過措置期間を設けることとしております。こちらについては第59条の13に規定しておりますので、ご確認ください。経過措置については附則第5条に規定してございます。

(6) 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しについてでございます。こちらについては、管理者・介護職員の兼務を可能としております。第82条、第83条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

(7) 過疎地域等におけるサービス提供の確保。こちらについては、登録定員及び利用定員を超えることを可能としてございます。こちらは第101条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

(8) 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保。こちらについてはユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設することとしており、こちらは第110条、第111条、第113条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして(9) 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し。こちらは速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとしております。こちらについては第110条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

(10) 外部評価に係る運営推進会議の活動。運営推進会議の既存の外部評価による評価のいずれかから、第三者による外部評価を受けることとすることと規定してございます。こちらについては第117条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

(11) 計画作成担当者の配置基準の緩和。ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和することとしております。こちらは第110条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

(12) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ。医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。3年間の経過措置期間を設けることとしております。こちらについては第123条、第146条

に規定してございます。経過措置については附則第5条に規定してございます。後ほどご確認ください。

続きまして(13)地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直しについてでございます。他の社会福祉施設等との連携を図ることが可能な場合については、栄養士を置かないことを可能とします。また、入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことも可能とします。こちらにつきましては第151条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

(14) 介護保険施設の人員配置基準の見直し。従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とします。こちらについては第151条に規定しておりますのでご確認ください。

(15) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ。介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられます。こちらについても3年の経過措置を設けることとしております。こちらは第169条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

(16) 口腔衛生管理の強化。こちらにつきましては、入所者ごとの状況に応じた口腔衛生管理を行うことを求めています。こちらについても3年間の経過措置を設けることとしております。こちらは第163条の3、経過措置については附則第9条に規定してございます。後ほどご確認ください。

(17) 栄養ケア・マネジメントの充実。現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付けることとしております。入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求めています。こちらについても3年間の経過措置を設けています。第151条、第163条の2に規定してございます。経過措置については附則第8条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。

(18) 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し。こちらにつきましてはア 1ユニットの定員を夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう求めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

(19) 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化。介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止

のための安全対策を担当者を定めることを義務づけます。こちらにつきましては6か月の経過措置期間を設けることとしており、こちらは第175条に規定しておりますので、後ほどご確認ください。附則第10条については経過措置を規定してございます。

(20) から (28) につきましては、前の議案第13号と同一の内容でございます。後ほどご確認ください。

施行期日については令和3年4月1日から施行します。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第15号 浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第15号 浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案第15号資料でご説明申し上げます。
主な改正内容について。

(1) 感染症対策の強化から(9)情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進については、議案第13号と同一の内容でございます。後ほどご確認ください。

3、施行期日、令和3年4月1日から施行することとしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第16号 浪江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第16号 浪江町指定地域密着型介護予防サ

サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案第16号資料によりご説明申し上げます。

2、主な改正の内容。（1）管理者の配置基準の緩和。こちらにつきましては、他の職務に従事することを可能とします。こちらについては第10条に規定しております。

（2）災害への地域と連携した対応の強化。こちらにつきましては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるように努めなければならないこととしております。こちらにつきましては第30条に規定してございます。

（3）認知症介護基礎研修の受講の義務づけ。介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられます。3年間の経過措置を設けることとしており、こちらにつきましては第28条に規定してございます。経過措置につきましては附則第5項に規定してございます。

（4）小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しについてでございます。こちらについては管理者・介護職員の兼務を可能とさせていただきます。第44条、第45条に規定しております。

（5）過疎地域等におけるサービスの提供の確保。こちらにつきましては、一定の条件を満たすことを条件に、登録定員及び利用定員を超えることを可能としております。こちらについては第58条に規定してございます。

（6）地域の特性に応じた認知症グループホームの確保。ユニット数について「原則1または2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところを、「3以下」とします。同基準を本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員でない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考

に定めることとしております。こちらにつきましては第70条、第71条、第73条に規定してございます。

(7) 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しについてでございます。こちらについては速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとしております。こちらについては第70条に規定してございます。

(8) 外部評価に係る運営推進会議の活用。公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとしております。こちらにつきましては第86条に規定してございます。

(9) 計画作成担当者の配置基準の緩和。ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和することとしております。こちらは第70条に規定してございます。

(10) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ。介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。3年の経過措置期間を設けることとしております。こちらについては第80条に規定してございます。附則第5項に経過措置が規定されております。

(11) の感染症対策の強化から(19)の情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進につきましては、議案第13号で説明したとおりでございます。

3、施行期日。令和3年4月1日より施行します。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第17号 浪江町出産祝い金支給条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第17号 浪江町出産祝い金支給条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、子育て家庭への支援の充実を図るため、出産祝い金事業について、第1子から支給することとするため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） それでは、議案17号資料によりご説明いたします。

2の主な改正内容でございます。出産祝い金の対象となる児童に第1子及び第2子を追加し、それぞれ5万円を支給することとするものでございます。現行第3子以降20万円であったものについて、下表のとおり改正後第1子、第2子と5万円を追加するものでございます。

3の施行期日でございますけれども、令和3年4月1日から施行し、同日以後の出産から適用するとしたものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第18号 浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第18号 浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、低所得のひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るため、18歳に達した日の在学の有無に関わらず、18歳到達の年度末までの医療費の助成を受けられるよう、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） それでは、議案第18号資料によりご説明いたします。

2の主な改正内容でございます。ひとり親家庭医療費助成事業について、現行の規定では18歳に達した日の在学の有無によっては18歳到達の年度末まで助成の対象とならない世帯があるところ、これを在学の有無に関わらず医療費の助成を受けることができるよう、児童の定義を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を改正するものでございます。

3施行期日でございますけれども、令和3年4月1日から施行するものとしたものでございます。なお、改正後の浪江町ひとり親家庭医療の助成に関する条例の規定は、施行日以後の受診に係る医療費の助成について適用し、施行日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第19号 浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第19号 浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町水産業共同利用施設に漁具倉庫施設を追加し、共同利用施設の利用許可に係る規定並びに漁具倉庫施設及び上架施設の利用料金を定めるため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第19号資料によりご説明いたします。

2改正の内容でございますが、浪江町水産業共同利用施設として、本年度整備した漁具倉庫施設を追加し、共同利用施設の利用許可の条文を加えております。利用料金及び算定根拠は、下記の表のとおりとなります。

漁具倉庫施設の利用料金は、1部屋当たり年額10万円とし、その設定根拠となります。上架施設につきましては、請戸漁港所属の船舶の総トン数による3区分及び請戸漁港所属以外の船舶の1区分それぞれについて、1回当たりの上架料1回当たりの洗浄機使用料を定めております。そして、滞架料として標準の上架期間3日を超えた場合の料金を定め、その設定の根拠となります。

資料2ページの新旧対照表をお開きください。

浪江町水産業共同利用施設として本年度整備した請戸漁港倉庫施設を、第2条の表に加えております。また、第4条に水産業共同利用施設を利用する際の許可についての条文を加えております。

次に、第6条として共同利用施設の利用料金について新たに追加しております。

6条関連の別表として、漁具倉庫の利用料金及び上架施設の利用料金について加えております。

議案資料1ページにお戻りください。

3附則として、この条例は公布の日から施行するとしているところでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第20号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第20号 新たに生じた土地の確認及び字の

区域の変更についてご説明いたします。

本案は、請戸漁港内公有水面埋立に伴い、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 議案書によりご説明申し上げます。

中央の表をご覧ください。

新たに生じました土地につきまして、一番左側が位置でございます。浪江町大字請戸字北久保53番地、88番地及び110番地並びに字川原71番地、72番地及び73番地と隣接する公有水面埋立地でございます。

中央が面積でございます。2万2,241.84平方メートルでございます。

一番右側が編入する字名でございます。浪江町大字請戸字川原でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料1、新たに生じた土地の確認をご覧ください。

赤の実線部分が新たに生じた土地でございます。大字請戸字北久保53番地、88番地及び110番地並びに字川原71番地、72番地及び73番地と隣接する公有水面埋立地でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、資料2、字の区域の変更をご覧ください。

青の点線部分が大字請戸字川原の旧字界、赤の実線部分が新字界でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、資料3は実測平面図となっております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第21号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第21号 浪江町道路線の認定及び廃止についてご説明いたします。

本案は、産業団地整備、防災林造成等に伴い、浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規

定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君）　それでは議案資料によりご説明をいたします。

今回は、認定路線が15路線、廃止路線が25路線です。同一区域の中で事業により起終点が変わることなどにより、認定と廃止がございます。

資料1をご覧ください。

認定路線位置図です。丸のついたところが路線の起点で、矢印の先が終点です。こちらは北産業団地造成に伴い認定するもので、路線番号4025北原北金ヶ森線ほか、路線番号4228、4229の計3路線です。

続いて資料2をご覧ください。

こちらは棚塩産業団地造成に伴い認定するもので、位置図、左から路線番号4043赤坂南鶴小谷地線ほか、路線番号4034、4226、4225、4224、4227の計6路線です。

資料3をご覧ください。

こちらにも棚塩産業団地造成に伴い路線の起終点が変更となるもので、路線番号4045東原鶴小谷地線、4149植松東赤坂2号線の2路線です。

資料4をご覧ください。

こちらは道路事業一里檀大町線の改築、上川原橋の架け替えに伴い、路線の起点が変更になるものです。路線番号4057、大町込堂線です。

資料5をご覧ください。

こちらにも道路事業一里檀大町線の改築、上川原橋の架け替えに伴い認定するものです。橋の架け替えによる旧路線で、路線番号4030大町広内2号線、4231大町長田東線の2路線です。

資料6をご覧ください。

こちらは棚塩マリンパーク入口の路線で、河川堤防のかさ上げに伴い終点が変更になるものです。路線番号は4167、中舁倉向川原線です。

続いて廃止路線についてご説明をいたします。

資料7をご覧ください。

こちらは北産業団地の整備に伴い終点が変わるためで、路線番号4025、北原北金ヶ森線です。

資料8をご覧ください。

こちらは棚塩産業団地の整備に伴う区域内のもので、位置図左側から路線番号4034、鶴小谷地大原1号線ほか路線番号4043、4041、4040、4148、4152の計6路線です。

続いて資料9をご覧ください。

こちらにも棚塩産業団地の整備に伴い起終点が変更になるためで、路線番号4045東原鶴小谷地線、4149植松東赤坂2号線の2路線です。

資料10をご覧ください。

こちらは道路事業一里檀大町線改築と、上川原橋の付け替えに伴うもので、起点の位置が変わるためで、路線番号が4057、大町作内線です。

資料11をご覧ください。

こちらは棚塩地区の防災林整備に伴うもので、路線番号4205、前畑2号線です。

続きまして資料12をご覧ください。

こちらは堤防かさ上げに伴い終点の位置が変わるもので、路線番号は4167、中舂倉向川原線です。

資料13をご覧ください。

こちらは請戸地区の防災林整備に伴うもので、位置図上側から路線番号5026北久保1号線ほか、路線番号5025、5024、5021、5047、5048、5090の計7路線です。

資料14をご覧ください。

こちらにも請戸地区の防災林整備に伴うもので、位置図上側から路線番号5050、長沼1号線ほか、路線番号5051、5052、5053、5054、5061の計6路線です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、15時まで休憩いたします。
（午後　2時47分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午後　3時00分）

○議長（佐々木恵寿君）　日程第25、議案第22号　工事請負契約の締結について（本庁舎改修工事（第2期））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第22号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、本庁舎改修工事（第２期）について、地方自治法第234条第１項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは議案によりご説明申し上げます。

- １、契約の目的、本庁舎改修工事第２期。
- ２、施工箇所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。
- ３、契約の方法、指名競争入札。
- ４、契約金額、１億4,630万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、1,330万円。
- ５、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地２、横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘。
- ６、工期、議会の議決を得た日から令和５年３月31日。

次に、資料１をご覧ください。

図の赤い部分が今回の対象となる建物でございます。本庁舎、それからその北側の車庫・倉庫棟、さらにその北側の車庫棟（１）及びその東側の車庫棟（２）でございます。

工事概要を表にしております。こちらにつきましては、各フロアごとに次のページから表記しておりますので、１ページおめくりください。

２ページは本庁舎の１階でございます。

①は和式トイレの洋式化及びトイレブースの改修でございます。１階は、トイレは２か所ございます。②はエレベーターの設備更新でございます。③は女子更衣室及び行政相談室の床のカーペットの張り替えでございます。④は管理室の畳の取り替え、ふすまの張り替えでございます。⑤は正面玄関及び職員通用口の自動ドア駆動装置の更新と防護柵の設置でございます。自動ドアに挟まれないようにする柵の新設をいたします。⑥は機械室前の外部階段の補修でございます。

また、本庁舎全館共通の主な改修内容でございます。細かいため箇所の表示はございませんが、ご了承ください。自動火災報知機設備の更新、防火アンプ等の更新——防火アンプは火災があったとき「火事です」と放送がある設備でございます。防火扉の検知器の更新、出退表示設備の撤去——出退表示設備は課長以上の職員、町長、

副町長、課長、教育長等の在席の表示のランプでございます——の撤去をいたします。屋外照明器具の更新——屋外照明器具はいわゆる街灯ではございませんで、植栽の間にある背の低い照明でございます。

3 ページをご覧ください。

3 ページは本庁舎 2 階でございます。①は和式トイレの洋式化及びトイレブースの改修でございます。②はエレベーターの設備更新でございます。③は201から204会議室の床のカーペットの張り替えでございます。④は女子休憩室の畳の取り替え、障子・ふすまの張り替えでございます。

次は 4 ページでございますが、4 ページは本庁舎の 3 階でございます。

①は和式トイレの洋式化及びトイレブースの改修でございます。②はエレベーターの設備更新でございます。③は301から302会議室の床のカーペットの張り替えでございます。④は男子休憩室の畳の取り替え、障子・ふすまの張り替えでございます。

次に、5 ページでございます。

5 ページは本庁舎の 4 階でございます。①は和式トイレの洋式化及びトイレブースの改修でございます。②はエレベーターの設備更新でございます。

6 ページでございますが、6 ページは車庫・倉庫棟でございます。

一番下が 1 階、真ん中が 2 階、一番上が屋根を表示した図でございます。

①はひさし上部の防水改修でございます。②は屋根、外壁の高圧洗浄及び外壁ひび割れの補修、再塗装でございます。③は鋼製建具、ドア等の塗装でございます。

電気設備改修につきましては箇所を表示し切れませんので、ご了承ください。コンセント設備の更新、自動火災報知機設備及びスピーカーの更新でございます。

7 ページをお開きください。

7 ページは車庫棟の（１）と（２）の図でございます。①は屋根、外壁の高圧洗浄及び再塗装でございます。②は屋根裏地の補修でございます。③は鋼製建具等鉄骨の塗装でございます。電気設備改修につきましては箇所を表示し切れませんので、ご了承ください。コンセント設備の更新、自動火災報知機設備及びスピーカーの更新でございます。

主な数量につきましては 1 ページに表示しておりますので、後ほどご確認ください。

資料2は入札の結果表示でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、議案第23号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線道路改築工事（3工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第23号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、町道一里檀大町線道路改築工事（3工区）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった、横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは議案によりご説明をいたします。

1、契約の目的、町道一里檀大町線道路改築工事（3工区）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字長田東地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億2,100万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,100万円です。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘。

6、工期、議会での議決を得た日から令和4年1月31日までです。続いて、資料1をご覧ください。

平面図です。図面中央左側の道路の交差点の表示が幾世橋の貴布祢の北側の交差点部の表示です。工事はここから北へ向かい、現在新しい橋を架けているところまでの赤い表示までの工事区間です。

左下の表をご覧ください。

施工延長223.6メートル、幅員は右の標準断面図をご覧ください。車道部6メートル、歩道を含めた全幅は9.75メートルです。

左下の表にお戻りください。

工事概要を申し上げます。道路土工、プレロード1万20.8平方メートル、のり面工1,686.9平方メートル、側溝工292.7メートル、舗

装工1,967.7平方メートル。

続いて資料2をご覧ください。

こちらは入札の結果表ですので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第27、議案第24号 工事請負契約の変更について（浪江町南産業団地造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第24号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、浪江町南産業団地造成工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は36億6,850万円ですが、5億8,160万800円を増額し、42億5,010万800円に変更するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 最初に、議案にて説明申し上げます。

1、契約の目的、浪江町南産業団地造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字請戸地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、変更前36億6,850万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3億3,350万円。変更後42億5,019万800円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3億8,637万2,800円。

5、契約の相手方、鹿島・泉田特定建設工事共同企業体、代表者、宮城県仙台市青葉区二日町1番27号、鹿島建設株式会社東北支店、業務執行役員支店長、勝治博。

6、工期、令和元年12月18日から令和4年3月31日まで。

次に、資料によりご説明いたします。

資料の2のほう、平面図をご覧ください。

まず、南産業団地の概要についてご説明します。

この図面の左側が国道6号、右側が請戸住宅団地です。団地の中央部には国道6号と請戸住宅団地側を結ぶ町道第4工区がありまして、町道の下側すなわち南側、これが1、2工区の敷地造成、これを今回やる工事ですが、さらには公園、2つの調整池、道路の整備、4工区の町道整備、そして3工区は今回ピンク色の上のところやる工事でありましても、これは1、2、4工区で掘削した残土を運搬し、ピンク色に着色された部分に暫定盛土を行い、さらには

東側の3号調整池の暫定整備もやるというのが今回の工事でした。

そして、3工区につきましては1、2工区、今回の工区の企業の立地の状況を見て、その状況を見てから造成に着手していく予定でありましたので、その部分の3号調整池は暫定整備とする設計でありました。

それでは変更理由をご説明します。

1枚戻って資料1をご覧ください。

変更の内容は大きく分けて3つでございます。

1つ目は、敷地造成工の変更です。

企業誘致活動の中で広大な一区画地として敷地を使用したいという立地企業の希望が、今年度になって出てきました。そのため、先ほどの図面で言いますところの3街区と4街区、5街区と6街区をそれぞれ一体的な敷地利用を可能とするために、3街区の敷地高を2.91メートル下げ、4街区とほぼ同じ高さとし、5街区の敷地高を2.49メートル下げ、5街区、6街区の敷地と統合したことによりまして、つまり全てフラットにすることによりまして、掘削65万2,990立方メートルから74万9,460立方メートルになりまして、すなわち9万6,470立方メートルの総工となりました。それによって敷地街区が減ったわけでございます。区切りが減ったということになります。

2つ目は、盛土工の変更でございます。

1工区にあります1号公園、1、2工区の造成森林の盛土におきまして、現場発生土の流用、すなわち山を切り崩してそれを使うという設計でございましたが、実際山を切り崩してみますと、当該大部分の土質は軟岩であって、土壌試験の結果この部分は公園、植栽の部分になりますけれども、この部分が基盤材としては適さないということが判明しましたので、その部分については、表土1メートル程度の合計1万4,904立方メートルについては良質土である購入土を購入するということで変更になり、増工となりました。

続きまして、3つ目の理由でございます。これは3工区暫定工事の変更であります。

冒頭述べましたとおり、3工区の工事発注につきましては、1、2工区、すなわち今回の工事の場所の立地状況を、企業の立地状況踏まえ、一定期間を経てその状況を見てから工事を発注するということにして、暫定工事としておりました。しかしながら、立地を希望する企業が堅調でありまして、早急に3工区の造成が必要となった状況となります。来年度3工区の造成工事の発注をせざるを得な

くなりますと、当該工事で行う３号調整池、この暫定整備では次の工区でそれを回して次の契約をやるといういたしますと、今回の盛土部分を掘削し直すということになり、手間取り工事が発生することから、この３号調整池を暫定整備から完成形の大きな形に変更すると。

すなわち、この図面で申し上げますと資料２の図面、ピンク色の部分のこの暫定調整池、これ青い部分、これ暫定調整地、これからこの赤いところに囲まれた３号調整池、これの完成形によって今回工事したほうがいいということでございますので、調整池が大きくなり、地盤改良工、伐採面積、伐採処分量が増加。調整地周りの道路整備の増工というこの３つの要因がございます。そういったことで今回変更工事ということになります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、議案第25号 工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第25号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、春卯野ため池環境保全整備工事について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は１億7,160万円ですが、4,669万3,900円を増額し、２億1,829万3,900円に変更するものであります。

また、現在の工期は令和３年３月26日ですが、令和３年７月30日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

１、契約の目的、春卯野ため池環境保全整備工事。

２、施工箇所、浪江町大字立野字春卯野地内。

３、契約の方法、指名競争入札。

４、契約金額、変更前１億7,160万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,560万円。変更後２億1,829万3,900円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,984万4,900円。

５、契約の相手方福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地１、東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡。

６、工期、変更前令和２年６月17日から令和３年３月26日。変更後令和２年６月17日から令和３年７月30日。

次に、議案資料１をご覧ください。

変更の理由でございます。施工前調査の結果、工事対象範囲外に放射性物質濃度が高い範囲があることが判明したため、対策面積を増加します。設計深まで浚渫を行っても放射性物質濃度が8,000ベクレル・パー・キログラムまで低下しなかった箇所があったため、未施工範囲の放射性物質濃度の測定を行ったところ、深度40センチまでに8,000ベクレル・パー・キログラム以上の性質を確認したことから、浚渫深を変更するものです。

また、施工実績により無機系凝集剤及び耐候性土のうを増加します。

工期については池の底に竹の根が張っており、根切り作業が必要になったため、作業効率下がったこと及びため池が氷結し、氷を割る作業に時間を要したことから、工期を令和3年7月30日まで延長するものです。

内訳は変更内容の表のとおりとなります。

次に、議案資料2をお開きください。

春卯野ため池の平面図となります。今回の工事の当初設計に当たり、根拠とした調査点の調査結果の数字は黒字で示しています。一方、工事発注後に調査したポイントと調査結果を青字で示しています。その結果、基準より高い数字が施工範囲外に確認されたことから、斜線で示してエリアを追加し、その面積は276平方メートルとなります。灰色で着色した地域は、現場は水面から上の堤体であったり傾斜地であったため施工ができないため、対策範囲から除外しております。その面積は200平方メートルです。

また、オレンジ色で着色した範囲について、設計深度の25センチまでポンプ浚渫を行っても基準濃度まで低下しなかったため調査を行い、浚渫深を40センチへと変更するものです。水色で着色した範囲についても、同様の理由で浚渫深を30センチメートルから40センチメートルに変更いたします。合計面積は5,440平方メートルとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、議案第26号 工事請負契約の変更について（聖沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第26号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、聖沢ため池環境保全整備工事について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は7,590万円ですが、929万2,800円を増額し、8,519万2,800円に変更するものであります。

また、現在の工期は令和3年3月26日ですが、令和3年7月30日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書により説明します。

1、契約の目的、聖沢ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字川添字聖沢地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前7,590万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額690万円。変更後8,519万2,800円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、774万4,800円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字北荒神13番地1、酒井工業株式会社浪江営業所、浪江営業所長、但野佳弘。

6、工期、変更前令和2年7月22日から令和3年3月26日、変更後令和2年7月22日から令和3年7月30日。

次に、議案資料1をご覧ください。

変更の理由でございます。施工前調査の結果、施工範囲外に放射性物質濃度が高い範囲があることが判明したため、対策面積を変更します。また、工期については、地下水が高く湧き水が多かったことから、直接掘削に必要なバックホウの支持地盤を確保するための対策に検討を要したこと及び降雪や氷結により底質掘削に適さない時期があり、作業効率が悪化したことから3月末工期に間に合わなかったため、工期を令和3年7月3日まで延長するものです。

耐候性大型土のうは、施工実績による変更となります。

内容は変更内容の表のとおりとなります。

次に、議案資料2をお開きください。

聖沢ため池の平面図となります。今回の工事の当初設計に当たり根拠とした調査点の調査結果の数字は黒字で示しています。一方、工事発注後に調査したポイントと調査結果を青字で示しています。その結果、基準より高い数値が施工対象範囲外に確認されたことから水色で示してエリアを追加し、その面積は316平方メートルとなります。対策範囲の合計は3,340平方メートルとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、議案第27号 工事請負契約の変更について（台風19号道路災害復旧工事（1））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第27号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、台風19号道路災害復旧工事（1）について契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和3年3月31日ですが、令和3年9月30日に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは議案により説明をいたします。

1、契約の目的、台風19号道路災害復旧工事（1）。

2、施工箇所、浪江町大字室原字国有林地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、5,225万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額475万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘。

6、工期、変更前令和2年6月18日から令和3年3月31日までを、変更後令和2年6月18日から令和3年9月30日にするものです。

続きまして、議案資料をご覧ください。

理由書です。本路線は、大柿ダムの下流から大字小丸字畑川地区に向かう町道室原小丸北沢線の道路災害復旧工事です。現在、この路線上10か所の災害現場を1つの工事として発注しております。

変更内容をご覧ください。工期の変更です。

本路線においては、道路幅員が狭隘かつ河川と道路の高低差があるため、安全対策、安全確保に不測の日数を要したため、工期を変更するものです。変更前が令和3年3月31日、変更後が令和3年9月30日です。

現場につきましては、大柿ダム方面から10か所のうち1か所目、2か所目におきまして、当初の工程より現場の完成に不測の日数を要したために、工事全体の工期内の完成が難しくなったものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第31、議案第28号 工事請負契約の変更について（台風19号河川災害復旧工事（2））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第28号 工事請負契約の変更についてご説

明いたします。

本案は、台風19号河川災害復旧工事（２）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は8,690万円ですが、445万5,000円を増額し9,135万5,000円に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、議案書により説明をいたします。

１、契約の目的、台風19号河川復旧災害工事（２）。

２、施工箇所、浪江町大字室原字与四郎内地内。

３、契約の方法、指名競争入札。

４、契約金額、変更前9,690万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額790万円。変更後9,135万5,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額830万5,000円。

５、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土渕２番地３、豊工業株式会社、代表取締役、岩野廣秀。

６、工期、令和２年７月22日から令和３年３月31日までです。

続いて議案資料をご覧ください。

理由書です。

本工事箇所は、末森地区から室原地区を流れます堀知木川の河川災害復旧工事です。

変更内容をご覧ください。

準備工です。工事施工により発生した支障木の処分を、実績により変更するものです。当初25.1トンを用意しておりましたが、実績は111.48トンとなりました。当初の計上分は仮設道施工箇所の伐採分の数量を計上しておりましたが、工事箇所内で土砂に埋まっていた木材の撤去した部分が増加の理由でございます。

説明は以上でございますが、発言の訂正をさせていただきます。議案書を読み上げる際に４の契約金額8,690万円と申し上げるところ、9,690万円と申し上げてしまいました。訂正しておわびをさせていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第32、議案第29号 工事請負契約の変更について（橋梁補修工事（酒田橋））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第29号 工事請負契約の変更についてご説

明いたします。

本案は、橋梁補修工事（酒田橋）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は8,965万円ですが、158万1,800円を増額し9,123万1,800円に、また工期は令和3年3月31日ですが、令和3年4月30日に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは議案書により説明いたします。

1、工事の目的、橋梁補修工事（酒田橋）。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂字順礼川原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約の金額、変更前8,965万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額815万円。変更後9,123万1,800円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額829万3,800円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根。

6、工期、変更前令和2年9月16日から令和3年3月31日までを、変更後令和2年9月16日から令和3年4月30日に変更するものです。

続いて議案資料をご覧ください。

理由書です。本工事は、請戸川に架かるJR常磐線の鉄橋の下流にある酒田橋の補修工事です。まず、断面修復工施工の結果、コンクリート内部の鉄筋にさびが見受けられたため、防錆処理を追加したいとするものです。処理剤が最初計上されておりましたが、0.3立方メートルとなります。

こちらにつきましては、橋桁の修復では、コンクリートをはつりしまして補修材で修復をいたします。今回露出させた鉄筋にさびが確認されました。鉄筋をさびたままそのまま修復しますと鉄筋のさびが進み、桁全体の寿命に影響が出ますので、これを防止するために防錆処理を追加するものです。

続いて、工事用道路工、土地改良区との協議により下流の掃部堰を開き、河川水を下げることで河川敷を使用できることとなったため、工事用道路工を変更減したいとするものです。当初路体盛土168立方メートルを計上しておりましたが、これを0にするものです。

工事については、河川敷に工事用道路を予定しておりましたが、土地改良区の協議の結果で掃部堰を開けていただいたために河川敷

を使用したものでございます。

続きまして、工期の変更でございます。河川占用協議に時間を要しまして工事着手が遅れたために工期を変更したいとするものです。変更前が令和3年3月31日、変更後が令和3年4月30日です。こちらにつきましては、河川の占用協議については福島県との河川占用申請の手続がございます。こちらの河川占用の協議に想定より長く時間を要したため、工事の着手が遅れましたことで当初の工期内の完成が難しくなったことから工期を変更するものです。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第33、議案第30号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第30号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23億4,183万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を394億8,592万円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書により、ご説明いたします。

14ページをお開きください。款10地方交付税3億4,933万9,000円の増につきましては、令和2年度の震災復興特別交付税の交付額の確定見込みによる増でございます。

次に15ページ、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金1,385万5,000円の減につきましては、主に節2児童福祉費国庫負担金の減でございまして、児童手当の支給額確定見込みによる減でございます。

目3災害復旧費国庫負担金1,858万円の増につきましては、主に節2公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金の増でございまして、国庫負担率の確定による増でございます。

次に16ページでございます。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金7,595万2,000円の増につきましては、節1総務費国庫補助金につきましては対象となった事業費の増減によるものでございまして、主に福島再生加速化交付金（帰還環境整備）につきましては、主に公営住宅家賃低廉化事業等の増、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）につきましては、丈六公園整備事業、運動公園整備事

業等の減、特別定額給付金給付事業費補助金につきましては、給付実績による減等を合計して増でございます。

節2被災者支援総合交付金につきましては、「心の復興」事業、被災者生活相談支援生活支援バス事業の事業費確定見込みによる減でございます。

目4土木費国庫補助金1,504万5,000円の減につきましては、スマートコミュニティ構築事業補助金の事業費の確定見込みによる減でございます。

次に17ページ、項3委託金、目1総務費委託金1億3,540万9,000円の減につきましては、主に節3原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の減でございます。河川敷竹木除去事業や防犯パトロール事業、有害鳥獣駆除事業等の事業費の確定見込みによる減でございます。

また、節4福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金につきましては、陶芸の杜おぼりの復旧整備事業の実績による減でございます。

目3商工費委託金3,519万4,000円の増につきましては、交流・情報発信拠点の簡易パーキング整備事業委託金の国庫負担分の確定による増でございます。

次に、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金1,028万1,000円の減につきましては、主に次の18ページになりますが、節2児童福祉費負担金の児童手当及び子ども医療費の交付見込みによる減及び節3保険基盤安定県負担金の軽減保険料補助の交付見込みによる減でございます。

項2県補助金、目1総務費県補助金7,692万2,000円の減につきましては、主に節4避難地域復興拠点推進交付金の木材製品生産拠点事業費の減による減でございます。

19ページでございます。目4農林水産業費県補助金2億1,673万4,000円の減につきましては、主に節1農業費県補助金の減でございます。主に営農再開支援事業補助金での管理耕作等各種事業費の実績見込みによる減でございます。

目5商工費県補助金6,174万1,000円の減につきましては、主に節2福島県事業再開・帰還促進事業補助金の減でございます。プレミアム付商品券等の事業費確定によるものでございます。

次に21ページでございます。款16財産収入、項2財産売却収入、目2不動産売却収入1,270万円の減につきましては、主に津波被災者向け分譲地売却収入の実績による減でございます。

次に22ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金

繰入金 4 億7,643万2,000円の減につきましては、一般財源確保及び歳出減に伴います財源調整による繰入れ減でございます。

目 2 浪江町復旧・復興基金繰入金 7 億7,531万2,000円の減につきましては、主にため池放射性物質対策、乾燥調製貯蔵施設整備造成、道路整備事業などの対象事業費の減による補助裏分の繰入れ減などによる減でございます。

目 3 東日本大震災復興交付金基金繰入金10億2,964万円の増につきましては、水産加工団地整備費事業補助金などの対象事業費の減により繰入れ減となっている一方で、当該基金条例が令和 3 年 3 月 31日で期限を迎えることに伴い基金残高を全て繰り入れるため増額となっております。

目 4 地域福祉基金繰入金5,000万円の減につきましては、財源が確保できたため繰入れを 0 としたものでございます。

目 5 地域振興基金繰入金5,000万円の減につきましても、財源が確保できたため繰入れを 0 としたものでございます。

目 8 浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金15億8,198万2,000円の減につきましては、主にため池の放射性物質対策工事、乾燥調製貯蔵施設造成、道路事業の事業費確定による繰入れ減でございます。

目 9 浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金繰入金4,818万6,000円の減につきましては、木材製品生産拠点外構工事及び道の駅なみえ外構工事の事業費の減、室原防災拠点の規模縮小による返還分の増等を合計して減でございます。

次に23ページ、目10公共用施設維持基金繰入金 1 億3,000万円の減につきましては、本庁舎改修工事の実績見込みにより減でございます。

次に24ページ、款20諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入 1 億112万円の増につきましては、節 1 雑入につきましては、主にみらいを描く市町村等支援事業助成金については、新型コロナウイルスの影響で十日市等が実施できなかったこと等による減、中ほどの福島県後期高齢者医療広域連合負担金返還金が過年度分の精算により増、下のほうの仮施設譲渡準備費につきましては実績がなかったため減などを合計して増でございます。

節 2 弁償金につきましては、津島診療所備品等及び平成24年度行政経費の原子力損害賠償の増などにより増となっております。

次に、款21町債、項 1 町債、目 1 臨時財政対策債 2 億322万円の減につきましては、ほかに財源が確保できたため全額補正減でございます。

目 2 過疎対策事業債9,055万8,000円の減につきましては、県の起

債協議同意額により減でございます。

目 4 災害復旧事業費2,673万3,000円の減につきましては、災害復旧事業費国庫負担金が増額となったことに伴う補助裏分の起債の減でございます。

目 5 減収補填債4,992万6,000円の増につきましては、地方消費税交付金の実績が地方交付税算定時と比べて減収となることが見込まれることから、その減収に係る補填として発行が認められることになったため、新たに計上するものでございます。

次に26ページでございます。26ページは歳出でございます。歳出につきましては、主に年度末を控えまして事業費の確定による減額、不用額の整理などを行っております。項目が多いので主要なもののみご説明させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費3,833万7,000円の増につきましては、主に次のページになりますが、節18負担金補助及び交付金の増でございます。他の自治体からの派遣職員の勤務実績に応じた負担金の増でございます。

次に、目 2 文書広報費2,363万3,000円の減につきましては、主に広報なみえ印刷費、通信運搬費等の実績見込みによる減でございます。

目 3 財政管理費 1 億 7 万7,000円の増につきましては、主に節24積立金の増でございます。東京電力からの賠償金として津島診療所備品及び平成24年度行政経費の 2 回目の支払い分について積み立てるものでございます。

次に28ページ、目 5 財産管理費823万8,000円の減につきましては、主に本庁舎改修工事の実績見込みにより、節13委託料の本庁舎改修工事監理業務委託料及び節15工事請負費の本庁舎改修工事の減でございます。また、交付される公営住宅家賃低廉化事業補助金等を節24積立金の公共用施設維持基金に積み立てるための増等を合計して減でございます。

次に29ページ、目 7 企画費 9 億9,680万7,000円の増につきましては、主に節16公有財産購入費につきましては、棚塩産業団地南側の用地購入費の減、節18負担金補助及び交付金につきましては、主に「心の復興」事業補助金の実績がなかったことにより減、まちづくりコミュニティ支援事業補助金につきましても、新型コロナウイルスの影響によりまして募集を休止しておりましたことにより減、次のページ、30ページになりますが、節22償還金利子及び割引料の増につきましては、東日本大震災復興交付金国庫返還金について、防災集団移転促進事業等の国土交通省事業の返還見込みにより増及び節24積立金

の浪江町復旧・復興基金積立金につきましては、東日本大震災復興交付金基金の廃止に伴い後年度の精算、返還に備え基金残高を復旧・復興基金に積み立てるものでございます。また、浪江町復旧・復興基金積立金につきましては、木材製品生産拠点事業の交付決定等により減でございます。

次に30ページ、目9自治振興費1,221万6,000円の減につきましては、主に節18負担金補助及び交付金での地区集会施設修築等事業費補助金の申請がなかったことにより減でございます。

次に35ページでございます。項7特別定額給付金給付事業費1,880万6,000円の減につきましては、主に節18負担金補助及び交付金において特別定額給付金の給付見込みにより減でございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,535万6,000円の減につきましては、主に節27繰出金の減でございます。国保特別会計の事業実績により繰出金の減でございます。

目2老人福祉費1,815万2,000円の減につきましては、主に節27繰出金の減でございます。介護保険特別会計の事業実績見込みにより繰出金の減でございます。

次に38ページでございます。項3災害救助費、目1生活支援事業費4,086万5,000円の減につきましては、主に節12委託料につきまして、コロナウイルスにより活動が制限された復興支援員に係る委託料の減でございます。

次に39ページでございます。目4災害救助・救援対策費1,000万円の減につきましては、令和元年度台風19号被災家屋解体撤去工事の実績見込みにより減でございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費2,155万円の減につきましては、主に節10消耗品のコロナウイルス対策消耗品等の購入実績見込みにより減でございます。

節12委託料につきましては、予防接種事業の事業実績による減でございます。

次に40ページでございます。目5保健事業費3,556万7,000円の減につきましては、主に次のページ、41ページでございますが、節12委託料でございまして、各種健診委託料の事業実績により減でございます。

目9放射線健康管理対策費1,660万7,000円の減につきましては、主に次のページ、42ページでございますが、節12委託料でございまして外部被ばく測定業務委託料等の事業実績による減でございます。

次に43ページでございます。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業集落排水事業費1,396万8,000円の減につきましては、農業集

落排水特別会計の事業実績見込みによる繰出金の減でございます。

目 4 農業振興費 7 億 1,370 万 2,000 円の減につきましては、主に次のページ、44 ページでございますが、節 14 工事請負費におきまして、乾燥調製貯蔵施設用地造成工事の実績見込みによる減、節 18 負担金、補助及び交付金につきましては、農業法人参入支援補助金、新規就農者確保促進事業補助金、地域農業活動推進事業補助金等の実績見込みにより減でございます。

次に 44 ページでございます。目 6 営農再開支援事業費 2 億 457 万 8,000 円の減につきましては、主に次のページ、45 ページになりますが、節 18 負担金、補助及び交付金の営農再開支援事業補助金の実績見込みによる減でございます。

目 7 有害鳥獣対策費 1,456 万 1,000 円の減につきましては、主に節 7 報償費の有害鳥獣捕獲隊報償費の実績見込みによる減でございます。

項 2 農業土木費、目 1 農地保全管理費 6 億 596 万 5,000 円の減につきましては、節 14 工事請負費の農地保全管理工事及びため池放射性物質対策工事等の実績見込みによる減でございます。

次に 46 ページ、項 4 水産業費、目 1 水産振興費 1,758 万 2,000 円の減につきましては、主に節 18 負担金補助及び交付金の請戸水産加工団地整備事業補助金の実績見込みによる減でございます。

次に 47 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費 1 億 1,204 万 1,000 円の減につきましては、主に節 12 委託料の陶芸の杜被災状況調査委託料の実績見込みによる減、節 14 工事請負費の仮施設解体等工事費の実績による減及び節 18 負担金補助及び交付金で、次のページ、48 ページになりますが、新しい事業スタイル支援事業補助金の実績見込みによる減でございます。

目 3 観光費 1,693 万円の減につきましては、主に節 18 負担金補助及び交付金の十日市や馬追関連の補助など、コロナウイルスの影響により実施困難となったこと等による実績額の減でございます。

次に 49 ページ、目 5 交流・情報発信拠点施設整備事業 9,713 万 9,000 円の減につきましては、主に節 12 委託料の調査測量設計委託料について、敷地確定測量の国、県、町それぞれの実施範囲確定による減、節 14 工事請負費の交流・情報発信拠点施設外構工事の実績見込みによる減等によるものでございます。

目 6 企業誘致促進費 1 億 8,668 万 2,000 円の減につきましては、主に節 12 委託料の棚塩産業団地整備業務委託料の実績見込みによる減、次のページ、50 ページ、節 14 工事請負費の木材製品生産拠点外構工事の事業実績による減などによるものでございます。

目 7 事業再開・帰還促進事業費6,807万3,000円の減につきましては、主に節12委託料につきまして、新型コロナウイルスの影響によりイベントが実施困難であったこと等による減でございます。

次に51ページ、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費1,015万3,000円の減につきましては、主に節12委託料につきまして、道路台帳補正委託の実績見込みによる減でございます。

目 2 道路維持費1,902万3,000円の減につきましては、主に節12委託料につきまして、道路の除草、管理等を行う道路維持管理委託料や橋梁等定期点検委託料の実績見込みによる減でございます。

目 3 道路新設改良費 5 億5,980万円の減につきましては、主に節12委託料につきましては、室原小丸北沢線及び下川原水路の調査測量設計の事業実績による減、節14工事請負費につきましては、一里檀大町線の道路改良工事及び橋梁新設工事の事業実績による減、次のページ、52ページの節21補償補填及び賠償金につきましては、請戸漁港小高瀬さく線の物件移転補償を令和3年度対応とするための減などによるものでございます。

項 3 河川費、目 1 河川総務費5,045万6,000円の減につきましては、河川竹木除去を行う河川環境整備を県が実施することになったことによる減でございます。

項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費3,702万7,000円の減につきましては、主に節12委託料の住宅建築に係る後退用地の調査測量設計、発注者支援業務委託料の実績見込みによる減、節16の公有財産購入費の実績見込みによる減などによるものでございます。

次に53ページ、目 2 公共下水道事業費4,079万3,000円の減につきましては、公共下水道特別会計の事業実績見込みによる繰出金の減でございます。

目 5 防災集団移転促進事業費 1 億1,838万8,000円の減につきましては、主に次のページ、54ページでございますが、節18負担金、補助及び交付金につきまして、浪江町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金及び浪江町被災住宅再建補助金の実績見込みによる減でございます。

次に、目 6 まちづくり整備事業費2,015万9,000円の減につきましては、主に節18負担金、補助及び交付金につきまして、町内住宅再建支援補助金の実績見込みによる減でございます。

目 7 スマートコミュニティ事業費3,246万9,000円の減につきましては、主に次のページ、55ページでございますが、節14工事請負費のC E M S 等設置工事の実績見込みによる減でございます。

次に57ページ、款 9 消防費、項 1 消防費、目 4 防災対策費 1 億

932万2,000円の減につきましては、主に節12委託料の浪江町防犯業務委託料等の事業実績による減及び次のページ、節16公有財産購入費、節21補償補填及び賠償金において室原防災拠点施設の用地買収を令和3年度対応とすることによる減などによるものでございます。

次に7ページに戻りください。第2表は継続費の変更でございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、事業名、震災記録誌制作事業につきましては、誌面を充実させるため事業費総額及び年割額を変更するものでございます。

同じく事業名、本庁舎改修工事（第2期）及びその下の本庁舎改修工事（第2期）施工監理業務につきましては、今年度発注する工事範囲の確定により総額及び年割額を変更するものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費、事業名、南産業団地造成工事につきましては、立地予定企業の土地利用に合わせた造成を行うこととするため総額及び年割額を変更するものでございます。

同じく8ページ、事業名、木材製品生産拠点外構工事（その1）から款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、道路整備事業一里檀大町線橋梁下部工（その2）までの6事業につきましては、契約額確定による総額及び年割額の変更でございます。

次に9ページ、繰越明許費の追加でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名、IRUケーブル移設事業につきましては、NTT等が実施する関連工事の遅れ等により、年度内完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

款4衛生費、項3上水道費、事業名、小野田系統配水管布設事業につきましては、帰還困難区域内での工事施工に当たり、除染等の進捗に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

款6農林水産業費、項2農業土木費、事業名、春卯野ため池環境保全整備事業及び次の聖沢ため池環境保全整備事業の2事業につきましては、地下水対策の検討や植物の根切り作業などが必要となったこと及び降雪や気温低下などの自然条件により作業工程に影響を生じたため、年度内完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

同じく項3林業費、事業名、福島森林再生事業（北幾世橋・棚塩地区）につきましては、財源となる県補助金の繰越しが認められたため、次年度へ繰り越すものでございます。

項4水産業費、事業名、さけ採捕施設基本設計策定事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により受注業者の移動が

制限され、現場作業等に支障を生じ、年度内完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、酒田橋補修事業につきましては、河川管理者との協議等に時間を要したため、年度内の完了が困難となったことから、次年度へ繰り越すものでございます。

款 11 災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、事業名、令和元年度台風 19 号道路災害復旧事業につきましては、道路幅員が狭隘かつ河川と道路の高低差があり安全対策、安全確保に不測の日数を要したため、また、環境省による家屋解体や除染等の調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったことから、次年度へ繰り越すものでございます。

次に 10 ページ、第 4 表は地方債の変更でございます。橋梁点検補修事業から次期公共施設内介護施設等整備事業までの 4 事業につきまして、福島県との起債協議同意額に基づき減額するものでございます。

次に 11 ページ、地方債の追加でございます。減収補填債は、地方消費税交付金等の実績が地方交付税算定時と比べて減収となることが見込まれることから、その減収に係る補填として発行が認められることになったため、新たに追加するものでございます。

次に地方債の廃止でございます。臨時財政対策債は他の財源が確保できたこと等に伴い、借入れを控えるため廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 34、議案第 31 号 令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 31 号 令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,965 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 37 億 8,000 万 7,000 円とするものです。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

6 ページをお開きください。初めに、歳入の主なものについて、

ご説明いたします。款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 災害臨時特例補助金 2 億 6,851 万 4,000 円を減額、これは国庫補助金の交付額決定によるものでございます。

次に、款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金 3 億 1,424 万 4,000 円を増額、これは県補助金の交付見込みによるものでございます。

次に、款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 1,595 万円を減額、これは事業費の支出見込みによるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。8 ページをお開き願います。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 191 万 3,000 円を減額、これは節 12 委託料の不用額の減額及び節 18 負担金、補助及び交付金の負担金の確定による減額でございます。

次に、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費は財源の組替えでございます。

次に、目 3 一般被保険者療養費 674 万 6,000 円を療養費の給付見込みにより減額いたします。

9 ページをご覧ください。項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金 126 万円を給付見込みにより減額。

次に、項 6 傷病手当金、目 1 傷病手当金 261 万 8,000 円を給付見込みにより減額。

次に、款 3 国民健康保険事業納付金、項 1 医療給付分から 10 ページの項 2 後期高齢者支援金等分、項 3 介護納付金分については財源の組替えでございます。

11 ページをご覧ください。項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査費 359 万円の減は不用額の減でございます。

次に、款 7 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 直営診療施設勘定繰出金 1,891 万 6,000 円の増、これは、浪江診療所、仮設津島診療所に対する特別調整交付金の交付見込みによる増でございます。

最後に、予備費 2,797 万 7,000 円を増額するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 35、議案第 32 号 令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 32 号 令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 5 号）について、ご説明いた

します。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,535万8,000円を減額し、予算総額を3億4,842万4,000円とするものです。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） それでは、事項別明細書により説明いたします。

6ページをお開き願います。款1診療収入、項1外来収入、目1仮設津島診療所診療収入590万円の減、目2浪江診療所診療収入445万3,000円の増、これは診療収入額の見込みによるものでございます。

次に、項2諸検査等収入、目1仮設津島診療所諸検査等収入50万円の増、これは施設健診の増によるものです。

次に、目2浪江診療所諸検査等収入317万円の増、これはインフルエンザ予防接種等の増によるものでございます。

次に7ページをご覧ください。款2使用料及び手数料、項1手数料、目1仮設津島診療所手数料30万6,000円の減、目2浪江診療所手数料313万円の増、これは診断書等作成手数料の見込みによるものでございます。

次に、款3県支出金、項1県補助金、目1仮設津島診療所県補助金1,610万1,000円の減、目2浪江診療所県補助金2,347万4,000円の減、これは福島県地域医療復興事業補助金の歳入見込みによる減額となっております。

次に、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1事業勘定繰入金1,891万6,000円の増、これはへき地医療調整交付金となります。内訳は、仮設津島診療所分として436万4,000円、浪江診療所分として1,455万2,000円の増となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。9ページをお開きください。款1総務費、項1施設管理費、目1仮設津島診療所管理費693万4,000円の減、これは不用額減額によるものでございます。

同じく目2浪江診療所管理費27万9,000円の増、これは不用額145万円の減と10ページの節12委託料172万9,000円の増によるものでございます。

次に、款2医業費、項1医業費、目1仮設津島診療所医業費648万円の減、主なものは節10需用費、医薬材料費の支出見込みによる400万円の減、節13使用料及び賃借料、内視鏡システム借上料の実績による198万円の減となります。

11ページをご覧ください。款2医業費、項1医業費、目2浪江診

療所医業費223万3,000円の減は、節10需用費、医薬材料費の支出見込みによる204万円の減となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第36、議案第33号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第33号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,935万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億1,552万8,000円とするものです。

また、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものです。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明いたします。

7ページをお開きください。歳入補正予算です。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1公共下水道受益者負担金81万1,000円の増で、新規接続に伴う受益者負担金です。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1公共下水道使用料947万5,000円の増は、使用料収入見込みによるものです。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金4,079万3,000円の減並びに目2基金繰入金1,202万4,000円の減は、額の確定及び事業精算見込みによるものです。

続きまして、8ページをお開きください。款6諸収入、項1雑入、目1雑入1億968万8,000円の増は、一つは県の国道114号道路拡幅に伴う下水道管渠移設工事（第2工区）の補償費2,362万円ともう一つは東京電力からの賠償金の8,606万8,000円の増で、これは賠償額算定方法の見直しに伴う追加賠償支払い分、平成23年度から30年度までの8年度分と令和元年度分の賠償金を合わせた額で当初予算計上額6,500万円からの増額分であります。

款7国庫支出金、項1国庫負担金、目1災害復旧事業費国庫負担金1,220万2,000円の増は、公共下水道管渠施設の災害復旧事業に係る国庫負担金です。

続きまして、9ページをご覧ください。歳出補正予算になります。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務管

理費8,560万4,000円の増で、主なものは節24積立金で東京電力からの損害賠償金の基金への積立て8,606万9,000円の増です。

目2下水道建設費819万6,000円の減並びに目3下水道維持管理費1,179万3,000円の減は、事業精算見込みによるものです。

目4下水道災害復旧費1,374万3,000円の増は、公共下水道管渠施設の災害復旧費に係る工事及び水道移設補償費になります。

続きまして、4ページをお開きください。繰越明許費になります。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名、公共下水道災害復旧事業であります。この事業は、東日本大震災に伴う被災管渠の災害復旧事業で、繰越額は1,374万3,000円であります。今回の復旧箇所は、平成27年度から29年度に実施しました樋渡地区の下水道災害復旧工事で施工予定でしたが、当時、倒壊家屋が支障となりまして工事ができなかった箇所であります。今年度の7月に倒壊家屋の解体工事が実施され、復旧工事実施のため県と財源協議を実施していたところですが、2月に今年度事業として承認されたため、災害復旧工事を実施するものであります。財源内訳は、国庫負担金が1,220万2,000円、一般会計繰入金154万1,000円、国庫負担金につきましては、事業完了後、額確定により請求となりますので未収入特定財源となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第37、議案第34号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第34号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,135万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,928万1,000円とするものです。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、事項別明細書により説明いたします。

6ページをお開きください。歳入補正予算です。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1農業集落排水処理施設分担金54万7,000円の増は、新規接続によるものです。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1農業集落排水使用料198万1,000円の増は、農業集落排水の使用料収入見込みによるものです。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 災害復旧費国庫負担金 206万3,000円の減、同じく款 5 繰入金、項 1 繰入金、目 一般会計繰入金1,396万8,000円の減、目 2 基金繰入金72万6,000円の減は、いずれも額の確定によるものです。

款 7 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入287万4,000円の増は、主に高瀬浄化センターの災害復旧事業確定に伴う建物共済金287万5,000円の増です。なお、賠償金につきましては、賠償算定方式の見直しにより算定しましたところ、追加分及び令和元年度分の賠償額はなかったため、予算減額としております。

次に 8 ページをお開きください。歳出補正予算です。款 1 農業集落排水事業費、項 1 農業集落排水事業費、目 1 農業集落排水総務管理費21万4,000円の減、同じく目 2 農業集落排水建設費350万円の減、目 3 農業集落排水維管理費764万3,000円の減は、事業精算及び支出見込みによる減額であります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第38、議案第35号 令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第35号 令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,711万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億1,385万8,000円とするものです。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 事項別明細書により説明します。

7 ページをお開きください。歳入の主なものについて、ご説明いたします。款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金801万5,000円の増、目 2 地域支援事業交付金454万6,000円の減、目 5 介護保険者努力支援交付金304万7,000円の増、各種交付金の交付見込みによるものです。

8 ページをお開きください。款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金7,755万3,000円の減、社会保険診療報酬支払基金からの変更決定によるものです。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金717万6,000円の減、介護給付費負担金の交付見込みによるものです。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金1,129

万9,000円の減、歳出の保険給付費補正分の一般会計からの繰入金を減額するものです。

目4 その他一般会計繰入金591万2,000円の減、歳出の総務費補正分の一般会計からの繰入金を減額するものです。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。10ページをお開きください。款1 総務費、項3 介護認定審査会費、目2 認定調査費等費392万8,000円の減、新型コロナウイルス感染拡大防止策として介護認定の有効期間を従来の期間から12か月延長する特例措置を適用したことにより、調査件数の減によるものです。

11ページをお開きください。款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費1,284万1,000円の減、目2 地域密着型介護サービス給付費2,205万4,000円の減、目3 地域施設介護サービス給付費5,200万4,000円の減、目7 特例居宅介護サービス給付費350万円の減、各種サービス費の給付見込みによる減です。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第39、議案第36号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第36号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,530万1,000円とするものです。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。まず初めに、歳入の主なものについて、ご説明いたします。款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目2 普通徴収保険料138万3,000円の増、これは保険料価格増の見込みによるものでございます。

次に、款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 保険基盤安定繰入金182万6,000円の増、これは事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。7ページをご覧ください。款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金19万円の増、これは節18負担金、補助及び交付金で保険料納付金138万1,000円の増と保険基盤安定負担金の確定による119万1,000円の減によるものでございます。

最後に、予備費として301万8,000円を増額してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第40、議案第37号 令和3年度浪江町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第37号 令和3年度浪江町一般会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町一般会計歳入歳出予算の総額を244億6,900万円と定めるものであります。前年度当初予算に対して96億2,400万円、28.2%の減となっております。

歳入予算につきましては、国庫支出金において福島再生加速化交付金38億869万1,000円、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金13億2,904万円、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金9億3,240万3,000円などを計上し、全体で63.7%増の77億1,201万2,000円となっております。

また、県支出金は、営農再開支援事業補助金11億1,626万2,000円、福島再生加速化交付金5億486万4,000円、避難地域復興拠点推進交付金3億4,300万円などを計上し、全体で64.7%減の29億6,163万7,000円となっております。

繰入金では、浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金33億823万7,000円、浪江町復旧・復興基金繰入金22億9,613万3,000円などを計上し、全体で50.6%減の65億8,457万6,000円となっております。

歳出予算につきましては、浪江町復興計画第3次に掲げられた各施策を推進するとともに、持続可能なまちづくりのために、帰還、移住定住の促進やゼロカーボンシティの実現などに向けた取組を計上いたしました。

性質別に説明しますと、義務的経費については、人件費において地域おこし協力隊の活動などにより、全体で1.6%増の29億6,187万9,000円となっております。

投資的経費では、南産業団地整備事業19億9,859万7,000円、防災コミュニティセンター整備事業7億2,574万7,000円、ふれあいセンターなみえ跡地の運動公園整備事業7億439万3,000円などの補助事業で、80億4,454万6,000円を計上しております。

また、単独事業としましては、本庁舎改修事業や乾燥調製貯蔵施設整備事業の単独分、防犯灯LED化工事など8億611万を計上、災害復旧事業費においては、道路橋梁施設災害復旧費2億6,895万8,000円を計上した一方、乾燥調製貯蔵施設や交流・情報発信拠点

施設などの整備が進んだことで、投資的経費全体では57%減の91億6,966万4,000円となっております。

その他の経費につきましては、営農再開支援事業11億1,817万円、道路の環境維持事業4億9,296万8,000円、復興関連事業の実施に伴う埋蔵文化財発掘調査事業3億9,165万5,000円、プレミアム付商品券の発行や集客効果を高めるイベントを実施する事業再開・帰還促進事業2億4,363万円のほか、国庫支出金を原資とする復興関連事業費の基金積立金の増などにより、全体で24.9%増の123億3,745万7,000円となっております。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 本日の会議時間は、議事の都合によりましてあらかじめ延長をいたします。

それでは、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、令和3年度一般会計歳入歳出予算資料により、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。令和3年度一般会計歳入歳出予算額は244億6,900万円、増減額96億2,400万円、伸び率28.2%の減でございます。

歳入の構成について主なものを申し上げますと、町税は11億6,634万2,000円、増減額3億1,624万3,000円、伸び率37.2%の増でございまして、課税基準の見直し等により町民税7億3,055万円、固定資産税3億5,904万2,000円を計上してございます。

地方交付税は、45億3,953万7,000円、増減額6億5,637万円、伸び率12.6%の減でございまして、普通交付税22億4,095万1,000円、特別交付税1億9,856万3,000円、震災復興特別交付税は課税基準の見直しによる税減収補填の減、福島再生加速化交付金事業費等の補助裏措置分の減等により21億2万3,000円となっております。

国庫支出金は、77億1,201万2,000円、増減額30億194万円、伸び率63.7%の増でございまして、主に福島再生加速化交付金や原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金等を計上してございます。対象事業として、復興牧場敷地造成事業や防災コミュニティセンター整備事業のほか、町内の防犯対策や道路維持管理費等となっております。

県支出金は、29億6,163万7,000円、増減額54億2,010万6,000円、伸び率64.7%の減でございまして、主に福島再生加速化交付金や避難地域復興拠点推進交付金等を計上してございまして、対象事業といたしましては、復興牧場事業、木材製品生産拠点整備事業、運動公園整備事業等となっております。

繰入金は、65億8,457万6,000円、増減額67億4,233万1,000円、伸び率50.6%の減でございまして、主に浪江町復旧・復興基金、浪江町帰還環境整備交付金基金等からの繰入金でございまして、産業団地整備事業、ため池等の放射性物質対策事業、道路整備事業等の財源として繰り入れしてございます。

町債につきましては、3億9,207万3,000円、増減額7,232万円、伸び率22.6%の増でございまして、主に臨時財政対策債や過疎対策事業債を計上してございます。

次に、2ページをご覧ください。

自主財源・依存財源別の財源構成でございしますが、町税や繰入金等の自主財源の合計は83億9,574万6,000円、増減額66億8,469万7,000円の減でございまして、構成比34.3%となっております。地方交付税や国・県支出金等の依存財源につきましては、160億7,325万4,000円、増減額29億3,930万3,000円の減でございまして、構成比65.7%となっております。

次に、一般財源・特定財源別の財源構成でございしますが、一般財源の合計は正誤表で訂正させていただきましたが、72億2,123万4,000円、増減額1億5,512万8,000円の減、構成比29.6%でございします。特定財源は172億4,776万6,000円、増減額94億6,887万2,000円の減、構成比70.4%でございします。

3ページは、財源構成を円グラフで表したものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

目的別歳出の構成につきまして、主なものを申し上げますと、総務費は、58億671万2,000円、増減額21億7,845万4,000円、伸び率60%の増でございまして、復興牧場事業の財源となる浪江町帰還環境整備交付金基金の積立て等による増となっております。

民生費は、25億1,371万8,000円、増減額442万9,000円、伸び率0.2%の減でございまして、前年度とほぼ同額の予算額となっております。

衛生費は、12億6,539万2,000円、増減額646万1,000円、伸び率0.5%の減で、前年度とほぼ同額の予算額となっております。

農林水産業費は、330億79万8,000円、増減額84億6,602万円、伸び率71.9%の減でございまして、主に乾燥調製貯蔵施設整備事業及びため池等の放射性物質対策事業の事業進展により、予算が減少してございます。

商工費は、38億2,798万2,000円、増減額33億2,689万1,000円、伸び率46.5%の減でございまして、主に道の駅なみえ整備事業や木材製品生産拠点整備事業等の事業進展により、計上する予算が減少し

てございます。

土木費は、30億2,195万5,000円、増減額15億1,886万9,000円、伸び率33.4%の減でございまして、主に請戸地区住宅団地整備事業や小熊田宮田線道路改築事業の事業進展に伴いまして、計上する予算が減少してございます。

消防費は、21億2,604万5,000円、増減額8億7,100万5,000円、伸び率69.4%の増でございまして、主に防災コミュニティセンター整備事業や防災拠点施設整備事業等による増となっております。

教育費は、17億9,931万円、増減額9億6,687万8,000円、伸び率116.2%の増でございまして、主に運動公園整備事業や埋蔵文化財発掘調査事業等による増となっております。

次に、性質別歳出の構成でございしますが、人件費や扶助費等の義務的経費につきましては、29億6,187万9,000円、増減額4,759万円の増でございまして、主に職員数の増や地域おこし協力隊の活用等による人件費の増となっております。

普通建設事業費等の投資的経費は、91億6,966万4,000円、増減額121億3,272万4,000円、伸び率57%の減で、主に乾燥調製貯蔵施設整備事業や道の駅整備事業、ため池等の放射性物質対策事業の事業進展によりまして、計上する予算が減少してございます。

その他の経費は、123億3,745万7,000円、増減額24億6,113万4,000円、伸び率24.9%の増でございまして、主に浪江町帰還環境整備交付金基金積立金、営農再開支援事業等により増となっております。

5 ページは、一般会計の歳出を目的別、性質別の構成比で表したグラフでございます。目的別では、総務費、商工費、農林水産業費、土木費の順になってございます。

6 ページからは、一般会計当初予算における主要事業について、予算科目ごとに記載してございます。主な事業につきましては、新規事業や事業費の多いものについて申し上げます。

まず、総務費でございしますが、番号1、議会及び執行部を含めてのペーパーレス議会導入事業1,669万9,000円、番号5、役場本庁舎の劣化設備改修に合わせ、省エネルギー化と維持管理経費軽減を行う本庁舎改修事業2億8,810万円、番号8、川房大柿地区国道114号沿線への携帯電話エリア整備事業6,540万円、番号13から20、移住定住関連施策として地域おこし協力隊による活動や情報発信、住宅取得支援など、8事業合計で1億2,997万8,000円などでございます。

次に、8 ページ、民生費でございします。番号3から番号5番、復興公営住宅や町内でのサポートセンター運営事業として、3事業合

計8,637万7,000円、番号6、町内の高齢者、障害者福祉サービスの不足解消のための介護関連施設整備事業8,896万円、番号9、町民が安全に運動できる屋内施設を整備するアスレチック施設整備事業6,456万9,000円。

9ページ、番号11、生活支援バス運行や復興支援員の配置を行う避難生活支援事業3億400万7,000円。

次に、衛生費でございますが、番号2、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種事業1億429万円、10ページ、番号6、健康審査等を行う保健事業1億881万8,000円、11ページ、番号15、各産業団地等への水道施設整備事業1億9,120万9,000円、番号16、再生可能エネルギー及び水素等の新エネルギーの導入を推進するゼロカーボン推進事業2億4,177万8,000円などでございます。

次に、12ページ、農林水産業費でございます。番号3、新規就農者確保等のための各種補助金を整備する新規就農者確保促進事業2,586万8,000円、番号6、カントリーエレベーター整備事業1億8,736万7,000円、番号7、苗の安定供給を図る育苗施設整備事業5,659万2,000円、番号10、農業法人の農地や事務所の賃借料を補助する、農業法人参入推進支援事業870万円、番号11、労働力軽減等の機器導入を支援するスマート農業導入支援事業1,000万円、番号14、営農再開支援事業11億1,817万円、番号18、ため池等の放射性物質対策事業4億6,260万2,000円、番号19、農業用水施設の修繕等を行う営農再開支援水利施設保全事業1億6,990万3,000円、番号20、農業環境整備と経営体の育成支援を一体的に実施する農山村地域復興基盤総合整備事業1,566万2,000円、番号21、森林整備を行うふくしま森林再生事業2億2,370万円、番号23、林道補修事業430万円、番号25、浪江町の水産物の安全安心をPRする水産物PR事業359万5,000円などでございます。

次に、14ページ、商工費でございます。番号8、店舗等での大堀相馬焼購入経費の一部を補助する地場産品利用促進事業100万円、番号9、物流の課題改善のための浪江町共同配送事業210万円、15ページ、番号12、大堀相馬焼の後継者育成やブランド力向上、販路拡大などに取り組む大堀相馬焼協同組合の活動費の一部を補助する伝統的工芸品振興補助事業180万円、番号13、道の駅なみえ運営事業1億705万9,000円、番号15、南産業団地整備事業19億8,209万7,000円、番号17、再生可能エネルギー100%の産業団地を整備する棚塩RE100産業団地整備事業4億5,500万円、番号18、木材製品生産拠点整備事業4億6,470万円、番号19、プレミアム付商品券発行等の事業再開・帰還促進支援事業2億4,363万円、16ページ、番号

21、地域の魅力向上のため民間企業から人材を派遣してもらう地域おこし企業人事業659万8,000円などでございます。

次に、土木費でございます。番号1、道路の除草や補修等を行う町道維持管理事業5億9,650万1,000円、番号2、道路修繕工事5,322万1,000円、番号4から6、請戸住宅団地アクセス道路等3路線整備事業、3事業合計で5億4,684万5,000円、番号8、丈六公園整備事業3億5,703万8,000円、17ページでございます。番号12、旧請戸共同墓地の跡地を利用する先人の丘事業2億4,252万7,000円、番号13、津島地区の特定復興再生拠点区域に住宅を整備する津島地区公営住宅整備事業7,229万4,000円、番号14、駅前周辺の基盤整備等の事業計画策定を行う一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業1億7,377万6,000円。

次に、18ページ、消防費でございますが、番号2、町内居住者へ消火器を配布する防火促進事業583万1,000円、番号4、津島地区の消防屯所の改修を行う消防施設改修事業650万円、番号5、防犯カメラや防犯パトロールによる町内防犯体制強化事業7億2,831万1,000円、番号7、浪江地区、幾世橋地区、荊野地区の防災コミュニティセンターを整備する地区公共施設整備事業7億2,574万7,000円、番号8、防災倉庫を含む防災拠点施設整備事業2億3,939万2,000円などでございます。

次に、19ページ、教育費でございます。番号6、なみえ創成小中学校等の運営や児童生徒の就学支援等を行う学校運営事業1億1,602万2,000円、番号8、旧コスモス保育園を交流スペース等に改修する復興まちづくり支援施設整備事業1億3,884万7,000円、番号9、復興関連事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業3億9,644万円、番号10、県指定天然記念物、大聖寺のアカガシ樹群の病虫害防除事業245万円、20ページ、番号11、帰還困難区域の民家等の歴史的価値を調査する建造物等調査事業216万円、番号14、復興まちづくり支援施設内の図書コーナーを整備する図書コーナー整備事業5,398万2,000円、番号16、旧請戸小学校の震災遺構管理運営事業3,184万4,000円、番号17、震災遺構等で活用する震災関連映像記録作成事業352万円、番号18、子供が安全に外遊びできる環境をつくる運動公園整備事業7億739万3,000円、番号19、にぎわいあふれる交流の場として復興海浜緑地多目的広場整備事業3,484万6,000円、番号20、高瀬球場復旧事業700万円などでございます。

次に、21ページ、災害復旧費につきましては、道路橋梁施設災害復旧事業2億6,895万8,000円でございます。

その他の事業につきましては、事業ごとに記載しております事業

概要等をご確認いただくようお願いいたします。

次に、25ページをご覧ください。

地方債残高の状況でございます。令和2年度末現在高見込額24億3,002万6,000円に対しまして、過疎債等の活用により、令和3年度末現在高見込額は25億3,311万円で、1億308万4,000円の増を見込んでおります。

次に、債務負担行為の状況でございます。令和2年度末現在高見込額は6,958万7,000円に対して、令和3年度中支払予定額は3,438万8,000円、令和4年度以降支払予定額は3,519万9,000円となります。

次に、予算書のほうになります。予算書10ページをご覧ください。

第2表、継続費の設定でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名、本庁舎改修工事第3期5億5,000万円から橋梁災害復旧工事菅原橋下部工5億9,607万円までの9事業につきまして、令和3年度、4年度の2か年または令和5年度までの3か年事業として実施するため、総額並びに年割額を定めるものでございます。

次に、12ページ、第3表、地方債でございます。橋梁点検補修事業は限度額3,160万円、地方公共施設内介護施設等整備事業は限度額1,690万円、道路橋梁施設災害復旧事業は限度額3,360万円、臨時財政対策債は限度額3億997万3,000円を限度額として借り入れるものでございまして、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

令和3年度の一般会計予算につきましては、以上のとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第41、議案第38号 令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第38号 令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算の総額を107万円と定めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第42、議案第39号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第39号 令和3年度浪江町国民健康保険事

業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の予算の総額を35億1,228万7,000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、予算資料によりご説明申し上げます。

22ページをお開き願います。

まず、歳入の主なものですが、国民健康保険税4,007万2,000円、前年度比600万6,000円の減。

次に、国庫支出金2億3,263万4,000円、前年比2億6,301万7,000円の減、これは国保税及び一部負担金の免除措置に対する財政支援の国と県の負担割合変更及び給付額の減額によるものでございます。

次に、県支出金29億8,125万9,000円、前年比2億7,422万4,000円の増、これは県から交付される保険給費等交付金等の増額によるものでございます。

次に、繰入金2億4,830万2,000円、前年比783万9,000円の減。

次に、繰越金1,000万1,000円、これは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

初めに、総務費でございますが、4,879万7,000円、前年比14万9,000円の増、主なものは人件費等でございます。

次に、保険給付費26億6,311万9,000円、前年比1,780万6,000円の減。

次に、国民健康保険事業納付金7億3,778万3,000円、前年度比653万円の増、これは県の交付金その他国保事業に要する費用を各町村が負担するものでございます。

次に、保険事業費3,249万5,000円、前年比150万5,000円の減、これは特定健診等の事業費でございます。

次に、諸支出金2,100万7,000円、前年比990万の増。

最後に、予備費として907万5,000円を計上してございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第43、議案第40号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第40号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和３年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算の総額を３億２,６６４万３,０００円とするものです。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 予算資料２２ページをお開き願います。

まず、歳入につきましてご説明いたします。

初めに、診療収入９,９５０万円、前年比８５万円の増、内訳は外来収入９,０９９万円、諸検査等収入８５１万円でございます。

次に、使用料及び手数料３９７万１,０００円、前年比１２７万３,０００円の増、診断書等作成料でございます。

次に、県支出金１億３,３１７万３,０００円、前年比８０８万７,０００円の減、こちらは福島県地域医療復興事業補助金でございます。

次に、繰入金８,４９６万１,０００円、前年比２２７万６,０００円の減。

次に、繰越金５００万、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

総務費２億５,５２１万３,０００円、前年比５３４万９,０００円の減、診療所の運営費等でございます。

次に、医業費６,６４３万、前年比２８７万４,０００円の減、医薬品等の購入費でございます。

最後に、予備費として５００万円を計上してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第４４、議案第４１号 令和３年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第４１号 令和３年度浪江町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和３年度浪江町公共下水道事業特別会計予算の総額を４億３０万３,０００円と定めるものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 予算資料によりご説明いたします。

２３ページの上の表をご覧ください。

歳入からになります。

分担金及び負担金５８４万５,０００円、前年比５８４万３,０００円の増で、受益者負担金であります。

使用料及び手数料３,６６１万８,０００円、前年比１,２６１万６,０００円の増、

町内事業用及び一般家庭用の下水道使用料であります。

繰入金 3 億3,158万5,000円、前年比1,389万1,000円の減で、一般会計繰入金、基金繰入金であります。

諸収入1,000万円、前年比6,500万円の減で、東電からの賠償金は額の確定後に予算計上いたします。

公共下水道事業債2,325万4,000円、前年比2,325万4,000円の増で、農業集落排水施設の公共下水道接続の事業実施のための新規起債であります。

歳出です。

公共下水道事業費 1 億5,616万7,000円、前年比1,004万4,000円の減で、主なものは下水道総務管理費2,126万2,000円、農業集落排水施設の接続に係る測量設計費をはじめとした下水道建設費5,989万8,000円及び浪江浄化センター等の施設維持等に係る経費、下水道維持管理費7,500万7,000円であります。

次に、公債費 2 億4,113万6,000円、前年比2,713万5,000円の減であります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第45、議案第42号 令和3年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第42号 令和3年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算の総額を603万9,000円と定めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第46、議案第43号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第43号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算の総額を4,416万1,000円と定めるものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 予算資料によりご説明いたします。

23ページ、下の表になります。

使用料及び手数料325万2,000円、前年比181万円の増で、町内事業用及び一般家庭用の農業集落排水使用料であります。

繰入金3,990万7,000円、前年比809万1,000円の減で、一般会計繰入金、基金繰入金であります。

続いて、歳出になります。

農業集落排水事業費2,175万9,000円、前年比1,521万5,000円の減、主なものは総務管理費532万2,000円、農業集落排水建設費350万円、高瀬浄化センター等の施設に係る農業集落排水維持管理費1,292万7,000円であります。

次に、公債費2,140万2,000円、前年比56万8,000円の減であります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第47、議案第44号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第44号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町介護保険事業特別会計予算の総額を27億3,366万2,000円と定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 予算資料によりご説明いたします。

24ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

保険料1,301万円、前年度比187万8,000円の減、こちらは第1号被保険者の介護保険料です。

次に、国庫支出金12億7,602万円、前年度比8,531万3,000円の減、主なものは介護給付費負担金4億566万3,000円、調整交付金6億8,054万1,000円です。

次に、支払基金交付金6億3,575万4,000円、前年度比5,137万円の減、第2号被保険者の介護保険料分で社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。

続いて、歳出についてご説明いたします。

総務費8,815万6,000円、前年度比2,523万5,000円の減、主なものについては総務管理費、介護認定審査会費、認定調査等費でございます。

介護給付費22億6,363万8,000円、前年度比1億9,029万円の減、

介護サービス利用に係る給付費です。

介護保険給付費につきましては、高額介護サービス費、介護予防住宅改修費で増加の傾向があるものの、介護認定者数や介護サービス利用者数が減少していることもあり、全体的に各種サービス給付費が減額となっております。

地域支援事業費 1 億 3,707 万 9,000 円、前年度比 717 万 7,000 円の増、主な事業は介護予防、生活支援サービス事業、地域包括支援センター運営事業でございます。

次に、諸支出金 2 億 3,798 万 1,000 円、前年度比 543 万 2,000 円の減、主なものは、利用者負担軽減支援事業で、介護保険サービス利用者負担免除に伴う、利用者負担相当額について、本事業から支払いを行うものでございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第48、議案第45号 令和3年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第45号 令和3年度浪江町財産区管理事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出予算の総額を289億2,000円と定めるものであります。

主な事業は、苅野及び津島財産区の管理を行うものであります。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第49、議案第46号 令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第46号 令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を9,695万6,000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、予算資料24ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。

後期高齢者医療保険料3,166万1,000円、前年比1,765万7,000円の増、これは上位所得層等の保険料でございます。

次に、繰入金6,428万7,000円、前年度71万円の増、こちらは一般会計からの繰入金でございます。

次に、繰越金100万円、前年比300万の減、これは前年度の歳計剰余金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費1,029万2,000円、前年比3万2,000円の減。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金8,571万5,000円、前年比1,533万円の増、これは広域連合への納付金でございます。

最後に、予備費として94万6,000円を計上してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第50、議案第47号 令和3年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第47号 令和3年度浪江町水道事業会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町水道事業会計の予算を定めるものでございます。

収益的収支で、収入が3億7,984万6,000円、支出が5億820万円となります。また、資本的収支では、収入が2億7,348万7,000円、支出が6億6,240万円となります。

詳細については、住宅水道課に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 予算資料、お開きください。予算資料によりご説明いたします。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出であります。

収入、水道事業収益の営業収益で主なものは給水収益6,000万円、対前年比1,380万円の増を見込んでおります。

次に、営業外収益で主なものは雑収益で2億990万円、対前年比734万2,000円の増で、これは賠償金及び水道料金システム更新によります下水道事業からの負担金分であります。水道事業収益的収入合計は3億7,984万6,000円、対前年比3,691万9,000円の増となっております。

次に、支出、水道事業費の営業費用で主なものは原水及び浄水費で8,523万7,000円、対前年比866万円の増で、不安解消事業及び施設管理費であります。

次に、配水及び給水費で4,968万1,000円、対前年比1,866万3,000

円の増で、配水管路の管理及び修繕であります。総係費は7,086万、対前年比2,557万1,000円の増で、水道料金システム更新によるものです。資産減耗費は8,000万円、対前年比7,000万円の増で、使わなくなった管路について資産除去するものです。水道事業費用収益的支出合計は5億820万円、前年比1億3,851万6,000円の増となっております。

次に、2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出であります。

収入、水道事業資本的収入で主なものは事業債8,000万円、対前年比1億2,000万円の減、続きまして、補助金1億9,120万9,000円、対前年比3億3,992万1,000円の減は、支出の建設改良費配水設備改良費の減によるものです。資本的収入合計は2億7,348万7,000円、対前年比4億6,964万3,000円の減となっております。

次に、支出、水道事業資本的支出で主なものは建設改良費、配水設備改良費5億5,040万円、対前年比4億2,510万円の減で、高区配水場からの基幹配水管整備、高区配水場建築設計、老朽管の更新事業などでございます。資本的支出合計は6億6,240万円、対前年比4億2,510万円の減となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。質疑については、15日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

15日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれで延会します。

（午後 5時28分）

令和 3 年	3 月	4 日（木曜日）	全員協議会
令和 3 年	3 月	5 日（金曜日）	常任委員会
令和 3 年	3 月	6 日（土曜日）	休 日
令和 3 年	3 月	7 日（日曜日）	休 日
令和 3 年	3 月	8 日（月曜日）	常任委員会
令和 3 年	3 月	9 日（火曜日）	常任委員会
令和 3 年	3 月 1 0 日（水曜日）	休 会	
令和 3 年	3 月 1 1 日（木曜日）	休 会	
令和 3 年	3 月 1 2 日（金曜日）	休 会	
令和 3 年	3 月 1 3 日（土曜日）	休 日	
令和 3 年	3 月 1 4 日（日曜日）	休 日	

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 3 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 3 年 3 月 1 5 日（月曜日）午前 9 時開議

日程第 1	議案第 3 号	浪江町復興計画【第三次】の策定について
日程第 2	議案第 4 号	浪江町環境基本条例の制定について
日程第 3	議案第 5 号	浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 6 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 7 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 8 号	東日本大震災等による被災者に対する令和 3 年度の町税の減免に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 9 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
追加日程第 1	議案第 1 0 号	訂正の件
日程第 8	議案第 1 0 号	浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正について
日程第 9	議案第 1 1 号	浪江町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 1 2 号	浪江町介護保険条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 1 3 号	浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 1 4 号	浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 1 5 号	浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 4	議案第 1 6 号	浪江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の

		ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 5	議案第 1 7 号	浪江町出産祝い金支給条例の一部改正について
日程第 1 6	議案第 1 8 号	浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 1 7	議案第 1 9 号	浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 1 8	議案第 2 0 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
日程第 1 9	議案第 2 1 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 2 0	議案第 2 2 号	工事請負契約の締結について（本庁舎改修工事（第 2 期））
日程第 2 1	議案第 2 3 号	工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線道路改築工事（3 工区））
日程第 2 2	議案第 2 4 号	工事請負契約の変更について（浪江町南産業団地造成工事）
日程第 2 3	議案第 2 5 号	工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事）
日程第 2 4	議案第 2 6 号	工事請負契約の変更について（聖沢ため池環境保全整備工事）
日程第 2 5	議案第 2 7 号	工事請負契約の変更について（台風 1 9 号道路災害復旧工事（1））
日程第 2 6	議案第 2 8 号	工事請負契約の変更について（台風 1 9 号河川災害復旧工事（2））
日程第 2 7	議案第 2 9 号	工事請負契約の変更について（橋梁補修工事（酒田橋））
日程第 2 8	議案第 3 0 号	令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 2 9	議案第 3 1 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 3 0	議案第 3 2 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 3 1	議案第 3 3 号	令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 2	議案第 3 4 号	令和 2 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 3	議案第 3 5 号	令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補

正予算（第 4 号）
日程第 3 4 議案第 3 6 号 令和 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 3 号）

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教	育笠井淳一君
代表監査委員	山本邦一君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
吉 田 厚 志 君
書 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 査 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人であります

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第3号 浪江町復興計画【第三次】の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 大震災、原発事故から10年。この間、第一次、第二次の復興計画を経て今日を迎えました。

町長をはじめ、浪江町の復興再生のために大変なご努力をされていることを理解しつつ、最初に端的にお尋ねをいたします。

町長、あのね、復興庁、それから福島県浪江町の第9回の共同調査の結果が発表されました。帰還の意向について、既に戻っている8.1%、戻りたいと考えている10.8%、まだ判断がつかない25.3%、戻らないと決めている54.5%。まだ判断がつかないというアンケート回答をどういうふうに受け止めるかということはいろいろあると思いますけれども、10年を経て判断がつかない、あるいは戻らないという2つの項目を合わせると80%。

町長は、第三次復興計画を提案するに当たって、町民の意志というか気持ちというか、浪江町の復興、町長に対する見方はこうだというふうに理解をすることができると思います。町長は、この帰還意向のアンケート結果についてどういうふうに考えているかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、第2点は、改めて第一次復興計画から第二次復興計画等、これまでの資料を読みあさりました。

私は、改めて第三次復興計画の議案提案を受けて、やっぱりここが大事だというふうに思ったことがあります。それは、やっぱり第一次復興計画にあるあの基本点です。町長に改めて言うまでもないと思うけれども、3つあるんです。

1 つは、全ての町民の暮らしを再建する。どこにいても浪江町民、これが復興の基本ですね。

それから、2 つは、ふるさと浪江を再生するというのが復興基本方針の第 2 点です。

3 つは、脱原発、エネルギー政策の見直しを、見直しの提起を続けると。脱原発ということも明確に示されております。

第一次復興基本計画に示されたこの 3 つが、第三次の復興計画においてどのように引き継がれ、どのように反映されているのか、端的に伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

アンケートの調査結果に基づいてのご質問だと理解をしておりますが、確かに判断がつかない、こちらへ戻らないと決められた方が 80%おられる、非常に厳しい数値だと思います。

そういった中で、やっぱり我々に課せられた使命というのは、時間の経過とともに帰れない状況が、帰還する状況がなくなってしまったということだと思います。

そういった中で、帰還を阻害している要件、これへの対応のさらなるグレードアップだと思います。医療介護であったり買物環境であったり、さらなるグレードアップが求められているものと理解をしております。

とりわけ、働く場のことについては最重要課題だと思っておりますので、今までの地場産業を復興する、そのことも含めてしっかりと対応すべきだというふうにもこの調査結果からうかがえたところがあります。

それから、脱原発につきましては、エネルギーの新しい形を浪江町は水素を中心に打ち出してきたということで、ゼロカーボンシティを宣言させていただきました。その宣言をした形をこれから具現化してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 3 点のうちのまず 1 点目、全ての町民の暮らしを再建するという部分でございますが、基本方針の 5 番目について、被災者生活支援、絆の維持等について記載させていただいているところでございます。

ふるさと浪江を再生、これにつきましては、基本方針の 1、夢と希望のある産業と仕事づくり、基本方針の 2、未来を担う人づくり、3、帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり、4、健康と福祉の

まちづくりに記載させていただいているところでございます。

エネルギー政策につきましては、町長から答弁ございましたが、ゼロカーボンシティの推進などについて記載させていただいたところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） アンケート結果については、非常に厳しい数字だというふうに受け止めていると、今後、阻害要件を解消するためにさらなる取組を強化していきたいというお答えがありました。

これは、3月1日の民報新聞、避難区域設定県内12市町村の住民意向調査の結果で、復興は進んでいないと、54.1%。

さらに、全てがそうだというふうに私は思いませんが、NHKの東日本大震災復興状況へのアンケートの結果が報道されております。手元にコピーがありますけれども、浪江町民の50代の男性の意見がここに載っております。

復興の状況については、全く進んでいないと、被災前に戻ることが本当の復興だと思うけれども、あまりにも変わり果ててしまった、こういう50代の町民男性の声も載せられております。

したがって、10年たって、町民感情としては復興が進んでいないと。それから、住民意向調査でも判断がつかないということも含めると、8割相当の数字に上ると。これは、謙虚に受け止めるべきではないかと。

これもう端的に申し上げますと、執行者の皆さんが様々なご苦労と努力をされているということは理解しているというふうに冒頭に申し上げましたけれども、町民サイドから見れば復興は進んでいないと、ここはやっぱり復興、第三次復興計画を策定するに当たって大いに反省、総括すべき課題だと思うんです。

そういう点で、私は、もちろん表現はどうあれ、馬場町長時代に復興の基本方針として、全ての町民の暮らしを再建する、2つ3つ申し上げました。

第三次復興計画についても、どこどこに書いてあるというお答えはありましたけれども、第一次復興計画にあるように、あるいは馬場町長の挨拶にもあるように、文字どおり想定外の原因避難にあって町民が苦労している。全国に散らばっている、そのことに対して、全ての町民に寄り添うというそのことを言葉で表現しているんです。心に触れるというだけでは、それはプラス思考にならないという見方もあると思いますけれども、町民の心を引き寄せているんです。

しかし、先ほど50代の町民の声を紹介しましたがけれども、別の町になっているようだと、こういう受け止め方があるんです。

したがって、原発避難だから10年たっても1,500人しか戻らないと、戻れないと、8割方が今後のことについて町と距離を置くような回答をしていると、ここをやっぱりどう引き寄せるかということが私は大事だと思うんです。

第三次復興計画を見ましたけれども、ふるさと浪江の再生とか、どこにいても浪江町民とか、全ての町民の暮らしを再建するとか、分かりやすい一番町民が願っていること、そのことが第三次復興計画には示されていない。ここをどう反省するかということが、私は非常に大事だというふうに思います。

改めて、第三次復興計画、場合によっては今日の議論を踏まえて見直しをするということも含めてご検討いただきたいと思います、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問にお答えをいたします。

16番議員のおただしのとおりだと理解をしております。

そういった中で、やはり謙虚に受け止めてこれからの復興に当たっていくということが基本でありまして、ご指摘のようにやっぱり反省すべきは反省をして、しっかりと前に進める。そして、全ての町民の暮らしの再建という基本にしっかりと努力を重ねるということを含めての第三次計画を策定したと私は理解をしておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これが3点目の質問になりますので、今のことも含めてその他の問題について質問したいと思います。

ふるさと浪江の再生という明確なメッセージがないと、全ての町民の暮らしを再建すると、どこにいても浪江町民だと、心をつなぐ、心に触れる、そういうメッセージがないということについては反省すると。

しかし、私の提案を含めて第三次復興計画を見直しするかということについては、第三次復興計画については全ての町民の暮らしの再建ということを展望して策定したものだというお答えですから、見直しの考えはないということだと思います。それでいいんですか。

改めて町長、しっかりと見直すべきところは見直すと、我々議会に報告するだけでは駄目ですよ、やっぱり。町民の声を踏まえて、一次、二次の復興計画を踏まえて第三次のグレードアップをすべきだと。ただ形だけのものではないと、全ての町民を土台にした、そういう浪江町の再建、ふるさとの復興を改めて第三次復興計画に言葉として明記すべきではないかというふうに思います。お答えくだ

さい。

次に行きます。

福島イノベーション・コースト構想、その目玉が棚塩産業団地にある水素製造拠点です。創造的復興という言葉を使いながら、町長はいろんなところで記者会見し、記者の質問にも答えております。

その中で、一般質問でも取り上げましたけれども、水素を活用した新しいまちづくりに取り組むというふうに言われております。果たしてこれがふるさと浪江の再生にどう結びつくのかと、町民はそういうことを期待しているのかということについて、どう考えるのかお答えをください。

それから、帰還困難区域の問題です。帰還困難区域の問題についても、触れてはあります。政府方針の実現を強め、帰還困難区域の解除を目指しますと、こういうふうに書かれております。

もちろん、全面的に国の責任ではあるけれども、浪江町の復興再生拠点区域に認定した、あるいは町が計画を基本として国に上げたその面積は661ヘクタール、帰還困難区域全体の3.6%、私は津島ですから津島を申し上げますと、津島の山林も含めた帰還困難区域面積は1万9,000ヘクタール。しかし、復興拠点はその1.3%、153ヘクタールでしかありません。10年たってもこういう現状です。

そこで、お尋ねをいたします。帰還困難区域の解除を目指すと、政府方針の実現を強く求めるという前置きをしてこういう計画を示されておりますが、私は一般質問でも度々町長と議論してきましたけれども、帰還困難区域外、区域外というふうにこれから言います、区域外の再生をどうするか。前提として除染と解除です。そのために国はちゃんとやれと。3月議会の一般質問の答弁では、帰還困難区域を抱える町村協議会として政府に要望したと。6月までには回答を示すように求めたというふうに言っております。それでは事が進まない。どういうことか、どうすべきか、町は青写真をつくって政府に実現を迫るべきだということを度々申し上げます。

これは、3月14日の福島民報「復興を問う 帰還困難の地」、ナンバー63です。そこに、大熊町の永井課長が記者のインタビューに答えております。そこで、永井課長は何と言っているかということ、町は白地地区、いわゆる区域外の地区、山林などを除き除染が必要となる農地や宅地の面積は650ヘクタールと試算していると。具体的になんです。これが十分かどうか私は分かりません。しかし、区域外の地域再生のために、町としては農地や宅地の除染の必要面積は650ヘクタールだと、ここまで町民に見える形で、分かる形で区域外の問題を捉えているんです。浪江町にそういう計画はありますか。

何度私がここで、具体的なものを作成して国に要望すべきだということ求めてきたか分かりません。私は、この議会最後に引退することになりますけれども、私自身も帰還困難区域の住民の1人として、このまま議会を去ることは耐え難い。町民の代表として町にこういうことを求めてきた、町の具体的な取組を、姿勢はこうだということを私はやっぱり知らせる義務がある。浪江町の再生復興の最大の課題ともいえる帰還困難区域の再生のための町の具体的計画を持つべきだと、議会に示すべきだと。第三次復興計画に当たって、なおそのことが強く求められている。

後で検討しますなんていう答弁では駄目ですから、第三次復興計画はそれだけ重いものがある。言葉づらだけで中身がない、そんなことでは納得できません。改めてお答えください。

それから、復興計画の68から69ページに、防災・安全の強化について書かれてあります。

1つは、69ページのところですけれども、東電の通報基準に基づき連絡体制を維持するということで、もし何かあったときには通報基準に基づきちゃんと町にも連絡するよう、そういう体制を維持すると通り一遍のことが書いてあります。

一般質問でも議論しましたけれども、2月13日、地震が起きました。分かったことは、あの汚染水タンクが最大19センチメートルずれたとか、あるいは格納容器の水位が、今も低下しているわけですが、2月13日の地震によって損傷箇所が拡大して水漏れが起きていると、そういうことの通報も、これ総務課長に言ってもらいましたけれども、後から東電が発表したに過ぎない。

それから、地震計の設置についても、去年から壊れていたということが分かっていた、そのことを指摘されると、試験的につけたので、6号機に地震計が設置されているからガルの把握については問題ない、こういう答弁をしているわけです。

約8割が戻らない、戻れない、悩んで苦しんでいる一つの背景には、今もって福島第一原発が安全ではないということがあるからだというふうに私は思います。

2月13日の地震の公表の遅れ、そういうことも含めて、第三次計画にある通り一遍の連絡体制維持云々ということだけで住民の不安に応えることはできない。全住民原発避難した町として、住民に責任を負う、そういう第三次基本計画の方針ではない。どうすべきか、東電の隠蔽体質を改善し、速やかな事実公表を求めると。そして、そのことを県及び関係町村と共に改めると、改善を求めるという姿勢に立つべきだ。そもそもは原発事故なわけだから。

つい1か月前に重大な事故が発生したにもかかわらず、隠蔽体質に変わりはない。緩慢な対応に変わりはない。町においても機敏性、機動性に重大な反省を求められる、そういう対応でしかなかった。この反省の上に立って、第三次復興計画、改めて防災・安全の強化について表記を改めるべきだと具体的に提案をします。どのように検討されるのかお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 私からは、第三次策定における諸課題についてでございますが、第三次につきましては、当然ながら第一次、第二次の計画に基づいてしっかりとその延長線にあるということはご理解いただけたと思います。その中でこれをしっかりと具現化していくためには、職員はもちろんでございますけれども、町民、そして議会の方々の理解と協力、協働の形が取れないと実現は難しいんだらうと考えておりますので、そのようなことをしっかりとやっていきたいと考えております。

それから、水素を中心とした新しいまちづくりの考え方でございますが、移住定住を促進していくためには、やっぱり特色のあるまちづくりが求められていると考えております。そういった中では、当然基本は従前の町民にお帰りをいただく、これが基本でありますけれども、やはりそれだけではなくて、新しい町民の移住定住も促進をしていく。そのために、水素のみにとどまらず様々な対応が必要であって、そのために一生懸命努力をし、また新しい種を蒔いている状況を様々な委員会等の審議でご提示をしているところでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

その他については担当から申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 帰還困難区域のお答えでございます。

町としましては、浪江町帰還困難区域の復興再生計画を作成しまして、第2ステージ、第3ステージが必要であることを町として定めまして、国に対応を求めているところでございます。

今後も、国に基本方針を示していただくように求めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 2月13日の地震についてでございますが、ご指摘のとおりタンクのずれであるとか水位の低下であるとか地震計の故障など報道等もありますし、東京電力のほうから都度説明を受けているところでございます。

細かい記載はございませんが、引き続き速やかな情報提供、また引き続き改善を求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） ちょっと確認なんですけれども、概要版の6ページ、あと計画書の24ページのまちづくりイメージ図なんですけれども、ちょっと谷津田のソーラーの件で確認なんです。

○議長（佐々木恵寿君） 所管。

○11番（松田孝司君） 間違っていないかどうかちょっと確認したいんです。

実は、私のうちがこれ色染まっているんです。ここ、ソーラー。

○議長（佐々木恵寿君） 松田議員、ちょっと止めてください、質疑。暫時休憩します。

（午前 9時34分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時34分）

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） この復興計画を見させていただいて、じっくり読ませていただきました。すばらしい計画だなと、こういうふうな形で浪江の未来が進んでいくのかなというふうに感じていたのですが、その中で1つだけ、第三次の案の104ページにも書いてあるんですけれども、川崎先生からちょっと答申があって、適切な施策の評価・検証を行うとともに必要に応じて計画の見直しが図られたい。町民に対し、その進捗について分かりやすい情報を提供するように努力されたいというふうな答申が来ています。

その中で、4ページには進行、計画の進行管理ということでPDCA、すなわち計画の進行管理のチェック、評価と検証、改善と見直し、これに関してなんです、大体この計画を立てたときに、最低限必要になってくるのはチェックだと思うんです。これを見ると、答申のほうではチェックをすべきだということなんです、具体的にこの計画の進行状況等をチェックするのは庁舎内だけなのか、それとも外部に委託した、ここに書いてありますメンバー、策定委員会のメンバーが入ってチェックをするのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 基本的には職員、あるいは国の職員を

交えた復興協議会などがございますが、それで課題の整理を行い、課題解決の方法を検討して施策を進めてまいりたいと思います。

節目となるような場合、この計画を改定するような場合には、町民の委員会等を設けて検証したいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 庁内、庁舎内と国とということなんですが、こういう計画というのは、やっぱり客観的にやっぱり評価していただいて、我々今、浪江町というのは想定外という言葉を使っていいかどうか分からないんですけれども、そういった形のまちづくりなんです。普通のまちづくりと違って、なかなか厳しいまちづくりになっていくんだと思います。

そういったときに、やっぱり客観的な目で、例えばこの策定委員会のメンバーということではないんですが、ある外部メンバーを組織して、そういった形で定期的に進行状況のチェックを入れるというようなことをしないと、なかなか計画が進行しているのかどうか、それとも遅れているのかどうか、また新たな施策が出てくるのかどうかというのは評価しにくいのかなと思うんですけれども、その辺ちょっと検討していただければと思うんですけれども、町長のご意見をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 事業の進捗状況につきまして、状況を適切に把握しながら、町民の委員会等についても必要な場合には実施をしたいというふうに考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第三次復興計画の議案に反対の討論をいたします。

反対の理由は3つです。

1つは、国・県・町主導の復興が進められてきて、町民が置き去りにされてきているという問題が1つ。2つは、帰還困難区域の問題について、極めて表面的な上っ面な、そういう計画方針でしかない。3つめに、そもそも全町民避難の最大の原因と理由であった東電、原発、廃炉の現状に対する町の対応が余りにも緩慢だという3つの理由を申し上げて、反対の討論にしたいと思います。

若干補足します。1点目の町民置き去りという点では、町長はそうではないと、全ての町民の生活再建を願いつつ第三次の復興計画を作成したというふうにお答えになりました。

しかし、10年たって被災12市町村のアンケート結果ではあるけれども、復興が進んでいない54%です。それから、帰還に関する住民アンケートでは、まだ判断がつかないということも含めると8割です。10年たって町民を孤立、孤独、ふるさと浪江との距離をさらに大きくしてしまった、その反省の土台の上に第三次復興計画つくるべきだと思います。見直しを求めましたけれども、さらさらそのつもりがない。重大な問題です。

それから、2つ目の帰還困難区域のさらなる利用の具体化についてですけれども、何年も議論してきていて、さらにこれから前期、後期、10年間の方針を定義する極めて大事な復興計画であるにもかかわらず、国が示した第3ステージの実現のために、それを国に求めていくというだけで、住民が安心できるような、帰還困難区域だけの問題ではないですよ、これは。避難している町民、あるいは外部から見ても、浪江町は被災12市町村で最大の帰還困難区域を抱えていて、僅か3.6%でしかないその今後の対応について、これだけの具体的な方針、計画があるんだなと誰もが理解し納得し、ある意味では我慢できるような、そういう復興計画であるべきなのにそうではない。見直しを求めても、全く事務的な答弁でしかない。帰還困難区域の住民と地域住民に責任を負うべき重大な問題について、全然踏み込んでいないということであります。

最後は、防災・安全の強化、原発事故に対する事業者の反省と機敏な対応を求めたわけですが、速やかな情報提供と今後の改善を求めるというだけで、基本計画の中に私が示した東電の隠蔽体質を改善し、速やかな事実公表を求める、その実現のために県及び周辺町村とともに連携をして改善を進める、これを追加すべきではないか。このことについても、何ら改善する余地がない。今後10年間、前期後期、これでは住民は安心できない。

さらに、今、渡邊議員が質疑されたように、住民参加の下で検証を行って、本当にふるさと浪江復興再生のために改善努力を求めて、私の反対討論にいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第3号 浪江町復興計画【第三次】の策定について

てを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第4号 浪江町環境基本条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第1条に、第1条に環境保全のためにという条項が書かれております。

環境保全に関する、これは資料2ページですけれども、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進すると、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するというふうにあります。私は、もっともだというふうに思います。

そこで、具体的な問題で、この条文との関係でお尋ねをいたします。

復興牧場の問題。乳牛1,300頭、育成が800頭、それだけでも2,200頭。実際は廃用牛の飼料管理等もあるから、私は3,000頭規模になるというふうに考えております。それは、畜産を経験した者として極めて裏づけのある数字だというふうに確信を持っております。

そこで、問題なのは、2,000頭、3,000頭の糞尿処理、この問題と基本条例にある環境保全等に関する施策の基本条項を定める、さらにその有効性を高めるために総合的、計画的に施策を推進するというふうにあります。

これは、環境基本条例ではありますけれども、直面する浪江町の復興牧場との関係で、この第1条はどのように生かされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、環境基本条例の基本の部分でございますが、環境の保全ということで2ページに資料ありますけれども、記載させていただいておりますが、基本的な考え方でございますが、公害がなく豊かな自然に恵まれており、人々に潤い、安らぎ、ゆとりといった精神的

な満足をもたらすものである環境を適切に保護して、将来にわたり良好な状態に維持することをこの環境の保全という形で位置づけさせていただくものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第4号の資料、第1条の説明欄には今、課長が言われたことがそのまま書かれています。この立場から、復興牧場の臭い公害、糞尿処理等、この問題を考えた場合、町はどのように対処するのかということをお尋ねしたわけです。

もし、ここに書いてある精神的な満足をもたらすものである環境を適切に保護すると、将来にわたって良好な状態を維持するというのがこの第1条の目的だし、町はこの立場で臨むということです。

この問題も、度々一般質問等、全員協議会でも議論してまいりましたけれども、北棚塩65名のうち今なお35名は反対の態度を変えていないというのが3月議会前の住民の声です。35人の全てに聞いたわけではないけれども。

要するに、糞尿処理に当たっては大量のメタンガスが発生すると、環境破壊になるのではないかと、環境公害ではないか。臭いの問題がある、風の向き方についても調べてくれということを町に求めてきたけれども、具体的な回答はないと。ということになれば、住民が心配しているとおり、あそこの住民は将来にわたって良好な環境を求めているんです。環境基本条例はそのことを目的に明記しているんです。

しかし、復興基本計画にもあったし、本年度当初予算にも予算が計上されていますけれども、やっていることは環境基本条例には逆行する、そういうことではないのか。私は、SDGs、世界的な協定、持続可能な地域社会を残すという世界的な世論や国内世論や運動、浪江町での取組等を考えれば、私は必要な条例だというふうに思います。

しかし、目の前にこういう具体的な問題があるときに、どうするんですかと聞かれたときに、書いてあることだけ読むということでは、住民は納得できないのではないかと。

こういう問題が、条例制定後、関係住民から告発された場合、町はどのように対処する考えなのか、最後にお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの条例と復興牧場に関する課題についておたがしがございましたので、お答えをいたします。

公害がなく豊かな自然に恵まれて、将来にわたって良好な状況を保つということですが、まず1点の公害をなくすというこ

とについては、メタンガスの心配があるということで、これはバイオマス発電を利用して安全な公害をなくす対策を取る。それに、豊かな自然というのは、できるだけ立地の設定に当たっても、配置ですね、それに当たってもできるだけ林、木々を残す、そういった対応を取るということになっております。

そしてまた、将来にわたって良好な状態を保つということについては、しっかり事業者、町、地域の方々と協議会をつくって、しっかり対応を図っていくと。ここに当然漁協等も含んでいくことになるかと思いますが、やっぱりそういった環境を保全するための協議会をしっかり制定を、制定といいますか設置をして対応を図るということで、何ら逆行はしていないと理解をしております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私は、やっぱり環境基本条例は理にかなったものだ、ある意味では遅いぐらいだと。しかし、これが今、世界的な、国内的な世論になって、こういうことが浪江町でも具体化されるようになったという点では大いにこれまでの取組を評価したいというふうに思います。

その上で、具体的な復興牧場の問題について質問したわけけれども、町長はメタンガス等の問題も何ら問題ないと。しかも、協議会をつくって今後協議するということだから、情報は共有できると、問題ないという答弁。

それならば、第6条に何と書いてあるか。事業活動を行うに当たっては、積極的な措置を講じなければならない。積極的な措置、そして町は定期的にこれを監視し、問題があれば積極的な改善措置を求める、結果報告を求めるということが第6条との関係で必要ではないか。

それから、第9条。町長は、保全に関する施策の実施状況を取りまとめ公表する、これも非常に重要なことだと思います。公表は必要に応じて行う、あるいは改善を命ずるということも可能なのかどうなのか。あるいは、町はそういう姿勢で取り組むのかどうか。町長の答弁は全く表面的な答弁だから、それだけでは何ら担保性がない。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、6条関係でございますが、事業者の責務を記載させていただいております。

この中身としましては、まず基本の条例というものもございますが、それぞれに、例えばですけれども、水質の関係ですと水質汚濁

防止法ですとかそれぞれの法律の中で基準というのがございますので、その基準に照らし合わせた形で進めていくという、そういった事業者の責務の部分を記載させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） すみません、答弁漏れございました。

法律等に照らし合わせて基準を満たさない、超えている、そういった場合につきましては、当然に改善を求めていくといったことになっております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第4号 浪江町環境基本条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第5号 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第5号、第8条についてお尋ねをいたします。

第8条には、使用料を納めさせることが適当でないと認めるときは、町長は免除することができるという免除規定。納めさせることが適当でない場合というのは、具体的に何を指すのか。どういう場合なのか。じゃ、そのことを。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

この条例の1条にありますように、この施設は住民の防災意識の高揚でありますとか防災活動の推進というような目的、それから住民の連携によるコミュニティの創造ということを想定してございますので、そういった活動に合致するのであれば免除することを考えておりますが、それに合致しないような使用の場合というようなことも想定してございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） だとすれば、納めさせることが適當ではないというこの条例文言というのは、私は、何と言ったらいいのかな、官庁用語だというふうに言われれば、官庁というのはこういう具体性のない表現を使うのかなというふうに受け止めざるを得ないけれども、一つは上から目線だし、課長が今言ったように防災等に関係しない会場使用料の場合ということであれば、免除規定をもっと具体的にすべきではないのか。私は、これでは条例として適切な表現ではない。

もし改めるとすれば、要綱等でもっと分かりやすいものに。一番いいのはこの条文を改めるということだと思いますけれども、改めるのかどうか。次善の策として要綱等で分かるのか。

それから、使用料300円、1時間300円、これが高いか安いかわかるということもいろいろ議論はあると思います。

今、帰還者は少ないとはいえ、学校等も含めてこれ全部解体するわけだから、集会所もないと、消防屯所も集約するということになるれば、文字どおりこの防災交流施設は住民にとっては欠かせない交流の場だと思うんです。以前は集会所があった。

年間どれぐらいの予算を組んでいるか分からないけれども、無料でもいいのではないか。免除規定をもう少し住民サイドで分かりやすいものにすべきではないか。基本は無料。今後の施設の使用料等徴収の問題について、どういうふうに改善されるのかお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

それについては、一応、条例第10条にありますように、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるということでございますので、免除に関するそういった細かい規定も規則のほうで定めていきたいと考えております。

さらには、再度繰り返しますけれども、第1条の目的の中に住民の連携によるコミュニティの創造を図る施設ということでござい

すので、こういった住民の方が利用する際については、まさしくこの施設の目的に合致することでありますので、免除の方向で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第10条の規則で、本来ならばやっぱり議会にもこういう規則で運用したいということを示すべきだと思います。全員配付ができないとすれば、私は規則の提供を求めます。

これ議長、ちょっと終わってから当局と検討して、全員配付を求めておきたいと思います。

課長の答弁を総合すると、1時間300円の使用料を徴収というふうに書いてあるけれども、第1条にある住民の交流、住民の連携によるコミュニティ創造のために使うということであれば、そういう目的で設置したし、そういう目的で使用する場合には使用料を徴収しないということになるというふうに私は考えると思うんですけれども、そういう判断でよろしいかどうか、改めてお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

その方向で検討していきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第5号 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議

題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第8号 東日本大震災等によ

る被災者に対する令和３年度の町税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 国民健康保険税並びに介護保険料減免について、今年も、今年度も継続されるということになりました。ご努力に敬意を表したいというふうに思います。

その上で、担当課長にお尋ねをしたいと思います。

第４条に、第４条の２項に、所得基準額合算で600万円を超えた世帯については減免適用から除外されると。それから、第５条の２項では633万円を超える者についても同様に適用されない。

私は、この減免に関する条例の一部改正については、町民が最も望んでいるものだという事で異論はありません。その上で、この議案を、議案の中身についてお尋ねしたいと思うんですけども、資料第４条にある、今申し上げましたけれども、基準を超える所得の実態はどうなっているか。基準超だけではなくて、逆にそれ以下の実態はどうなっているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

今年度ベースでのお答えになってしまいますけれども、令和２年度でございます。

まず、課税世帯が137世帯ございます。課税人数にしますと、約200名程度。それから、減免世帯でございますが、3,551世帯、全体の96%、それから減免人数で6,178人で、こちらも約96%となります。

介護については、介護福祉課長からとなりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 今回の介護保険料について、課税対象になる方については130名、減免、震災減免になる方については6,225名でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第４条にある600万超については、今お二人から回答がありました。国保については137世帯、200名、それから介護福祉については130名ですね。

また、それぞれ減免対象については国保で3,551、6,178人、介護

保険については6,225名ということです。

だから、96%の人たちが減免対象だと。答弁はいりませんけれども、議案調査で興味深い資料の分析をいたしました。これは、1年前ということになりますけれども、令和元年度における町民の階層別所得実態、相対度数分布というふうに言っております。

これ調べて、町長、改めて町民の生活は厳しいということを実感しました。なお引き続いてこの制度継続のために求める、求めている根拠にしていきたいというふうに思います。

これは以前、休会中の審査で担当課長に資料提出をお願いしたんですけれども、例えば100万円以下、平成22年、いわゆる震災前は世帯数で2,215、その割合約3割、29.17。それが、令和1年、昨年の所得段階別の資料によれば、100万円以下が世帯数で2,756、その割合が40.76、震災前と比べて11.9%、12%増えている。各100万から200万円、200万から300万、300万から400万、400万から500、500万から600万、100万円刻みで最高は2,000万円超というふうに出ているんですけれども、結論から言うと、町民の所得は格差が拡大、格差が拡大してきていると。別な言葉を使えば、復興格差が出てきているということだと思います。

どういうことかということ、繰り返しになりますけれども、町民の低所得層がこの間、令和2年度の分はないですけれども、この間増加しているんです。逆に、中間層といってもいいかな、600万から1,100万までの所得が中間層と言えるかどうか分からないけれども、この表でいうと中間、これも減っているんです。増えているのはというと、一番増えているのは2,000万から上なんです。

例えば、震災前は2,000万円以上というのは、2,000万クラスというのはゼロでした。令和1年度は6人。2,000万超は42世帯でした。それがなんと58人。だから、まさにこの10年間で二極格差が、はさみ状というのかな、こうなっている。これ非常に分かりやすい。

したがって、私は減免継続だから何ら異論はないわけけれども、町民所得の実態に照らしても、この減免制度継続というのはもう不可欠だと。町長も、あらゆる場で国と折衝をする場合があると思いますから、担当課長とも十分協議をして、説得力のある資料につくり替えて要望折衝の材料にしていきたい、このことを要望しておきたいと思います。

もし町長の見解があればお答えください。ない。じゃ、そのとおりだね。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第8号 東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税の減免に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第9号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第9号についてお尋ねをいたします。

帰還移住等環境整備交付金で、整備する施設に対し無償または時価よりも低い価格で貸与することができる。具体的にどういう価格帯が出てくるのかお尋ねをしたい。

それから、交付金整備対象事業者というのは、町内ではどれくらいあるのかと。

それから、無償貸与の基準というか、無償貸付け、または時価より低い価格でというふうになっていますけれども、無償貸付けと、あるいは時価よりも低いというその選択の基準を町はどこに置くのかと。

それから、この対象資産、対象施設です、対象施設の固定資産税の課税はどうなるのか。

それから最後、条例の適用期間は何年かと。期限設定があるのか。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） まず、1つ目、価格帯というご質問でございましたが、時価よりも低い価格ということでございまして、浪江町の条例では、土地ですと時価の3%で貸す、建物ですと6%で貸すというような決まりになってございますが、それよりも低い

価格で貸し付けることができるというものでございます。

それから、事業者はどのくらいかというご質問でございましたが、直近で考えられますのは、可能性がございますのはカントリーエレベーター、それから共同育苗施設、それから木材製品生産拠点、それから復興牧場など、加速化交付金を使って整備しているような事業になります。

それから、貸付けするのか無償譲渡するのかという選択の部分でございますが、それは施設ごとに異なっておりまして、その都度の判断になってくるかと考えております。

固定資産税につきましては、減免、固定資産税の減免条例がございますので、そういったものに適合する場合には当然適合されるものになると思います。

それから、譲渡しないで貸し付ける場合には、所有権浪江町のままでございますので、これは固定資産税はかからないというふうに考えております。

それから、条例の期限でございますが、期限はございません。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 時価よりも低いということについては、土地は3%、建物は6%、これは固定資産税評価額の3%、6%という意味でしょうか。無償または時価、時価ということになると、客観的な評価ということになれば不動産鑑定をかけるということになりますが、どういう手続、手法で評価するのかと。

それから、対象事業所はカントリーエレベーターとか復興牧場とか木材製造会社とかとありましたけれども、この環境移住等、いわゆる復興交付金を使つての支援する事業所、後からも議案として出てきますけれども、産業団地に既に選出した。木材生産整備施設なんかはそうなんだけれども、産業団地、工業団地に進出した、あるいはする、そういう事業所も対象になるということと。

それから、その都度判断、無償貸付けまたは時価よりも低い価格で貸付けする。無償にするか有料にするかその都度判断。これは、そのときの天気次第、気持ち次第なんていうことではないと思うんだけど。ルールがあるわけでしょう。その都度判断というのは極めて不明確な答弁です。具体的にお答えください。

固定資産税課税については、減免条例と貸付け等による施設についてはゼロだということですね。

条例の適用期限はないということですね。そうすると、法人であれ個人であれ、大規模な私的財産についてはこの条例がある限りは極めて安い価格で貸付けされるということになると思うんですが、

そういう理解でよろしいのかどうか、改めてお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

○議長（佐々木恵寿君） では、暫時休議します。

（午前 10 時 29 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 10 時 37 分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 時価の内容についてでございます。

浪江町の行政財産使用料条例におきましては、町有財産台帳価格とされているところでございますが、これが何を指すものかというところでございますが、価格等について適切な価格を算出しなければなりませんので、不動産鑑定等により算出した価格でございます。

次に、工業団地進出企業が対象になるかどうかというご質問でございましたが、この条文かなり対象を絞った条文になってございます。加速化交付金の交付要綱等において収益を生じない範囲での貸付けが要件とされているものに合致するものでございましたらば、これも対象になってまいります。

それから、その都度判断という言葉が曖昧であるということでございました。言葉の使い方が不適切であったかもしれません。申し訳ございませんでした。

そのケース、そのケースによって公共性があるのかどうかをきちんと精査して判断していくという意味でございました。申し訳ございませんでした。

それから、大きな設備であっても小さな設備であっても対象となるのかということでございましたが、この先ほどの 2 点目のご質問と同じように、この条文に合致する、要綱等で縛りがあるような場合で適切な施設があれば対象となっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 10 時 39 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 10 時 40 分）

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

1点だけ、無償貸与の判断基準についてなんだけれども、その都度判断をするということは不適切な答弁だったということで、公共性のあるものということですが、これはさっき言ったように対象の施設が法人格等民間のものであっても対象になるということとの関係でいえば、公共性というその物差しについても、町のお金を使うことになる、町の条例で格安で使用を認めるということですから、公共性があるかないかのその物差しについても、西課長はこれを担当した課長だから問題ないと思うけれども、担当が変わっても判断、解釈にそごのないような、そういう行政上の対応が必要だと思えますけれども、どのように対応されますか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 基本的には、加速化交付金を投入する時点で既に公共性はあるものと考えてございますが、その上で収益を生じない貸付けというのが、管理費相当額まで無料にするのか、それとも管理費相当を取るのかとか、そういった判断、細かい判断も出てくるかと思っております。そういった部分で、無償になるかどうかというのは判断が必要になるかと考えているところでございます。

それから、担当が変わったとしても、そういった判断がないようにかなり条文としては範囲を狭めて文章をつくっているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第9号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、11時15分まで休憩いたします。
（午前10時43分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午前11時15分）

○議長（佐々木恵寿君）　資料配付のため、暫時休議します。
（午前11時15分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午前11時16分）

◎日程の追加

○議長（佐々木恵寿君）　町長から提出された議案第10号　浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正についてについて、訂正したいとの申出があります。

議案第10号訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として日程を追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君）　議案第10号訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として日程を追加し、直ちに議題にすることに決定しました。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、資料配付のため暫時休議します。
（午前11時17分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午前11時18分）

◎議案第10号訂正の件

○議長（佐々木恵寿君）　追加日程第1、議案第10号訂正の件を議題とします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第10号　浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正についての事件の訂正請求についてご説明いたします。失礼。訂正請求についてご説明いたします。

令和3年3月3日にご提出を申し上げました本条例の改正につき

まして、改正内容に誤りがあったため、事件の訂正を請求するものであります。

訂正内容につきましては、企画財政課長に説明させます。

誠に申し訳ありませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 正誤表によりご説明申し上げます。

正しくは、第1条及び第6条中とするべきところを、誤って第1条中と記載してございました。

また、新旧対照表につきましても、同じ箇所の訂正をしたいものでございます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号訂正の件を許可することに決定しました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第10号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この条例の一部改正は、新しい事業に対象するための条例改正であるというふうに伺いました。

改めて、どういう事業なのか。事業の中身についてご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 加速化交付金に新しく加えられた新メニューとしまして、移住定住に資する事業ということが加えられてございます。

対象事業としましては、新たな住民の移住定住の促進や移住希望者層を開拓するための関係人口、交流人口の拡大、あるいは魅力ある働く場づくり、そうしたものを対象に加えられまして、さらに交付金の名称等が変更になったものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 移住定住に伴う助成、交付の中身についてお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。
(午前 11 時 22 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 11 時 23 分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

地方自治体の自主性に基づく事業支援として示されている事業としまして、移住に特に関心が高い層への情報発信や移住希望者向けの相談窓口の体制整備などの情報発信、呼び込み事業、また移住者のための住まいの確保、そうした住まいの事業、それから仕事関連としまして、兼業者や副業者に2拠点居住者の呼び込みなどの事業や地域の課題解決の担い手の呼び込み、コワーキングスペースや交流拠点の整備、それから海外、外資系企業など農業法人等の誘致、それから体制整備としましては、まちづくり会社等への外部人材の確保、こういったものがイメージとして示されているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町として、交付金基金の規模はどれぐらいを考えているのか。

それから、第2点としては、今ほど言われたあれこれの対象者に支援を行うと。具体的にどれだけの金額を支給するということになるのか。そうですね、そのことをお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 基金の規模でございますが、この議案の資料ではございませんが、予算関係の資料として基金の運用状況についておつけしているところでございますが、この基金につきましては令和3年度当初予算後の金額として111億6,731万3,000円という状況となる見込みでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。
(午前 11 時 26 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 11 時 27 分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 令和3年度当初予算資料としておつけしております当初予算の主要事業の中で、移住定住関係として浪江町事業として考えているものがございまして、8事業掲載しておりますが、合計で1億2,997万8,000円計上しているところでございます。

内容としましては、課題解決型地域活動支援事業として、地域おこし協力隊を活用する事業が約7,000万円の事業。それから、結婚奨励金、大堀相馬焼などを移住して結婚される方にお贈りするような事業、これが16万2,000円、それから、移住定住情報発信事業として、PR動画やパンフレットなどを作成する事業、これが191万4,000円、それから、移住定住支援業務委託料として、相談窓口の設置等やウェブシステムを活用した情報発信、そういったものや移住者の交流会などをやっていく、そういったものについて約3,300万円の事業、移住相談チャレンジ拠点整備事業としまして、その地域おこし協力隊の活動拠点となったり、それからコワーキングスペース、将来のコワーキングスペースとして活用したりする、そういったハード整備を行いたい、その概要設計を行う事業として1,300万円、それから、移住者向け住宅支援事業として120万円、それから、お試し宿泊として宿泊助成と、それからレンタカーの補助などを含めまして130万円。それから定住促進住宅取得事業としまして、住宅を取得される方への支援として約720万円計上しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 一般質問でもやりましたけれども、交流活動事業を活発にするとか、あるいはコミュニティそのものを再生するその上で改めて持続可能な地域社会を形成するという点では、こういう事業も必要だと思います。

ただ、問題なのは、移住者ということに限定されるわけですね。課長も当然ご存知だと思うんだけど、復興庁の避難者数の把握の基礎は、例えば私が大玉に住宅を求めたと、県内、県外に住宅を求めたという場合には、もう既に移住者になっているんです。浪江町では3.11を基準に、現在県内外にどれだけ避難しているかと、住

民登録は何名かということで避難の実態を押さえているわけだけでも、当町は、少なくとも県内では、最近の発表では移住者は2万7,000人だと言っているわけです。この前、一般質問で資料をお配りしましたがけれども、住民登録との関係では、避難者は5万5,000人から6万5,000人。それから、自主避難を加えれば、8万5,000ぐらいになると、これが実態なんです。しかし、今回制定されるこの事業については、あくまでも県外の住民。だから、復興庁は都合のいい数字の把握として県内外に住宅を求めた場合には、移住者ということで避難者の基礎数には入れていないんですよ。しかし、こういう助成事業の対象には該当しないと。

この制度が発表されたときに郡山の人から、復興庁はそういう考えで移住者というふうに判断しているのに、こういう助成措置になると我々浪江町に住民票をおく者は対象にならないと。10年間過ぎたんだし家賃の支援もなくなったんだし、仕事があるならば浪江に戻りたいと。この制度は対象になるのか、こういう相談を受けたんです。ならないんですよ。

で、これは復興庁のこの事業に対する説明資料です。何て書いてあるか。「新たな住民の移住定住を促進して交流人口、魅力ある地域をつくっていく」と、こういうふうに言っているわけ。新たに公民連携の活性化を進めたい、あるいは、交流人口も進めたい。帰還人口も増やしたい、こういうふうに言っておきながら、10年たって県外に、あるいは県内に復興庁が言う移住という認識であるにもかかわらず、浪江町に住民登録している人は、この制度に該当しない、事業規模については課長いろいろ答えましたがけれども、10年たってこういう制度に該当するんであれば俺も浪江に戻りたいと、こういう人もいるわけです。

先ほど説明した、やっぱり生活困窮の実態があって、なかなか生活のつながりができないという問題があるわけです。

したがって、この制度そのものの目的はそれでいいにしても、10年たって県内にうちを求めた人、復興住宅に入っている人、あるいは県外に避難している人は対象にならないという、こういう大きな制約がある。これは対象ですかということで、この議案を認めるわけにはいかないという立場で反対討論をいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第10号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部

改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第11号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第11号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第12号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第12号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを

採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第13号 浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第13号 浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第14号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第14号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第15号 浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第15号 浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第16号 浪江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第16号 浪江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第17号 浪江町出産祝い金支給条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第17号 浪江町出産祝い金支給条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第18号 浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第18号 浪江町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第19号 浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 何点かお尋ねをいたします。

ご存知のとおり、現在は試験操業でコロナという問題もあって魚貝も安いと。漁業再開したものの経営は容易ではありません。

この条例では、使用料等について徴収すると、公布の日から施行すると。したがって、4月1日から施行されるものというふうに思いますが、試験操業の現段階でも徴収するということになるんですかと、それから、資料の2ページ、第2条、共同利用施設の名称及び位置というものが書いてあります。

ここで、これらの施設の故障、あるいは維持管理費等の負担は使用料を払っていても指定管理者が負担するということになるのか。この条文からはそのことが明確に読み取れないと。

それから、上架施設の利用料金についても別表第6条の関係で書いてあります。区分によって料金が違うわけですが、この区分ごとの請戸漁港の該当船籍はどれぐらいあるんですかということ

についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

まず、1つ目の現段階の試験操業であってもこの料金を徴収するののかという質問でございます。

今回の改正におきましては、上架施設、それから漁具倉庫施設のそれぞれの利用料金の上限額を定めたものでございます。

基本的には、運営は管理者にお願いしているところでございます。施設の維持に必要な料金、それから現在の状況を勘案していただいて、この上限範囲内で利用料を設定していただけるものと考えてございます。

もう一点、第2条のそれぞれの施設に関して、大きな修繕であるとか災害であるとかというときにこういった対応なのかというご質問でございます。

原則としては、日常の修繕、メンテナンスは指定管理の方をお願いするという予定になっておりまして、ただ今回の地震のような周りのコンクリート舗装がかなり傷んだとかそういった状況がございましたら、災害復旧などを活用しまして町も修繕する場合もあるということでございます。

続きまして、3番の浄化施設それぞれの区分の船籍でございますけれども、現在ちょっと手持ちにデータがございませんので、後ほど確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 試験操業の段階で使用料を徴収するののかということについては、指定管理者の判断によるということになる。この条例からいうと、公布の日からということだから、公布はいつかということ、じゃ、確認します。公布されればこの条例が発行すると。この条例に基づいて指定管理者が運用するということになると思います。

問題は、試験操業の段階でしょう、制約があるわけでしょう、不十分ながらも東電の賠償を受けざるを得ないというわけでしょう。そういう状況で、条例は必要だと思うんだけど、公布の日からとそういう発効日の判断は全く事務的な判断ではないのかと。指定管理者等と協議されたのか。私は試験操業の段階で徴収すべきでないというふうに思いますよ。浪江町の復興再生に大きな役割を果たしているのが漁業関係者なわけだから。

ほかの町村ではどうかは分かりませんが、様々な基金を合

わせると、浪江町は311億円。持ったことのないお金を持っているわけだ。それをあるだけ使っても構わないという話ではないけれども、復興再生に資する活用は、私はやるべきだと、基金を使わなくてもできるならばそういう対応をすべきだと、厳格にいうならば、繰り返しになるけれども、試験操業の段階では徴収すべきでないのではないかと。町長、これをどう考えますか、お答えください。

それから、維持管理その他のメンテナンスについては、基本的にはやっぱり指定管理者だと。災害による被害の場合は、町として災害復旧で対応するという事だから、それはやむを得ないというふうに思います。

それから、課長、こういう条例をつくって船のトン数区分で料金まで設定しているわけでしょう。担当課長が、区分ごとの船数が分からないで誰が分かるんですか。議会で質問されて、資料を持ち合わせていないなんていうのは、はっきりいうと、恥ずかしくて答弁できない話だ。駄目だ、それは。調べて回答しなさいよ。議案審議のイロハだよ、これは。

以上。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調査のため暫時休憩します。
(午前 11 時 54 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 11 時 55 分)

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

1 点目の公布日とその後の徴収の関係でございます。

まず、この条例が公布された後に、この上限を基に漁協さんが漁業者と話し合って料金案を設定します。そちらを町に報告いただいてそれを承認するというプロセスを踏ませていただくことになっております。基本的には、最低限の維持管理費はかかると認識してございますので、そういった観点から料金設定がなされるものと考えてございます。

それから、各区分の船の数でございますけれども、まず総トン数 3 トン未満に関しましては 0 でございます。続きまして、3 トン以上 5 トン未満に関しては 16、そして総トン数 5 トン以上に関しては 10 です。という確認を今したところです。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 試験操業の段階で使用料を徴収するのか、そういう条例を公布するのか。

条例が議決されて、私もこれは賛成せざるを得ないとは思っているわけけれども、議決されて公布ということになれば、仮にだよ、4月1日に公布になれば、現在試験操業なのに、しかも魚価は安いと。漁業者に対して、この話や何か、漁業者だけに対する支援を求めるわけではないわけけれども、何らかの補填措置を講ずるというんなら別だよ、町としてはそういう対応もしないと。試験操業の段階から料金は5,000円とか6,000円だから漁業者が払えない金額ではないという見方もできるかもしれないけれども、漁業操業の意欲、復興事業で要の役割を果たしている漁業者に対する町の支援として、そういう事務的、機械的なやり方はまずいんじゃないか。

したがって、試験操業が解除されたらというふうにすべきではないかというのが、私のお尋ねです。町長、ここはやっぱり政治を判断するしかないですよ。

じゃ、これだけの船だとすれば、金額にして大したことないですよ。6,000円掛ける16、7,000円掛ける10、合計で幾らになった、これ。20万円にもならないでしょう。公設民営ではあるけれども、試験操業という特別な事情を考えれば、それは実質的な操業を見て発表するという柔軟な対応、これが必要ではないですか。

町長、どうだい。町長に聞いているんだ。政治判断なんだから、これ。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 先ほど、担当課長から申し上げましたように、この運用につきましては、指定管理者である請戸漁業支部の方が対応されるわけで、その中であって、多少の維持管理費、これについては漁業者と指定管理者が話し合って設定するものと理解をしております。

だからこの条例が即公布されたから即実行するというものではないと理解しています。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第19号 浪江町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、午後1時30分まで昼食休憩とします。

（午後 0時01分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1時30分）

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第20号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第20号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第21号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第21号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第22号 工事請負契約の締結について（本庁舎改修工事（第2期））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 本庁舎改修工事（第2期）でありますけれども、議案資料等、主な施工内容を書いてあります。これは工事請負契約を出す前に、改修工事についてコンサルタント会社にコンサル依頼したというか、そういう経過があるのではないかというふうに思います。

その経過と今回の改修工事について、十分検討されたとは思いますが、追加工事等発生しないような対応をされているのかと、改めてコンサル会社発注の時期、できればコンサル会社名等についてお知らせいただきたい。

それから、今回の工事は資料2に、例によって入札の結果表が出ております。落札率は99.4%。かねがね入札開示の問題で議論もし、提案をしてきました。

そこで、2点ほど尋ねをしたいと思います。

率直にお尋ねしますが、ときを同じくして会津美里町で官製談合防止法違反、あるいは公共工事契約関係競争入札妨害等で町長と請負業者が逮捕されました。事前に予定価格を町長が情報提供していたということです。若干補足しますと、当該案件については

町営住宅解体工事で、予定価格が704万円、最低制限価格が633万円、端数捨てますけれども、落札価格が634万円、落札率が90.2%ということなんです。これでも自治体や管内の業者との競争性等、単純に比較するわけではないですけれども、会津美里では落札率90.2%の案件について、先ほど言ったような違法行為が行われたと。

翻って、22号の落札率は99.4%ですということで、今回の入札結果から見て、落札率が異常に高いというふうに町はお考えになりますかと入札審査会の責任者である副町長のほうにお答えいただきたい。

その上で、会津美里の入札調書についてインターネットで取りました。基本的には浪江町と同じだけれども、やっぱり大事な情報が浪江の場合は、事後公表でも、会津美里と比較すれば欠落しているのがあると。後でお見せしても構わないし、インターネットで取れますからご覧いただきたいと思いますが、業務名、業務場所、入札日時、入札場所、予定価格と最低制限価格も入札調書として公表しているんですよ。これだけで入札の改定になるとは思いませんよ、思いませんけれども、少なくとも浪江町は議会に提供している執行結果については落札率しか出ていない。予定価格もなければ最低制限価格もないと。これは、今後、公正な入札執行という対応、あるいは入札結果に対する情報提供の在り方として見直しする必要があるのではないかと。これは最低限の見直しではないかというふうに思いますけれども、佐藤副町長、どんなふうに考えますか。お尋ねします。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） コンサル会社名でございますが、株式会社総企画設計でございます。

それから、追加工事につきましてですが、これまでの経過を申し上げますと、昨年度の工事発注におきまして入札不調となりまして、単価の比較調査、単価の入替え作業などを進めてまいりまして、その間、町としてゼロカーボンシティの宣言などもございましたので、それを検討いたしまして省エネ化も進めていこうということになりました。

省エネ化部分は少し発注までに時間がかかるということで、まずはそれ以外の部分について今年度中に発注をしたいということで、この議案とさせていただいたものでございます。

令和3年度につきましては、省エネ性の向上として空調設備などの入替え、照明の入替え、太陽光発電の設置などについて予算計上させて、上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） まず、1点目の落札率についてでございますが、これまでも答弁申し上げておりますが、いわゆる入札につきましては、公平性・透明性の観点から適正な執行に努めているところでございます。

落札率につきましては、これまでも申し上げていましており、あくまで入札の結果でありますので、発言は控えさせていただきたいと思います。

予定価格につきましては、浪江町の場合は事後公表としているところでございますが、現在、自治体においては事後公表が一般的といえますか、多く事後公表としているという認識をしてございます。

低入札に関する部分でございますが、こちらにつきましては復旧復興という特殊な状況であることを踏まえまして、現在制度はございますが、運用はしていない状況でございます。現在は最低の価格で入札したものを落札者としております。

今後につきましてでございますが、今はまだ特殊な状況にあるということでございますが、制度の再開等につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 入札制度の改善について、今後検討するという前向きな答弁がありました。私としては、少なくとも佐藤副町長の答弁としては一歩前進の答弁ではないかというふうに思います。

いま一つそのことについて提案したいと思うんですけれども、入札監視委員会等の設置をして、公平公正・透明性のある入札の執行に努めるべきではないかと。それから、最低制限価格を公表するということについては、最低入札者を落札者としているので、今のところその考えはないということですが、少なくとも公共事業をこれまでの結果を踏まえて検討すると、改善を検討するというのであれば、入札監視委員会、あるいは最低制限価格を公表するというのは、もう初歩的な行政の対応ではないかというふうに思います。

再度、答弁を求めたいと思います。

それから、コンサルについては分かりました。

追加工事は、今後も空調とか太陽光、発電、SSB等、設置等があるので、追加工事も出るということですが、これは西課長答弁されたように、昨年はなかなか入札参加業者が確保できなかった

たということもあって、これらの工事については、今回入れなかったと、こういう単純な経過なのか。それとも何らかの別な理由があって今回の庁舎改修工事には上げなかったということなのか、町の方針の背景について、今一度お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 入札の在り方についてでございますが、今、入札監視委員会等の設置についてというご質問でございますが、今現在、各課からの内申を基に指名委員会のほうで十分協議をして入札執行に当たっているところでございます。

外部委員等を入れた入札監視委員会等の設置については、現在のところ考えてございません。

今後におきましても、引き続き適正に入札を執行してまいりたいと考えてございます。

2点目の予定価格等の公表についてでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、ほぼ多くの団体で事後公表としているところでございますので、こちらの点につきましては、引き続き事後公表ということで執行していきたいと思っております。

最低制限価格については、今運用はしてございませんが、予定価格と同じ、いわゆる事前公表については、今申し上げたとおり、それも併せまして事後公表で取扱いをしていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 第3期工事に回す部分があることについてでございますが、まず省エネ化工事によって国の補助金を使いたいというのがまず前提としてございまして、まず一つは事前着手にならないようにという部分もございまして、その申請に当たってエネルギーの計算などを精密に行っていく必要がございます。

また、その設備関係について、きちんと省エネ化できるように設備をもう一度再検討を進めているところでございまして、そういった作業の関係で今年度発注は間に合わないという判断もございました。

それから、事前着手にならないようにという部分もございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 追加工事については分かりました。

佐藤副町長、公平適正・透明な入札をやっているというふうにお答えつつ、今後改善を検討したいというふうにお答えになりました。

た。私は、その姿勢は非常に重要だというふうに思います。

その上で、具体的に提起したわけだけでも、1つは入札監視委員会を設置したらどうかと。それから、少なくともこれは入札結果の情報の開示については、予定価格と最低制限価格を公表すべきじゃないかという質問をしたわけですが、予定価格については事後公表していると。最低制限価格については最低入札者を落札者としているから、これを入札結果の情報公開の項目に入れる考えはないという答弁です。

そこは少なくとも、議会から見ても、あるいは町民から見てもこういう仕組みで入札しているんだなということが理解できるような町民の信頼、あるいは議会の信頼というふうにしてもいいと思いますけれども、議会の信頼を担保するためにも何ら最低制限価格を設定して、それも含めて公表するということは問題ないんじゃないのかと。

なぜここに私はこだわるかといえば、今回の入札も、後から出てくるけれども、ほぼ100%、99.4%、この落札率と会津美里の官製談合の問題を抱き合わせにして単純に判断するつもりはないけれども、しかし公共事業の入札において、会津美里町ではこれだけの落札率でありながらも違法行為をやっていると社会的な問題になって、町長が責任を取るような事態にまでなっていると。そうならないためにも、私は入札制度の公平性・透明性確保に努めるべきではないか。

入札監視委員会の設置はするつもりはないと指名委員会で、これまでどおり適正な審査ができるということですけれども、まだ具体的な事案は把握しておりませんが、限りなく100%に近いこういう入札をやっているというのは、例えていえば、薄い氷を歩いているみたいなものではないかという懸念さえ私はしていると。入札監視委員会の設置についても今考えないというのであれば、少なくとも公共事業評価委員会というのがあるわけでしょう。公共事業評価委員会で一定の入札価格以上については公共事業評価委員会にかけて透明性を確保すると、これぐらいは私はやるべきではないかと。

本当にとんでもないことにならないために、行政としてそういう必要な歯止めというか、外部から見ても信頼できる、そういう行政の対応が必要だと。入札監視委員会を設置する考えがないというのであれば、公共事業評価委員会できっちり評価すると。99.4%がいいとは、執行者はそれで問題ないというふうに思っているかもしれないけれども、町民はそんな簡単に納得できるようなものでない、

そういう心配をしているのではないかということを私は心配しているわけ。ということで、どうですか。今後の方向。改善の方向として、一定基準以上については公共事業評価委員会にかけて検討するという対応はできませんか。

それから、代表監査、適正な公共事業の入札であるために、せめて公共事業評価委員会にかけると、そういう考え方、意見の提案はありませんか。代表監査員としてどういうふうに考えていますか。お2人から答弁いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 再度になりますが、落札率等については、発言は控えさせていただきたいと思います。

先ほど、予定価格等々の事前公表ということもございましたが、一時、事前公表が多い状況が続いたときはあったかと思いますが、やはり事後公表した工事において、統計的にやはり落札率が高くなっている現状等を踏まえて、事後公表となった経過がございます。

町としましても、予定価格等々につきましては、今現在事後公表としておりますが、その形で進めていきたいと思っております。

もう一点の公共事業評価委員会へ、一応要綱といいますか、町のほうで定めているところでございますが、議員お質しのとおり公共事業の効率性であるとか透明性を図る上で要綱に沿って事業開始前、または事業採択からというのを、いわゆる年数を経過した事業について事業評価するというのがこの委員会の中身でございますが、こういうところも含めましていろいろ入札に関しては議論もしていきたいと思いますが、この中では外部委員という形ではないものでございます。

そうではございますが、今後も入札に関しましては適正に執行できるよう、さらに努めてまいりたいと思います。よろしく願います。

○議長（佐々木恵寿君） 代表監査員への質問ですが、答える立場にありませんので、それはしないものとしてください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第22号 工事請負契約の締結について（本庁舎改修工事（第2期））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第23号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線道路改築工事（3工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第23号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線道路改築工事（3工区））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第24号 工事請負契約の変更について（浪江町南産業団地造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案24号について質疑をさせていただきます。

変更理由についてですけれども、まず敷地造成について、こういうふうに書いてあります。3街区と5街区の敷地高を変更することとして、そのために掘削土量が増えた。私は、素人ですけれども、資料を見ると分かるのとおり、3街区と5街区のこの図面でいうと

3 街区は図面中央下です。5 街区はその東ということでもいいんですね。敷地高を変更すると。敷地高を変更するということは3 と5 の敷地高を同じ高さにするということなのか、どうなのか。もしそうだとすれば、答弁聞いてからでもいいんだけれども、もしそうだとすれば、素人判断として3 街区と5 街区、中央に森林公園の分が入っていますけれども、今さら変更ということではなくて、本来そうあるべきではなかったのかと。なぜこういう変更が今になって発生したのかということです。

それから、盛土工の方についてはまあいいでしょう。

それから、3 工区について、来年度、3 工区の造成工事を発注したいと。そのために、3 号調整池の暫定整備では次年度工事で日ごとに工事になってしまうので、3 号調整池をまず完成したいと。だから、作業の手順もあるのかもしれないけれども、3 工区はまだ発注していないわけでしょう。発注していなくて、3 工区の調整ため池をあらかじめ造っておかないと工事としては手戻り。だから、余計な手がかかるとのことだと私は思うんですけども、あらかじめ3 号調整池を完成させた上で3 工区を整備する。そうだとすると、3 工区はまだ発注していないわけだから。そもそも南産業団地については、鹿島・泉田 J V が1 者入札をして、私もここで議論して県内情報誌にも入札経過等が問題になったことは、私が改めて言うまでもありません。という経過を考えれば、3 工区の発注もしていないのに先鞭をつける。業界では、あそこは俺がやったんだから、今回発注する工区については既得物件があるとは言わないでしょうけれども、暗黙の了解で、それに関係する業者が落札すると、そういう経過は、ある意味では本来そうであってはならないと思うんだけれども、当たり前のように行われてきているわけ。

何を言いたいかというと、最初の工事発注で1 者入札ということで問題視、疑問視された経過があるわけですよ。何ら反省していなくて、もうそこに黙っていても仕事していくような、そういうお膳立てを客観的に見れば行政がやっていることになるんじゃないか。これもさっき言った公平性・透明性という点からいえば、決してこれは少ないと。3 工区の入札はこれからだけでも、そういう流れを行政が主体的に形成していると、そういう疑念を持たれるようなことはまずいんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず第1 点、設計をする際に3 年前からこの設計を着手します。

そのときに、やはり通常の考えでいきますと、1ヘクタール程度の小刻みに分けた形が一般的でありますけれども、本年度になりまして進出企業が決まりつつあります。その中で、その企業からここはフラットに両面使わせてほしいという話がありましたので、今現在、工事を施工中でありますので、その時点で変更することができるということから変更させていただきます。

いずれにしても、何億もかけて企業が来ないということが一番恐れることでありますので、それぞれの企業も自分の会社の命運をかけて進出してきます。こちら100%オーダーメイドという形ではできませんが、ある程度、企業の意向に沿った形で造成し、それで誘致を進めたいということからフラットにさせていただきました。

次に、3工区の予定でありますけれども、やはり1、2工区及び北産業団地、南産業団地の企業の進出状況を見ながら3工区も進めなくてはならないと。3工区もやるという設計はできていますけれども、必ずしもその3工区が造成に着手するか否かは企業の誘致状況を見てから造成を行う。したがって、今回のように状況が企業の進出が堅調でありますので、3工区に来年度着手したいというわけでごさいます、新たにこの3工区につきましても適正な入札をかけて、その落札業者が工事請負をするわけでありますので、特定の業者が落札するということは想定しておりません。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今回の工事変更が即3工区の入札において特定業者が落札するということが決まるわけではないと。それは形の上ではそうでしょう。まだ入札もやっていないわけだから。

私が言いたいのは、今回の変更工事において、3工区の調整池について変更するというわけでしょう、これ。3工区の変更の図面裏に書いてあるとおり。

じゃ、単純に聞きますけれども、3工区の変更工事はどこがやるんですかという問題がやっぱり出てくると。それから、敷地造成の変更については、いろいろ課長が弁解をされました。ここでは、ぜひ進出予定の企業から2面を使いたいと。したがってフラットにしてもらいたいと、そういう意向が強いものだから、今回工事変更するということ。片方ではこれだけの変更をしておきながら、来年入札予定している3工区についてはまだ進出企業等も決まっているわけなのでそこは慎重にしたいという話だけれども、これも敷地造成工の場合は、具体的に企業のほうからそういう要望があって変更するということではあるけれども、4つの産業団地は全部で32面

かな、工事面積は。だって100ヘクタールですよ。もっと多いかもしれない。150億円をかけて工事をやるわけでしょう。これだけの大規模開発をやりながら、働いている人は20人そこそこだと、まだ再開しているのは4つの企業でしょう。富士何とかというのがどうかとは聞いているけれども、まだ再開はしていないからね、これ。富士コンピュータ。ということで、国の交付金等、存分に使えるからやるんなら今のうちだと、そういうことで4つの団地の大規模開発をやっているわけでしょう。しかも、入札においては先ほどから指摘したように南産業団地については36億6,000万円、1社入札、こういうことをやっていたんでは、結局復興計画のところで私が様々な角度から問題提起し議論したけれども、我々町民は一体どうなんだと。町民を置き去りなんですよ、これ。働く場所の確保のために、今、工場団地の大規模開発が必要だという、その理屈は分かりますよ。でも、現実はそうっていないんですよ。その上、入札工事においてこういうやり方はゆがんではいませんか、そういう指摘をされるような開発行為は辞めるべきだというふうに思いますけれども、何の問題もないという考えですか。

繰り返しになるけれども、3工区の調整池、これはどこの会社がやるんですか。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

当初の1工区、2工区の土をこの資料2でいいますところのピンク色のところに土を持ってきまして、これらのピンク色になったところに水があふれてきますので、その水を暫定調整池で飲み込むという工事が1工区、2工区の工事に当初から含まれておりました。

したがって、1工区、2工区の業者がこれを請け負うわけですが、今回、暫定形ではなく完成形にしたということは、企業誘致の状況が堅調なことから早急に3工区に着手できるということから本格的な調整池にすると。仮に、別契約で行った場合、手戻りがあり、二、三千万円以上のお金がかかり、一度造った暫定の調整池を壊し、そして時間もかかるということから、今回完成形に変更させていただくものでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 3号調整池については、1、2工区を請け負った鹿島・泉田がやるということになるわけですね。そこは確認です。

その上で、南産業団地変更理由資料1でいえば、大きく分けて変更内容が3つです。それぞれの併せて4,669万3,000円ほどの変更増

になるわけですが、変更内容を区分ごとに幾らの変更増になるのか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

資料1の上から申し上げます。

石造成工1億3,650万円、盛土工9,480万円、3工区関係3億5,030万800円。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 反対の討論をします。

因縁の議案なんだね、やっぱり。鹿島と泉田JV1者入札36億6,000万円で落札した案件です。

それが、今になってこれだけの工事変更を出してきたと。流れからいうと、担当課長は3街区と5街区の敷地高をフラットにするために3工区の調整池の造成、そこから出る土をこちらのほうに持ってくると、こういう流れを説明されましたけれども、3工区そのものはまだ発注されていないわけで、3号調整池は、この資料2にも書いてあるとおり3工区の隣接です。3号調整池は3工区に隣接するものだけでも、親工事である3工区が発注されていないのに、先取りして3工区のそばの調整池を造成すると。結局、業界の暗黙の了解からいえば、そういう状況にあれば、やっぱり先鞭をつける格好になって、まだ決まっていなくても、限りなく鹿島・泉田JVに仕事がいくのではないかと、そういう道筋を、ある意味では既成事実をつくることになる。あれだけ問題になったのに、第2の疑念、疑惑を持たれるような公共事業の発注というのは、やっぱり改めていかないと。

国からほぼ100%の金が出るからやれるときにやればいいと、そういう安易な問題ではない。先ほどの議案でも議論したように、とんでもないことにならないように公平適正な入札制度の確立はこの変更議案からしても強く求められていると。しかし、その改善の姿勢は得られない。極めて遺憾だし残念だということを厳しく申し上げて反対の討論にしたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第24号 工事請負契約の変更について（浪江町南産業団地造成工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第25号 工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 資料1、変更の理由で、施工前調査の結果、工事対象範囲内に放射性物質濃度が高い範囲が発生したため工事変更を行うと。施工前調査の結果ということは、今回、変更理由の一つにしているわけけれども、施工前調査は今回が初めてですか。この工事を発注するに当たって、ここに書いてある施工前調査はやられていなかったんですか。これが第1点。

それから、2つ目には工期の設定です。

工期が令和3年3月28日から令和3年7月30日に延長されております。しかも、その変更の理由には、氷結等が起きて工事が遅れたと。当然、4月から令和3年3月までの工期であるといことを考えれば、一番寒い時期ですよ、これ。それなのに氷結等のため工事が遅れたと、そもそもそういうことは想定されていなかったんですか。だから工期延長が必要になったということなんでしょうか。この変更前の入札の経過からすると、これも発注者側の説明が足りないとか、そういう環境下で仕事をするということは分かっているわけだから、今さらというふうに私は思うんですよ。想像できなかったんですか。想定できなかったんですか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問にお答えいたします。

まず、最初の工事事前調査の件でございます。

まず、前提として、こちらのため池の調査のための平成30年に調

査を実施しておりました。それに基づいて工事を設計したわけですが、今年度6月議会において、沢目第1ため池に係る対策範囲において対策範囲が不足しているのではないかというご指摘を受けて、改めて確認したところ、そこも水がたまる状況が確認されたということがございます。それがありましたので、ほかのため池についても同様に、対策範囲の不足がないか、改めて確認作業を行ったところであります。その結果、今回追加する範囲まで冠水していたことが確認されたことから、その範囲の提出がため池の維持管理に支障を及ぼす可能性があるかと判断いたしました。

今回追加した範囲の放射性物質濃度測定を実施したところ、8,000ベクレル／キログラムを超過していたことを確認したことから、対策範囲を追加したものでございます。

なお、資料の採取については、発注者立会いの下実施し、測定については第三者機関で実施していますということで、今回の春卯野ため池以外にも、各ため池、こういったケースがないか確認しておりますし、沢目第1ため池でそういった同様の状況が確認されているというところでございます。

続きまして、工期の設定でございます。

今回、氷結で施工が一部できない時期があったということでございます。ため池の設計マニュアルにおきましては、氷結についての考慮というところもございます。そちらもあったんですが、去年のため池の放射性物質対策工事において、同様の時期に実施したときに、同じ施工に影響を及ぼすような氷結までは至らなかった状況がございましたので、今年も同様に発注したところでございます。ただ、結果、実際氷結が起こって施工性が悪いという状況がございましたので、こちらは発注者としても反省しているところでございます。

今後ともため池の対策工事が続きますし、今後は帰還困難区域であったりそういったところが続いてまいりますので、今回の反省を生かして適切な工期を設定してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 施工期間等を考慮しながら工期の合理的な設定を主に生かしていきたいということだから、これについては分かりました。

問題の施工前調査の件ですけれども、課長の説明で、そのほか沢目ため池でも調査したところ、やっぱり高いところがあったと議会の議論、指摘を踏まえて調査範囲を広げた結果だと、これも一步改

善されたといえは改善されたということだと思いますけれども、施工前調査は、発注後、あるいは工事に入ってから改めて調査するというのではなくて、それはもう施工前にどれだけの汚染濃度であるか、その調査というのは必須条件だと思うんです。

したがって、今後に生かしていくということだから、分かりました。

ただ、今になって施工前調査をやってみたら、広い範囲で高い汚染状況が確認されたというのは、手順からすると、ちょっとやっぱり対応が不十分だったのかなというふうに思わざるを得ません。ただ、こういう経過を踏まえて反省して、現実には別なため池でも見直しをするということで反省をして生かされているということについては理解をしました。

答弁は要りません。施工前調査、十分なる施工前調査を十分なものとして実施するということを強く求めておきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第25号 工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第26号 工事請負契約の変更について（聖沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第26号 工事請負契約の変更について（聖沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありまを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第27号 工事請負契約の変更について（台風19号道路災害復旧工事（1））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 工期の変更だけですが、変更内容について確認をしておきたいと思います。

道路幅員が狭隘かつ河川と道路の高低差があり、安全対策、安全確保に不測の日程を要したと。現場ごとに状況が違うわけだから、それを見ただけでどうだという断定的なことは言えませんが、ただ、この現場はそもそも道路幅員が狭いということを分かっているわけでしょう。それから、河川と道路の高低差があるということも、現場の状況を改めて文字にただけですよ。6か月の工期変更ではあるけれども、こういう状況はもうプロの人が見るわけだから、その上でこれを落札するわけだから、変更理由としては後から取ってつけたみたいな変更理由だというふうに私は思わざるを得ないわけですが、事業者は現場の状況がこうなっているということは分からなかったんですか。

このことについて、課長は業者に対して、業者からどういう説明を受けて、どういう話をされたんですか。全く横山さんの言うとおりにというふうに思っ変更議案を上程したのか。経過も含めてちょっと納得できるように説明してください。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、お答えいたします。

現場につきましては、産建委員会の方々にも現場視察をしていたいただきました。こちらの変更理由にも書いてありますように、幅員が

狭隘かつ河川との道路の高低差があると。河川側でいいますと、切り落ちているところが約10メートルの高さが、また道路の河川と反対側につきましては、約こちらも切り立った崖地になっておりまして、岩がむき出しになっているという、今の状態でございます。

河川側につきましての安全対策ということで、施工者側のほうから、まず現場で担当等を含めて相談があったということで、河川側は転落防止というようなことでありまして、河川の下のほうから足場の立ち上げをさせていただきたいというようなことと、あとは当然工事につきましては、安全ロープ及び安全帯の使用、こちらは通常やるものではありますけれども、転落防止というようなことでの安全対策でございます。

また、山側、こちらはのり面の崩落防止としまして、重機等を使いますので、振動等がありまして、そちらの法面が崩れてくると大変危険であるということで、センサーにて法面の動きを監視しながら工事のほうを進めさせていただいたところでございます。

また、大型ブレーカを使用して、床掘り、岩掘削等を予定しておりましたが、一部振動により法面の崩落が考えられるというようなことで、一部内容を人力掘削で対応をしていただいたところでございます。

発注者側としましては、当然現場の安全管理が大事でございます。安全管理を怠りまして、人身事故などが起こった場合につきましては、町だけでなく、受注者等々、大変なことになってしまいますので、そこは安全第一というようなことが今回の変更の念頭にありますのでご理解いただきたいと思います。

また、工期につきましては、1か所目が最初2週間を予定しておりましたが、こちらは約2か月ほどかかっております。また、2か所目につきましては、工程1か月予定でしたが、約4か月ほどかかっておりまして、トータル6か月でありますので、一応工期につきましてはこの程度の変更をしたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 安全確保した上、完全な工事をするという、必要な対策はそのとおりだと思います。

工期変更のところに書いてあるように、道路幅員が狭隘だと。あるいは河川と道路の高低差があって現場に足場を造らなければならないと、山側、谷側がそれぞれ落差が大きいと、角度がきついと。したがって安全対策を講じたということだから、工事変更については何ら問題ないと。

現場状況からすれば、私はそのとおりだと思いますよ。しかし、現場に入ってみて、初めてこの現場状況が分かったわけではないでしょう。私は山育ちだし、道路工事のアルバイトをしながら高等学校に、定時制の学校に行ったという、そういう経験もあるから、そういう意味では専門的なことは分からないけれども、現場で必要な安全対策を取るなんていうのは当たり前の話だ。そうじゃなくて、今回、令和3年3月31日の工期が半年延びて9月30日になったと、その理由があまりにも当たり前のことを書いてきて、だから工期延長をお願いしますと。うちらは確かに必要なことで、安全確保のために必要なことだと思いますよ。だけれども、今さら現場状況が分かったなんていう話ではなくて、現場も工事内容も熟知した上で工事業者としてこれならできるという判断をして、札を入れたわけでしょう。だから、あまりにも常識的過ぎて、今さら何でこのことを理由に工期変更しなくちゃなんないんだと。要は、私は、これはうがった見方かもしれないけれども、現場状況が悪いということも一つの要因だと思うんですけれども、幾つも工事を取っているわけだね。仕事をやり切れないんじゃないかと、そういうこともあって工期延長と、工期変更ということも、この変更理由書の裏にあるのではないかというふうに推測せざるを得ません。

したがって、大きくいうと入札制度の問題もあるわけだけれども、今回の変更はやむを得ないにしても、あまりにも当たり前の理由過ぎて、これも分かりやすくいうと、我々素人からすれば、啞然とする。落札したからには、基本的にはやっぱり責任を負うと。3月中旬過ぎて変更理由を議会に出して変更議決をもらうなんていう、それ以前の問題だというふうに私は思います。

公共工事がいっぱいあるので、様々な要因はあると思いますけれども、あまりにも後からつけたような理由で変更するということは好ましくないということだけは厳しく指摘しておきます。

担当課長としても心しておいていただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第27号 工事請負契約の変更について（台風19号道路災害復旧工事（1））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、午後3時まで休憩します。

（午後 2時45分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時00分）

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、議案第28号 工事請負契約の変更について（台風19号河川災害復旧工事（2））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第28号 工事請負契約の変更について（台風19号河川災害復旧工事（2））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第27、議案第29号 工事請負契約の変更について（橋梁補修工事（酒田橋））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 29号の橋梁補修工事ですけれども、今回の変更内容は3項目です。素人目からお尋ねしたいんですけれども、断面修復工でコンクリート内部の鉄筋にさびが見受けられたため、防さび処理を追加したい。このところで2つお聞きします。

鉄筋防さび材0.3立方メートルということで、この分の追加変更はどれくらいになるのかと。それから、鉄筋防さびそのものですが、この変更理由によれば施工の結果、内部鉄筋にさびを発見したと。これは発注するときには判明しなかったのか案件なんだろう。それから、鉄筋の防さび工事の効果はどの程度なのかについてお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、お答えをいたします。

まずは防錆剤の工事費につきましてですが、0.3、防錆剤0.3立方メートルというようなことで表記しておりますが、こちら施工も含めまして、はつり、塗布、あとはそれぞれのパーツでの修復を含めまして約260万円でございます。

あと、発注の際は分からなかったのかというようなことでございますが、工事施工するに当たりまして、修復箇所がありまして、そこを修理、はつって見たところ、鉄筋についてさびが見受けられたため、鉄筋をそのまま防さび処理をせずに戻してしまいますと、鉄筋の劣化が進みまして橋全体の寿命にもつながるというようなことでありまして、今回は防錆処理を追加させていただいたところでございます。

また、効果はというようなことでありますが、さび止めをすることによって、ある程度の、ちょっと期間とかそういったものの詳しいことは分かりませんが、まず鉄筋をさびないような作業をするということで、橋の寿命もある程度延びるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第29号 工事請負契約の変更について（橋梁補修工

事（酒田橋））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、議案第30号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 9番。

今回の補正は、精算とか実績だということで補正が行われたと理解しております。その中で3点ほど質問したいと思います。

まず、ページの若いほうからで7ページの継続費の補正です。2段目の本庁舎改修工事、総額約3億3,000万円的大幅減となっておりますが、この上程の際にちょっとこの点について説明されたというのであれば申し訳ありませんが、いま一度この大幅補正減になった理由についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、ページ24の2の1の5財務管理費だっけ、失礼、失礼しました、ページ24の20の5の1ですね。雑入の中で節の2弁償金9,976万6,000円の増額となっております。この額が全額27ページの2の1の3財政管理費の中で節24積立金として浪江町行財政長期安定化基金に積み立てた処理がなされております。

そこで、調定の際、また調定の際の件ですが、24年度分行政経費としての原子力賠償金で津島診療所備品などが賠償の対象となったためとの説明であったかと思いますが、なぜこの時期に増額になったのか、もう少し詳細に説明をいただきたいと思います。

なお、後で出ますが公共下水道の特会で賠償金の見直しがされてということで委員会で質問した際に丁寧な分かりやすい説明を受けましたので、改めてここで今度は何だ、弁償金について9,900何がしの詳細についてもう少しお聞かせいただきたいなと思います。

最後に3点目なんですけれども、ページ62、10の5の5震災アーカイブ費の中の節14工事請負費919万円の補正減ですが、これは請け差なのか、この辺を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） まず、継続費でございます。

本庁舎改修工事につきまして、先ほどの議案でも本庁舎改修工事の議案がございましたが、省エネ化部分について第3期に回すことにいたしました。その部分について補正で減となりまして、当初予算のほうにその分は計上されていることになります。

それから、弁償金についてでございますが、弁償金につきましてですが、公共財物としまして津島診療所備品及び少額資産としまして939万1,000円、また平成24年度の行政経費の2回目の支払いとして9,058万6,000円でございます。

なぜ津島診療所の備品が今なのかということでございますが、東電賠償について、これはADRによって賠償されたものではございませんで、東京電力と町とでその賠償について順次交渉を進めて、その結果、賠償されているというものでございまして、その進捗に応じて支払いがされているというものでございます。今般、津島診療所の請求の準備が整いましたので計上させていただいたものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） 予算書62ページ、款10教育費、項5の社会教育費、目5の震災アーカイブ費ということで、工事請負費、震災遺構展示制作設置工事の残額でございますけれども、議員おただしのおり請け差でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） まず、2番目の賠償金、弁償金ですか、については、津島診療所の備品とあと24年度分の行政経費が弁償金となっているということで理解はしました。

まず最初に質問した件で、令和2年度分がこの継続費の補正で約1億3,000万円補正減になっています。これを受け、28ページの2の1の5の節14の工事請負費、本庁舎改修工事ということでほぼ同額が補正減になっていますが、この継続費の補正減を受けてこの処理がされたのか、その辺はどうなのかちょっとお伺いします。

あと、アーカイブの件ですけれども、請け差だということで、現在の請戸小学校を震災遺構にするということで、進捗状況について、今後の見通しについて、あと校舎でも外構工事がありますが、現在の進捗状況についてお伺いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 本庁舎改修工事、28ページの工事請負費の件につきましてですが、省エネ化に回す第3期工事への工事を移す分、それから入札により差額が出た分の減でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） それでは、震災遺構の現在の状況でございます。

補正予算に減額されております展示制作設置工事、現在行っているところございまして、併せて同時に発注しております管理棟の工事も現在行っているところでございます。本工事、本体工事につきましては、年度内に終了できるように鋭意進めているところございまして、次年度予算、当初予算のほうにそれ以外の管理棟からの通路、それから何ていうんでしょう、周囲を囲むフェンスの外構の工事等を計上する予定となっております。

それから、併せて震災遺構の中で、現在展示工事につきましては、どちらかという紙、何て言ったらいいかな、パネル系とかそういったものを工事の中で実施しているところでございますが、当初予算のほうでは映像記録とかそちらのほうの作成にも着手していく予定でございます。現在のところの本体工事につきましては、今のところ3月で終了する予定で頑張っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

2番、石井悠子君。

○2番（石井悠子君） この資料の38ページの生活支援事業費の委託料の復興支援中間支援組織委託料と交流館移転業務委託料についてなんですけれども、3,421万4,000円の減額理由を教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） お答えいたします。

まず、復興支援中間支援組織委託料ですが、こちらのほうにつきましてはコロナの影響がありまして、復興支援活動がなかなかできなかったという部分で、精算してくる金額の見込みのほうが少なくなるということで減額をしております。

それから、交流館移転業務委託料につきましては、福島のアツまっぺ交流館、こちらのほうが今年の3月で契約満了になりますので、そこを引き払う形で新しい交流館の物件のほうを探しております、そこに移転するということでその委託料になります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番。

5点ほど質問いたします。

29、ページ、29ページの目の7企画費、節の18心の復興事業補助金700万円の減額補正の理由と、それから移住支援金200万円の減額補正の理由をお願いします。

それから、30ページの節の22東日本大震災復興交付金国庫返還金3億857万円、この返還の理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、43ページ、目の4農業振興費7億1,370万円の減額の理由をお伺いをいたします。

それから、44ページ、節の14工事請負費6億5,613万円の減額補正の理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後に50ページ、目の8地域おこし協力隊815万円の減額、うち節12地域おこし協力隊業務委託料691万円の減額の理由をお聞きいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 29ページでございます。

目7企画費、節18負担金、補助及び交付金のうち心の復興事業補助金また移住支援金の減額につきましては、実績がございませんでした。実績なしによる減でございます。

次のページ、30ページ、節22償還金利子及び割引料、東日本大震災復興交付金国庫返還金でございますが、これは主に津波などによる被災地域の復興に使った交付金でございますが、その精算により返還するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えします。

まずは予算書の43ページ、目4農業振興費7億1,370万2,000円の減額理由ということでございます。こちら目全体の減額となっておりまして、その中で主なものといたしましては、先ほど次の質問で質問いただいた工事請負費6億5,613万8,000円、こちらは乾燥調製貯蔵施設の用地造成工事費でございまして、去年の3月に工事の契約を承認いただきまして発注したところでございます。その申請段階では、水産加工団地の造成の単価を参考にさせていただいて、申請をしたところです。申請額に合わせて予算計上いたしました。その後、津波被災地は地盤がかなり弱いということで、かなり単価的には高かったということです。

一方、まず棚塩のカントリーエレベーターに関しましては、地盤改良、新たな地盤改良の手法が取り入れられるという設計となりましたので、かなり造成工事費が下がったということでございます。また、苧宿のカントリーエレベーターの敷地造成でございますが、津波被災地よりも地盤が良好であったということで、全体的に工事費が抑えられたということで、前払い、令和元年度の前払い金を除いた計上でございますが、今年度の支払い分、残りの分を差し引いた額がこちらの6億5,613万8,000円ということで、結果的に工事費がかなり高額に予算計上されていたということでございます。

こちら継続費でございまして、そちらは令和2年3月の契約をいただいた後、専決によって継続費を補正減しておりましたが、一般会計のほうは減額していなかったところでございましたので、今回の減額となったところでございます。

また、内容的に大きなものといましては、負担金、補助金及び交付金で4,320万1,000円の減となっております。その中で大きいのが農業法人参入支援補助金が2,000万円の減、それから新規就農者確保促進事業補助金が690万円の減、また下から2番目の地域農業活動推進事業補助金が900万円の減ということでございます。

まず、農業法人参入支援補助金でございますが、今年度も結果的に実績がなかったということでございます。こちら、農業法人の参入の相談の際に紹介するなどして活用していただくよう努めてまいりましたが、結果、私たちが想定したニーズと実際の農業法人さんのニーズが違うということが分かってきたということでございます。新年度におきましては、中身を見直しまして、より農業法人が活用していただきやすいような中身としていきたいと考えてございます。

新規就農者確保促進事業補助金につきましては、実績による減となっております、当初は想定は、各収入補助や家賃補助ということですので、10名程度想定はしていたのですが、結果3名の利用にとどまったということでございますので、こちら来年新規就農確保に向けて利用促進に向けて進めていきたいと思います。

最後に、900万円の減でございますが、こちらは営農再開支援事業であったり12市町村事業があるんですけれども、それからこぼれるような軽微な農機具の修繕とか、あとは地域の営農団体の活動に補助する補助金でございます。こちら当初1,000万計上している中で、実績は約100万だったということでございますので、来年におきましても新たなメニューを追加するなどしてこういったものをより活用していただきながら、進めてまいりたいと思っておりますので、

来年に関しては大きな減額とならないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 50ページの一番下の地域おこし協力隊委託料の減につきましてお答えいたします。

当初7人フルで12か月働くとして1,100万円計上しておりますが、2年度は12か月フルで働いた人が1人、それから途中で入った人、途中で辞めた人5人ということで489万9,000円の実績となりまして、690万円の減となりました。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 29ページ、目の7の企画費、10心の復興というふうなことでは、実績がなかったというふうなことでの減額だというふうなことでありますけれども、これがどういうふうな事業を考えられたのかお伺いをいたします。

それから、農業振興費の7億1,370万円は大変な金額でありまして、来年度におきましては、いろいろこの反省しながらこのような減額にならないようにするというふうな答弁でありましたので、もう少しこの小規模営農の方も利用できるようなそういうふうな方法にしていきたいなというふうに思います。要望です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 心の復興事業の内容でございますが、他者との繋がりやコミュニティ形成、震災の風化防止などを目的とする事業でございます。被災者自身の参画によりまして継続的な取組、その継続的な取組の中の立ち上がり部分の補助でございます。

また、この事業を実施するに当たりまして事業計画等しっかりしたものを出示していただくことが要件となっているものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 最初に、21ページ、21ページに財産売払い、そうですね、はい、36、目1、目2ですね、不動産売払い収入1,270万の減になっております。はい、そうですね。その中の説明欄で消防屯所売払い収入が283万5,000円です。これはどこの場所でどういう評価の上に売却されたのかということが第1点です。

それから24ページに町債で臨時財政対策債が2億300万円の減額補正、それから過疎対策債が9,000万円の減額補正になっております。減額補正の理由ですけれども、何か振替財源に使ったのか、そ

れとも財政計画において必要性がなくなったということなのか。

それから35ページ、35ページに特別定額給付事業の精算でしょうが計上されております。特定給付金については1,330万の減で負担金、補助金総額、新生児定額給付金は除きますが、特別定額給付金、最終的には何件交付されたのかと。

それから、以前も議案審議の際にお尋ねしていますけれども、いわゆるDVなどの理由で住所を取得している町民がいるはずだと。その人に対しての交付申請の対応は十分そういう方々のお立場で対応をお願いしたいというふうに申し上げておきましたけれども、これが最終的にはDVなどによる方々への取扱件数、あるいはその案件に対する町の対応はどうであったかということについてお聞きをいたします。

それから、今、14番議員からも営農再開支援事業について45ページですね、44から45ページにかけて営農再開支援事業についての質疑がありました。別な角度からお尋ねしたいと思いますけれども、減額補正にはなっておりますけれども、この事業はゼロということはある得ないというふうに思います。改めて補助対象件数とその金額はどのようになっているのかと。それから、改めてこの事業の成果はどういうふうにまとめているのかということです。

それから最後になりますけれども、55ページ、55ページの都市計画費、節14工事請負費1,871万8,000円の減額補正です。この説明欄に書いてあるそれぞれの事業は最終的にどれぐらいの事業費になったのか。それと1,871万8,000円の関係性についてご説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） まず、予算書21ページにございます財産売払い収入、その中で消防屯所売払い収入でございますが、こちら箇所については西台と川添地区でございます。今、防災コミュニティセンターの建築に併せまして、既存の屯所が半壊以上の判定を受けているということで、解体を進めてございます。その際に地元区長等にそういった連絡等を行っている中で、払下げの申出があった行政区がたまたま西台と川添からあったということでございます。

価格については、残存価額の40%という算定をしております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 24ページ、町債でございます。臨時財

政対策債につきましては、地方交付税などの他の財源が確保できましたので、また歳出予算の減に伴いまして発行を抑制するため、減としているものでございます。

過疎債につきましては、県との起債の協議における同意額に応じた減でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） ページ、35ページの特別定額給付金でございますが、最終的な給付人数につきましては1万6,918名でございます。

さらに、DVの対応については、避難されている方の避難先の自治体、いろいろ情報のやり取りをしましてどちらで給付をするか、そういった打合せをしながら正確に対応してございます。件数的には、ちょっと私の記憶では10件までなかったと記憶してございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 営農再開支援事業についての質問についてお答えいたします。

予算書で申しますと44ページの日6 営農再開支援事業というところでだったかと思えます。説明させていただきます。

営農再開支援事業なんですが、全17メニューございまして、全体で当初9億5,186万6,000円計上させていただいております、今回、実績として7億4,728万8,000円、2億457万8,000円の減ということになっております。

17メニューについて詳細に申し上げるのはなかなか大変でございますので、主立ったものとして紹介をさせていただきます。

まず、除染後農地の保全管理、帰還困難区域の保全管理が始まりまして、こちら今年100ヘクタール保全管理を始めていただいたということでございます。

また、続きまして鳥獣被害防止対策といたしまして、成果といたしましては、まずワイヤーメッシュなんですけれども、95か所で1万8,789メートル設置させていただきました。また、電気柵として43か所、7万4,683メートル、こういった実績があります。

また、営農再開支援事業の中で、いわゆる管理耕作というメニューがございます。避難先からすぐに帰還できない農家の方に代わって作付をして管理をしていくというものなんですけれども、そちらに関しましては89.6ヘクタールの作付がございました。

続きまして、先ほど帰還困難区域の保全管理と申しましたけれど

も、基本的には解除後３年という保全管理でございますが、特認事業として認められる保全管理もございますので、そういった取組をいただいた面積が1,181ヘクタール、特認の保全管理を実施していただいたところでございます。

主立った成果としてはそういったものがございます。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、55ページ、都市計画費の工事請負費、こちらの事業別の精算額を申し上げます。

一括受電システム4,684万5,000円、E V P S 設置440万円、C E M S 設置工事 2 億4,868万5,000円、エネファームにつきましては5,445万円が今回の精算の事業費でございます。

説明は以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 消防屯所の売払い収入については、西台と川添で、残存価額の40％ということは、底地は売却していないということでしょうか。

それから、24ページの町債についてですけれども、過疎対策債については県と協議して、この線で合意したと、24ページ、過疎対策債、ということで9,000万円の減額ですけれども、補正後の金額では3億3,900万円、これらの事業支出、支出事業についてどういう事業に対して充当されたのかということをお聞きいたします。

それから、臨時財政対策債については、交付税で対応したからということで、その分は使わなかったということですから、分かりました。

それから、特別定額給付金については、総給付件数が1万6,918で、対象件数の何割ぐらい、90％なのか95％なのか100％なのか、達成率というのか、対象に対する給付率はどうかということ。

それから、心配していたD Vですけれども、10件程度ということではっきりした件数はお答えになりませんでしたけれども、避難先自治体のほうで対応するということもあるので、仮に20人いたとしても浪江での取扱件数は10件ということになるのかもしれない。D V等については、町のほうには避難先というか、身の置き場所については連絡あると思うんですけれども、その人たちの子供等も含めてほぼ100％対応したということなのかどうか。対象と結果、実態について改めてお聞きしたいと思います。

営農再開支援事業については、後でまた課長のほうに直接行って、勉強させていただきます。その上でなんですけれども、お答えにな

った帰還困難区域の保全管理100ヘクタールというお答えもありました。それから、管理耕作については89.6ヘクタールで、解除3年間は特認で取扱いをした分が1,181ヘクタールあると。この特認対象農地に対する交付単価は、反当たり幾らなのかということです。お聞きしたいと思います。

あとは、営農再開支援事業に関して改めて確認しておきたいと思いますが、令和2年度における営農再開の営農体と耕作面積、営農体では復興組合と個人がどれくらい、営農体あるいは個人の件数についてお答えをいただきたいと思います。結果として、これだけの事業体をされたわけですが、今年度における事業の成果というものはどのようにまとめておいでになるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

ですからスマートコミュニティについては、工事別の最終金額が分かりましたので、その件については了解いたしました。

以上、何点か再度お答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） まず、ページ、21ページの不動産売払い収入の屯所部分でございますけれども、実は川添については、土地がもともと地区の共有地をお借りしていたものですから、土地については売却はなしで、この中には含まれていないということでございます。

西台については、土地が町有地でしたので、これについては土地を含めた形で売却をしております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 24ページの過疎債の充当事業でございますが、2つございまして、橋梁点検補修事業、こちらに5,440万円、2つ目が地域公共施設内の介護施設等整備事業、こちらに2億8,480万円でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 続いて、35ページの定額給付金の関係でございますけれども、最終的な支給率でいきますと当初1万7,000人と想定していましたから、99.9ぐらいにはなるとっております。

それから、DVについては、実際に何人いるかというその総数がちょっと町でもつかみ切れませんので、逆に言えばその率に換算するのはちょっと難しいかなとは考えています。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、単価についてお答えいたします。

ご質問いただいたものに関しましては、特認の保全管理でございます。まずは、担い手への集積の話合いの度合いであったり、連坦、どのぐらいまとまった土地であるかというところで単価が変わってきます。ある程度話合いが進んで、担い手がもう明確になっているという農地に関しましては、反当たり 1 年間 3 万 5,000 円という特認の保全管理の単価になります。

一方、なかなか土地がまとまった農地ではなかったりですとか、話合いはしているんだけど、担い手への具体的な話まで至っていないという農地に関しましては、反当たり 1 万 2,000 円ということでございます。

ちなみに、それぞれの面積でございますが、3 万 5,000 円のほうが 889 ヘクタールです。1 万 2,000 円のほうが 292 ヘクタールでございます。

そして、次の質問でございますが、成果をどう捉えているかということでございますが、営農再開支援事業だけでなく過疎化交付金であるとか、12 市町村の農事者支援事業等の事業を通して今年度、作付の面積が 134 ヘクタールありましたということでございます。その経営体に関しましては、44 経営体と、あとは復興組合員は 18 団体があるということで、皆さんが取り組んでいただいた成果になると思います。

来年に向けても、今のところマッチングの成果で見えているのが、285 ヘクタールの作付が見込まれるということでございますので、こういった事業を活用して一層営農再開につながるように、今年の成果、また来年に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16 番、馬場績君。

○16 番（馬場 績君） ご苦労さまです。復興計画のところでも、やっぱり地域の再生、浪江町の復興・再生のためには戻って生活できる、そういう環境整備必要だと。かねがね私は申し上げておりますけれども、やっぱり浪江町の産業の基本は、農業だと、農畜産業だったわけですね。この再興をどうするかということは、現在の浪江町と中長期的に見た浪江町にとって、極めて重要な仕事だというふうに思います。

その上でなんですけれども、実績というかそれぞれの事業の成果等についてお答えがありました。問題は、管理耕作は管理耕作とし

てやむを得ないと思うんだけど、例えば水田耕作をすると、あるいは野菜を作ると、それぞれルートを持っている人はそれなりに販売できるわけですけども、作ったお米が売れる見通しがないと。あるいは、この前も帰還した川添地区の農家の人と話す機会がありましたけれども、正直道の駅に納めているんだけど、毎回検査だと。なかなか売れないと。せっかく作ったのにハクビシンとかイタチにやられてしまうと、イノシシにやられてしますと。農業やりたくて帰ってきたんだけど、なかなか軌道に乗らないというふうに言うておりました。非常に重要な問題だというふうに思います。

したがって、せっかく作った米や野菜が売れない、あるいは野生動物に荒らされる、これはこれで別個の対策が必要なわけだけでも、1つの方法としては道の駅で売ると、そういう方法もあるんですよ。道の駅でこの前買い物したら、今も仏壇の前に飾ってありますけれども、2,000円ぐらいの買い物をしたら、青果を頂いたんですよ。場合によっては、もちろん、ほら、野菜ものなんかも要らないという人がいるかもしれないけれども、生産者の意欲を保持するというためにも何らかの形でやっぱり町が引き受けるという言い方でいいのかな。再生産を保障していく、そういう対策がないと継続できないというふうに思うんですよ。

水田の作付は来年、今年は258ヘクタールというのかな、134ヘクタールだ、今年は134ヘクタールで、来年は、今年度はもっと拡大したいということだけでも、やっぱり商品化できる、換価できる。戻ってきて、いや、こういう楽しみもあるよと、頑張りがいもあるよと、そういう底支えの仕組みをつくらないと、私はざるに水ということになってしまうんじゃないかというふうに思うんです。どういうシステムがいいのかということは、直接関係している農家から要望を聞くと。要は、一番いいのは買い上げてもらえばいいんだって。だから、そういう方法も含めて何らかの安定生産の仕組みをつくることのできないのか。

町長、戻って農業に励んでいる人、全員なんてわけにいかないと。思うから、本当にじいちゃん、ばあちゃんや若い人、若い人も百姓やっている人いるんだから。その人たちから直接話を聞いて、町として100%補填はできないとは思いますが、帰還を促進すると、地域再生に弾みをつけるというか、活力を与えると、そういう行政の支援がなければ正直長続きはしないというふうに思うんですよ。

町長、私の今の話で全体のイメージできたかどうかは分かりませんが、現状では意欲を持って農業をやっているんだけど、なかなか明日につながらないという問題があるんですよ。今年度、

最後の補正予算です。町長として今年度の反省も含めて私の提案も含めて、どんなふうに考えていますか、お聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの16番議員の農業再生についてのお質しについて、私の考えが、取り組みたいという願望も含めてお話をさせていただきたいと思います。

間違いなく議員がご指摘のとおり、農業再生がこの町に果たす役割は非常に大きい、これがなくては町の再生はないだろうと思っております。

そういった中で、一方で生きがいくくりにも作用していくという面もございます。間違いなく生産意欲を高めていくことが必要。今、一生懸命自分のふるさとを再生するという意味合いで通い作を通じて取り組んでいる方がたくさんおられます。そういった方々が決して諦めていただきたくない。そのために町として何ができるのかということで、今までも様々な施策を展開してまいりました。ご存じのようにカントリーであったり、あるいは育苗施設であったり、様々なことをしてきたわけですが、いかにせん、我々の留守中に様々な流通における不利益が出ていると思っております。

そういった中で、どうやって生産を高めて、意欲を高めていくかということについて、例えば議員もご承知のように、来年度の米価については、60キロ当たり1万円を割るだろうと言われていています。なかなか生産コストといいますか、経営の分岐点が1万3,000円と言われていたことがもう10年前ですから、それからなお時間が経過している中では、なかなか農協の買値が1万円を下回るような状況が非常に厳しいものがございまして、何とか再生をするこの地域の再生に向かって進んでいる中で、農業問題というのは、決して特別ではございませんけれども、大きな柱としてこれからも支えていくし、それがなければ本当の意味でのこの地域の再生はないんだと思っておりますので、ひとつ十分に心がけて、もちろん職員も対応いたしますけれども、議会の皆さん方にも様々なアイデアあるいは情報をいただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 初めに、47ページで、2の商工振興費の14番、工事請負費で仮施設解体工事がありまして5,100万相当の減額に

なっています。壊す予定だったところの場所と件数を教えてください。

また、50ページの13の上なんで、委託料の12になるんですけども、水素柱上パイプライン輸送実証実験委託料、これ総金額の減額しかちょっと載っていないくて、もともとどれぐらいの予算を取っていて、多分特殊な事業なんでマイナスにならないのかななんて思っていたはいましたが、実際は幾らかのマイナスになったからここに計上をされていると思うんですが、なぜなったのか。もしよければ、どのぐらいの減額だったのかをお伺いします。

それと、そのところの17番の備品購入費、水素燃料自動車で144万9,000円の減額です。実際は水素燃料自動車の価格が記載されていないんですが、どのぐらいだったかお伺いします。

あと、その下に行きまして、先ほど14番議員も質問されましたが、地域おこし協力隊の業務委託料で1年間勤まった方は1人、途中から1人、ほかに3名程度途中で辞められたというお話でしたが、管理はどこでやっていて、その辞められた原因はどういうのが原因で辞められたのかをお伺いします。

なぜならば、この事業は来年もこれ以上の予算で、今年は1,100万円だというようなお話しでしたけれども、それ以上の予算を計上されていたかと思います。また、同じようなことにならないようにお伺いします。

あとは、以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、壊す場所の件数につきましては、ただいま調査中ですので、後ほどお答えさせていただきます。

水素パイプラインの金額の減ですけども、水素パイプラインは当初1億で計上しておりましたが、実績が9,428万5,000円、従いまして571万5,000円の減であります。

F C V購入につきましては、正確な金額はちょっと今持ち合わせていませんが、879万7,000円から734万8,000円となりまして、144万9,000円が、これは入札の請け差でございまして、これ全体として730万の金額を要しております。金額は本体だけで六百何十万だったと存じます。

地域おこし協力隊、これにつきましては、正確な金額について今持っていますので、しばらく休議お願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

(午後 4 時 0 8 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 4 時 1 2 分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、水素柱上パイプラインは先ほど申し上げました。

仮設解体につきまして、当初は 8 棟の取壊しの予定でございました。いわき 2 棟、福島 1 棟、白河 1 棟、4 棟減ということになりました。

次に、F C V 全て附属品も入れまして 663 万 3,000 円でございます。

次に、地域おこし協力隊、辞めた原因につきましては、一人一人違います。それを全てここで申し上げることもできませんが、やはり一生懸命頑張ったんですけれども、なかなか仕事がきついという方もいらっしゃいましたし、この仕事に合わないといった方もいらっしゃいました。それから、それが 2 人。そして、途中から入った人が 3 人、この方は来年度も続けてやっていくということでございます。さらには、3 年度より 2 名を加えたいという形で今計画しております。

以上です。

今大きく分けて案内、それから観光案内、そして日本酒製造、それから大堀焼組合、3 つのところでありましたけれども、それぞれの団体に管理しておりますが、総括的には役場の担当者も常に連絡を取ってやっていると。二重で世話をしているということでもあります。

○議長（佐々木恵寿君） 12 番、よろしいですか。

12 番、山本幸一郎君。

○12 番（山本幸一郎君） では、再確認させていただきます。

一番最後の地域おこし協力隊の件で再質問させていただきます。

よくちょっと分からなかったんですけれども、大堀相馬焼、お酒、観光というような形で地域おこし協力隊がそこに派遣というか協力されているという説明だったんですが、これの窓口というかその世話係というか、そういうのをお聞きしたつもりだったんですが、今のは観光と大堀相馬焼、お酒の酒造会社がこの委託先だというのは分かるんですが、このお金等の説明で委託料と書いてあるんで、どこかに委託しているのかなと思ったんですが、その委託先を聞いた

んですが、ちょっと答弁なかったんで、先ほどの大堀相馬焼とかそういう団体で再度、よろしいのか。

また、その場所の辞められる原因を聞いたわけではないんですが、手厚い助成というかそういうようなことがうまくいっていたのかなということを聞きたくて質問したわけです。くどいようですが、来年度の3年度もこの事業はメインになるのかなと思ってはいますが、そういうところの検証はしないで、辞めたからお金余りましたではなくて、やはりどういう状況だったかを改めて町はお金を予算取りを来年するのに当たり、この時期で本当にこういう雇用の仕方、もしくは協力隊の管理の仕方がよかったかどうかを検証しているのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、委託料というふうな部分は、それぞれの団体に活動費として支払うということであります。給料は、別に払われます。それぞれ大堀相馬焼、鈴木酒造、まちづくり会社とそれぞれが委託するわけですが、ただ、採用したり、面接したり、給料を払ったり、時には残業を払ったり、それはこちらでやっていますので、こちらの係で全員の話は常に聞いて、相談を受けてやっております。辞めるまでに至るまで何か月もかかって、真剣にこちらにも相談に乗りながらやっていますが、なかなか仕事が厳しいということで断念した方もいらっしゃるの事実でありますので、ただ我々、手をこまねいているわけでもなく、この制度をより有効に活用するため、日夜努力しているつもりであります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 時間も押しているので手短に、57ページ、9の1の4の報償費、防犯見回り隊員報償ということで390万の減になっておりますけれども、当初見込みの人数と、あと減額になった理由、もし人数が分かれば教えていただきたいなと思います。

62ページ、10の5の2の18です。東日本大震災郷土芸能復興支援企業補助金150万の減額になっておりますけれども、これの減額になった理由と、もし団体が分かれば教えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） まず、見守り隊の報償のその減額理由でございますが、人数の減ではなくて、コロナで活動を3か月、春先休止しました。ということで、出日日当でございますので、そういっ

た部分で減額した理由でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） ページ、62ページ、款10教育費、項5社会教育費、目2の文化財保護費の東日本大震災協働芸能復興支援事業補助金でございます。

こちらの減額理由でございますけれども、主だったところは事業の中身といたしますと、その民族芸能の団体が何ていうんでしょう、復興するに当たって事業を再開することに対しての支援の補助金でございまして、コロナウイルス感染、これはもう恐らくの話になってしまいうんですけれども、コロナウイルス感染症の関係でそういった団体の活動が少なかったのではないかと思います。そういう意味で申請がなかったというような状況が結構な減額理由ということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 今の教育費の関係で再度確認をいたしますけれども、要するに減額になった理由は、コロナ関係で活動がなかったということですが、一応事業活動のなかった団体で、例年通りの補助率、補助関係は変わらないという解釈で結構ですか。一応確認だけお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） 今年度予定されていた団体で、次年度も申請した場合でよろしかったでしょうか。

基本的には申請にまで今年度は至っていないということもございまして、予定されていた団体が次年度も予算計上させていただいておりますので、その中で申請していただいて対象の事業であればその補助率等変わらず補助するような形で考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ここで産業振興課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほどの答弁につきまして、訂正申し上げます。

仮設住宅の解体でございますが、仮設商業施設の解体でございますが、4棟年度内に解体見込みとして4棟でございます。いわき2棟、白河1棟、福島1棟、こちら4棟を今年度解体するというところでございます。

失礼いたしました。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第30号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、議案第31号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第31号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、議案第32号 令和2年度浪江町国

民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第32号 令和２年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第５号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３３号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第31、議案第33号 令和２年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第33号 令和２年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第32、議案第34号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第34号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第33、議案第35号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第35号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第34、議案第36号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第36号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前9時から本会議を開きますのでご参集をお願いします。

本日はこれで延会します。

（午後 4時30分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和３年浪江町議会３月定例会

議 事 日 程（第３号）

令和３年３月１６日（火曜日）午前９時開議

日程第 1	議案第 37 号	令和３年度浪江町一般会計予算
日程第 2	議案第 38 号	令和３年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 3	議案第 39 号	令和３年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 4	議案第 40 号	令和３年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 5	議案第 41 号	令和３年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第 6	議案第 42 号	令和３年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 7	議案第 43 号	令和３年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8	議案第 44 号	令和３年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第 9	議案第 45 号	令和３年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第 10	議案第 46 号	令和３年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 11	議案第 47 号	令和３年度浪江町水道事業会計予算
日程第 12	国道 114 号整備促進特別委員会報告	
日程第 13	請願第 1 号	国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書
日程第 14	発委第 1 号	浪江町議会基本条例の制定について
日程第 15	発委第 2 号	浪江町議会委員会条例の一部改正について
日程第 16	発委第 3 号	浪江町議会会議規則の一部改正について
日程第 17	発議第 1 号	「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）
日程第 18	委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町	佐藤長良樹君
副	町小林長弘典君	教	育笠井長淳一君
代表監査委員	山本邦一君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
吉 田 厚 志 君
書 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 査 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

- 議長（佐々木恵寿君） ここで、企画財政課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

企画財政課長。

- 企画財政課長（西 健一君） 昨日の答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

議案第30号 令和2年度一般会計補正予算案におきまして、9番、山崎議員のほうから質問がございました本庁舎改修工事1億2,350万円の減につきまして、継続費の本庁舎改修工事の補正によるものかどうかというご質問がございました。昨日の答弁では、継続費の減及び入札したことによる差額の減と答弁させていただきましたが、正しくは継続費の減のみでございました。

内容としましては、継続費、令和2年度の減は1億3,200万円の減でございまして、工事費の補正減は1億2,350万円の減でございました。減額分の差につきましては、本庁舎維持整備工事としまして、冷温水発生機の故障等の工事に支出済みである分及び年度末までに不測の工事等が発生した場合に備えて予算を少し残したものである差でございます。大変申し訳ございませんでした。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第37号 令和3年度浪江町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） おはようございます。
一般会計当初予算について、何点かお尋ねをしたいと思います。
最初は、予算書の57ページ、町税の予算についてでありますけれども、前年比2億4,000万円の増で、7億3,055万円ほど計上されて

おります。今年度から町税については通常課税するということですが、そこでお尋ねをいたします。

昨年11月に、令和3年度の税制改正等について担当課長から説明がありました。全員協議会のときの町税に関する令和3年度の課税額は、12億693万円でした。もちろん、当初予算の計上が町の最終判断だと、最終というか、当初予算の計上額が、町としてはそういう予算を計上したということですが、我々議会としては、11月における全員協議会での説明とあまりにも開きが大きいというふうに考えます。その上で、なぜこういう大幅な違いが出たのかということについてお尋ねをしたいと思います。全員協議会の説明よりは約5億円ほど少ないと、4億7,638万円ですが、そういう中身です。それはなぜかということです。

それから、同じく予算書57ページに、固定資産税の予算が計上されております。固定資産税は、新年度は25%減免するということで、3億3,948万円ほど計上されております。これも昨年11月の全員協議会では、最初の試算というふうに言っていたかもしれませんが、2億3,664万円という説明をされました。

11月段階であるとはいえ、1つ目の問題、2つ目の問題、固定資産税については、逆に1億28万4,000円ほど多い予算計上になっておりますが、なぜこういうふうになったのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、予算資料の2ページでありますけれども、地方交付税の記載があります。ご覧いただければ分かるように、地方交付税については前年対比で65億円、あまりに大きいから改めて今資料を見直したんですけれども、前年対比で65億6,370万円の減になって……、そうだね、前年対比で65億6,370万円の減額……

[何事か呼ぶ者あり]

○16番（馬場 績君） 失礼しました。千単位ですから6億円ですね、6億5,600万円の減額になっておりますけれども、職員体制も含めて、算定基礎からいうと、これほど大幅な減少というのは考えられないんですが、予算減額の理由についてお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

次です。予算資料の96ページ、資料番号ナンバー8です。携帯エリアの整備事業について予算が計上されております。この地区の携帯電話不通の解消は当然のことだと思いますけれども、459号線、地区でいうと津島の岩下地区になりますけれども、あそこ約1キロメートルないし2キロメートルの範囲で通話環境が極めて悪いと。はっきり言うと電話が通じないと、そういう箇所があります。ご存

じなのかどうか。その上で、携帯エリア整備事業として追加見直しの対応をされるかどうかお尋ねをいたします。

それから、同じく予算資料6ページ、ナンバー10です。継続事業で町内コミュニティ再生事業の予算が計上されております。支援専門員を配置しているということですが、何名ほど配置しているのか。町民同士のつながりを支援するということですがけれども、新年度予算では、前年度の単なる延長なのか、それとも、高齢者あるいは孤独、孤立の状況が広がっている中で、活動内容について、支援活動の内容について、今年度こういうふうに改めたいというものがあるのかどうかお尋ねをいたします。

それから、同じく予算資料6ページの13で、新規事業で課題解決型地域活動支援事業、これは地域おこし協力隊、昨日も山本議員がいろいろと質疑されておりましたけれども、改めて事業の内容についてご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、次です。予算資料7ページ、ナンバー13から20にかけて8本の事業が記載されております。事業予算としては約1億3,000万円。そこでお尋ねしたいんですけれども、移住定住支援関連予算について、これ以外にもあるのかということをお尋ねをしたいというふうに思います。また、昨日も若干議論はしましたけれども、改めて当初予算の審議ということで、移住定住対象者本人への支援、直接支援の金額はどの程度になっているのかと。どの程度の予算、制度としてどうなっているのかということについてお尋ねをしたいと。

次です。予算資料9ページです。11番、避難者生活支援事業、3億400万ほどあります。これとの関係で、予算書では116ページですけれども、これとの関係で、避難者生活支援というその関連事業でお尋ねしますけれども、二本松事務所が4月いっぱい廃止になるということでありまして、二本松事務所では従来は2階等を使って交流事業が行われていたわけですがけれども、廃止に伴う二本松での交流館的な活動は確保されているのかということについてお尋ねをいたします。

それから、同じく予算資料9ページ、項目ナンバー13です。賠償支援事業です。1,592万7,000円の予算です。100万円ほど少なくなっておりますけれども、ほぼ同額です。私は、浪江町はきちんとした体制を取って賠償事業サポートしているということについては、非常に重要な活動であると。また、多くの人たちが助かっていると、町民に寄り添って賠償の支援をしてきたということは大事だし、今年度も継続になるということについても、極めて重要な予算配置だ

というふうに思っております。

そこでなんですけれども、東電としては、個別申立てには応ずると、こういうふうに言っているんです。言っているけれども、個別の名前は言うわけにはいかないけれども、例えば若い娘さんが極度の抑鬱になって、医師の診断書をつけてADRで東電に申立てをしたと。そうしたらば、その診断書を見た医者だと思うんだけど、東電の窓口では、当方の医者が判断をしましたと。治っていますと。まさに門前払い。3つのお約束は何なんだというふうに言いたくなるわけなんですけれども、改めて、賠償支援事業、個々の事例等も吸い上げるということと同時に、これまで町が対応をしてきた中で、東電の態度を是正させたと、あるいは、全然、反省改善の余地がないという場合には改善を求める、是正を求める、重大な問題については町長の名前で抗議すると、そういう対応もしていかないと、賠償支援活動は形骸化されてしまうと。幾つかの事例があります。したがって、継続される賠償支援事業の活動の質的な発展というか、文字どおり、現在の問題に対応した有効かつ適切な町の対応が必要ではないかと。どのように考えるかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、予算資料10ページに除染検証事業が今年度も継続して予算措置されております。お尋ねしたい1点は、解除地区の測定結果、今年度も継続するということだから、もちろん安全・安心の環境をつくるという意味では、除染の検証委員会の活動というのは極めて重要だということで、今年度の活動についても、どういう方針の下に、新たな方針があるとすれば、どういう新たな方針の下に検証委員会の活動をされるのかということです。

あわせて、ここに書いてあるように、令和3年度から特定復興再生拠点の検証もするというふうに書いております。まだ解除にはなっておりませんが、1年後には帰還困難区域の特定復興再生拠点、解除されると。解除される前から除染の検証をするということだから、これも非常に重要な事業だというふうに思っております。

そこで、2つ目の問題としてお尋ねいたしますけれども、予算措置は前年同額です。新たな検証活動の範囲が広がる、しかも帰還困難区域における検証事業をやるということであれば、前年同額の予算措置で十分な検証が可能なのかということについて、町のお考えをお聞きしたいと。

それから、次、同じく予算資料の10ページ、項目ナンバーでいうと20番ですが、これは小さな問題です。帰還困難区域の仮設トイレの設置、これは継続というふうになっておりますが、私も通勤距離

が長いものですから時々利用させていただいております。2つの問題があります。トイレが汚れているんですよ、やっぱり。だから、これはいろんな人があそこ使うわけだから、清掃、環境美化に努める必要があるんじゃないかと。どうされるかということと、あと今1つは、手洗いの水がないんです。冬期間は凍結というおそれもあるから、特に津島なんかは山間高冷地ですから凍結の心配もあるので、季節的な判断をする必要があると思うんだけど、特に不特定多数の人が使うと。数が少なくても、いろんな人が利用するということを考えれば、衛生上、水が使われるように、タンクの水ということになるのか、あるいは何らか水道があるとすれば、水道がないところもあるんだな。特に夏場の水の確保というのが衛生上、大変必要ではないかと。コロナということもありますので、具体的な対応を求めたいというふうに思いますが、どういうふうに対応されるのかお尋ねしたいということでもあります。

それから、予算資料10ページ、予算説明項目ナンバー13です。指定ごみ袋を継続して今年度も配布すると。約400万の予算でこの事業を継続推進する目的としては、ゼロカーボンを目指す、これを推進するということでもあります。そこで、予算の幅についてお尋ねいたしますけれども、ごみ袋についても結構な値段もすると、購入するのも大変だと。町内では無償配布と、指定ごみ袋を無償配布するというところだけでも、少なくとも県内に避難している町民に対しては、せめて1年に一遍でも各市町村の、あるいは広域圏で使っている、広域圏というのはそれぞれの避難先に関係する広域圏です、町内の支援と同等の支援をする必要があるんじゃないかと。どういうふうにお考えなのかお聞きをしたいというふうに思います。

それから、予算資料11ページ、項目16ですけれども、ゼロカーボン推進事業、これは新規事業で2億4,177万8,000円の予算が計上されております。もう少し事業の内容についてご説明をいただきたいということです。

それから、予算資料12ページの説明項目3番です、ナンバー3。予算書では134ページということで、私も開いてみました。新規事業で2億5,868万円です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） え、違う。12ページかな、違ったかな。12ページの16。予算資料11ページの16でしょう、これ、ゼロカーボン推進事業。

じゃ、改めて、予算資料11ページです。11ページの項目ナンバー16です。ここに書いてあるゼロカーボン推進事業について、事業の

明細についてご説明をいただきたいと。

その下ですね、今。予算資料12ページの予算項目説明ナンバー3番です。新規就農者確保促進事業、農林水産課の予算ですけれども、ここに計上されているのは2億5,868万円だね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） 2,500だ。間違えました、単位がね。失礼しました、訂正します。農林水産課の予算ですけれども、予算項目は、資料ではここに書いてありますけれども、134ページの予算書で、この金額に合致する予算を見つけることができませんでした。どれに当てはまるのかということについてお尋ねをいたします。

それから、次です。予算書の136ページ、ちょっと飛びます。136から137ページ、目でいうと5ですけれども、つしま活性化センターの事業について予算化されております。そこで2点ほどお尋ねいたしますけれども、1億6,000万円の工事請負について、具体的にどういう事業なのかお尋ねをいたします。

それから、2つ目に、ここに計上されている1,364万8,000円、公有財産購入。多分、活性化センターの底地の用地買収なのかなというふうには推測されますけれども、公有財産購入の内容についてご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、同じく予算書の136ページ、予算資料でいうと13ページのナンバー14、営農再開支援事業11億1,817万円です。ここに営農再開支援事業補助として9億6,797万円ほど計上されております。具体的な補助事業の内容についてご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、予算資料に戻ります、15ページ、項目ナンバーでいうと17ですけれども、工事請負、これは予算書でいうと146ページです。節の14で、工事請負費で23億7,800万の予算が計上されておりますけれども、幾つかの産業団地名が書かれておりますけれども、それぞれ23億7,800万円、該当する産業団地の事業内容と予算等についてご説明をいただきたいと。

それから、同じく予算資料15ページ、17番の項目ですけれども、棚塩R E 100整備事業、これまでも説明あったのかどうか分かりませんが、ちょっと理解不十分ですので、どのような事業なのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

同時に聞きますけれども、この事業の財源は基金持ち出しになっているんですね、これ。基金持ち出しをした後、交付金と国県等の財政措置があるのかないのか。基金取崩しということになると、全て一般財源ということになるわけですが、どうなんですかというこ

とをお尋ねしたいと思います。

それから、予算資料17ページ、項目14、継続事業で一団地市街地形成施設事業、具体的な施設についてここには書いてありませんけれども、どういう施設を検討されているのかと。それから、この事業に関係して、都市計画決定事業認可のロードマップ、できればこれ資料でご説明いただければ理解しやすいんですけども、ここに書いてある都市計画決定、事業認可のロードマップはどうなるのかについてお尋ねをいたします。

それから、予算資料18ページです。項目でいうとナンバー7、地区公共施設整備事業、3地区の防災コミュニティセンターを整備するという事業計画です。それは必要なことだというふうに思います。それで、帰還困難区域復興特定再生拠点、いわゆる拠点区域が解除になります。必要な消防屯所、あるいは防災コミュニティとして活用できる施設についても、劣化が激しいということなので、併せて地域公共施設の防災コミュニティセンターの事業を推進するという立場から、復興拠点の解除に向けた同様の施設整備を検討すべきではないかということについてお尋ねをいたします。

それから、最後になります。予算書の182ページに、職員等の体制が記載されております。本年度は短期勤務の職員を含めて239名です。そのほかに会計年度任用職員も配置されているということですが、ここからは応援職員が、他町村からの応援職員が何人ほど配置されているのかということとは分かりません。何人ほど配置されているのかと。前年度は何人で、今年度は、新年度は何人になるのかと。

それと、時間外手当で、予算書の183から184で、部署によってはいろんな差があるのかもしれませんが、全体としては多忙を極めていると。我々の文教厚生常任委員会所管の審査では、やっぱり今回の補正でも時間外40万円ほど補正予算が計上されておりましたけれども、ここに予算書183から184ページに書いてある時間外手当が本年度は7,000万円なんですね。184ページの中段に職員の手当、区分、右に移って時間外手当というところで、本年度は774万7,000円。それが、183ページ、1ページ戻って見ていただきたいんですが、職員手当の欄で、区分で、扶養手当の次、時間外手当が、単位が同じだからこれ7,000万になると思うんですけども、本年度は7,014万5,000円になっている。これは184ページとのこの金額の違いというのはどこから来るものなのか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） いや、本年度分で出ているから。会計年度って、

時間外手当で本年の分で、183ページの金額と184ページの金額があまりにも違うのではないかと。これは会計年度、ああ、そうかそうか。184ページは会計年度分なんだね。じゃ、これは理解しました。じゃ、これは、この金額の比較についての質問は取り消しますけれども、撤回しますけれども、多忙な部署があることはお分かりだと思います。したがって、必要な人員配置についてどういうふうに考えているのか。

以上、幾つかありましたけれども、お尋ねをいたします。答弁よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、答弁。

住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、予算書の57ページ、歳入についてのご質問でございました。

まず、1点目の町民税の金額、全員協議会で説明した数字と大きく違いがあるというご質問でございましたが、全員協議会の際にご説明させていただいた金額というのが、こちら町県民税、町の分、それから県の分ということで12億ほどのご説明をさせていただいております。今回の当初予算につきましては、町民税分ということで載せさせていただいておりますので、県の分が除かれておりますので、その分の差が出ているということになります。

次に、2点目の固定資産税、同じページ、57ページになりますが、こちら全員の協議会での説明との数字の違いということでございますが、こちらにつきましては、固定資産税においては、土地及び家屋並びに償却資産と3つに分かれてございまして、この固定資産の分に償却資産、この分も含んでおりますので、金額が増えているということになります。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 予算資料の2ページでございます。地方交付税の件についてご質問がございました。

内容としまして、地方交付税のうち、まず普通交付税につきましては、前年比5,675万3,000円の増でございまして、これは主に県通知の伸び率等により増となつてございます。また、特別交付税につきましては、9,012万9,000円の増でございまして、これは地域おこし協力隊の増などによる増としております。減となっておりますのは、震災復興特別交付税の減でございまして、8億325万2,000円の減で計上してございまして、主に加速化交付金事業の補助裏分の減として2億2,000万円、町税課税再開に伴う交付の減によりまして

3億5,000万円、また、職員人件費への措置の減がございまして、2億1,000万円の減などによる減となっております。

続きまして、資料6ページのナンバー8番、携帯電話エリア整備支援事業につきましてでございます。国道114号沿いの川房大柿地区への鉄塔の整備を図るものでございますが、今回のこの地区につきましては、いずれも電波状態が不通となっております、主要幹線道路沿いであることから、これを早期に解消するために整備をするものでございます。

ご指摘の459号線沿いにつきまして、現在のところ、携帯電話大手3社のうち、いずれかはカバーできているというふうに認識しているところではございますが、なお状況等を確認しながら、不通話エリアの解消に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 予算資料6ページの町内コミュニティ再生事業についてお答え申し上げます。

現在の活動内容といたしましては、ここに記載のとおり、帰還された町民の方々をつなぎ、町内コミュニティの再生を推進するという事で、現在は主に各行政区、あるいは幾世橋の住宅団地の団地自治会、そういった方々の活動を支援するというのが主な活動内容となっております。

それから、支援員の人数につきましては、来年度はちょっと人数見直しまして、6名体制で行うことを予定してございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 7ページ、13番、課題解決型地域活動支援事業の内容についてでございます。

移住定住策として、地域おこし協力隊を活用した事業を実施したいと考えているものでございます。全員協議会のときに少しご説明をいたしました、まず、浪江町を知ってもらったり、認知していただくステップとして、情報発信という事業を考えているところでございますが、それを実施する人もまた外部の人材を使って、外部の視点を持っている人を活用して、その情報発信事業をやっていきたいというふうに考えている部分でございまして、そこで地域おこし協力隊を募集して活用してまいりたいというふうに考えている部分でございます。

また、地域おこし協力隊のリーダー的な存在、イメージ的には係長的な存在として、地域おこし企業人の活用も考えてございまして、それらの人材を活用して、浪江町をプロモーションしていくような

事業を実施していきたいと考えているところでございます。

続きまして、ナンバー13からナンバー20以外に移住定住支援事業があるのかどうかというご質問でございました。

ここに掲載されていない分といたしまして、事務費的な部分がございます。それから、委託費としまして、Fターン移住補助金というものがここには記載されておりません。予算書でいいますと94ページでございます。節18負担金補助及び交付金の上から3つ目、Fターン移住支援補助金、これは1世帯2名以上移住をした場合に100万円の補助がございます。東京23区から移住した場合の補助でございますが、これが資料のほうには記載されていない分となります。

それから、直接支援の金額は幾らかというご質問でございますが、いわゆる国の移住支援金制度のことでございます。国が制度がまだ示されておりませんが、今のところ県での執行と聞いてございますので、当初予算には計上してはございません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 二本松事務所廃止に伴う交流館的活動という質問に対してお答えいたします。

まず、交流館につきましては、本庁及び出張所で交流館を管理するようにいたします。

今、二本松事務所での交流活動についてですが、5月までは出張所として二本松事務所のほうを活用しておりますので、それまでは二本松事務所のほうを交流施設として活用することになるかと思うんです。

その後、出張所移転となるわけですが、新年度予算がまだ成立しておりませんので、まだ契約は未成立の段階でございますが、場所的には確保してございますので、そこで交流スペースを確保してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 予算書の9ページにございます賠償支援事業についてお答え申し上げます。

現在、支援の中身としては、主にADRの申立ての支援を主に行っております。その際、こちらのADRセンターのほうから職員の派遣を受けながら、そういった協力を受けながらもやっております。

それから、いろいろ町民の方から個別に相談も受けることございます。そういった際は、やはり職員のみならず、文科省あるいは経

産省のそういった担当者、いろいろ日頃から情報をやり取りしている職員の方いらっしゃいますので、そういった方々の協力もいただきながら、町としては支援を続けていくところでございます。

今後ともそういった形で賠償支援は続けていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 予算資料、ページ、10ページ、ナンバー8になります。

除染検証委員会の関係のご質問を受けました。

まず、除染検証委員会の今年度の活動につきましては、11月に1回実施をして、さらには3月29日になりますが、このコロナ禍の環境もございますので、検証委員の方が来れない状況にございますので、ウェブ会議ということでの開催を予定しております。

議員ご質問の方針につきましては、当初から行ってきた方針については変わりはありませんが、除染後の線量の状況、除染の効果についての提言をいただくということが主な事業の内容でございますが、さらにはここ最近になりますと、個別案件について除染の検証という形で行わさせていただいているところでございます。

来年度も今年と同様の予算の規模で大丈夫かというご質問かと思いますが、当初予算におきましても、年5回を予定してございます。

中身としましては、記載させていただいておりますとおり、拠点の除染のほうも進捗してまいっておりますし、令和4年4月には特例宿泊なども予定されている予定でございますので、その前に除染の線量に関する提言をいただきたいということで実施を考えております。

次に、ナンバー12です。仮設トイレの借上げ事業につきましてでございますが、現在、帰還困難区域に15か所、30基設置させていただいているところでございます。

議員がご指摘いただきましたトイレが汚れているといったこと、それから手洗いの関係につきましては、改善できる部分については改善していきたいというふうに考えております。

次に、同じ資料の10ページ、ナンバー13でございます。

指定ごみの配布事業ということで、令和元年度より実施をしてございまして、来年で3年目の継続ということになりますが、県内の町民にも、同等の支援ができないかというご質問かと思いますが、現在、県内の49市町村中、浪江町を除きまして46の市町村に避難が分散している状況もございますので、町内の居住されている方の世

帯のごみの配布ということで進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ページ、11ページ。ナンバー16、ゼロカーボン推進事業の中身についてお答え申し上げます。

大まかに言いますと、今年行っていました柱上パイプライン実証事業を継続し、拡大してやっていきたい。それから、地域での電力の自給自足の形、どのような形ができるかという検討の委託などもやっていく。さらには、水素、F C V水素自動車の啓発事業としてやっていきたい。あとはメガソーラーの寄附金の基金積み立てなども入って、この予算額となっておりますが、なお、新しい係での業務があること。それから、ゼロカーボン推進に当たり、補助メニューが確定してきましたら、それに準じてこの補助メニューに合わせて補正を対応し、その随時、その事業を組み立てていきたいと思っています。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、予算資料12ページの看板事業、新規就農者確保促進事業について、予算書でどこかというご質問でございます。予算書で申しますと134ページでございます。

まず、一番上から2番目です。農業体験講師謝礼ということで18万8,000円、こちら新規就農のイベントとか、そういうときに地元の農業者が対応していただいた際にお支払う謝礼でございます。

続きまして、135ページです。

18節の負担金、補助金及び交付金の中、上から2番目です。農業次世代人材投資資金経営開始型補助金、こちら750万でございます。こちらは、令和2年度も実施しておりまして継続となっております。営農を開始した方に対する県の財源を基にした補助でございます。

続きまして、その2つ下、新規就農者確保促進事業補助金ということで1,068万円でございます。こちら、中身は継続なんですけれども、浪江町で経営を開始した方、あとは農業法人に雇用された方、あとは研修する方に対する所得保障や家賃補助という内容になってございます。

そして、その3つ下です。農業者大型特殊免許取得支援事業補助金でございます。こちらは、農耕車両の公道通行規制は緩和されたことに伴い、通行には大型特殊免許が必要になったということもご

ざいまして、そういった方に対する、取得に対して補助をするという内容でございます。

続きまして、その下、新規就農者確保に向けた移動手段支援事業補助金100万円でございます。こちらは、浪江に就農したいという方が来たときに、現地での足の確保というのがなかなかタクシーもございませんし、そういったことから、レンタカーを借りたいと、そういったものに対する補助になります。

続きまして、一番下です。新規就農者経営発展支援事業補助金でございます。こちらは、浪江で新規就農したい、それからもともと浪江町民だけれども、浪江で農業を開始したいという方に対して、農業の始めるに当たる設備を購入することに対して、移住者に対しては上限100万円と、もともと町民の方には50万円という想定で考えている補助金でございます。

こちらの合計が3番事業の合計となります。

以上でございます。

続きまして、福島活性化センターの1億6,000万円の事業内容でございます。福島活性化センターは、今後、福島地区の特定復興拠点の拠点施設として位置づけておりますので、あちらに支所機能、そういったものも置きたいと思っておりますけれども、ちょっと前まではスクリーニング場としてやっておりましたが、復旧には必要最小限の復旧で対応しておりました。今後、拠点とするために、きちんと復旧するという内容になっておりまして、主なものといたしましては、まず、建物に関しましては、屋根の塗装、それから外壁の再塗装、内部に関しても、塗装部分は塗装、壁紙の貼替えなどがございます。

そして、電気設備におきましては、照明器具などはもう製造していないものがほとんどでございますので、照明器具のLED化、それから自動火災報知機に付替えでございます。

続きまして、機械設備につきましては、温水器の取替え、それから空調機の取替え、そして井戸水を活用していることから、こちらのろ過機の取替えなどが主な内容となっております。

以上でございます。

あともう一つ、少々お待ちください。

それから、公有財産購入費に関しまして、ご質問のとおり、一部賃借で、底地は賃借で活性化センターを運営していたところでございます。今回の拠点として活用していくに当たり、しっかり底地を購入して運用していくということで計画しておりまして、6筆で3,968平米の購入を予定してございます。

続きましての質問は、営農再開支援事業についてのご質問でございます。

予算書で申しますと136ページ、目6 営農再開支援事業11億1,817万でございます。主なものを説明させていただきます。

まず、こちらの予算書で節10の需用費4,870万2,000円とあります。こちらの内訳としては、獣害対策のワイヤーメッシュと電気柵、そういったものと、それから240ヘクタール分のカリウム施肥のためのカリウムの購入費になってございます。町で買いまして組合や営農者に配付するという内容となっております。

12の委託料で申しますと、営農再開ビジョン策定支援業務委託料、こちらは営農再開ビジョンということになっているんですけれども、これはメニュー名でございまして、実際は、今年だとJAに委託している地域全体の農地のマッチングについての委託の内容となっております。

もう一つが、12節の中で特定復興拠点ビジョン策定支援業務委託料ということで、こちらは、来年度、特定復興拠点3地区において、営農再開ビジョンを作成していきたいと考えてございますので、そちらの委託料ということで、そちらの委託先と町とで一体となって地域と話し合いを進めてまいりたいと考えてございます。

それから、大きなものとしては、18の負担金、補助金及び交付金になりまして、こちらは内容が多岐にわたりますので、ある程度、主なものをお話しさせていただきたいと思います。

まずは、除染後農地の保全管理事業として、特定復興拠点、特定復興再生拠点ですね。3地区で205ヘクタールを予定してございます。こちらで保全をしていただくようになってございます。

それから、表土破棄による除染後に客土した農地の地力回復対策事業として堆肥の投入を224.8ヘクタール計画してございます。

続きまして、避難先からすぐに帰還しない農家の農地を管理、耕作する者への支援ということで、いわゆる管理耕作でございます。来年度は235ヘクタールで管理耕作を行うということで予定してございます。

続きまして、特任事業、特任の保全事業でございまして、そちらは1,097ヘクタールを予定してございます。

それから、農地の均平、これも特任ではあるんですが、農地の均平化事業ということで、均平する農地の予定面積が100ヘクタールを予定してございます。

主なものは以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） それでは、ページ、15ページ。ナンバー17、周辺についてご説明いたします。

各団地の予算をとということでございますので、ナンバー14から申し上げますと、企業誘致促進事業費の1,700万の中に産業団地の環境整備費などが含まれております。ナンバー15の南産業団地整備事業といたしまして19億8,200万円、これは立地2工区の生産払い分、3工区の前払い分、そして設計費、支援業務などが入っているものでございます。ナンバー16、6,900万円、棚塩産業団地整備事業、これの中には棚塩産業団地の入り口の残った部分の緑地整備、それから未買収地の購入費などが入っております。次にナンバー17、RE100産業団地整備事業でございます。4億5,500万円、この中には埋蔵文化財発掘調査業務、RE100団地の設計、埋蔵文化財の際の調査の際の伐採事業、こういったものが入っております。

次に、財源についてのご質問でございます。

それぞれ今申し上げた中で、その他基金繰入金等という欄にこれが記載してありますが、これは福島再生加速化交付金の一形態である帰還環境整備交付金、これは前もって基金として積み立てられておりますので、それ専用のお金として、その基金から繰入金として取り崩すものですから、ほかの基金を取り崩すというよりも、これ専用にしたお金を取り崩すということでございますので、一般財源を取り崩したものではありません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、私のほうからは、予算資料17ページの番号14、一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、一団地で整備する施設だということですが、現在考えておりますのは、駅の、浪江駅の東側のほうに居住機能及び交流機能、加えて商業機能というようなことで、そこを予定しております。

また、駅前につきましては、駅前オープンスペースということで人の集える場所の方法を考えております。また、駅の西側につきましては、交通の結節機能というふうなことでありまして、ロータリーとあと駐車場とカーシェアというようなことで考えております。また、駅の東西を結ぶJR浪江駅の上に東西自由通路も併せて考えております。

都市計画等々のロードマップを示せというようなことでございますが、都市計画決定につきましては、今年の12月までを目標として

おります。

また、事業認可につきましては、来年度末、令和4年の3月までに事業認可を取りたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 予算資料18ページの事業7ですね。地区公共施設整備事業、こちら来年度はここにありますように、浪江、幾世橋、荻野地区に整備を予定してございます。今年度、大堀地区を整備していますので、残り、帰還困難区域といいますか、津島地区につきましては、同じような防災コミュニティセンターの整備が必要と考えておりまして、そしたら、この3つ上に来ていただいて、事業ナンバー4番、消防施設改修事業、こちらの津島地区の屯所を改修するということでございますが、場所は活性化センターの道向かいの下津島の屯所、こちらですと津島活性化センターと一体的に利用ができて防災コミュニティセンターの機能を担えると考えておりますので、こちらを整備することによりまして、防災機能を整備すると考えてございます。

それから、予算書の給与費明細の関係で、支援、応援職員の人数というご質問がございましたけれども、令和3年度は総勢で36名ほどの支援をいただく予定としてございます。

それから、人員配置についてのご質問もございましたけれども、職員の人員配置につきましては、毎年度業務量の推移、それからそれに伴う組織の見直し等もございます。さらには、各課長との人事ヒア等も踏まえまして、適正な人員配置に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） それでは、何点かお尋ねをいたします。

まず、町税については、町の分と国の分を分けたといつかね、今年度の当初予算については、町税のみだということですから、それはもう分かりました。

それから、固定資産税についてなんですけれども、昨年11月の全員協議会的时候には、課長答弁を整理すれば、償却分は含んで、償却資産の分は含んでいないと。したがって、今年度当初予算に計上した固定資産税1億284万円分についてはこれに相当する。ちょっとやっぱり過去の分、あるいはこの裏づけ調査はしていないんですけれども、償却資産の分で1億円を超えるということ、現状ではかなりの金額だと。考えられることは、進出企業等の償却資産になるの

ではないかというふうに考えられるけれども、それらについては、あれこれの特例措置があるわけだから、多分ここには含まれていないと。これまでの私の経験からすれば、その分だけで1億円を超えるというのは、かなりの償却資産に対する課税ではないかというふうに考えます。

いま一度、全員協議会との1億円を超える差額というか、そごというか、それについて全く償却資産だけなのかどうか。償却資産ということ言えば、帰還困難区域復興拠点の家屋解体、ここは非課税だけれども、解除区域の住家屋は相当数、解体されていると。しかも、特例措置もあるということで新築家屋分の固定資産税の課税増というのにもあるにはあるでしょうけれどもね。11月から今年度予算の作成はもう当時からやっているでしょうから、ちょっと私としては、答弁内容は不十分だというふうに思わざるを得ません。再度、ご説明をいただきたいというふうに思います。

町税の全面課税、通常課税についてなんですけれども、昨日は別な角度から町民の低所得の状況が深まっている、広がっている。しかも、一方、所得者との格差が広がっているということをお示しましたけれども、それは令和1年度の段階別所得調査の町のデータに基づくものですが、令和2年度においても、それほど改善されると。逆に悪化しているんじゃないかというふうに思います。

そこでお尋ねしたいのは町民所得、あるいは町民生活、町民所得が低下しているというかね。極めて、低水準のラインが大きくなってきているという状況の中で、町民税、通常課税するということについては、かなりのやっぱり苦痛を与えるというふうに思うんですけれども、もう既にこれ条例は通っておりますけれども、改めて、新年度予算、町税が7億3,055万円、課税されるということについて、担当課長としては、町民生活実態との関係でどのように認識されているのかということについては、当初予算の審議の重要なポイントとしてお尋ねしておきたいというふうに思います。お答えください。

それから、地方交付税の6億5,600万円については、注目すべきは通常課税に戻ったことによって3億5,000万円の地方交付税が減額されたと。職員分についても2億1,000万円ほど減額になっていると。これは、地方交付税の財政需要基準額の算定の中には、当然職員の課税や職員の給与も含まれていると思うんだけど、地方交付税の分でこれだけ減額になるというのは、正直、私としては納得できない。もちろん課長がその鉛筆なめてこういう予算組みをしたんじゃないと思うけれども、職員分でなぜこれほどの減額になっ

たのかということについて、改めてお聞きしたい。

それから、震災復興交付金、あるいは加速化交付金等で約10億円が、これ少なくなっているんですね。復興交付金については、復興調整期間10年過ぎたということで、復興交付金がなくなったという背景もあるのかもしれませんが、浪江町としては、事業そのものはやっぱりかなり継続しているという状況の中で、こういう大幅減額ということは、特に被災自治体にとっては極めて大きな影響、打撃と言ってもいいでしょう、大きな打撃を受けると。このことについて今、担当課内部、財政担当だけで協議したのではないと思うけれども、こういう大幅減額について町長と協議されたのかと。さらに重要なのは、この財源回復のために、今年度予算編成に当たって、町長含めて町はどう対応したのかということ、我々議会人としてはやっぱり問いたい、問いただしておかなければならない問題だというふうに思います。経過、現状、今後の問題も含めてお答えをいただきたいと思います。

それから、携帯電話については分かりました。

それから、地域づくり支援専門員については、6名体制でやるということは、各行政区何人かずつ増やしたということでしょうか。そういうことだね。減らす理由は2人とも。やっぱり、この詳しい活動の中身は正直、調査しておりません。あるいは支援専門員の方からお話も聞いておりません。だけれども、この部隊の活動はやっぱり極めて大きなものがあると。ここで言ういいかどうか分からないけれども、今年度で帰還した家族2人が結果的には事件性があるということまでこれ警察発表されているわけで、全て地域づくり支援員で、そこをカバーできるということではないけれども、置かれている状況からするとこういう部隊、あるいはこれに関連するそういう組織、部隊との連携というのは極めて重要だというふうに思います。

担当課としては、専門員の活動をどう集約して関連する組織と連携を取ってきたか、あるいは今年はどうするつもりなのか、改善の課題は何かということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、課題解決型班についてもいろいろあるんだけど、これは省略します。これ再質問しません。後でいろいろ直接お聞きしたいというふうに思います。

次ですけれども、移住定住の直接支援について、国の制度がまだ決まっていないと。この制度を実行するとすれば、実施するとすれば、県の制度として実施されるというお答えでした。これは一般質問でもそういうやり取りしましたけれども、この移住定住、本人に

対する支援の在り方については、ある意味では新しいメニューだけれども、移住したから、あるいは新しい企業を起こすから、移住した人に200万円、起業家に400万円、その程度で果たしてどれだけ、じゃ、被災地に行って一肌脱ごうかと、あるいは新たな決意を持つ人が多数いるというふうには、私は考えられない。今、課長がお答えしたとおり、国の制度もまだ決まっていないということだから、浪江町の現状、あるいはほかの町村とも連携しながら本気になって移住定住を促進するといふのであれば、基本額そのものを増額すべきだと、国の本気度を示させないと移住定住は、ただ看板だけだといふふうに言わざるを得ない。町長ね、国の制度はこれまだできていないということだけれども、今、課長が答弁された、あるいは私が問題を指摘した、そういう中身でいいのか。改めて、まだこの制度が決まっていないというならば、やっぱりこっちも腰のひも締め取っかかる必要がある、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、担当課長ね。繰り返しの議論になりますけれども、こういう移住定住施策も、私は必要だと思いますよ。だけれども、既に10年たっているわけだから、一般質問でもやったけれども、私は復興上の判断というか認定からいうと、浪江町に住民登録はしているけれども、復興庁のカウントからいうと避難者じゃないんです、移住者なんです。

したがって、10年節目で新たな町の復興体制を進めるということであれば、この制度に全て該当させるかどうかはいろいろあると思うけれども、そういうもう10年たっているんだから、いわゆる復興庁が言う県内・県外移住者にそういう希望者がいるという場合には、私はやっぱり救い上げるべきだと、国が考えている200万円、500万円でいいとは思いませんけれども、その制度に乗せるべきだと。もしいろいろ規則云々があるとすれば、別メニューでもそういう対応をしていかないと、月日がたてばたつほど心が離れる、浪江町から。本当に浪江町を本気になって復興するんだ、町民に戻ってもらいたいんだということであれば、こういう収益性のある制度設計をしていく必要がある。改めて、本年度の新しい事業として提案されている中身との関係で、現状を踏まえて改善の必要性を、私は指摘したわけだけれども、このように考えている。お答えください。

それから、賠償支援事業については、ADRセンターからも職員の派遣を受けていろいろやり取りして改善してきていると、町民の中に起きている、そういう問題等の改善、是正、場合によっては抗議もすると、そういうことについては考えていないということです。

けれども、答弁としては、個別相談ならば応ずるというふうに言いながらも、現在も窓口拒否をしていると、そういう事例がある。継続しています。重大な問題である。もし、私の再度のお尋ねに対して、町として新たな取組の考えがあればお答えいただきたい。さっきのとおりだというのであれば、答え要りません。

それから、除染検証委員会、特に２回目の質問で強調したいのは、復興再生拠点の検証もやるということについてなんです。特定復興再生拠点そのものは、たびたび言っている浪江全体で言えば3.6%、津島地区に限って言えばわずかに1.3%でしかないという中で、特例宿泊が始まると、拠点区域が解除されるということになっていくわけだから。この検証事業については、これまで以上に数を強化すると、情報も公開すると、相互の信頼関係の上に特例宿泊拡大、場合によっては帰還に結びつけると。帰還するといっても一般質問でもやったように、道路外事業との関係で様々な制約、制限があって帰還困難区域の中では分断さえ起きていると、特に津島の中ではね。そういう状況だから、検証事業だけで打開できる問題ではないけれども、そういう中で、町民に信頼できる情報を提供するという意味から言えば、今までの延長線上ではやっぱりだめだというふうに思うんですよ。だから、そここのところも検証委員会で、状況は変わっているわけだから問題意識を強くして活動内容をやっぱり深める、広げる、して情報を伝える。こういうトライアングルの三角関係を築くべきだと、従来の延長ではない活動にどう取り組むのかということについて、改めてお尋ねをいたします。

それから、仮設トイレについては改善するということですから、分かりました。

指定ごみの配布事業についてですが、現在は町内のみだと、県内6市町村に分散しているので大変なので町内のみだと。それはそれこそ第3次復興計画には書いてはいなかったけれども、やっぱり基本はどこにいても浪江町民なんだから、そうありたいと思っているわけだから、ごみ袋だけで何とかなるということではないと思うけれども、実はそういう細やかな町民とのつながりが大事なんです。

一言余計な話になるけれども、あるテレビで職員がインタビューに応じて、元の浪江町に戻すつもりはない、その必要性も考えてないというふうに言ったというんだね、テレビのインタビューで。私はその番組は見えていませんけれども、インタビューされた職員がそういう発言をするということは、行政の側から突き放しているということだ。それは元の町という、その捉え方もいろいろあると思う。こういう状況だから創造していくことも必要ですよ。だけれども、

町民が反発するようなことを言っては駄目。もしこのテレビを聞いて、もし発言した職員本人が胸に当てて、胸に手を当てて、ああ俺かなというふうに、私のメッセージを受け止めたならば、ぜひ反省をしていただきたい。ちょっと脱線したけれども。

何を言いたいかというと、やっぱり戻りたいんだけど戻れないんだから、その中でささやかだけれども、町は1年に一遍だけれども、こういう支援をしますよ、していますよ。温かいじゃないですか。はっきり言うと、そういうきめ細やかな対応が欠けていたんです。

だから、もし先ほどと同じ答弁ならば回答要りませんが、再度の質問を受けて検討しようかなというお考えになったとすれば、一言でもいいですからお答えいただきたい。

それから、予算資料の12ページ、予算書の134ページについては、新規就農者等、あるいは農業関係者に対する支援等、いろいろなメニューがあるということです。ただこれも、ちょっとこれ何でそんな差をつけなくちゃならないのかなと思うんだけど、農機具等設備補助に対しては、町内の人は50万円だと、町外から来る場合は100万円だと。そしたら、修理して使うとかという場合は、それはその範囲で何とかなるかもしれません。だけれども、新しい農機具を買う、倉庫を造るということになれば、この設備には倉庫等も入るわけね。こんな町内と町外、何で差つけるの、この根拠について。

それから、別なところで、予算書の146ページ、今のことで担当課長にお尋ねしたいんだけど、前ね、去年かおととしかな、私が川俣町の産業振興課に行って、帰還環境整備資金を使って倉庫や様々な設備のためにこの制度を利用していることを紹介しました。浪江町で帰還環境整備による、そういう支援の取組行われていますか、農業分野で。今度の川俣町長選挙で現職町長が敗れたけれども、あの人がやっぱり山木屋出身で畜産を主体にやっていて、カキツに飼料倉庫、農業倉庫、それから飼料作物を作って、文字どおり地域の復興再生に取り組んだ。浪江町ではそういう取組をやってきたか、あるいは今年度予算との関係でそういう制度も引っ張り込みながら営農再開、事業者に対して支援をすると、そういう考えがあるかどうかお尋ねいたします。

それから、つしま活性化センター、土地の買収がまだ契約はしていないんでしょうけれども、見通しがついたということなのでよかったというふうに思います。

ただ活性化センター、あれこれ改修するというお答えしました。それは必要な分だと思うんだけど、スクリーニングセンターと

して活用していたとはいえ、厨房室等も含めて長期間使っていないわけ。ああいう施設の活用についてはどういうふうに考えているのか。そこまでの調査をして今回の予算組みをしたのか、活性化センターの整備、今後の活動との関係で再度お尋ねをいたします。

それから、今のところで1点戻らせてください。

予算書の137ページ、目の8に畜産事業3億9,926万8,000円、具体的な事業内容についてお聞きしたいと思います。教えてください。

それから、予算書136ページ、資料13、ナンバー14については、先ほどの説明で分かりました。

ただ別な角度からお尋ねしましたので、お答えをください。

1点だけ。帰還困難区域等の地力再生事業で堆肥を投入すると、205ヘクタールというお答えでした。地力回復の問題は帰還困難区域だけではなくて、解除地区においても同じ問題を抱えていると思いますけれども、復興牧場との関係で耕畜連携という話は出ていますが、浪江町の景気再生復興は、農業の復興なくして地域の復興再生あり得ないと、繰り返し申し上げてきております。その中で、これは私が直接相談受けたんだけど、いわきで大規模な和牛畜産を再開しました。浪江でやりたいというふうに言ったら、場所がないということで断られたという話を、私は直接お聞きしましたけれども、その話を戻すわけにはいかないから。ただいわきからここまで堆肥を運んでくるというのが大変だと思いますけれども、いわきで再開した、そういう畜産農家との耕畜連携でも、優先的に考えてもらいたい。よその事業者を特別扱いしろということではないですけれども、町外で再開して浪江とのつながりを今もって継続しているわけですから、人間的な連携、支援、再生をとってはいかがでしょうか。担当課長のお考えをお聞きいたします。

ちょっと時間取りましたから、省略します。幾つかまだまだこれあるんだけど、省略します。

それで予算資料18ページ、津島地区の防災コミュニティセンターの場所、施設については、活性化センター前の消防屯所を考えていると。これは新築、解体ということになるんでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、最後です。職員の配置の問題だけでも、総務課長は、業務量を考えながら、業務量の推移を見て職員配置は適正にやっているというふうにお答えがあったんですけども、また所管で、そのことを質問したから、あえてこれとの関係でお尋ねします。

介護福祉課は様々な社会福祉、生活支援の事業が重なっていて町外出張が結構あるんです。職員は本当に忙しい。もう既に採決され

たけれども、今回の補正予算で40万円の時間外手当を計上しているわけです。

要するに、極めて多忙だと、その上、職員が1人減らされているということなんです、介護福祉課全体で。だから、業務量の適正化を図るために職員の配置に問題はないという課長答弁は、所管委員会で審査した状況からすると、実態を理解していないのでは、把握していないではないかというふうに思います。今後改善されますか。以上で終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで11時まで休憩といたします。
(午前10時47分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前11時00分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ご質問にお答え申し上げます。

予算書57ページ、固定資産税の償却資産についてのご質問いただきました。償却資産につきましては、まず復興特別交付税措置がされないものもございます。そちらのほうを予算計上させていただいておりますが、主なものは、大臣配分と言われるものが大きなものとなります、大臣配分でございます、大臣。総務大臣ですとか環境大臣という大臣、総理大臣もそうですね。大きなもので対象を申し上げますと東北電力ですとかJRとか、そういった償却資産の大きなものの配分でございます。

もう一点の福島復興再生特別措置法に該当するもの、令和2年度で申し上げますと9件ございました。主に大きかったのが太陽光発電でございます、まず一旦課税はするんですけれども、課税免除という扱いになります。その後、復興特別交付税でそちらは財政補填されますので、そちらで歳入という形で入ってまいります。

次に、2点目のご質問の町県民税の来年度の通常課税の認識ということでございますが、議員おっしゃるとおり、所得の低い階層の世帯が多くいるということになります。今、避難が続く中ではございますが、所得に応じた課税という部分となってまいりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 人件費の件についてでございますが、普通交付税とそれから特別交付税の区分の整理によりまして減額と

なっているものでございます。人件費としての確保につきましては、必要な財源が確保されるように今後も努めてまいります。

続きまして、震災復興特交の補助裏分の大幅減はなぜかという部分でございます。これは補助裏分への措置でございますので、補助により実施する事業と連動しているものでございます。補助のほうの事業費が復興が進んだことにより減額になったり、あるいは基金として積立てが進んだことにより減額となっているものでございます。こちら引き続き、財源が措置されるように協議をしてまいります。

それから、移住定住の直接支援についてでございます。こちらは一般質問でいただいた質問の繰り返しになり、恐縮でございますが、国として制度を示されてはいないところでございますが、国の制度要綱に準じて浪江町も実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 予算書の6ページの町内コミュニティ再生事業についてのご質問にお答え申し上げます。

この事業につきましては、先ほどもお答え申しましたように、各行政区あるいは団地自治会等のコミュニティ再生を図るような活動を支援している事業でございます。その際、そういった活動に参加を促すために、新たに帰還された町民の方等については訪問も行っております。その際、福祉あるいは保健部門につなぐような支援が必要な方がいらっしゃれば、その都度、そういった情報については担当課と連携を取りながら対処していきたいと、今も行っておりますが、今後も続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 予算資料10ページ、ナンバー8、除染検証委員会のご質問にお答え申し上げます。

議員お察しのとおりでございます。帰還困難区域の拠点の検証となつてまいりますので、問題意識をさらに強く持ちまして、除染検証委員会の結果などを都度しっかりと情報の発信をしていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 再質問のお答えいたします。

まず、資料12ページのナンバー3、新規就農者確保促進事業のうち、新規就農者経営発展支援事業補助金について、移住者と町内の

差の理由はということでございます。

ここで金額に違いが出るというのは、移住者は全く基盤のないところで浪江町に来るということと、一方、浪江町民であると、町の基盤ですね、農地であったりそういったものがあるということで、こういった差になっております。

また、それ以外にも新規就農に関わる支援策はございますので、そういったものを組み合わせていただいて、ここでは差はありますけれども、全体的に新規就農を進めてまいりたいと考えております。

それから、次の帰還環境整備事業の活用はしないのかということでございます。今までいろいろ相談をいただいております、例えば倉庫が欲しいと、農機具の倉庫が欲しいとか、そういったところだと、なかなか汎用性の高いものは補助対象にならないということがございます。一方、山木屋地区であるような特定の目的を持った農機具であったり、建物であったりというところは、内容によって対象になることもございますので、そういった相談をいただきながら進めていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、つしま活性化センターの件でございます。よろしいでしょうか。予算資料でいうと13ページの一番上、13番になりますけれども、改修内容を先ほど説明させていただきました。長期間使っていないということで、もちろん、共同調理場なども使える状態にはしていきたいというところでございます。もともと津島地区の交流の拠点となる施設でございましたので、今後もそういった位置づけになるかと思います。そういった設備、共同調理場なども活用して、地域のコミュニティに資する建物になるものと考えてございます。

続きまして、畜産事業についてでございます。

概要でございますが、北棚塩地区において約25ヘクタールの用地で計画しているものでございます。こちら町全体の農業拠点施設として位置づけておりまして、規模といたしましては、経産牛1,300頭、生乳生産量、年間1万トン、販売向け搾乳素牛、年間80頭生産、販売向け肥育素牛、年間700頭生産、それから堆肥生産量が年間1万トン生産ということで考えてございます。

そして、今回、特徴的なのがバイオガスの発電施設を整備する予定としておりまして、こちら畜舎から密閉型でバイオガス発電施設に糞尿を投入しまして、周囲に臭気などが大幅に漏れないような形でガスを活用した発電を予定しているということでございます。そちらで発電された電気ですけれども、自家消費として牧場の運営で、牧場全体の消費量の6割から7割を考えているということです。

そして、もう一つ大きな柱としては、教育と研究、そして研修施設の機能を併せ持つということになります。酪農を学ぶ全国の農学部
の学生さんとか、あとは酪農の後継者の方もいらっしゃると思
いますけれども、この浪江町に来ていただいて、今の酪農の経営と生
産技術を学んでいただいて、こちらでずっと働いてもらってもいい
ですし、独立して自分で開業してもらってもいいということでござ
いますので、浪江町に対して研究者の往来であるとか、定期的な全
国から酪農の技術を学ぶために来るといふ施設を考えてございます。

それから、これ追加で申しますと、やはり周辺から環境に対する
影響をいただいておりますので、こちら法令に基づき排水処理、
あとは臭気、そういったものをしっかり事業者に遵守させ、町とし
てもしっかり見ていく。それから、地域の方とも組織をつくりまし
て、定期的にこの牧場の地域への影響の度合いですね、影響がない
ということを丁寧に確認してまいりたいと考えてございます。

続きまして、それから、もう1点が、まず地力回復の点でお話が
あったと思いますけれども、私の説明がちょっとうまくできなくて
申し訳なかったんですが、帰還困難区域に関しましては、来年度は
保全作業をやっていただくということになります。245ヘクタール
の地力回復は、解除区域の表土剥ぎをした農地に対しての堆肥投入
となりますので、申し訳ありませんでした。

そして、最後なんです、いわきで再開された方が町の担当に断
られたということでもありますけれども、確認したところ、現在も相
談は続いておりまして、事業用地を今も継続して探されているとい
うことでございますので、継続して今も相談をいただいている状況
ということを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 予算資料18ページにございます消防施設の
改修といいますか、津島地区の屯所ですが、中身は改修をする予定
でございます。

それから、職員の配置についてのご質問もございましたけれども、
これについては繰り返しになりますけれども、毎年度業務量の推移
あるいは組織の見直し等がございまして、そのために必要な人員に
ついては各自治体等からの派遣をいただきながら、必要な人員の確
保に努めているところでございます。その中で、各課等の人事ヒア
リングを踏まえながら適正な人員配置に努めているということでご
ざいます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑はありませんか。

2 番、石井悠子君。

○2 番（石井悠子君） 2 番、石井悠子です。

私からは、これは町外、特に県外のこれからも町とつながってほしいという思いがあることから、質問させていただきます。町民の思いを。

資料の 9 ページ、11 番です。先ほど継続事業で、二本松のことは 16 番議員が聞いていただいたので了解を得たのですが、この生活支援事業について、総合事業費としては令和 3 年度から、予算としては令和 2 年度よりは 1,000 万円以上多くの事業費を確保していただいています。この間、令和 2 年度は訪問ができなかったということで、多分、マイナスになっているというか、予算が減額されたと思うんです。県内外、今もまたコロナ禍というのが続いている状況で、特に県外の支援員を来年度は 7 人から 3 人にすることというのを伺っているんですが、どのような事業活動をしていくのか伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のように、今年度につきましてはコロナ禍の影響がありまして、なかなか関東圏のほうは活動ができなかったということで、令和 2 年度の予算上では減額というような形を取らせていただいております。

しかしながら、3 年度につきましては、状況的にまだ分からない状況でございますので、こういったコロナ等の状況等の改善が見られましたら、通常どおりの支援活動を実施してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 2 番、石井悠子君。

○2 番（石井悠子君） 先ほどの答えで、またコロナが収まった頃には訪問などもしていただくということを伺って安心はしたんですが、ただ、支援員というものが、去年 12 月に私、一般質問した後に、1 月から町外の方、特に県外の人に電話連絡をしていただいている、やっぱり支援員の存在、ああ、いたのねというのが町民から上がっていて、でもやっぱり電話をしてもらうことで、やっぱり浪江町の人に忘れられていなかったとか、気にかけてくれていたんだとか、やっぱり浪江の話ができることがうれしいという電話をいただきました。あと、その電話によって、例えば今年度こういうことが困り事がありますとか、そういうことを、多分、支援員さんがリアルに現場状況を聞いたことを報告書としてまとめていると思うんですね。

それを提出していると聞いたんです。それで、例えば困り事とかそういうものに対して、今年度どのように生かしていくのか伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のように、報告書等が上がってきております。基本的には、受託事業者のほうでこれに対応していただくこととなりますけれども、現在のところは社会福祉協議会さんのほうに委託しておりますので、そういった福祉関係の専門的な知識を有する団体でございますので、そちらのほうに対応していただくのと、あと、我々の事務所のほうでも保健師さんを抱えておりますので、そういった専門的な部分で対応しているところでございます。

来年度もそういった形で実施してまいりたいと思っております。
以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、石井悠子君。

○2番（石井悠子君） ありがとうございます。

それで、私、予算書を見て思ったんですけれども、例えば6ページの10番の町内にコミュニティ再生をする方を置くという、先ほど言ったじゃないですか。それで、県外も町外の方もまだ帰還することを諦めていない方もいらっしゃるんですね。でも浪江町の状況が分からないから不安で帰れないという方もやっぱりいらっしゃるので、もし支援員さん同士、その事業に携わっている方同士で例えばリモートとか、今、はやりの、ああいうので例えばこういうコミュニケーションを取っていただいて、少しでも帰還につなげたいと思っているんですが、町はどう考えるか伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） ご質問にお答えします。

大変よろしい案かと思っておりますので、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑はありませんか。

9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） まず、令和3年度というと、国は第2期復興創成期間と位置づけて、これから新しく復興に取り組んでいくという位置づけであります。町の予算も見ますと、それを踏まえた予算編成かなと思っておりまして、何点かそういう立場で質問いたしますが、特に新規事業についてお伺いします。

予算資料7ページの番号13から20、これは馬場議員からもありましたが、移住定住関連予算で約1億3,000万円計上されております。ただ、各自治体、移住定住に関しては横並びのメニューが多い中で、

この一般財源の持ち出し、約90%以上が持ち出しとなっている番号13、課題解決型地域活動支援事業なんですけれども、これは町独自のメニューなのか、それとも国の支援もいただいていますけれども、町がちゃんとこういうような企画を出して国が認めた結果だということか、そういうのをちょっとお聞きしたいなと馬場議員とのやり取りで思いました。

また、課長から、まだ国の制度設計がされていないのでちょっとというようなこともありますが、私は、もう町が先行して全国から移住定住を呼び込むような制度、メニューをつくるべきだと思うんですよ。財源は、行財政長期安定化基金、ここを取り崩すと。今、税収を上げないと町の中長期的な財政安定は見込めませんから、この基金は取り崩す処分に値する私は事業に町独自で策定しても取り崩すことができると思っておりますので、もっと画期的に、活発にこの移住定住支援には取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、その辺はまずどういうふうにお考えかお伺いします。

併せて、番号17、移住相談チャレンジ拠点整備事業、次の番号18、移住者向け住宅支援事業、番号19、移住お試し宿泊事業について、概要以外にも補足を求めたいと思います。

次に、8ページ、番号6、介護関連施設整備事業ですが、建築は昨年12月定例会で総額約11億6,000万円、工期は今年の12月28日までとなっており、現在、建築中ですが、たしか当初利用者は18名を見込んでいたとの説明だったと思いますが、今回、デイサービスを提供するための関連予算と推察しますが、何の予算なのかお伺いいたします。

続いて、9ページ、番号2、新型コロナウイルス感染症対策です。厚労省は、3月末までの期間は十分な供給量が見込めないことから、これまで自治体に求めた準備スケジュールの一部を遅らせる可能性があることを明らかにしております。現在、混乱の中でワクチン接種事業対応が大変だとは思いますが、不透明な中でも、町はどのような新年度スケジュールで接種を実施するのか、現段階でのスケジュールをお示しいただきたいと思います。

次に、20ページ、まず番号11、建造物等調査事業です。ヘリテージマネージャー、ヘリテージマネージャーというのは私、初耳でしたので、ネットで調べました。そうしたら、地域歴史文化遺産保全活用推進委員をヘリテージマネージャーと言うそうです。この地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して地域づくりに生かす能力を持った人材のことがヘリテージマネージャーだと思います。この調査をどのように生かすのか、概要について補足説明をしてい

ただきたいと思います。

また、番号16、震災遺構管理運営事業、番号19、復興海浜緑地多目的広場整備事業についても補足説明を求めたいと思います。

最後に、二本松事務所関連についてですけれども、これ予算書では88ページの目6仮庁舎管理費1,571万円がいいのか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 移住定住策でございます。ページ番号7ページでございます。ナンバー13からナンバー20までの移住定住策でございますが、財源、一般財源となっておりますが、多くが特別交付税の措置対象となっているものでございます。

それから、町が先行してメニューをつくるべきであるというご意見でございました。私ども、その心づもりで、国の制度設計よりもずっと先行して戦略を練りまして、その戦略に見合った施策を、それも考えまして予算計上をさせていただいたというふうに思っております。後追いで国の制度が遅れてついてきていると、我々のヒアリングによって制度がつくられてきているというふうな認識を、この場で申し上げるのはちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、そういう思いで事業を考えているところでございます。9番議員と全く同じ気持ちでございます。

それから、ナンバー17以降について補足説明をということでございました。

ナンバー17は移住相談チャレンジ拠点整備事業でございまして、これはいわゆるコワーキングスペースというふうな言葉が使われたりしますが、共同事務所のようなスペースでございまして、1つの事務所の中にいろんな事業をやる人が一緒にいるような場所で、しかも会議スペースとかは共有するようなそういう施設になりますが、異業種の人たちが同じ場所にいるので、異業種の交流といいますか、ビジネスマッチングと言ったりしますが、そういうことが生まれやすいような施設をコワーキングスペースと言ったりしますが、そういうスペースと、それから地域おこし協力隊などが活動するような居場所としての機能、そういったものを持つ移住相談チャレンジ拠点をハード事業、唯一のハード事業でございまして、整備したいというふうに考えておるところでございまして、計上しておりますのは、概要設計の費用として予算を計上させていただいているところでございます。これは一団地事業の中心市街地の整備事業の中で交流機能というものが検討されておりますので、それと連動したもの

としてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、18番、移住者向け住宅支援事業でございますが、これは、従来は住宅を所得したときのみの補助制度がございましたが、賃貸に対しては今まではなかったもので、最初から移住してきてすぐに住宅を買うかどうかという疑問もございましたので、賃貸の方にも支援できないかということで、この制度を設けたいというふうに考えているところでございます。それから、一応、1万円程度で予算上考えているところでございます。月1万円ぐらいで考えているところでございます。

それから、19番、移住お試し宿泊事業、こちらはいこいの村のコテージを移住者に月ぎめぐらいでお借りして、自己負担は2万円程度になるように、その差額を補助してまいりたいというふうに考えている事業でございます。また、併せて移住検討者の足としてレンタカーなどの補助ができないかということを考えているところでございます。そういったものを含めて予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 資料8ページのナンバー6、介護関連施設整備事業についてお答えいたします。

こちらにつきましては、外構工事として、駐車場を212台駐車できるスペースを想定してございます。そのほかに、介護関連施設用の備品を購入する予定となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） ワクチンの接種スケジュールのご質問にお答えいたします。

まず、ワクチンが当町に入荷する見込みでございますが、まず国から4段階に分けて来ることになっておりまして、その最後の4月26日の週からの出荷が当町には該当するのではないかと今のところ推測しております。その4月26日の週に出荷されて届いたものについては、5月の連休明け、今のところ想定としては5月16日の週に接種を開始していきたいと思っています。

ただ、国からの通知どおりにワクチンが入荷するかどうかというのは現段階では不明でありますので、この時期がずれることもあり得ると考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） ページ、20ページ、番号11の建造物等調査事業についてでございます。

事業概要に記載されておりますヘリテージマネージャーにつきましては、議員が質問のところでご発言いただいたとおりでございますけれども、このヘリテージマネージャーに委託をいたしまして、帰還困難区域の歴史的価値が今のところありそうなのといえますか、そういった認可等について、その価値があるかどうかの価値判断、あるいは状況判断などをしていただいて、町としては、まずはその資料として図面、それから、いただいた所見の記録保存を行っていく考えでございます。

もう一つ先には、所有者の意向がございますけれども、例えば登録有形文化財などの登録が、まず所有者がそういったところを目指していきたいというところであれば、そういう登録も考えていくというような形でございます。

今のところ、次年度においては、4件ほどの予定をしているところでございます。

それから、番号16番、震災遺構管理運営事業についてでございますけれども、震災遺構管理運営事業につきましては、昨日も事業について少し触れさせていただきましたけれども、夏秋頃に全てのその工事を完了する予定でございまして、それ以降に運営に入っていく予定でございます。本予算につきましては、下の関連映像記録作成と、それから上の震災遺構整備事業ということで、昨日も出しましたプールの解体に伴うフェンスの設置、それからスロープの設置、通路等の舗装、いわゆる外構の工事ですね、外構の工事を除いた分が運営費といたしまして、この16番ということで計上させていただいてるところでございます。

それから、20ページの19番、新規事業といたしまして、復興海浜緑地（多目的広場）整備事業ということで、次年度、新規として上げさせていただいております。これ何かといいますと、パークゴルフ場を整備するための事業の検討予算となっているところでございます。総事業費のほうは3,484万6,000円となっておりますけれども、次年度におきましては、まず、その基本計画ですね。パークゴルフ場を整備するためのどのような条件が必要で、こういった整備が必要になるかというところを基本計画の中で明らかにしていきながら、その事後、その基本計画にのっとり事業を進めていくような考えで予算のほうを計上させていただいております。基本計画、それから地形測量、それから地質調査などを含んだ予算がここの中で上げられているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 二本松事務所の経費についてお答えいたします。

二本松事務所につきましては、今年度末で廃止となるわけなんです。が、廃止となっても、取り壊しまでは建物等の維持管理経費がかかりますので、こちら88ページの目6 仮庁舎管理費等で計上させていただいております。

なお、116ページ、目1 生活支援事業費のほうに、二本松出張所関係の経費はこちらのほうに計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） まず、移住定住関係ですけれども、町側でどんどん発想、発案をして、国が後でついてくるような今イメージと取りましたが、そのまま突っ走っていただいて、国が分かりましたというような事業を策定していただきたいし、展開をしていただきたいと思います。これは気持ちが一致としました。一つになりましたから。

それで、番号17の移住相談チャレンジ拠点整備についてなんですけれども、これは一団地事業が大体令和7年度ぐらいに施設供用開始ができるんじゃないかというような多分説明を受けたと思います。ただ、このチャレンジ拠点整備事業は、もっとも、もっと早く前倒しで急ぐべき事業だと思っております。いつ頃このチャレンジ拠点整備を完了するのか、完了予定時期。

また、一団地事業と関連するので、同じような時期であれば、今現在空き店舗である「まちなみまるしえ」、あそこを目的外使用になるかもしれませんが、チャレンジショップも入っていますので、何とかあの空き店舗を活用して、もう最初にこういう窓口をつくっておくことも必要ではないかと思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

あと、大体、あと何点かありますけれども、これは時期についての再質問です。

まずは、介護関連施設に関して、今後、運営については指定管理者になるはずですから、これは公募をして、もろもろの事務的な準備をして、開所はいつになりますかと、デイサービスを提供できるのはいつになりますかと、時期についてお伺いします。

あと、震災遺構についても同じような質問になりますが、これは誰が管理運営をするのですか。この管理運営はどうなるのかお伺い

します。また、この震災遺構として公開する時期についてもお伺いします。

あと、最後、この多目的広場整備事業の完了時期はいつ頃予定されているのか、併せてお伺いします。

最後なんですけれども、二本松事務所に関してです。二本松事務所は、土地の賃貸契約は来年3月31日までと記憶しております。賃貸借契約上、建物、上物は解体など原状回復義務が普通は課せられていますけれども、それはどのような今契約になっているのかお伺いします。

また、事務所建設に関しては補助事業等により取得したと思うんです。その場合、財産の処分制限はされていると思いますが、その事務所の残し方というか解体について、どのような3年度は考えなのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） チャレンジ拠点の目標完成年度は、令和6年度を目標としているところでございます。

また、それまでの間、時間がかかってしまいますので、ご指摘のとおり、「まちなみまるしえ」の一室をお借りして、そこで活動してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 介護関連施設の開所時期につきましては、工事完了後、数か月後には行いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長、もう一度。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 工事完了につきましては、来年度3月を予定してございますので、そこから3か月後をめどに実施できればいいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） まず初めに、震災遺構の管理運営についてどこが負うのかというようなご質問でございますけれども、今のところ事業者選定については次年度初めを予定しております。次の公開のタイミングに関連してきますけれども、公開、先ほど工事、夏明け終わりというような話をしましたけれども、終わってすぐにでも始められるような形で、年度当初から体制整備に入っていきたいと考えているところでございます。

それから、次の復興海浜緑地多目的広場についての完了時期でございますけれども、基本的には、今のところ次年度基本計画をつく

る予定であります。そういったところで、一体どういう条件の下でパークゴルフ場が整備できるのかというところの計画をいわゆる一番最初から組み立てていくような形になりますので、その条件等によっては、その整備の時期が変わってくると思われます。そういった意味では、今のところ、まだはっきりとした完了時期というのはお答えできるような状況にないというところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） お答えします。

二本松事務所の土地の関係ですが、契約上は1年ごとの更新にはなりますけれども、最長で来年の3月31日までということになっておりまして、契約上はご指摘のとおり原状回復、要するに建物等を解体撤去しまして、更地にしてお返しするというようなことになります。

さらに、補助事業の関係ですが、こちらのほうも確かに国庫補助が入っておりますので、所管は総務省になるかなと思いますが、こちらのほうと財産処分の協議を行った上で処分をすることになるかと思えます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 先ほど外構工事のほうの駐車台数について、212台とお答えしましたが、正確には101台でした。訂正します。申し訳ありませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、午後1時30分まで昼食休憩とします。
(午前11時46分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後1時30分)

○議長（佐々木恵寿君） 報道機関から撮影の申出があります。これを許可したいと思っておりますので、ご了承ください。

ここで、教育次長より発言を求められておりますので、これを許可します。

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） 午前中の山崎議員からの震災遺構の管理運営につきまして誰が行うかという質問がございました。その中で、私の答弁といたしまして、次年度に入ってから早期に決定していくというような時期の答弁をしてしまいましたが、

正しくは、管理運営は決定しておりませんが、指定管理のほうも視野に入れて考えているということでございます。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 議案第37号について、ほかに質疑ありませんか。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 予算資料で何点かお聞きしたいと思います。

予算資料の9ページ、新型コロナウイルス感染症対策について、ワクチン接種について先ほども山崎議員からありましたけれども、私は、16番議員が言ったとおり、避難者の定義がちょっと町と県とは大分違うんですね。だから、町の場合は東日本大震災時の、あくまでも住所を移しても浪江町民、避難者扱いになっていると思います。あと、県では、復興住宅へ入ったら、もう避難者はもう避難者とはみなさないと、私も復興住宅へ入ったから言われました。だから、それでワクチン接種、本当に果たして浪江町民全部に順調に接種できるかちょっと疑問でお伺いしたいと思います。

あと、もう1点、ワクチン接種に関して、寝たきりなど体の弱い方、どうしても接種会場に行けない方もおられると思うんですけれども、それはどういった対応をするのか、あと、その症状はどれぐらいだったら逆に在宅接種できるのか。

あと、避難している方でも、浪江町内で接種したいという方もおられると思うんです。そういう場合は対応できるのか。この3点をお願いしたいと思います。

あと、予算資料の12ページ、農林水産業費、1番の農地最適化のためのパトロール事業、継続事業ですけれども、これは大分圃場は荒廃したところは少なくなったと思います。ただ、現在、家屋解体などをやって、更地となった近くの農地、畑なども結構あるけれども、そういうのはパトロールして対応しているのかをお伺いしたいと思います。

あと、12ページの7番、育苗施設整備事業、これは育苗施設の建築設計業務委託とかのまだ段階だと思いますけれども、種籾の消毒をどう考えているのか。温湯消毒とか薬剤消毒とかありますけれども、ただ、町長はよく安心安全な農業と言っています。だから、どういったことを町では考えているのかをお願いしたいと思います。

あと、13ページの鳥獣害駆除事業、15番ですか、これ、今回、ニホンザルの対策事業業務委託料はかなりの金額が入っています。この対策、どういった方法を考えているのかお伺いしたいと思います。

あと、予算書のページ、85ページ、節の17の備品購入費、ドロー

ンが28万6,000円ですか、これはこういった目的で使うのか、そして何台を購入を考えているのか、以上をお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） ワクチン接種のご質問にお答えいたします。

町民全員にということでございますが、町外にいる方については、16番議員の一般質問でもお答えしましたが、住所地外接種届出済証、これを接種券と一緒に送ります。その上で、避難先自治体で予約を取っていただき、会場に接種券と住所地外接種届出済証を持っていけば、ワクチン接種はできるようになっております。

次に、2点目ですけれども、寝たきりとか在宅接種の件でございますが、まず寝たきりの方については、かかりつけ医とご相談いただいて、接種したほうがいいのか、それとも副反応等のおそれもありますので接種しないほうがいいのかを決定していただいた上で、あとは、寝たきりの方ですと移動が困難ですので、あくまでも任意接種なので、無理をしないような形で接種希望する、しないを決めていただければと思います。

あと、町外の方について、町内でということですが、これにつきましては、ワクチンの量が限りがありますので、町外の方は現在お住みの自治体で受けていただくようになります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、予算資料12ページの1番、農地最適化のためのパトロール事業ということでございます。今年度も農業委員、農地最適化推進委員の皆様を中心に農地パトロールを実施しているところでございます。農地の一覧などをお渡しして、担当範囲を回っていただいているということで、宅地周りの農地も対象になっているということでございます。

今後でございますが、現在は特認の保全事業で適正に管理されているところでございますけれども、今後、営農が広がると、そちらの営農のほうに手が割かれて、保全管理がなかなか行き届かない地域も出てきたり、そういう状況も想定されますので、町といたしましても、農地の担い手の集約のための話し合いも進めながら、農地の保全管理に努めていきたいと考えてございます。

続きまして、種粃の消毒でございます。町が整備を予定している育苗施設でございますが、そちらで生産されたといいますか、できた苗をそのまま買い取って、皆さん植えていただくというようなこ

とになります。

種籾の消毒でございますけれども、環境に影響のないような消毒であつたり、生産物としての米に影響のないような消毒でやられると考えております。ただ、詳細にどのような薬品を使ってとか、こういった手法でというのは、今、詳細に答えることはできないんですが、そういったところもしっかり確認してまいりたいと思います。

続きまして、猿対策でございます。猿に関しましては、まず、浪江町の農地に相当影響を与えているのが、川房を中心として小高区と浪江町を行ったり来たりしている群れだということでございます。そちらが今、約113頭の群れを形成しているということでございまして、来年度から3年間をかけて個体調整を実施していきたいと考えてございます。まずは、それを50頭程度に個体調整を目標にしていきますけれども、一気にやってしまうと群れが分裂したり、またちょっと管理し切れない状態になりますので、分裂しないような状況の中で個体調整を進めていきたいと考えてございます。そちらの捕獲活動、個体調整活動ということで、この予算を計上させていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ドローンに関しては、総務常任委員会管轄なので、外していただきたいと思います。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 12ページの農地、目的は確かに圃場の場合はきれいに管理していると思うんですけども、宅地周りはどうしても、今、散歩をして見に行っても、管理していないような感じがするんです。だから、これからもやっぱり見栄え的に荒廃を感じないように、できたら、やっぱりいろんな大型化をしても、宅地周りはこれは小さいから管理できづらいんですね。だから、そういうのを集中的にやってほしいと思います。要望です。

あと、消毒も、温湯消毒は60度に10分だと思ったんですけども、そんなに手間がかかるものじゃないです。ただ、農薬消毒をやると、あれ、農薬を使って本当に安全安心には反するんですよ。私は、震災前、種籾はやっぱり温湯消毒でやっていました。本当に安心安全で、確かにうまい米ができます。だから、そういう心がけてやれば、育苗自体もそんなに難しくありません。やってもらえばいいと思います。これも要望でいいです。では。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番です。何点か質問させていただきます。

質問は、この歳入歳出予算資料の薄いので質問させていただきます。

11ページの番号16、ゼロカーボン推進事業というふうなことで2億4,177万円でありますけれども、先ほど説明をいただきました。その中で、新電力等会社設立検討とありますが、具体的に説明をいただきたいというふうに思います。

また、そういうふうな会社を設立するとすれば、浪江町との関係はどのような関係の中でやっていかれるのかお伺いをいたします。

それから、13ページの16、新規事業で復興牧場事業3億9,926万円、この事業内容は説明をいただきました。その中で、地元の説明会をやられたと思いますが、その状況はどのような状況であったかと、それからまた、結局、地元の了解は得られたのかというようなことと、それから、地元の方が心配しているのは悪臭と汚水の問題かというふうに思いますが、町の説明をもう一度お願いをいたします。

それから、13ページの番号20番、新規事業で農山村地域復興基盤総合整備事業1,566万円、事業内容の説明をお願いをいたします。

それから、13ページの番号21、新規事業で農山村地域復興基盤総合整備事業1,566万円、この事業内容の説明をお願いします。

それから、同じく13ページの番号21番、福島森林再生事業2億2,370万円、継続でありますけれども、場所はどこですか。お伺いをいたします。

それから、15ページの13、これは継続でありますけれども、道の駅なみえの運営事業で1億705万円の道の駅運営事業、それから維持管理人というふうなことでありますけれども、これ毎年この1億円かかるのかと、そのことを質問いたします。

それから、最後に、16ページの番号21、地域おこし企業人659万円、この事業内容を説明していただきまして、そして地域おこし協力隊と地域おこし企業人との違いというふうなものはどういうふうなものかというふうなことをお聞きいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ゼロカーボンの中の新電力というご質問でございますが、ゼロカーボンを進めるに当たり、そして、エネルギーの地産地消を行うに当たり、果たして新電力会社というものがどうか、どのような形であれば有効に機能するか、そういったことのまずは第一歩の議論をするため、検討していただくという委託事業でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

まず、資料13ページ16番の復興牧場事業でございます。

まず、地域への説明でございますが、一昨年10月から説明会を始めてございます。各地区において、行政区長さんとお話し合いをしながら適時説明をしております。特に立地地域である北棚塩地区におきましては、同様の施設である福島市のフェリスラテを見学していただいたり、その後署名活動もあり、その内容も踏まえて、また再度説明会も開催するということをさせていただきました。

それぞれの地区で申しますと、南棚塩地区においても、役員会において説明をさせていただきましたし、浦尻地区におきましても、地区の説明会を開催させていただいたこと、そして、北棚塩地区と同様に、福島市のフェリスラテの視察もさせていただいたところでございます。そのほかに、幾世橋地区ほかの3地区においては、行政区長さんへの説明をさせていただいたところでございます。

署名であったり、あとは署名の内容であったり、反対される方のやはりご懸念は、悪臭がするのではないかということであったり、地下水に影響が、地下水は活用するものですから、周辺の井戸を活用しているときに影響があるのではないか、それから、鳴き声がうるさいのではないか、そういった質問をいただいたところでございます。それぞれに対し、例えば排水であれば、各種法令基準を守ることとはもちろん、高度な水処理施設を導入させていただくということや、臭い対策であれば、午前中にもお答えさせていただきましたけれども、バイオガスプラントを活用して密閉型を処理して、その処理した後は、悪臭の発生しない残渣物が出まして、そちらは堆肥に活用していくというようなことでございます。

それでも臭いはあるのではないかとのご懸念もございますので、臭気判定士、人間が定期的に来て臭いを確認しますというような説明もさせていただいたところでございます。

地下水への影響に関しましては、地質を専門にする会社に問合せをいたしまして、ボーリングのデータとあとは井戸との離れている距離などを勘案した説明もさせていただきました。

その後、反対の方々のご自宅に足を運んだりして、対話を繰り返してきたところでございます。まだまだご懸念を持たれる方もいらっしゃいますし、その説明の中でご理解をいただいた方もいらっしゃいます。今後も、そういった事業の中身、それから、町が責任を持って環境対策もしていくという話をさせていただいて、理解を

いただく取組を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、続きまして、13ページ20番の農山村地域復興総合整備事業、こちらの中身でございます。こちらは藤橋地区の圃場整備事業でございます。町負担分がございますので、そちらを計上しておりますけれども、一般財源分は後で特別交付税措置されますので、実質町負担はゼロで、藤橋地区の圃場整備は始まっていくということでございます。

それから、21番福島森林再生事業でございます。こちらのどこかということでございますけれども、この中身で、年度別計画と実際の森林整備委託ということになっておりまして、年度別計画におきましては、藤橋地区の森林を対象としてございます。それから、森林整備委託のほうでございますが、幾世橋地区と棚塩地区の森林になっています。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 資料の15ページ、ナンバー13道の駅なみえ運営事業、今回1億円計上につき、毎年1億円なのかというご質問でございますが、今回、3月にオープンということで、まだできていない工事がございまして、後ろのところの公園などありまして、サイン工事などありまして、4,000万円ぐらいはこちらに含んでおりますので、そういったものは次の4年度には少しずつなくなってくると思われます。

次に、16ページ、ナンバー21地域おこし企業人と前ページの地域おこし協力隊、この違いにつきましてご説明いたします。

企業人のほうは、企業の中の社員として、身分を保持したままこちらに来て、こちらであらかじめ上限の賃金を払い、そして、企業に私どもの負担金を払っておりまして、そして、その人は企業から給料をもらっています。企業人が持つ知見を町の課題解決につなげる、そういった制度であります。地域おこし協力隊は、町の会計年度職員として採用しておりますので、町から給料を払っております。昨日のご質問のあった委託料というのは、それぞれの受入団体に支払い、その受入団体が使うものでございます。今現在、大堀相馬焼、まちづくり会社など、そういったところが、その受入団体となっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 再質問します。

復興牧場事業の件では、一昨年の10月から説明をしていただいて

いるというふうなことで、地元の了解はいただいたというふうなことでよろしいかお伺いをします。

それから、いろいろ反対の方々には、家庭まで行って説明をしているというふうなことで、丁寧な説明をされているんだなというふうに思います。

やはり、町の責任をもって、町が責任を持つんだというふうなことで理解を得られるというふうに思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。

それから、道の駅なみえの運営事業で1億705万円というふうなことでは、事業も入っていると、6,000万円ぐらい入っているというふうなことでありますので、そうすると、年間の運営事業というふうなものは、運営するのにはどれくらいかかるのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えいたします。

16番復興牧場でございます。先ほどの地元説明の中で、私説明抜けてしまったところではありますけれども、昨年の暮れに町の説明会を開催いたしまして、町長自ら町の責任でやらせていただきたいというお話をさせていただいております。その後、地区の役員会にも町長が行きまして、同様の話をしているということでございまして、その中では、期待する声と、あとはやはり丁寧に進めてほしいという声がありましたので、おおむね理解は得られていると思っておりますし、懸念がある方もまだまだいらっしゃると思いますので、そういった懸念を払拭できる事業としてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 道の駅の毎年のかかる費用でございますが、今年の場合でいえば、その臨時的なものを引けば6,000万円程度となっておりますが、ただ、また来年は来年で何かかかる場合もありますので、その金額に毎年なるよとは、今、断定できませんが、その工事費を差し引けば6,000万円くらいとなっております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 何点かお尋ねをいたします。

予算資料10ページの7番環境放射線モニタリング事業の中で、大気中のダストを採取し空間線量の分析調査を行うとなっております

けれども、これの採集の摂取場所と、あとの採取する機械というのは、常設のもの、固定しているようなものなのか、移動式なのか。また、ダストは年に何回ぐらい採取をして、その後の報告というのはどういう形で報告をしているのか、まず伺いたいと思います。

それとあわせて18ページ、予算資料、款9の総合費、番号で2番、これは防火促進事業となっていますけれども、消火器の配付を行うということですが、大体何世帯分ぐらいのを予定しているのか伺いたいと思います。

158ページの中で、需用費、この中で280万9,000円となっていますけれども、不足分はどこから補っているのか、その辺も合わせてお願いをします。

あわせて、番号8番防災拠点施設整備事業の中で、国・県の支出が大半だと思いますけれども、国・県の支出の中で、防災備蓄に係る、整備する備品、その辺のリストというか、要するに指定というものがあるのかどうかを確認して、もしあれば設備整備する備品の内容をお願いしたいと思います。

あわせて、19ページの番号9番、埋蔵文化財発掘調査事業となっていますけれども、多分、私の考えではRE100団地の用地なのかなとは思いますが、そのほかに予定地があれば、それも合わせて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

予算資料10ページ、ナンバー7の環境放射線モニタリング事業についてのご質問をいただきました。まず、場所でございますが、場所につきましては、立野上消防屯所、こちらが1月末まで測定を実施しておりました。こちら、家屋解体2月から始まっておりますので、こちらを沢上のちょっと東側になりますが、水道の中継ポンプ場の隣の町所有の土地のほうに、今、電気工事ですとか、移設のほうを進めております。

次に、荻野公民館、こちらも1月まで測定をしてございます。2月より荻野公民館の解体が始まっておりますが、こちらは場所の移設は考えておりませんが、ただいま、粉塵と家屋解体によりほこりとか舞ってまいりますので、こちらは一応3月までストップという形でさせていただいております。

次に、田末消防屯所、こちらにつきましても、2月より屯所の解体が始まっておりますので、1月末まで測定をしておりましたが、2月、3月は今、測定をストップしているところでございます。移

設場所については、大堀のコミュニティセンターの西側町有地のほうに電気の電源の工事、それから、移設のほうを今、進めているところでございます。

次に、浪江町スポーツセンター敷地内に設置をしてございます。これは測定を実施しております。

続いて、町立請戸小学校、旧請戸小、こちらについては、現在1か月ほど解体の工事が入っておりますので、止めることないように少し動かしながら、測定を実施しているところでございます。

いこいの村なみえの敷地内、それから、幾世橋の消防屯所で8か所になるんですが、幾世橋の消防屯所におきましても、2月から家屋の解体、屯所の解体が始まっておりますので、幾世橋の創成小学校の近くの公営住宅の集会所のほうに移設ということで、現在電気の工事、それから、移設のほうを進めているところでございます。

次に、これは移動式かどうか、固定式かというご質問でございますが、これは移動式となります。

次に、ダストの改修と言いますか、これについては、1週間ごと、ろ紙の回収ということで回収をしておりますして、報告につきましては、1か月ごと報告をいただくということになっています。この報告いただいたデータにつきまして、福島大学の塚田先生のほうに内容を評価いただきまして、3か月ごとに広報のほうで周知をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 予算書の18ページにございます防火促進事業、こちらについては、議員おただしのとおり、消火器を配付する事業でございまして、現在町内約1,000世帯ほど帰還者がおられるということでございますが、アパートなどの共同住宅については、配付を予定してございませんので、実際は830世帯を一応予算計上してございます。さらには、この需用費に583万1,000円ほど予算資料が載っておりますが、この内訳といたしまして、消火器代が498万円、それから残りについては、一応郵送代を含めた形で583万1,000円の計上をさせていただいたところでございます。

それから、その同じページの一番下にあります防災拠点でございますが、今回、この拠点の整備については、令和3年、4年の継続事業で整備を予定してございます。今回の予算資料の中のこの2億3,900万円の中には、備品代は含まれておりませんが、令和4年の完成時には、非常用の備蓄品といたしまして、数日間の食料品でありますとか、それから、避難所運営に必要な毛布でありますと

か、そういったものの備蓄は考えておりますが、何か国から指定されているわけではございませんので、町として必要な備品を備えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） 19番、番号9の埋蔵文化財発掘調査事業の場所ということでご質問にお答えいたします。

場所につきましては、棚塩産業団地内の復興牧場のところでございます。それからここの中に入っている事業で、試掘といたしまして、駅前の一団地整備事業の試掘、それから、現在幾世橋小学校で防災コミュニティセンターの前段であります発掘調査をしておりますけれども、その報告書作成費がこの中に含まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 今、4点ほど伺いましたけれども、全部了解しました。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに、質疑はありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 初めには129ページ、昨日もお伺いしたんですけれども、水素柱上パイプラインの輸送実証実験委託料1億円程度が令和2年あって、3年度も同じような金額なのかなと理解していますが、この実証した報告、それも1億円やっていて、令和3年度もちょっと1億円か分からないんですけれども、結果みたいなものの報告もないのに、また同じ実験毎年やられるのかどうか、ちょっと莫大なお金なんで、再度確認します。

次のページの130ページ、備品購入費で825万円。昨日の令和2年は、純水素じゃなくて水素燃料自動車と書いてあって、今回は純水素となっていて、何か字が違うんですけれども、多分同じものだと思いますが、この自動車を今年買って、来年も購入する予定でいて、この燃料の給油というか、補給というか、どこでやられるのか。また、このほかにも買う予定が1年に1台とかあるのかどうか、合わせてお聞きします。

次は、134ページ、12の委託料、乾燥調製貯蔵施設落成式等業務委託料、これ落成式やるのは、やるなとかは言わないんですけれども、2つあるのかなと思うんですが、これこの時期に落成式なんてお金かけて、なんぼ取っているかは分からないんですけれども、やる必要があるのかなとお伺いします。

次、135ページ、負担金補助及び交付金で、18の真ん中の辺で、農業者大型特殊免許取得支援事業補助金、これで100万円上がっています。農業機械も大きくなっているんで、大型特殊の免許が必要なのかなとは思いますが。それで、個人の免許を取るのに1人頭幾らずつ補助を出すかちょっと分からないんですけども、これの予算は一般財源ではないと思うんですけども、どこから来るのかお伺いします。

137ページ、8の畜産費、それで3億9,900万円程度の予算を取っていて、その16の工業財産購入費、多分全部買収しきれていないかと思うんで、その購入かとは思いますが、これ購入していないのに、畜産の団地を囲っちゃって、復興牧場をしていいのかという、ちょっと疑問でお伺いして、実際何名ほど、何ヘクタールぐらいがこの購入面積の予定なのかお伺いします。また、その人との会話は行っているのかもお伺いします。

あとは、143ページ、一番下の委託料、観光名所づくり業務委託料、よく分からないんですけども、観光名所づくりに委託、どういうところに委託するのかなということをお伺いします。

あとは、145ページ、先ほども多くの方から質疑されていましたが道の駅なみえの維持管理事業費、それで、指定管理料をちょっとお伺いしたいんですけど、ここずっと委託のページなんですけれども、指定管理料なんで金額入れてもいいと思うんですけど、何で入っていないのかなと。それで、幾らだか分からないんですけども、3,000万円ぐらいかなと本当は思っていたんですけど、実際幾らなのか、多分これは指定管理料なんで、多分言えるはずだと思うんです。

それで、この指定管理料というのは、どこまで入っているのかがちょっと分からなくて、この同じページの委託料の中には、自動ドア保守点検、施設警備、施設清掃、駐車場、植栽とほとんどのお金かかるのを委託していると思うんですけど、内容をちょっとこまめにしていないと、全部委託料で出されていて、管理料だけ減らないというのも、ちょっと不思議に思うんですけど。

あと、その14番の工事請負費、グランドオープン3月20日なんです。何で本年度中にできなかったのか、前の説明では3月20日のグランドオープンまでには全部できると、随分強い口調で言っていたかと思うんですけど、何でできなかったのかなと、これでグランドオープンなのかなと。ちょっとこういうふうになった経過。

あと続きまして、147ページ、一番下の委託料、ちょっと昨日も聞いたんですけども、地域おこし協力隊業務委託料と昨日も同じ質問をして、委託料なのに町から賃金払っていると言っていたら、

賃金で委託じゃないと思うんですけれども、昨日の課長の答弁は使われている方は各業者で、町から賃金は払っていますよと。全然委託じゃないんじゃないのと思うんですけれども、そうしたら、これ委託じゃなくて違う賃金か何かの支払いになるんじゃないのかなと思うんですけれども、そのところもう一度。

それに合わせて、その次のページ、地域おこし協力隊の募集も委託しているのね。これどこに委託するのかなと。町はこれ投げっぱなしなのかということをお願いします。まさか全部まちづくり会社なんていることはないと思うんですけれども、どういうところに委託して、成果出ているのかなと。多分これは今年からなのかな、ちょっと分からないんですけれども、その辺。

あとは、154ページで、公園費で14番の工事請負費、間違っていないければ、丈六公園の2期工事なのかなとは思いますが、来年度中に全部できてきれいになっているという解釈でよろしいのか。また、出来上がるのは早いうちなのかどうかお伺いします。間違っていたら、ここの工事どこのかもお伺いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご質問の129ページ、柱上パイプラインの結果の報告です。先々週に大学、ブラザー、巴産業から分厚い報告書の報告を受けました。必要とあらば、これを簡潔にまとめて、議会の皆様にもご覧いただきたいと思います。

次に、F C V補給はどこで補給するのかということです。今現在、買いましたのは、原町やいわきで補給しているんですが、環境省の事業の中では、町の事業ではありませんので、町の予算書に出ませんけれども、これを今年の秋頃にやっていただくようになっておりまして、ただ、これはF H 2 Rの水素は、一般の方には今のところ補給できないということになっているので、公用車とかそういった公的なものにしか補給できないというような、非常に残念なんです、そういったものをその簡易充填設備で充填できるようになっていきます。

もう1台買いますのは、これを啓蒙事業に使っていききたいと。従いまして、この2台、その簡易充填設備で秋口から補給できるようになりますが、ほかにも準公益的なもの、公益的な自動車があれば、そういったことで補給できるということになります。一般の人も補給したいというのはやまやまなんです、それは今のところ許されていないものですから、何ともこの辺はいかんともし難いところがあります。

一旦終了します。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

まず、落成式の件でございます。予算書でいうと134ページでございます。こちらカントリーエレベーターの落成式の費用でございます。これまでも復興事業、完成した際に落成式を行ってきた同程度の予算計上をさせていただいております。ご指摘にあるとおり、今、コロナ禍でもありますし、その開催については、今後中身については検討してまいりたいと思います。

続きまして、大型特殊免許でございます。

今のところ、まだ今、要綱をつくり込んでいるところでございますが、教習費用の2分の1以下で上限5万円程度を想定しています。ただ、自治体事例で、新規就農者確保であったり、営農者の意思するものということで、参考にした事業もあったものですから、計上させていただいております。

財源でございますが、予算書で申しますと76ページです。76ページの雑入がございますが、この下から2番目です。再生可能エネルギー推進協議会補助金ということでございまして、谷津田酒井の太陽光のメガワット当たり幾らということで、再生協議会に納入されます。その一部が町に返ってくるという財源でございまして、農地をかなり大規模に開発したことから、農業の振興に資するものに充てなさいという話もいただいているものですから、新規就農者や営農者に資するものに充てているというところでございまして、今回の取得支援事業は、この財源を使っているところでございます。

続きまして、購入する面積でございますが、少々お待ちください。面積にして1万841平方メートルでございます。こちら4筆ございまして、地権者数としては2名でございます。1名の方とは一度お会いしました。その後電話でもコミュニケーションを取っているところですが、地域の理解がもっと進まないという話もいただいております。もう1人の方は、どこにいらっしゃるかというのは把握しておるんですが、知り合いの方を通じて接触を試みているところでございますけれども、今、コロナが心配なので、あまり会いたくないという話をいただいておりますので、今後も接触できるように進めてまいりたいと思います。

もう1つであった、土地が復興牧場に囲まれて問題はないのかということでございますが、土地の活用に支障のないような開発計画と申しますか、通路の確保に、その場合は努めてまいりたいと思いますが、協力いただけるように進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご質問のページ、143ページ一番下、観光名所づくり業務委託料でございますが、どこに頼むかというのは、これからの契約になりますので確定はしておりませんが、やはり観光という部門にも手がける必要がありますので、いろいろな観光のコースであったり、観光のサインであったり、案内板であったり、そういったものを手がけていきたいということでございます。

次に、145ページ指定管理料でございますが、指定管理料の積算は非営利部分と、営利部分の面積を案分いたしまして、昨年と同じですが、非営利部分46%の面積、営利部分54%の面積となります。全体の維持管理料、計上してありますメンテナンスを除き、消耗品、保険料、水道光熱費、手数料、事務機リース、運賃、広告宣伝費、こういったものの全体の金額を出して、それを案分した数字、それと、給料の部分で、非営利部分に関わる給料の部分が営利部分で1億1,400万円、非営利部分、公的な部分で2,100万円、これらを足しまして、5,700万円、そして、5,700万円からテナント収入、それから、施設の利用費に係るお金などを差し引きまして、すなわち収入を差し引きまして5,000万円というふうに算出いたしました。

次に、14工事費、グランドオープンするのに、まだ何を工事するんだということでございますが、今年度になって、いろんな有名なキャラクターとの契約が成立しましたので、そのキャラクターの公園をつくっていきたい。そのキャラクターについてはご想像のとおりです。

次に、ページ147、地域おこし協力隊の委託料とは何ぞやということですが、地域おこし協力隊は会計年度職員として給料をもらっておりますが、その他、家賃とか出張費など、そういった旅費的なものは、それぞれの受入団体に支払い、そこから充てるということという制度の仕組みがそうっております。それは、かかった金額を精算していくわけでございます。それが委託料というふうになっている所以でございます。

募集も全部役場は全然やっていないのかということでございますが、募集もやっておりますが、やはり全国的な規模で募集をかけたいということでやっておりますので、たいした金額ではありませんけれども、委託をしております。それは、まちづくりなみえではございません。

以上、いただいた質問はこのくらいだと思いますが、失礼します。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、私のほうからは、予算書154ページ、款8項4目3節14工事請負費、こちらの公園整備工事についてはどういったものかというようなことでございますが、議員おっしゃるように、丈六公園の第2期工事でございます。完了につきましては、令和3年度中に完了をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 再質問をさせていただきます。

先ほどの水素の自動車で、今年度も825万円といういろんな活動のために使うと。それで、10月頃、もしかしたら、ステーション、そういうのできるようなお話で、じゃ、この購入はいつするのか、購入はいつ頃するのか。ステーションもないのに、1回ぎり燃料切れになりそうだ、やあ、原町まで行く、いわきまで行くでは、PRしているんだか、走るのもPRだとは思いますが、結構もう走っているんで、「ミライ」は。なので、その辺の購入時期。

それと、先ほどもちょっと質問していたんですけれども、そのほかに、来年度1台とか、2台とかの予定もあるのかなという質問もしたんですが、全然2台ぽっきりで来年度で終わりか。

あと、通常はどういうふうな形でPRするのか、町長が乗って歩くのか、その要件というか、僕ちょっと分からないんですけれども、毎日道の駅に展示しておくのか、使い道というか、どういうときに2台並べてやるのか分からないんですけれども、その辺をもう少しお聞きします。

それで、もう一つは、道の駅の運営費の5,000万円、これ去年も5,000万円と言ったんだかちょっと今、分からないんですけれども、一般質問やったとき、ちょっと定かじゃないんですけれども、5,000万円だったのかなと。それ以上出さないと、随分強い口調で言われていたんですけれども、ここに何で明記しないのかというのがちょっと、概算でも結構なんですけれども、なんで載せなかったのかなと、金額を。計算式はどうあれ、かかりは載せられると思うんですが、委託じゃないのに載っていないのは結構珍しいパターンなんですけれども、なんで載せなかったか。

あとは、復興牧場の件で、4筆2名というので、以前から全然進んでいないんだなというあれで、あと、迷惑にならないければ勝手にやっていいみたいな解釈にも取られるんですけれども、もう少し、やっぱりこの2名の方とは慎重にやってから、こういう計画をつくるのが普通なのじゃないかなとちょっと思うんですけれども、それに合わせて、先ほどから、課長の答弁だとこの北棚塩とか、多分近

隣の部落にだけやって、町全体的な問題だと思うんですね。伝染病とかになった場合に。それで、町の説明会はしたのかということをおちょっと聞きたいんです。

今、人間のコロナも、分からないうちにすごい伝染病があって、大体この伝染病というのは、いっぱい飼っているところから出てくるんですよ。通常。なので、北棚塩がよければいいとか、そういう話だと原発事故と同じ歩みをもしかしたらするのかなと懸念されるんですが、何で町全体で、あそこに復興牧場来たんで、意見説明会に来てくださいとか、いろんなところでできたと思うんですが、その辺はこの予算取りにするに当たって、検討して行ったかどうか。やっていたんではあれなんですけれども、広報でもそういうのあまり、なんかもう出来上がったみたいな感じの予定地みたいな感じで、反対している方も中にはいるんですよ。だから、説明会を聞けば、納得する方もいるかとは思いますが、実施したのかどうか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

F C Vの2台目につきましては、やはり簡易充填設備ができる少し前の時期に合わせて購入すべきと考えております。すなわち秋口に購入していきます。

これのP Rのやり方は、今、検討した上で予算取りしているわけですが、駅前で作るカーシェアリングや、タクシーや、そういった方の邪魔にならないということを留意しながら、準公益的団体にそれを貸出し、その公益的団体の所属員がそれに乗っていただいて、体験していただくというようなことを考えております。

次に、指定管理料を数字載せないのはなぜかと言いますと、これまでの予算書の中で、12節、14節、17節に当たりましては、ここにお金を入れてしまうと、予定価格公表したにも近いような形になることからかどうか分かりませんが、あまりここに金額は載せないという決まりでいるようでございます。隠しているわけではありません。隠しているという形になりますが、こういう決まりですので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えいたします。

町全体への説明会というものは実施していないところでした。地域への説明を若干優先した形になったかと思いますが、今後は大規模プロジェクトでございますので、町全体の復興に資するというところで、町民への説明に努めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 2つ。初めに、F C Vの車の利活用の方法を、先ほど若干説明があったかと思うんですが、これは一つの提案なんですけれども、例えで言うならば、タクシー会社は無償で貸して、浪江のタクシーに乗れば水素だとか、例えですよ。もう少し、何かイベントだけに使うのに、何百万円の車2台もというのもどうかなと思うんです。これが日本に1台しかないのであれば別でしょうけれども、この頃ちょくちょく見るようなんで、いっぱいよそに出回ったんでは意味ないんです。初めに使わないと。というところをもう少し利活用の方法を考えて、この800何万以上の浪江の水素ということで、使えればなと思っています。

あともう一つは、道の駅の5,000万円、計上の仕方は課長が決めたんだかどうかは分かりませんが、普通で言うならば、これはそれ以上のお金は出さないとやったんですよ、一般質問の中でも。だから、隠す必要はないんで、ここに5,000万円と書いておくのが普通だと思うんですが、いつ頃そんなこと決まったのかなと思って。

そして、このお金はそれ以上かけないと言ったんですよ、そのとき、くどいようなんですけれども。議会でそう言っているんですよ、課長が。これ以上は追加なくて、企業努力のほうで賄いますと。だったらここに5,000万円と書いておいて、それで頑張ってください。来年になったら6,000万円にするかという話じゃないんで、5,000万円というのをちゃんと計上するのが普通だと思うんですが、その辺の認識、ちょっと課長じゃなくて、ちょっと町長、その辺はこういうやり方でいいのかどうかを含めて、やはり明示するものは明示するという方向で行ってもらいたいんですが、その辺、よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） すみません、委託料の件なんです、先ほど担当課長からも、指定管理料なんです、名目上、一応12の委託料の中で計上をさせていただいております。同じような説明で申し訳ございませんが、先ほど担当課長からも若干ありましてとおり、決めではございません。ある程度申合せ程度ではございますが、入札に関わる部分、委託料等と工事等、入札に係る部分がございまして、予算を明記するというのは、今言ったように委託料とか工事では控えさせていただいているというのが現状でございます。予算の構成上、どこにいわゆる節のほうに設定するかという場合について

は、委託料の部分で、この中で含めさせていただくという、この予算のほうの決めの部分ですので。これの部分は今言ったように。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副町長（佐藤良樹君） それは決まっております。ただ、先ほど話あったとおり、5,000万円というのは、去年の当初の際に、その金額は当然お示ししているところだと思います。今、申し上げたとおり、ここの部分でこの管理料だけ5,000万円という形で表示するのは、申し訳ないんですが表示を控えさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） それでは、町税の観点から反対の討論をさせていただきます。

原発事故から10年が経過した今もなお、ほとんどの町民は避難生活を強いられたままの生活であり、経済的不安を抱えながらの、今、生きることが精いっぱい状況の中にあります。こういう状況下で、住民税の通常課税、固定資産税の4分の1のみの減免は、町民の生活状況を見捨てた町民不在の町政であると断言せざるを得ません。

私は、この不条理な状況を招いた国が、当然財政負担をすべきものであり、町民が負うべき時期は、帰還困難区域がなくなり、税の公平性が保たれた時点、いわゆる全町帰還宣言が成された後であると考えております。安易に国からの指導であることを理由に、町民に対し財政負担を求めることがあってはならないと考えております。町は町民の心を和らげ、生命、財産を守ることが責務であって、決して町民の生活を脅かす町政であってはなりません。

したがって、今議会に提出された一般会計予算は、一方的に増額された税収を盛り込んだ予算であり、決して認めることはできないことを申し上げ、反対討論いたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、賛成の方の討論を許可します。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重です。

賛成討論をさせていただきます。

令和3年度は、東日本大震災、原発事故から11年目、一部地域を

除く避難指示解除から5年目を迎えます。浪江町も復興が目に見えるようになってきたと思います。

今日まで、浪江町まち残しのために、雇用を図るため4か所の産業団地の造成、内、藤橋産業団地と棚塩産業団地はほぼ工場が決まり、稼働あるいは建設が進んでおります。特に世界最大級の水素製造拠点、木材製造生産拠点がほぼ出来上がりました。また、港の整備がされて、競り場も完成し、さらには魚の加工施設も完成し、港も活気を呈してまいりました。昨年8月道の駅のオープン、そして、3月20日には、酒造施設、相馬焼の販売施設がグランドオープンとなります。

令和3年度予算は持続可能なまちづくりを目指す予算であります。令和2年度と比べ28.2%減の総額24億6,900万円であります。これからは、国の復興支援も厳しくなると思います。令和3年度の事業は、中心市街地の整備、ふれあいセンター跡地への介護関連施設、復興まちづくり施設、木材生産拠点、乾燥調製貯蔵施設、育苗施設の整備であります。さらに、移住定住を進める事業、新規就農者確保推進事業が予算化されております。今後、持続可能なまちづくりを進める上で大切な事業と思います。

歳入においては、自主財源はなかなか厳しい状況であります。地方交付税等も今後厳しくなることが予想される中、令和3年度予算は、今後の5年、10年を見据えた復興創生の基礎となる予算と思います。

また、上下水道の事業が持続可能になるよう、公共上下水道契約の見直しの金額を提出されました。このことは、今後の浪江町財政にとって、大事なことだと賛同いたします。

我々は町民として、自助・共助・公助の精神の下、精神的にも復興していかななくてはならない年であると思います。災害から11年目の予算であると思います。よって、この予算に対して賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、反対の方の討論を許可します。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 続けて反対の討論をさせていただきます。

町民の生活実態と町のあるべき姿については紺野則夫議員が明快に主張したとおりであります。

私は、一般質問でも、あるいは昨日の第3次復興計画でも、様々な観点から浪江町の復興再生はまだまだその途上にあると、被災12町村の世論調査でも54%、そういう状況にある中で、浪江町は、個別の数字は私はつかんでいないけれども、もっとその割合は高いは

ずだと。

そういう状況にあって、課税を強化する。あり得ない話です。先ほど、予算審議の中でも企画財政課長とやり取りしましたがけれども、浪江町が通常課税に戻ったことによって、逆に地方交付税が減額される。もちろん国のやり方も重大問題です。結果的には、通常課税することによって町民の負担が拡大していく。負担が重くなる。こういうことは明らかであります。復興途上において、やるべきことではありません。

さらに、10年を超える避難生活の中で、町民の中にも格差が出てきている。町民の立場で言えば、貧困と孤立と孤独と精神的な病に追い込まれて、40代、50代、あるいは20代の人でさえも、医者に行っても病気が治らない。そういう深刻な状況に追い詰められております。町は、本当に全ての町民に寄り添う、全ての町民が生活再建のために支援を続ける、様々な苦労があると思うけれども、その立場を絶対離れてはならない、私はそのように思います。

そして、今ほども、昨日から議論になっておりますけれども、復興牧場の強引な推進であります。いみじくも今、12番、山本議員が地権者2人の協力を得られないままに大規模牧場を推進するということは、言ってみれば、かつての原発推進と同じではないのか、こういうことを言われました。私は同感です。復興途上にある浪江町が異論を唱える、同意しかねる、そういう立場にありながら、町はおおむね関係住民の理解を得た、そういうことで、復興牧場の強引な開発推進、これは町民の思い、願いからはかけ離れた行政の施策展開であります。

そういう諸々の問題、予算が組み込まれた令和3年度当初予算には、私は賛成するわけにはいきません。町民と共に困難な道を歩む、そのことを絶対忘れてはならない、その立場を捨ててはならない、これが執行者に求められていることだと思います。そういう立場から、改めて当初予算の重大な問題を指摘して、反対の討論にさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 次に賛成の方の討論を許可します。

10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 議案第37号に対して、賛成の討論をさせていただきます。

令和3年度の当初予算は、令和2年度の340億円から約30%減の240億円です。約100億円の予算縮小になっております。これについては、私自身としては、浪江町が復興するためのハード事業が大きく進行しているためであり、完成形が目に見えてきているための予

算縮小だというふうに判断しております。

一方、令和３年度の予算編成の内容を精査いたしましたところ、将来の浪江町を左右するソフト事業に大きく予算が投入されています。町内の人口増加を促進するために、特に移住定住関連として１億３,０００万円、新規就農者関連として６,０００万円、商工業者支援関連として１億２,０００万円など、こういったところに大きな予算が組まれております。また、浪江町周辺の整備事業に１億７,０００万円、復興牧場に４億円が組まれており、これらの事業は浪江町の発展に大きく寄与していくというふうに考えております。

さらには、近々の課題となっておりますコロナ関連予算に約１億円が計上されております。全体的に見れば、今までの過去を踏まえ、現在の状況を鑑み、未来を見据えたバランスの取れた予算編成になっていると判断いたします。

よって、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 次に反対の方の討論を許可します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第３７号 令和３年度浪江町一般会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３８号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第２、議案第３８号 令和３年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第38号 令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第39号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第39号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第40号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第40号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第41号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 2点ほどお尋ねをいたします。

予算資料23ページに公共下水道事業の大項目予算書が掲載されております。使用料及び手数料、前年比1,261万6,000円増の3,661万8,000円です。新年度から基本料金、通常徴収するという体制の下に新しい予算が組まれているわけですがけれども、その分の基本料金に通常徴収による増加分は、この予算書の前年比1,261万6,000円の増という部分に全て吸収されるのか、あるいはそれ以上なのか、それ以下なのか、お尋ねをいたします。

それから、諸収入、令和2年度は6,500万円の予算計上がありましたけれども、今年度は残目の金額のみです。いわゆる東電賠償のことですけれども、今年度の予算計上が見通せないという下で、こういう予算になったのか、それとも、東電賠償については、今後の交渉によって賠償が行われると、そういう見通しが持てるのかどうか、今年度、この予算との関係でお尋ねをいたします。

お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 1点目の質問、お答えいたします。

増額分としまして、町民向けの家庭用の部分でございまして、積算上は690軒ほどで1,076万4,000円を見込んでおります。

もう一点、賠償金でございましてけれども、毎年賠償金等積立金、歳入歳出で同額を計上していたものですが、来年度に至っては賠償額確定してから計上したいと思っております。

見通しのほうはもちろんありませんけれども、交渉してまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 東電賠償が見通せないというお答えがありましたけれども、なぜそういう状況になっているのか、再度お尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 見通せないと申し上げたのは、予定が見通せないということであって、私どもとしては、強く毎年交渉していくということで臨んでいきます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 粘り強く交渉をする、それは分かります。ぜひ頑張ってください。

ただ本年度予算で、我々が、少なくとも私は、この議案に賛成するか反対するかという極めて重要な判断材料なんです。仮に、料金改定によって1,076万円追加徴収というか、値上げ徴収することになると。しかし、東電賠償について、従前どおり賠償の見通しがあるというのであれば、そこで相殺するということも可能なわけですが、全く見通せないと、粘り強く交渉するというだけでは、今のところ私は、東電としては賠償する考えはないというふうに判断せざるを得ないわけです。もし、課長が粘り強く交渉すると。もちろん年度内に決着をつけないければならない問題ですが、課長としては、これまでの経験から東電の対応をどのように考えますか。ゼロ回答だということになってしまうのか。それとも、従来に匹敵する賠償を確保することが可能だと、そういう状況判断になるのかどうか。もし、これまでの経過から賠償が可能だということであれば、当然のことながら今年度予算には、先ほど来、いろんな議論がありますけれども、その見通しの下に下水道予算も組むと、議会に提案をするという姿勢が私は大事だと思うんですが、どう判断されますか。

私はこれで質疑は3回だからあとできないので、ちゃんと答弁してください。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 会計に関しましては、不確定要素が多いものを財源とするよりも、きちんと確定した段階で載せたいと思っております。

例年、先ほども申し上げたとおり、賠償金の収入をそのまま積立金として積み立てておりますので、そういうことから確定してから計上する。不確定なものは計上しないという方針で、今回はこのような形となりました。ご了承ください。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 令和3年度公共下水道事業の予算に反対の討論をいたします。

基本料金を通常徴収すると、そのことによる収入増は1,076万だということが今明らかになりました。1,000万とはいえ、加入世帯にしてみれば、生活を切り詰めて暮らさざるを得ないという状況の下で基本料金通常徴収に戻るということは、生活を圧迫するということになることは明らかであります。

では、その財源をどうするかと。1つの方法としては、これまでの経過からして粘り強く東電と交渉して賠償の見通しがあるというのであれば、私は不確定要素だからというふうに言われてしまえば、そのとおりだけれども、公共下水道会計の予算を組むに当たって、残目計上のものに対して東電賠償を計上すべきだという判断の下に、この提案を否定するわけにはいかないのです。

なぜならば、これまでの経験から東電賠償の可能性があるとすれば、諸収入に予算を計上するのが当然であります。まして、被災自治体としては、そこは決して東電との関係で譲ってはならない行政の対応だというふうに思います。そのところを後ろにしておいて、後景に回して10年過ぎたから基本料金通常に戻すというやり方は、まさに原発避難による負担と犠牲を水道加入者に転嫁するものであり、私は認めるわけにはいかないということを明確に述べて、反対の討論にいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に賛成の方の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第41号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで休憩を取りたいと思います。

15時25分まで休憩とします。

(午後 3時11分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 3時25分)

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6，議案第42号 令和3年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 下水道工業団地の予算は、ほぼ10年来同じだと言っているのですかね。工業団地造成事業、したがって、こういう特別会計が必要なのか。産業団地造成工事をやっても全然これとは関係ない。だとすれば、特別会計を存続する意味がないのではないかというふうに私は考えるんですけども、予算提案をされた考えについて、お聞きをしたいと思います。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） この産業団地は、工業団地造成事業の特別会計は、産業団地に浪江日本ブレーキが来た際からのこれは藤橋地区で使ってくれということになっていまして、ほかの産業団地会計と一緒にできないという特殊なものであります。藤橋の皆さんには何とか使っていただきたいといつも言っているんですが、なかなかまとまらなくて、何でもかんでも使えるわけではありませんので、地区のために使うということの条件でこのお金があるものですから。このような形でずっと残って申し訳ないんですが、今後もこれを使うようにお話をしていきたいと思います。

なお、ほかに財政処理でできる方法があるのか、これも相談したり研究してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 特定地域のために町が特別会計を持つということについては慎重な対応判断が必要だと。今、課長言われたように、特別会計の処理について、これは法務省になるのか、財務省になるのか、それとも工業会計だから経産になるのか、分からないんですけども、しかるべき上級機関とも相談して全然町として、予算には提出されてくるけれども、町として活用できない。特定地域の特別会計だということであれば、廃止の方向で早急に検討していただきたい。結果についても、議会のほうに来年の少なくとも9月議会決

算までには町の方針をお決めいただいて、議会のほうにご提示いただきたいということを強く求めています。答弁いりません。町長、何かあつか。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第42号 令和3年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第43号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 反対の討論をいたします。

農業集落排水事業についても、基本料金徴収ということになりますので、かかる状況の下では通常に戻せる状態ではない。十分損失の原因は東京電力の原発事故にあるわけだし、国策として進めてきた国にあることは言うまでもありません。

したがって、この特別会計についても、今年度予算については明確な反対の態度を明らかにするものであります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに賛成の方の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第43号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第44号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第44号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第45号 令和3年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第45号 令和3年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４６号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第46号 令和３年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第46号 令和３年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４７号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第47号 令和３年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町民の中には電気料金も払えない、水道料金も払えない。そういう人たちがいることを考えれば、東電賠償、誠意がないということは極めて不当でありますけれども、町民生活の現状に鑑みて、水道の基本料金、通常に戻すということについては、どうしても賛成しかねるということを申し上げて、反対の討論にいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号 令和３年度浪江町水道事業会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎国道１１４号整備促進特別委員会報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、国道114号整備促進特別委員会報告を議題とします。

国道114号整備促進特別委員会委員長から報告を求めます。

国道114号整備促進特別委員会委員長、馬場績君、登壇でお願いします。

[国道１１４号整備促進特別委員長 馬場 績君登壇]

○国道１１４号整備促進特別委員長（馬場 績君） 国道114号整備促進特別委員会委員長として、特別委員会調査活動に関する報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

本特別委員会は、令和元年6月定例会において、発委によって決議され7名の委員が選任され、以来、2年余りにわたって調査特別活動を行ってきたものであります。

報告の第1は、特別委員会の整備に関する調査、審議に関する経過についてであります。

委員会の開催については、添付資料にあるとおり、これまで7回の委員会を開催してまいりました。さらに、特別委員会の活動として中間報告書を議会に提出し、活動の現状と今後の取り組むべき課題について議論しました。そこでは、2つのことを確認しました。浪江町及び所管する警察署に114号6号線タッチ交差点部分の改良工事を早急に行うべきであるという中間報告を議長に提出したものであります。令和元年10月28日であります。

2つは、大震災、原発避難前の拡幅事業計画である庁舎前道の駅なみえの前の通りである浪江拡幅の整備促進を求めてまいりました。私から申し上げるまでもなく、この事業については、ほぼ改良工事が完成したということを報告できると思います。

さらに、114号整備促進に関する要望活動を本年1月29日に福島県猪股土木部長、以下、土木部の幹部らが出席された下での要望、それに先立って相双建設事務所河合所長宛てに、議長とともに整備促進の要望を申し上げてきたところであります。

要望活動の中身について端的にご報告申し上げます。

相双建設事務所の所長は、皆さん方から熱いご要望をいただいた

ことに對して、我々としては背中を押される思いであり、ありがたいという話をされておりました。さらに、福島県土木部長に山木屋工区と浪江、津島に関わる柵平工区の改良の現状と未改良の部分について改良促進をお願いいたしました。いわゆる、柵平工区以外の路線については、浪江管内未改良はないという認識でありましたけれども、山木屋工区は全線改良が行われている。そういう現状を丁寧にご説明申し上げ、その結果、猪股土木部長は、残りの部分についても、山木屋工区と同等の改良工事を進めたいというふうに明言されました。

特別委員会として、議会の皆さん、あるいは執行部の皆さんに報告できる重要な中身だというふうに思います。

そういう経過を踏まえて、最後でありますけれども、今後の課題と方向性について、次のようにまとめました。

国道114号は、当地方の産業、経済、生活基盤を担うものであり、復興再生の動脈である。したがって、現状では未改良箇所も多いので、継続して改良整備促進を求めていくことが重要であると、そのように考えまして、特別委員会で議論し全会一致で確認し、本日ここに特別委員会の最終報告を申し上げる次第であります。

以下、添付資料については、お目通しをいただきたいと思います。
以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で国道114号整備促進特別委員会報告を終わります。

◎請願第1号の討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、請願第1号 国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

事務局長に請願書の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第1号 国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

採決は、起立により行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、請願第1号については採択とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、発委第1号 浪江町議会基本条例の制定を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、佐藤文子君、登壇でお願いします。

〔議会運営委員長 佐藤文子君登壇〕

○議会運営委員長（佐藤文子君） それでは、提案理由を申し上げます。

町民に身近な代表機関としての議会並びに議会活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項について定めるために、本条例を制定するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発委第1号 浪江町議会基本条例の制定を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、発委第2号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤文子君、登壇でお願いします。

〔議会運営委員長 佐藤文子君登壇〕

○議会運営委員長（佐藤文子君） それでは、提案理由を申し上げます。

浪江町課設置条例の一部改正に伴いまして、常任委員会の所管を変更するために所要の改正を行うものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発委第2号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、発委第3号 浪江町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

- 議長（佐々木恵寿君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤文子君、登壇をお願いします。

〔議会運営委員長 佐藤文子君登壇〕

- 議会運営委員長（佐藤文子君） それでは、提案理由を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議会への欠席事由を改めるほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発委第3号 浪江町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第17、発議第1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書案を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

- 議長（佐々木恵寿君） 提出者の山本幸一郎君から提案理由の説明を求めます。

山本幸一郎君、登壇をお願いします。

〔12番 山本幸一郎君登壇〕

- 12番（山本幸一郎君） ただいま事務局長朗読のとおりでございます。

冤罪被害者を一刻も早く救済し、冤罪被害者をなくすために、再審

法の改正は必要であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書案を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査又は調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長挨拶

○議長（佐々木恵寿君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月3日の本定例会開会以来、熱心にご審議を賜り、提案いたしました全ての議案について、ご賛

同をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後、町政に十二分に生かしてまいりたいと考えております。

東日本大震災から10年が経過いたしました。10年前の全町避難から町民の生活再建、ふるさとの復興に取り組み、平成29年3月の一部地域の避難指示解除以降、「まちのこし」のための取組を進め、今、様々な復興の芽が顔を出し始めております。

今回ご承認いただきました浪江町復興計画第3次は、国の定める第2期復興創生期間と相まって、これまでの取組をさらに前に進めるため、「まちのこし」から「持続可能なまちづくり」へ向けた今後10年間の取組を掲げた非常に重要な計画となっており、令和3年度当初予算につきましては、そのスタートの予算として計画推進の予算編成としたところであります。特に、帰還困難区域の再生は、非常に重要な課題と捉えております。

政府の復興基本方針におきましても、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組むとしており、国の責任において、早急に解除方針を進めるよう今後とも強く求めてまいります。

また、特定復興再生拠点区域においては、令和5年4月の避難指示解除を目指し、室原地区防災拠点の整備やつしま活性化センターの復旧等、様々な取組を進めてまいります。

先人たちが長い年月をかけ農地を切り開き、今日まで受け継がれてきたふるさとの地を私たちの責任で子供たちに引き継ぐことが求められております。

10年の節目に当たり、第3次復興計画の策定と併せ決意を新たにしたいところであります。

この町を次世代に引き継ぐため、真の復興を果たすため町民の皆様が安心して帰還できるよう、「帰りたい」、「ずっと住んでいたい」、「住んでみたい」と思える持続可能なまちづくりを目指し、私をはじめ職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、議員各位におかれましては、4月末をもって任期満了を迎えられます。今期を最後に後進に道を譲られる方々におかれましては、長年にわたり町政の進展にご尽力を賜り、また、震災からの町の復興に道筋をつけるため、誠心誠意取り組んでいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。今後も引き続き、ふるさと復興のためご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、再選を期して選挙戦に臨まれる方々におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、これまでの政務活動を町民に訴え、所期の目的を達成されますようご健闘を心よりお祈り申し上げます。

なお、予算整理のための令和２年度一般会計及び特別会計の最終補正予算につきましては、３月末で専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようよろしくお願いをいたします。

結びに、議員各位のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

令和３年３月16日。浪江町長 吉田数博。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） これをもって、令和３年浪江町議会３月定例会を閉会します。

（午後 ４時３０分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署 名 議 員 山 本 幸 一 郎

署 名 議 員 泉 田 重 章

署 名 議 員 紺 野 榮 重